

366
49
S

第28集

日本労働年鑑

1956年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1956

VOL. XXVIII

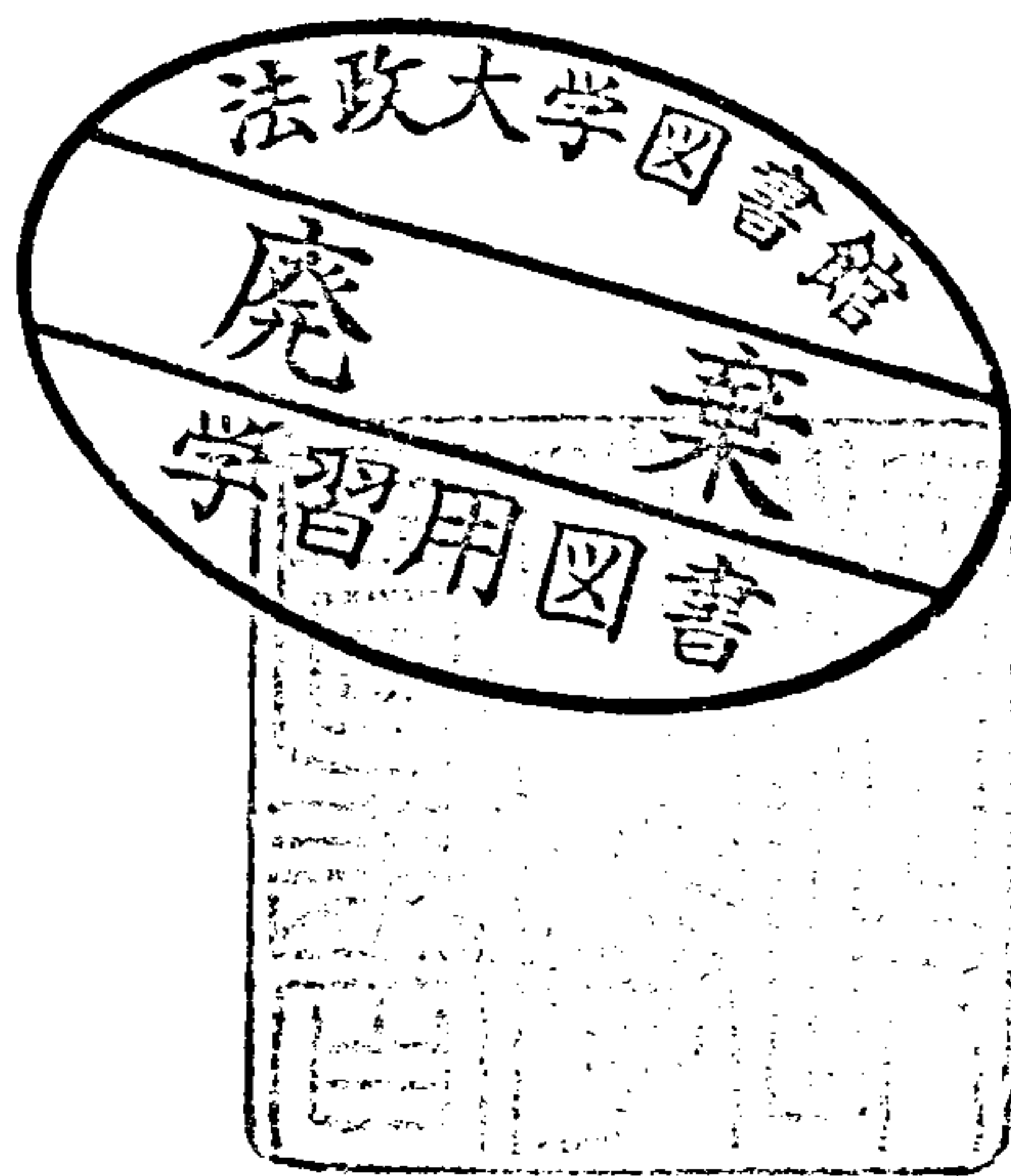
法政
大学 大原社会問題研究所

COMPILED BY

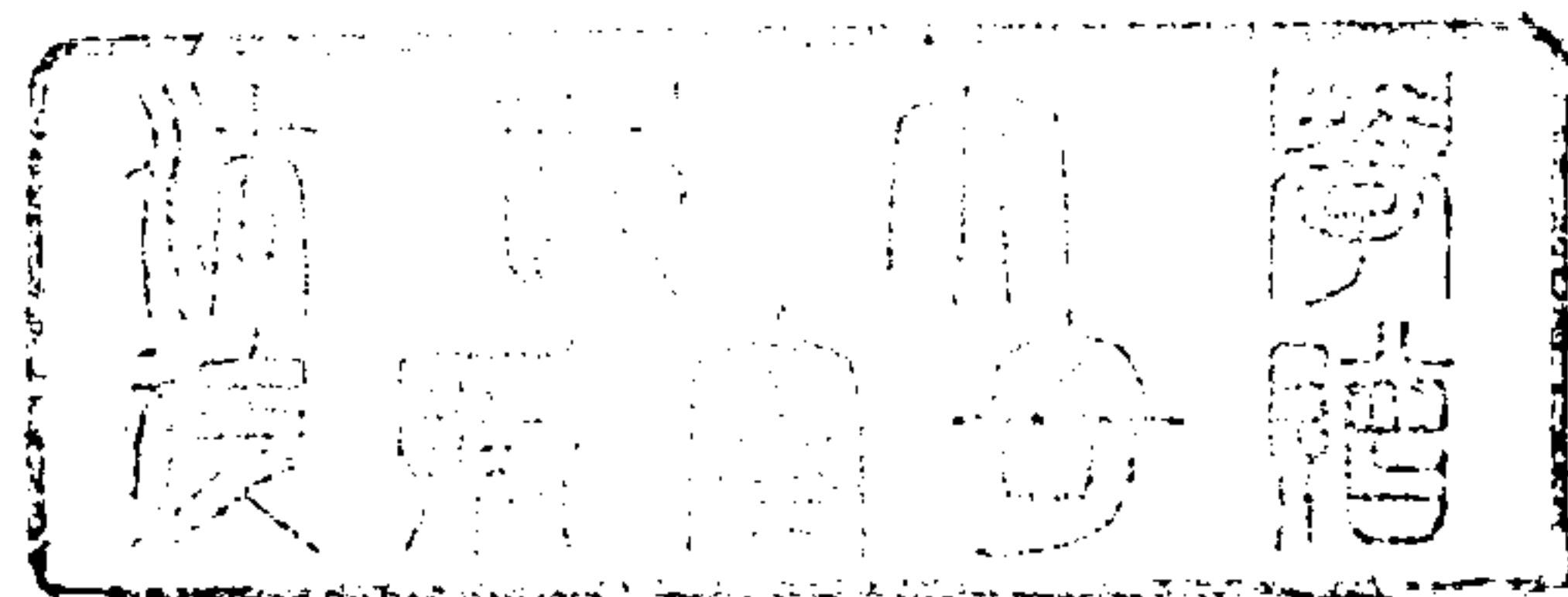
OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH

HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

労働旬報社



6153



緒言

この年鑑は、一九五四年におけるわが国の労働者および農民の労働状態と生活状態（第一部）、労働運動・農民運動・平和運動その他の社会運動（第二部）、政府および資本家団体の労働政策（第三部）のそれぞれに関する主要な事実を、信頼しうる資料にもとずき正確に記録しようとするものである。

一九五四年は、国際的にも、国内的にも、歴史的な意味をもつ重大な事件が相ついで起つた年である。インドシナの休戦、西ドイツの主権回復と西ヨーロッパ連合（WEU）の成立、これにたいする東ヨーロッパ側の安全保障会議と軍事同盟の成立、ビキニの水爆実験、原子力発電所の操業開始、日米MSA協定の発効、吉田内閣の退陣、と数え上げてみただけでも、この一年の大まかな動きを想像することができであろう。それは、いつてみれば、「冷い戦争」からの歴史の「曲り角」がようやく準備されて行つた年であるといえるかもしれない。この年の前半、東では、太平洋におけるアメリカの水爆実験（三・一）にたいして、インドのネール首相はアメリカの軍事援助を正式に拒否（三・一）するとともに水爆実験の中止を呼びかけ（三・二九）、平和五原則についての周ネール共同声明が発表され（六・二八）、ジュネーヴ会議によつてインドシナの休戦が成立し（七・二〇）、インド・ビルマ・セイロン・インドネシアの諸国はアメリカの提唱した東南アジア防衛機構（SEATO）への参加を拒否し（八・三）、ついでこの年の後半、西では、フランス議会の決定によつて欧州軍（EDC）計画が崩壊し（八・三〇）、国連政治委員会では八年ぶりに五大国共同決議案が採択され（一〇・二二）、フランス議会は西ドイツ再軍備協定を否決（一二・二四）する等の事件が報ぜられ、「力の政策」の孤立化

が語られるようになった。しかしこれらのことは、いうまでもなく、「冷い戦争」の終了を意味するものではなく、かえつて戦争の危機の切迫を暗示する事件もいくつか起つてゐる。水爆実験そのものが何よりもその明証であろうが、同じくジュネーヴ会議開催中に、グアテマラに内戦が発生し（六・一八）、また先にのべたEDCに代るものとして、西ドイツに主権を回復し、北大西洋条約機構（NATO）へ参加させるパリ協定が調印され（一〇・二三）、一方モスクワでは全欧安全保障会議が開かれて東欧の軍事同盟が成立した（一二・二）。

このような世界の二つの体制の対立と、そのあいだの「冷い戦争」の動きは、いろいろな形で日本の政治と経済、国民の生活と運動に敏感に影響を与えたが、より直接的にひびいた大きな事件として、二つの問題がほぼ時を同じくして起つた。一つは日本漁船の「死の灰」被災事件であり、一つはMSA協定の調印である。

日本のマグロ漁船第五福竜丸は、三月一日南太平洋で操業中、ビキニ水爆実験の放射能にあい、「死の灰」をかぶり、これによる乗組員の被災症状は急性放射能症であることが確認された（三・一五）。ついで積載魚から原子マグロの恐慌がひろがり、年末までに全国で一三万貫のマグロ類が廃棄された。つづいて五月以後、各地で放射能雨が降り、飲料水や農作物の汚染も検出された。福竜丸の久保山無線長はついに原爆症で死去した（九・二三）。これらのことはとくに日本国民に切実かつ強烈に戦争の脅威を感じさせた。わが国の平和運動がこれによつて大きな質的發展をとげ、国民運動として展開する端緒となつたのも当然であつた。原水爆禁止署名は年末までに二千万人をこえ（一二・一三現在）、東京、北海道、大阪、京都をはじめとする四二県全部の地方議会が禁止の決議をおこない、国会も決議案を通過させるにいたつた。

MSA協定、すなわち「米日防衛相互援助協定」、とこれに関連する「米国農産物購入協定」、「経済措置協定」（いわゆる円貨使途協定）、「投資保証協定」の一連の協定の調印（三・八、発効五・一）は、日本をいつそう直接にアメリカに

結びつけるとともに、日本の再軍備と経済の軍事化への道を大きくおし進めるベネとなつた。右協定が調印されたすぐ翌日に、自衛隊法案と防衛庁設置法案が閣議決定された。この防衛二法案は六月二日に成立し、まもなく防衛秘密保護法や新警察法とともに施行された(七・一)。自衛隊の指導にあたるアメリカの軍事顧問団は六五〇名といわれた。昭和二九年度予算には、二億数千万円の「原子炉建造補助費」が突如として計上された(三・二)。国会において岡崎外務大臣は自衛隊の海外出兵もありうるという(三・一七、衆院連合委)、またアメリカの原水爆実験にたいしても協力したいと答弁した(三・二五、衆院厚生委)。

前年までのいわゆる特需経済に代つたM S A経済は、前年秋以来のいわゆるデフレ政策(財政投融资の削減と金融引締め)をいつそう強化し、恐慌現象を広く各部面で表面化させるとともに、「耐乏生活」をさらに厳しく国民に強要するものとなつた。吉田首相は年頭から、耐乏による自立を強調していたが、何よりも労働者の賃金にたいする攻撃がつぎつぎと企てられた。小坂労相は新年早々、標準賃金制をいい出したが、この標準賃金設定準備のために労働基準局と基準監督署は三千万円の予算を使つて全国的な実態調査を実施した。日経連は「当面する労使問題の経済的基礎」の発表(二月)、「賃金三原則」宣言(二月)、「定期昇給制」の提唱(三月)と、つぎつぎにベース・アップの阻止、賃金ストップ、賃金切下げへの態勢をととのえていつた。「経営参加」論なども一部にあらわれた。日経連は進んで大量首切を宣言し(六・二四)、賃金ストップと首切り促進のための失業対策費の増額を要求した(一〇月大会)。自由党は新労働政策を発表した(一〇・三〇)。一方、農民にたいしてははじめての米価引下を実施し、農林省では「米食率の切下げ」を検討しはじめた。「デフレ政策」をきつかけとする経済恐慌の現実化は、後半期に入つて一時停滞的な小康状態に入つたが、経済的な困難と不安定は解消するようにも見えなかつた。一部には「デフレ手直し論」や「底入れ」の声もあらわれ、大資本の中にも危機打開のための日中貿易に積極的な関心を示すものが増加した。勤労者の状態を端的に示したのは「生産性向

上」による労働強化、賃金引下げと失業・半失業の著しい増大であつた。経済白書の「完全失業者」は一年間に二五万人ふえて八四万人という最高の数字を示し、総理府の臨時調査では、「現在の就業に不満なもの」の数は前年比四〇%増の八九一万人（生産年令人口総数の一四・五%）となつた。労働運動も新しい質的な発展を示し、吉田政府にたいする国民の反感は累積した。支配層内の不一致と葛藤もそれにつれて大きくなつた。疑獄の摘発が政界財界をゆるがし、佐藤幹事長の逮捕は指揮権の発動によつて押えられ（四・二二）、両派社会党提出の内閣不信任案は二〇八対二二八であやうく否決された（四・二四）。衆参両院とも中国紅十字代表の招請を全員一致で可決した（五・二七、二九、李徳全女史一行の来訪は一〇・三〇）。「乱斗国会」（六・三）から首相の外遊は延期され、緒方新党の結成も不成功に終つた。外遊から帰つた吉田首相は国民の不信を前にして辞職し、ここに鳩山内閣が発足した（一二・一〇）。

以上に瞥見したような国際的および国内的情勢によつて規定され、また、これらを背景にして、この一年の日本の労働運動はいくつかの質的に新しい特徴を帯びていることがわかる。

第一に、この年の特徴として、尼崎製鋼の七七日の闘争、近江絹糸の一〇七日の闘争、日鋼室蘭の一七一日の闘争などに代表されるように、労働運動が長期かつ頑強な性格をもつに至つたことが知られる。労働省の争議統計からみても、争議行為をともなう争議件数は一九四八年以来の大きな数に上り、その参加人員は総争議参加人員の六割近くを占めたこと（これは戦後最高）、要求を貫徹した争議件数が増加して不貫徹の争議件数および参加人員が減少したこと、一方、経営者側のロックアウトによる労働日損失日数が一一八万日という日本労働史上最高の記録を作つたことなどが示された。これらのことは、どんな要求でも、もう話し合いや取引によつて解決される余地がなくなつたことを示していると同時に、闘争も一〇〇%勝利か一〇〇%敗北かというようなことではなく、味方の力を強めてゆくねばりづよい闘いになつていくといえる。したがつてそこでは、統一し団結するための権利を固く握つて離さないことが何ものにもかえがたい勝利の条

件となつてゐることを、近江絹糸の争議は教えていた。

第二に特徴的な点は、近江絹糸の争議における二二項目の要求などに典型的にみられるように、労働者一人一人の初歩的で基本的な要求、しかも生活と権利についての防衛的な性格をもつたギリギリの要求が中心にすわりはじめたことである。春以来の炭労・私鉄・全鉱の争議にみられた賃金ストップ政策にたいする闘い、尼鋼・日鋼を頂点とする金属労働者の争議にみられた大量首切・企業合理化に対決する闘い、国鉄の場合の組合否認にたいする反対、日教組の場合の教育二法案にたいする反対の闘い等、生活と権利のはくだつにたいする闘いが、労働者一人一人の闘いに発展して行つたことは近江絹糸の場合と同じく注目すべきものがあつた。要求事項別の争議統計において、組合の承認または組合活動に関する要求件数が、一九四六年を除いて戦後最高を示したこともこれを示すものといえよう。

第三に、右のことと関連して、今までの上から幹部がひきまわすやり方は破綻し、初歩的基本的な要求を闘いとするための一人一人の自発的な闘争にとつて代られはじめた。前年までは、たとえば賃金についてはマーケット・バスケット方式とか、一率プラスアルファ方式、権利についてもたとえば団体協約の条文をどうする、というような、組合幹部が頭で考へた要求が多かつたが、この年からそれが大きく変りはじめたと見られる。また、これとも結びついて、闘争の際の主導権が下の大衆の手にうつりはじめたことが注目をひいた。

第四に、産業別にみても、今まで労働運動の起らなかつた職場、起つても非常に弱かつた部面につぎつぎと大きな争議が起つたことがあげられる。この点で、近江絹糸の争議の影響力は極めて大きいといえるが、たとえば、各地の取引所、地方銀行、司法省、国税庁、公私立学校などから町の食堂、牛乳配達店にいたるまで、広汎な労働者のあいだに大きな権利への自覚をゆりうごかした。この年の代表的な争議として、日鋼室蘭と並んで近江絹糸や東京証券取引所の争議があげられることはその意味で特徴的なことといえよう。

第五に、右の第二にみたような初步的で基本的な要求は、それ自体極めて単純明確なものであり、したがってこれらの要求を中心にして労働者階級の統一行動が今までになく画期的に前進したことは否定しがたく、また労働者と国民各層との統一行動も各地で発展した。たとえば、近江絹糸の場合の労働者の出した「結婚の自由をみとめよ、別居生活を強制するな」という要求は、国民の誰にでも共通する要求、全国民の共感する要求であり、その中には同社の夏川一族以外の重役たちも含みうるような要求であつた。同じようなことはいくつもあげられるが、こうした統一を促進する条件を、MSA再軍備政策はいたとところにますます多く作り出すことになつた。というのは、賃金ストップ、あるいは賃金切下げ政策はいままで労働運動を分裂させる役割を果していた職制や職員層の生活をも圧迫し、労働強化を強要することとなり、かれらも労働者の側に参加せざるをえなくさせており、上に厚く下に薄い職階制ベース賃金の名目的な引上げによつて一部の上層労働者を会社側にひきつける余ゆが著しく狭められてきたからである。同時に、いままで労働運動を白眼視がちであつた農民、中小商工業者、小市民層なども、MSA再軍備政策による農業、商工業の破綻から、労働者の運動に共感し、ともに闘う方向が生れてきた。尼鋼の争議に多数の尼崎市民が応援し、近江絹糸の争議が全国各地の農村から支援を受けた事實は、少くともその萌芽を示すものといえよう。

第六に、右のような統一行動の拡まりの中で、労働運動の中にはさらに進んだ闘いの方向が生れて来た。それは、現在の経済的・政治的困難が国の経済政策からでている以上、問題は一企業内のやりくりでは解決されないことが多く、その根源となつている再軍備へ向う国の経済政策を換えさせるための、国民の力の統一した闘いには進みえないということとを、労働者階級が自覚しはじめたということである。日鋼室蘭の労働者は尼崎製鋼の争議の敗北の教訓を受けつぎ、労働者階級が自己の基本的要求をかちとるためには、他の諸階層の基本的要求をとりあげ、国の政策をかえさせる闘いに全国民を結集し、統一しなければならぬことを身をもつて実践したということができる。その意味で日鋼室蘭の争議のも

つ意義は極めて大きいものであつたといわなければならない。

なお、平和運動については先にもふれたが、この年あいついで世界各地で開かれた労働組合の国際会議に、日本の多くの労働者が前年以上に盛んに参加して労働運動の国際的連帯を強めたことは、特に記しておく必要がある。

終りにのぞみ、この年鑑の編纂にあたり、多くの資料と便宜を与えられた公私の各団体にたいして深厚の謝意をささげたい。そして三五年の歴史をもつ本年鑑をして、ますます完全なものたらしめるために、いつそこの御援助を切にお願いする次第である。

一九五五年一〇月

法政
大学

大原社会問題研究所

目

次

緒言 (Preface)

労働日誌 (Labor Diary)

第一部 労働者状態 (Condition of Working Classes)

第一編 労働人口の構成 (Structure of Working Classes).....二七

第二編 労働移動と失業 (Labor-transfer and Unemployed).....四四

第三編 労働条件 (Working Conditions).....一〇九

第四編 労働者の生活 (Living Conditions of Laborers).....一四一

第五編 農家の状態と農民の生活 (Conditions of Farms and Farmers).....二二四

第六編 労働者・農民の組織状況 (Organization of Laborers and Farmers).....二五三

第二部 労働運動 (Labor Movement)

第一編 労働争議 (Labor Disputes).....二七九

第二編 労働組合運動 (Trade Union Movement).....四七五

第三編 農民運動 (Farmers' Movement).....六三四

第四編 その他の社会運動 (Other Social Movements).....七〇〇

第五編 労 農 政 党 (Labor Parties)	七三
-----------------------------------	----

第三部 労 働 政 策 (Social Policies)

第一編 総 論 (General Trends)	七三
第二編 政府の労働政策 (Social Policies by the Government)	一〇一
第三編 合理化対策 (Measures for Rationalisation)	一五三
第四編 社会保険・社会保障 (Social Insurance and Social Security)	一六〇
第五編 経営者団体 (Managers Organizations)	一八五

附 録 (Appendix)

その一 労働関係法令一覧 (List of Labor Laws)	九二三
その二 労働組合・官庁・諸団体名簿 (Directory of Trade Unions, etc.)	九二七
索引および統計表目次 (General Index, Index of Statistical Tables)	巻末

凡 例

一、本年鑑の記事は、主として労働省をはじめ、主要な新聞、雑誌、各労働組合その他の労組団体および企業体の報告その他の発表記事、各官公私団体の調査報告等を、本所において取捨し、できるかぎり正確かつ確実な統計資料に基いて客観的な記述をすることを期した。

一、本年鑑の編纂様式は、前年版と同じく、第一部「労働者状態」、第二部「労働運動」、第三部「労働政策」の三部に大別し、それぞれの中をさらに編、章、節に分つた。

一、附録として、一九五四年中に公布された労働関係法令の目録と主要労働組合、関係官庁関係調査機関、その他の諸団体の名簿（所在地、電話番号）を附して日常に便に供した。

一、各部の内容目次の細目をそれぞれの部の初めに掲載し、内容事項索引および統計表目次を巻末に置いた。

一、本文の記述は、原則として一九五四年の事柄に限り主要労働組合の現状および関係団体名簿についてはその後の修正を加えておいた。

労働日誌

一月			
七日	日本患者同盟、自由労組などとともに生活保護予算削減反対の集団陳情	一四日	政治活動制限に反対 総評幹事会、春季闘争方針を決定 平和憲法擁護国民連合結成大会、 一二〇余団体で組織、議長に片山哲氏
九日	自由党の警察制度改正要綱案に両派社会党を始め革新政党、五大市、全国市長会などで反対	一五日	二九年度予算案大綱、臨時閣議で決る、総額九九五億 政府、定員法改正で六万〇〇八一名の人員整理案を決定
一〇日	炭労第九回臨時大会（一四日）賃上闘争方針、大衆闘争の組織を確立	一六日	全日本労働組合会議（全労会議）、憲章案を発表、予定勢力八〇万 淀川製鋼スト四九日ぶりで解決
一二日	社会福祉緊急大会、日雇労働者、患者、附添婦、保母など集団陳情	一七日	右派社会党第一二回全国大会（一九日）再軍備よりまず生活安定の運動方針
一二日	国鉄労組、年末闘争責任者処分に反対、三割賜暇闘争	一八日	炭労中闘、二月九日から運搬部門の四八時間スト指令 名古屋鉄道管理局、三割休暇の欠勤者二五〇名に減給処分
一三日	官公労幹事会、春季闘争方針決定 日雇労働者二五〇〇、国会へデモ 金属産業労働者共闘会議（前年一月二二日結成）、本年度共闘スケジュール決定	一九日	日教組、政治活動制限反対で文部省に坐込み 国鉄二四鉄道管理局、六鉄道工場
	日教組全国代表者会議（一四日）	二〇日	五割休暇 国会共闘会議、一九国会対策 総同盟四中執、全労憲章案を了解 改進党大会
		二一日	左派社会党第一二回全国大会（二三）運動方針、平和経済五カ 年計画を可決、綱領を修正可決 内閣に「被整理者対策協議会」新設ときまる
		二二日	国鉄年末闘争責任者、同三役、地方本部委員長ら一八名解雇処分 官公労春季攻勢総決起大会 自由党大会
		二五日	日教組主催、第三回全国教育研究大会（二八日）参会者七〇〇〇 第一九通常国会開会式 ベルリン四カ国外相会議ひらく （二月一九日）
		二六日	国鉄第三四回中央委員会（二八日）責任者処分反対実力行使を決定 三菱鉱業本社の配置転換反対闘争

二七日	六三日ぶりに配転を全面撤回させ 解決 自治労連、自治労協解散大会 全蚕労連第二回臨時大会（一、二九 日）	四日	組織消費税反対総決起大会 全労結成準備総会（一、六日） 三越不当首切り反対総決起大会 経済審議庁、経済政策の大綱提示 民労連全国代表者会議	一七日	文部省通達の撤回を要求 炭労第二次闘争、第四波のスト ベルリン会議、極東平和会議をジ ュネーブで開催決定 総評の国民統一闘争デー第二波
二八日	炭労大手一五社波状時限スト 妙義山の地元、米軍演習地の提供 に強硬反対 社会保障費増額署名運動展開 全日本自治団体労働組合（自治労） 二二万の結成大会（一、三〇日） 総評主催「MSA予算組替要求懇 談会」（一、三〇日）	五日	日農統一派中央委員会（一、八日） 炭労運搬部門スト 総評国民統一闘争デー 教育防衛中央国民大会 九十九里浜で漁船四〇隻に対する 威かく射撃事件 イタリヤ、ミラノ地区労働者五〇 万、二四時間スト	一八日	日本ミチュエーリン会結成大会（一、 二二日） 第四回反植民地闘争デー ネール印度首相、インドシナの早 期休戦を提唱
三二日	全駐労、全日駐合同正式調印、全 駐労一〇万と全日駐七〇〇〇が統 一	六日	全麻労連結成大会 炭労第二波出炭拒否 総評青年婦人第一回全国代表者会 議（一、一四日） 文部省茨城県下で教員の思想調査 を行い問題化	二〇日	全電線第八回定期大会（一、二七日） エジプト・ナギブ大統領失脚 シリアにクーデター
二日	駐日ソ代表部、ラ書記官の失踪は 米機関に抑留されていると考えら れる旨を声明 日米労務基本契約「保安条項」部 分発効	一四日	全高教第六回特別大会（一、一五日） 炭労搬出スト第三波 憲法擁護国民連合第一回国民大会 奄美群島、衆議院議員選挙	二七日	全国大学教授連合、教育二法案に 反対声明 ナギブ大統領再就任
三日	メーデー事件公判、人民広場の実 地検証	一五日	労相、炭労ストに賃金カットをす ると答弁 日教組、教員の思想調査について	二八日	
三月		一六日		二九日	
三月				三〇日	
三月				三十一日	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	
三月				三月	

二日	水爆実験始まる 防衛二法案要綱、閣議決定	一六日	第五福竜丸、ビキニの死の灰を浴び乗員二三名が火傷して帰国	二日	日本キリスト教協議会、水爆実験に関し声明
三日	文部省、「偏向教育」の事例、二四件を国会提出	一八日	学術会議原子核特別委、「兵器の研究は行わない」旨、基本的立場を明示	二日	民主青年団、第三回躍進全国大会（一三日）
四日	二九年度予算、三党修正案で衆院通過	一九日	MSA秘密保護法案、閣議決定	五日	二九年度予算、自然成立
五日	東京不渡手形、最高記録 合化労連第七回臨時大会（一八日） 総評の政治偏向に対する批判原案可決	二二日	米政府、水爆危険区域の拡大通告 総評一四幹事会、原水爆兵器の禁止をアピール	六日	参議院本会議、原子力兵器禁止に関する決議
七日	MSA四協定要綱、閣議決定 炭労争議、大手八社妥結、九州六社、宇部は翌八日妥結	二五日	メーデー常任実行委、中心スローガンを決定	七日	主婦連など原子マグロ対策打合せ会
八日	日米MSA四協定調印	二六日	全倉庫第六回定期大会（一二七日） 教育二法案、衆議院を通過		関東経営者協会第九回定時総会
九日	私鉄総連第一四回臨時大会、スト宣言	二七日	日駐労第二回定期大会 ネール印度首相水爆実験中止のよびかけ		尼崎製鋼、会社が給与ベース引下げ案提示
一〇日	防衛二法案、閣議決定 海員組合第九年度第一回全国評議会、全労加盟、ユニオンショップ制確立、賃金闘争などを決定	三〇日	三金連大会（一一日）全鉱連へ正式復帰	九日	最高裁事務局、全司法労組の解散を通過
	ア米大統領、インドシナ「即時報復」策を修正、「一布告なしに参戦せず」	三一日	日鉱第九回大会（一二日）常炭連と合同、全労に加盟 MSA四協定を衆議院で承認		尼崎製鋼、賃下げ再建案拒否、スト権確立
一四日	日教組教育防衛闘争で振替授業	四月			朝鮮人学校の運営にかんする対立解決
一五日	全鉱連第二一回臨時大会（一二〇日）執行部総辞職			一四日	犬養法相不信任案を否決
		一日	世界平和者会議ひろく（一二二日東京）参加国一六	一五日	全自動車第七回定期大会（一四日）昨年の闘争の自己批判
					全司法第一〇回全国大会（一六日）「解散昇給」圧倒的反対
					炭労第一〇回定期大会（一二二日）最高裁事務局会議、全司法解散通達取消し

二二日	全労会議結成大会（一、二、三日） 国際自由労連一本加盟、議長に滝田（全織）、書記長に和田（海員）の各氏	参議院本会議、MSA四協定承認 木村保安庁長官「自衛隊は軍隊、憲法改正近し」と答弁 アジア首相会議ひらく（コロンボ）
二三日	全農林第四回定期大会（一、二、七日） 合化労連統一スト第二波	私鉄総連第二波二四時間スト 日赤、国際赤十字連盟へ水爆禁止決議文
二四日	参議院で政府問責決議案を可決 日本学術会議総会で「平和宣言」 ソヴェト、ILOに加盟	第二五回メーデー、全国一六六万 中央大会五〇万 私鉄第三波四八時間スト、関西五 社など二五組合参加
二五日	衆議院本会議に内閣不信任案上程 二〇八対二二八で否決 私鉄二四時間スト第一波	日本学生平和会議（一、五日） 尼鋼三八一人解雇通告 三鉦連第五回定期大会（一、二日） 防衛二法案、衆議院を通過 尼鋼職場決起大会
二六日	ネール印度首相、日本国民へメッセージ、戦争防止と原爆禁止の呼びかけ ジュネーブ会議ひらく、参加一九国	三鉦連大会「経営の社会化」方針を確認 平和のための日本青年婦人大集会（一、一〇日） 京都旭ガ丘中学で分裂授業 国際自由労連加盟協議会から全織と海員が脱退
二七日	マレンコフ・ソ首相、NATO加盟の用意ありと声明 鉄鋼労連第六回定期大会（一、三〇日）	一〇日 一一日
二八日	全蚕労連、実働一六時間スト	
二九日		
三〇日		
三十一日		
一日		
二日		
三日		
四日		
五日		
六日		
七日		
八日		
九日		
十日		
十一日		
十二日		
十三日		
十四日		
十五日		
十六日		
十七日		
十八日		
十九日		
二十日		
二十一日		
二十二日		
二十三日		
二十四日		
二十五日		
二十六日		
二十七日		
二十八日		
二十九年		
三十日		
三十一日		

一二日	中央賃金審議会、最低賃金制についての答申案骨子決定	一二日	旭ガ丘中学問題解決
一三日	全銀連第一七回定期大会（一五日）	三二日	日教組第一一回定期大会（一三日）
一四日	三井鉱山、下期決算に四三億四千万円の赤字計上	電機労連第二回全国大会（一三日）	全港湾第九回定期大会（一二日）
一五日	全駐労第九回定期大会（一六日）	六 月	
一六日	尼崎「労商懇談会」		
一六日	俊鶴丸、ビキニへ放射能調査に出航	二日	ILO総会ひらく（ジュネーブ）
一六日	厚生年金保険法成立	全鉱大手五社の製錬部門、無期限スト	メーデー公判再開、検察側の証拠提出
一六日	国鉄第一三回定期大会（二〇日）	衆議院、中国紅十字会代表招請決議	衆議院本会議大混乱の末、政府二日間の会期延長を強行
一六日	解雇三役を再選	全金同盟第九回定期大会（二八日）	防衛二法案成立
一六日	紙パ・三菱スト突入	赤十字社連盟、原子兵器禁止決議	近江絹糸の従業員、第二組合を結成、無期限ストに入る
一九日	松本（三益）公判で無罪の判決	ILO第一二五回理事会（二九日・ジュネーブ）	総評、賃金闘争討議集会
二一日	全専売第七回全国大会（二二日）	日本常任理事国に選ばれる	映演総連第三回全国大会
二一日	全造船第一五回定期大会（二四日）	教育二法案と秘密保護法案成立	日本平和大集会（九日）
二二日	学生選挙権を守る決起大会	官公労総決起大会、夏季手当一カ月要求	警察法成立
二二日	朝鮮民主統一戦線議長李浩然氏の出入国許可証取消しでもめる	電産第九回中央定期大会（三二日）	全ソ労働組合大会ひらく
二二日	全高教第七回定期大会（二四日）	帝石八橋、無期限スト突入	官公労夏季手当闘争、各組合毎に実力行使に入る
二二日	常日鉱と常炭連が合同、常炭鉱を結成	中国人俘虜殉難者慰霊祭	国鉄遵法闘争第一波
二四日	名鉄労組、臨時給年間協定を結ぶ	尼崎製鋼第二三次四八時間スト	大阪教職組「君が代」追放を申合



七月		二三日	周恩来、マンデス・フランス会談	二二日	造船総連第四回定期大会（一一日）
		二四日	国鉄第三波遵法闘争	二一日	都労連第九回定期大会
一	日	二五日	全鉱五社賃金闘争妥結	一四日	朝日、毎日、読売三社共同声明 「速かに政局を收拾せよ」
			周、ネール会談始まる	一三日	神奈川県平和大会
二	日		米、英首脳会談始まる	一五日	政局收拾についての五党会談妥結 国会、全員協議会をひらき国民に 陳謝
			全自動車大手三社の一時金妥結	一七日	公労協、第二波闘争 鉄鋼四社、賃上要求で二四時間スト
三	日	二六日	左派社会党中央委員会（一七日） 尼崎製鋼、七七日間のストを中止 三八一名の首切りを認む	一八日	日本製鋼、二割五分の首切り通告 マンデス・フランス首相信任 新聞労連第五回大会（一九日） ガテマラに侵入軍、ガテマラ政府 侵略反対声明
			全通第六回大会（一三〇日） 全電通第七回大会（一三〇日） 全蚕労連第一三回定期大会（一七 七日）	一九日	国際緊張緩和のための集り（二 三日・ストックホルム） 両社主催「国会解散要求国民大会」 公労協の夏季闘争は国鉄を残し、 ○・七五カ月で妥結
四	日	二七日	最初の工業用原子力発電（出力五 千KW）ソヴェトで開始 ガテマラ、アルベンス大統領辞職 国鉄第四波遵法闘争 中印会談共同コミュニケ 米英会談共同コミュニケ ガテマラに反共軍事会議結成 周、ウーヌー（ビルマ）共同声明 全林野第四回全国大会（二日） 全化同盟第三回大会（一三〇日） 全日通第九回定期大会（一五日） 自治労第二回定期大会（一二日）	二〇日	国連安保理事会「ガテマラ紛争に は各国とも介入しない」仏案採択 保険医など、点数切下げに抗議
		二八日		三〇日	
五	日	二九日			
六	日				
七	日				
八	日				
九	日				
一〇	日				
一一	日				
一二	日				
一三	日				
一四	日				
一五	日				
一六	日				
一七	日				
一八	日				
一九	日				
二〇	日				
二一	日				
二二	日				
二三	日				
二四	日				
二五	日				
二六	日				
二七	日				
二八	日				
二九	日				
三〇	日				
三一	日				
三二	日				
三三	日				
三四	日				
三五	日				
三六	日				
三七	日				
三八	日				
三九	日				
四〇	日				
四一	日				
四二	日				
四三	日				
四四	日				
四五	日				
四六	日				
四七	日				
四八	日				
四九	日				
五〇	日				
五一	日				
五二	日				
五三	日				
五四	日				
五五	日				
五六	日				
五七	日				
五八	日				
五九	日				
六〇	日				
六一	日				
六二	日				
六三	日				
六四	日				
六五	日				
六六	日				
六七	日				
六八	日				
六九	日				
七〇	日				
七一	日				
七二	日				
七三	日				
七四	日				
七五	日				
七六	日				
七七	日				
七八	日				
七九	日				
八〇	日				
八一	日				
八二	日				
八三	日				
八四	日				
八五	日				
八六	日				
八七	日				
八八	日				
八九	日				
九〇	日				
九一	日				
九二	日				
九三	日				
九四	日				
九五	日				
九六	日				
九七	日				
九八	日				
九九	日				
一〇〇	日				

七日	浦賀ドック、二四時間スト 国連のアメリカ代表「今後も水爆実験を太平洋地域で行う」と声明 都内自由労働者アブレ五八五〇人 全特定局従組第三回全国定期大会 総評第五回定期大会（一五日） 日産、尼鋼の自己批判、全産業的統一闘争による賃上げ、国民総抵抗運動、事務局長に高野実氏四選 国鉄の話合い再開				
九日					
一二日					
一二日		二二日	紙パ労連第一三回定期大会（二三日） 海運造船合理化審議委、年末までに造船労働者二万、関連産業三万五千の整理方針 インドシナ休戦協定調印、ジュネーブ会議、正式に承認して終了 ヴェトナム民主共和国政府、新解放都市に対する八政策発表 昭和特殊製鋼労組、四六人の解雇を申入れ会社側断る 一松川裁判やりなおせ、労働組合の諸権利と国民の自由と人権を守る」全国大会 厚生、農林両省、黄変米の配給を決定 全造船、合理化反対産業防衛大会 保守新党結成協議会の遊説第一声 米軍関係三万の整理に、全駐労中闘（二八日）特別退職手当八〇%増要求 入退院基準と看護附添制限反対の患者陳情団の一名、暑さで死亡 中央民戦主催「朝鮮解放戦争休戦一周年記念、インドシナ休戦祝賀中央大会」	二八日 二九日	英軍七〇年ぶりのエジプト撤退 ヴェトナム人民軍とフランス軍代表の現地軍事会談終了 結核患者の座り込み闘争つづく 東京証券取引所に労組結成 近江絹糸、五七日より争議休止 官公労機関紙が教育公務員特例法違反容疑ありと文部省で問題化 電気料金実質的値上発表 都議会に座込みの結核患者引上げ 石炭鉱業連盟、日本石炭鉱業経営者協議会と改称 全食産第八回大会（三一日） 昭和特殊製鋼、全員解雇
一三日	近江絹糸の調停にのりだした財界三氏、会社側の拒絶で打切り声明 国連、アメリカの水爆実験継続を黙認する三国共同決議案を可決 労働省、一時帰休制度の即日実施を通牒 労働省、近江絹糸に強制措置通達 原水爆禁止署名運動全国協議会第一回準備会 中労委、近江絹糸に職権あつせん 近江絹糸、労基法違反の疑いで一斉搜索 ジュネーヴ九カ国秘密会議開始 炭労大手八社の夏季期末手当要求 北炭のスト中止、二二日までに各社妥結	二三日		三〇日	
一五日					
一六日		二四日			
一七日		二五日			
一八日		二七日			
二〇日				一日	日中ソ経済交流促進全国大会 婦団連総会、黄変米配給反対運動展開 インドシナ休戦監視委結成準備会 左派社会党、両社会党の綱領、基本方針の相違点を明示 合化労連第八回定期大会（一六日） 中立堅持、左社中心の「太田方式」を確認
				二日	
				三日	

八月

四日	日赤、中国紅十字会代表招待打電 近江絹糸、中労委のあつせん案一 二項目を労使とも受諾、団交開始 長崎市原爆記念日へネール印首相 からメッセージ 西独ハンブルグ公共事業労働者一 万三千スト 同和労連、全鉦へ復帰 左派社会党、外交、防衛、治安方 針について右社との相違点を示す 原水爆禁止国民大会 広島の平和記念式典 八・六平和実行委主催「平和運動 全国協議会」 原水爆禁止広島平和大会 全駐労北海道スト指令 造船危機突破大会各地でひらく 原水爆禁止署名運動全国協議会結 成大会、署名集計九〇〇万 近江絹糸の団交決裂 吉田首相、造船疑獄は流言飛語と 暴言問題化 アトリー氏、マレンコフ首相らと 会談 東京都医師大会、点数引下げ反対 陳情	一日	全織同盟第九回全国大会（一三 日）近江絹糸対策 全駐労北海道第一波二四時間スト 都市交通第八回定期大会（一二 日） 帝石労組、新産別脱退 両社会党、新緊急政策発表 衆議院決算委、黄変米問題を追及 小坂首相、新労働基本政策の構想 を公表 近江絹糸、各工場再びストに突入 近江絹糸第二次スト、会社側、九 名を解雇 全国ミシン労協大会「シンガミ シン進出反対」 外務省、公安調査庁「ラストボロ フ失踪事件の真相」発表 ソヴェトの通商使節三氏来日 アトリー、周会談 近江絹糸、四工場閉鎖 大蔵省、新経済政策基本方針説明 米下院、共産党非合法化法案可決 松川事件五周年、「松川の日」 全造船、造船総連共催「造船産業 危機突破中央大会」 全労、右社、全織の近江絹糸争議	二日	対策合同戦術委 欧州軍条約（EDC）問題の六カ 国ブラッセル会議ひらく 日農統一派第八回全国大会（二 二日） 平和代表帰国歓迎国民大会 全駐労北海道第二波四八時間スト 各地で波状スト 中国人民政治協商会議、台湾解放 宣言 ブラッセル会議、失敗 近江絹糸夏川社長ら労基法違反容 疑、書類送検 大証「北浜の人権スト」 横浜造船、職場重点スト ソヴェト、ラストボロフ事件でア メリカに抗議 大阪証券ストで立会不能 米大統領共産党非合法化案に署名 政府、失業者吸収措置の強化通牒 米価災害復旧全国農民大会 総理府、一―六月労働力事情発表 完全失業者の激増 総評幹事会、秋季闘争方針 東京都大平和祭 原水爆から人類を守る関西平和ま
五日	一三日	二二日	二二日		
六日	一四日	二三日	二三日		
七日	一五日	二四日	二四日		
八日	一六日	二五日	二五日		
九日	一七日	二六日	二六日		
一〇日	一九日	二七日	二七日		
		二八日	二八日		
		二九日	二九日		

三〇日 大証スト解決 仏国民議会、EDC条約討議を打ち切り フィリピン紙上に討議前のSEATO米国案の全文発表、問題化 北欧四国、中華人民共和国の国連加盟を支持 名古屋証券取引所労働組合結成		二一日 日鋼室蘭闘争を支援して、総評、鉄鋼労連など三井銀行本店にデモ 第九回国連総会ひらく 世界化学、石油労働者会議ひらく (ブカレスト) 水爆の犠牲者久保山愛吉氏死去 日鋼室蘭に第二組合 最高裁、佐野市の選挙に無効判決 対ビルマ賠償交渉妥結 総評、労働プランの考え方と作成方法をきめる 生活危機突破官公労総決起大会 日鋼室蘭でピケと第二組合衝突 洞爺丸など五隻沈没 北海道岩内町大火 日鋼室蘭、台風のため両組合の対立一時休戦 両社会党統一促進委初会合 日本共産党、神山茂夫氏ら四名除名 中国人民代表大会、主席に毛沢東副主席に朱徳両氏を選出 英労働党年次大会「原子兵器製造使用禁止決議案」を否決 中国人民代表大会最終日、新聞僚きまる
九月	八日 九日 一〇日	二三日 二四日 二五日
一日 両社、地方公労会議共催「地方財政危機突破中央大会」 SEATO結成予備会議ひらく (マニラ) ホーチミン大統領、対仏友好声明 炭労第一一回臨時大会(一五日) 英労働党ベヴァン氏ら七名来日 駐留軍労務者の整理、九四八〇人におよぶ 全駐労臨時全国大会(一五日)特退手闘争 日駐労臨時全国大会、全駐労と共闘方針 電気料金値上げ発表	一二日 一三日 一五日 一六日 一七日 一八日 二〇日	二六日 二七日
二日 自由党、新経済政策発表 衆議院決算委、吉田首相の証人喚問決定 英国労働組合会議(TUC)第八六回年次大会(一〇日) SEATOマニラ会議ひらく SEATO会議、東南アジア集団防衛条約太平洋憲章に調印 労相、新労働政策説明 全鋁連第二二回全国大会(一二日) 全駐労、スト指令 モスクワ放送、中日新聞の質問に対するモロトフ外相の回答を放送 全駐労第一波四八時間スト 中華人民共和国第一期全国人民代表大会開く 近江絹糸争議解決、一〇六日ぶり 米価政府案、農民手取り九五五七円に内定 衆院決算委、吉田首相告発決議 日農(主体性派)府県連代表者会議 帝石労組定期大会(一二二日)新産別脱退を正式決定 中華人民共和国憲法、人民代表大会で採択	二八日	二八日

ロンドン九カ国会議開催			
一〇月			
一日	中国建国五周年国慶節祝賀式典 (北京)	一四日	関係にかんする宣言など八声明
二日	全関東平和愛好者会議(一三日)	一五日	日経連臨時総会「現段階に処する われわれの見解」を發表
三日	別府化学、夏季手当闘争妥結、無 期スト突入四四日、争議開始七四 日ぶり	一六日	名古屋証券取引所ストにあつせん 労使とも受諾調印
	東京、大阪、神戸の各取引所労組 全証連結成をめぐし共闘宣言	一八日	全映演第一一回大会
五日	原水爆禁止署名、全国集計一二〇 一万八七四二	二六日	新産別第六回大会(一八日)中 立堅持、第三勢力の強化、平和勢 力論を排除
	名証労組二四時間スト、以降無期 限スト	二八日	海員の協約闘争妥結、初の産業別 ユニオン・ショップ制が実現
七日	ニューヨーク港湾労働者一斉スト	二九日	全日自労第九回全国大会(一八 日)
九日	世界平和集会広島推進大会	二七日	全都生活保護者大会
一〇日	全百連第六回定期大会(一二日)	二八日	自由党、憲法改正試案発表
一二日	日鋼共闘、全道労協共催「日鋼支 援全道労働者総決起大会」		官公労、人事院に給与改訂勧告を 要求座込み
一二日	全専売賃金調停案、賃金改訂を不 適当と提示		富士鉄室蘭支部大会、日鋼と共同 スト決議
一二日	全国漁民大会、原水爆実験反対決 議		ネール印首相、毛主席と会談
	中ソ共同宣言、コミュニケ、対日		総同盟第九回定期大会(一二日)
			最高裁、学生の選挙権は居住地に ありと判決、学生側勝訴
			全専売、調停案を全面拒否
			全自連第五回大会(一二三日)
			山梨中央銀行無期スト
			左社の経済五カ年計画まとまる
			原水爆禁止署名運動全国協議会世 話人会、広島で原水爆禁止世界大 会をひらく申し合せ
			英国七大港湾労働者スト続行
			電機労連各単産総決起大会
			全国ガス臨時大会(二六日)
			東証労組スト宣言
			小坂労相、ピケラインの合法性の 限界について明示
			東京証券取引所二四時間スト、警 官隊ピケ破り実力行使
			全金属第六回大会(二八日)
			山梨中央銀行スト弾圧
			対中ソ国交回復期成会発足
			海員第一三回全国大会(二九日)
			本部原案「原則的に賃上げは行わ ない」を修正
			日鋼室蘭争議一三三日ピケを解除
			十大紡、一割五分操短を決定
			右社、統一促進委の開催を左社へ 申入れ
			政、官、実業、学界有志一三〇名
			「日中・日ソ国交回復国民会議」 を結成
			朝鮮人民共和国最高人民会議

二九日	全国金属第五回全国大会（一三一日）		
三〇日	李徳全中国紅十字会会長ら来日 自由党の新労働政策きまる 英港湾スト一カ月ぶりに解決 李徳全女史から島津日赤社長に中国残留者名簿を手交	一〇日	全自動車、組織解散方針 公労協第二波実力行使 中国紅十字会代表団歓迎西日本国民大会 両社党、共同政権問題など声明 日米共同声明（ワシントン） 松竹賃上スト
三一日		一日	全日本食品労働組合協議会（全食労協）結成 ソヴェト通商代表部、四五億円の引合申入れ 李徳全女史ら帰国 炭労三菱鉦二山重点スト 東証労組事務所など捜査さる 家族制度復活反対大会 米余剰農産物買付交渉まとまる 日本化薬、九名を減首 米当局の「平和共存」に対する見解は武装休戦が限界 公労協第三波（一九日） 群馬県、四〇〇名の人員整理 全銀連第一八回全国大会（一九日） 全日通、越年手当でスト権確立 日鋼室蘭で四名検束さる 全鉦、期末一時金、三社は妥結、
一二月			
一日	山梨中銀争議解決 アメリカ中間選挙、民主党勝利 日中ソ国交回復促進大会 日ソ通商にかんするソヴェト側覚書発表	一二日	三菱古河が部分スト 総評主催「生活危機突破総決起大会」 両社、共同政権の新政策大綱一〇項発表 大隈鉄工、三六二名の減首のむ 日本農村青年集会（二二日） 米仏パリ協定の早期批准共同声明 近江絹糸の昇給争議妥結 アジア社会党大会終る 労働省、公労協九単産に実力行使中止要望 公企体調停委、調停案提示、いずれもベースアップを認めず 最高裁、新潟県条例に合憲の判決 官公労「非常事態宣言」 日本民主党発足 国連、原子力平和利用の国際協力七カ国共同決議 国際自由労連第一三回執行委（二七日・パリ） 強制医業分業反対デモ（大阪） 公労協第四波（二七日） 医業分業強制実施反対全国医師大会 炭労、重点ストの続行確認
二日		一三日	
四日		一四日	
五日	国連、軍縮小委員会の再開を決議 日本・ビルマ平和条約、賠償協定調印	一六日	
六日	労働省、「労働関係における不法な実力行使の防止について」通牒 日本共産党主催「大一月社会主義革命三七周年を祝う平和と独立の国民祭典」	一七日	
七日			
八日	自由党、岸、石橋両氏を除名 東証、二九日間の賃上闘争妥結		
九日	京都市、行政整理三八九名	一八日	

二七日	私鉄統一闘争、七二組合が妥結 東証労組幹部二名逮捕 労働省、職種別等賃金実態調査を 発表 衆院労働委「吉田内閣の労働行政 に警告する決議」 原爆許すまじ、一九五四年日本の うたごえ（一・二九日） 日亜製鋼（尼崎）に一割強賃下案 私鉄スト突入は中小七私鉄のみ 欧州平和と安全を保障するための 欧州各国会議（一・二日・モスクワ） 中労委、日鋼室蘭にあつせん開始 尼崎地区失業反対共闘会議結成 第二〇臨時国会ひらく 不渡手形増勢 日平産業で半数臨休	二八日	二九日	三〇日	一二月				一日	二日	三日
四日	炭鉱インター・第三回国際炭鉱労 働者会議ひらく 電機労連コロンビア、スト 国連総会、原子力平和利用決議 内閣不信任案提出 補正予算参院通過成立 鉄鋼大手越年闘争妥結 吉田内閣総辞職、自由党総裁辞任 公労協第五波闘争 近江絹糸労組統一 国会、鳩山一郎氏を首班指名 全鉱三菱鉱連妥結 世界労連第七回総評議会（一・四 日・ワルシャワ） 国際農村青年集会（一・五日・ウ ィーン） 鳩山内閣成立 第二一通常国会召集 全造船日立二四時間スト 千日土地、二四時間スト 日本建設産業労働組合協議会（日 建協）合同大会 ソヴェト一〇万KW原子力発電所 建設計画発表 中部電力、旧電産型賃金体系打破 の職階制実施	五日	六日	七日	八日	九日	一〇日	十一日	十二日	十三日	十四日
一五日	旧全自再編成準備「全国自動車産 業労働組合連絡会議」発足 原水爆禁止署名二千万突破 モスクワ放送「日本は対米関係を そのまま中ソとの講和可能」 公労協第六波闘争、国鉄妥結 在日朝鮮人、南北統一運動準備会 結成 ソ外相、日ソ関係正常化対日交渉 を歓迎 アジア諸国会議日本準備会 日鋼室蘭に中労委あつせん案提示 第九回国連総会終る 公労協各組合とも妥結 周総理、対日国交正常化を望む 三鷹事件判決延期 総評春季賃上闘争、民間五単産共 闘なる 大証争議解決 炭労八社のスト解決 フランス国民議会、パリ協定によ る西欧連合条約を否決 日鋼室蘭の争議一九三日目で解決 一〇月一日現在総人口八一二九万 反民主主義活動対策協議会廃止 日鋼室蘭で調印	一六日	一七日	一八日	一九日	二〇日	二一日	二二日	二三日	二四日	二五日
二六日	二七日	二八日	二九日	三〇日	三十一日	一日	二日	三日	四日	五日	六日

28卷

第一部 労働者状態

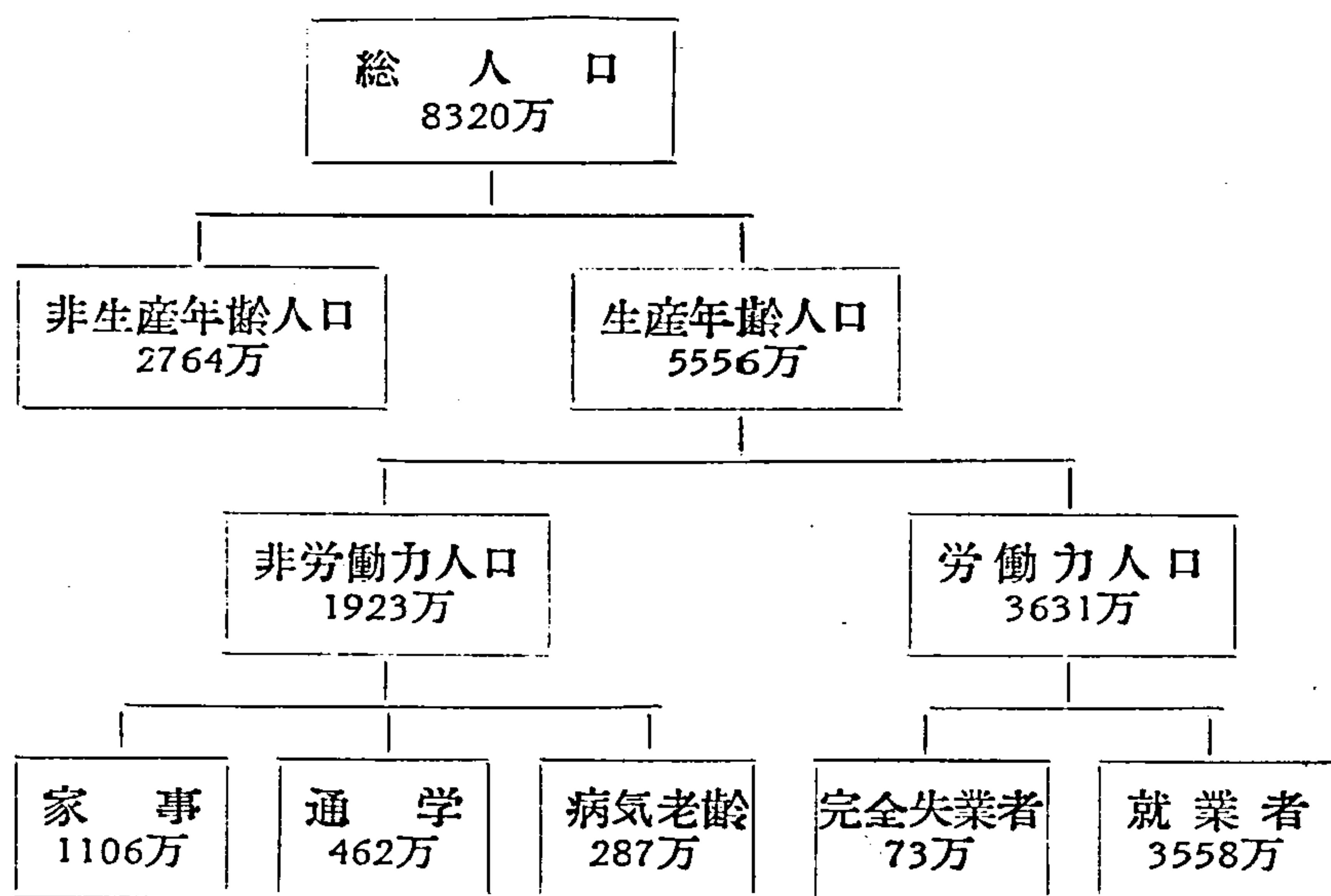
第一部 労働者状態			
第一編 労働人口の構成……………	二七	第三編 労働条件……………	一〇七
第一章 労働人口と総人口……………	二七	第一章 賃金……………	一〇七
第一節 「労働力人口」と総人口……………	二七	第一節 名目賃金、労働の価格	
第二節 「就業者」と「雇用者」……………	二九	および実質賃金……………	一〇七
第二章 勤労者数とその構成……………	三〇	第二節 賃金の産業別・規模別・	
第三章 産業部門別労働人口……………	三六	地域別格差……………	一一三
第一節 工業労働者……………	三六	第三節 賃金の労働者種類別・	
第二節 鉱山労働者……………	三六	男女別・年令別・学歴	
第三節 運輸労働者……………	四二	別格差……………	一二六
第四節 通信労働者……………	四三	第四節 賃金支払形態……………	一二九
第五節 公務労働者……………	四四	第五節 定期給与と臨時給与……………	一三三
第六節 教育労働者……………	四七	第六節 賃金不払の状況……………	一三三
第四章 部門別工業労働者数の歴		第二章 労働時間……………	一三七
史的变化……………	四八	第三章 労働災害と職業病……………	一三三
第二編 労働移動と失業……………	五四	第一節 労働災害の概況……………	一三三
第一章 一般的考察……………	五四	第二節 炭鉱の労働災害……………	一四一
第二章 労働移動……………	六二	第三節 職業病……………	一四三
第三章 失業……………	七二	第四章 婦人・年少労働者の状態……………	一四七
第一節 概況……………	七二	第一節 婦人労働者の状態……………	一四七
第二節 臨時・日雇労働者……………	八九	第二節 年少労働者の状態……………	一五九
第三節 農村の潜在的失業者……………	一〇三	第四編 労働者の生活……………	一七一
		第一章 総論……………	一七一
		第一節 物価……………	一七二
		第二節 家計……………	一七六
		第二章 栄養……………	二〇四
		第三章 住宅……………	二〇〇
		第四章 衣服・持ち物……………	二〇〇
		第五編 農家の状態と農民の生活……………	二二四
		第一章 農家の経済と家計……………	二二四
		第一節 農家の財産……………	二二四
		第二節 農家の経済……………	二二七
		第三節 農家の租税公課諸負担……………	二二六
		第四節 家計費……………	二二六
		第五節 農家経済バランス……………	二四三
		第二章 農民の栄養状態……………	二四三
		第一節 栄養摂取状況……………	二四三
		第二節 穀類と砂糖の消費状況……………	二四七
		第三章 林業労働者の状態……………	二四八
		第六編 労働者・農民の組織状況……………	二五三
		第一章 労働者の組織状況……………	二五三
		第一節 概況……………	二五四
		第二節 主要連合団体の現状……………	二六一
		第二章 農民の組織状況……………	二六七
		第一節 農民組合数……………	二六七
		第二節 農民組合員数……………	二六八
		第三章 林業労働者の組織状況……………	二六八

第一編 労働人口の構成

第一章 労働人口と総人口

第一節 「労働力人口」と総人口

戦後わが国の労働力統計（「労働力調査」とそのベンチ・マークとしての「国勢調査」）において用いられる「労働力人口」とは、「ひろく経済活動にむすびついている人口」（総理府統計局「労働力調査解説」一九五〇年七月刊）、とはなはだあいまいに説明されているが、具体的には「生産年齢人口」（満一四才以上の人口）の中の、「就業者」と「完全失業者」を合わせたものを指すものである。このうち「就業者」は「従業中の就業者」と「休業中の就業者」から成っており、前者は、調査期間中（一九五〇年国勢調査では同年九月末の、また労働力調査では毎月末の、それぞれ一週間）に収入を伴う仕事に多少とも（一九五〇年国勢調査では三〇分以上）従事した者（無報酬の家族従業者を含む）をいい、後者は、平常右のような仕事をもつていながら調査期間中これを休んでいてその休業期間が調査の時からさかのぼって一カ月未満の者（ただし休業期間が一



カ月以上であつても、従事上の地位が雇用者で、給料あるいは賃金の支払を受けている者または将来うけることになつてゐる者を含むをいう。また「完全失業者」とは、調査期間中ぜんぜん就業しなかつた者で、休業中の者を除いた者のうち、就業を希望し、かつ就業が可能であつて求職運動をしてゐる者をいう。一四才以上の人口中この「労働力人口」に含まれない者が「非労働力人口」である。

以上のことを図示すれば前ページのようになる（数字は、一九五〇年国勢調査の数字）。

右にみたような官庁統計における「労働力人口」は、ふつう「勤労者」あるいは「労働人口」といわれるものとは相当ちがつたものであるだけでなく、これについては疑問の点が少なくない。

第一に「労働力人口」は、満一四才以上の人口の中の「ひろく経済活動にむすびついている人口」（前出）であるが、満一四才未満の者で現実に労働に従事している者もけつして少なくはない。げんに一九五〇年の国勢調査をみても、満一〇才以上で満一四才未満の「就業者」と「失業者」が三二万人と数えられているが、このような人口は先の「労働力人口」には全く含まれていない。

第二に、特定の規定をした「労働力人口」に含まれないすべての者が「非労働力人口」に入れられてしまつてゐるが、そのために「非求職の就業希望者」というあいまいな規定の層が「労働力人口」からはずされてしまつてゐる。この中に失業者、すなわち「労働力人口」が含まれることは当然考えられるばかりでなく、「非労働力人口」の中の「家事」や「不具、老齢および病氣」の中にも、当然失業者とみなすべきものが多数含まれていると考えられる。

第三に、これまで日本の国勢調査がつつていた「現在地主主義」の方式が放棄され、「労働力調査」はもちろん「国勢調査」も、アメリカ式に「常住地主主義」がとられることになつた。「常住地」を規定にとることが、「労働力」の把握のために不適当なことはいふまでもなく、このために「労働力人口」がゆがめられる危険のあることは当然である。

第四に、「労働力人口」には、収入を伴う「仕事に多少でも従事」した者がすべて含まれており、その中には法人の代表者、すなわち会社の社長や重役のように、常識的にも「労働力」と考えるのにふ

第1表 産業別就業者数（単位 1,000人）

	1920	1930	1940	1950	同 %
就（有）業総人口	26,966	29,341	32,231	35,575	100.0
就農	13,727	13,742	13,363	16,132	45.3
林業	189	186	292	402	1.1
漁業	526	562	538	690	1.9
鉱業	421	314	596	576	1.6
建設	717	977	978	1,379	3.9
製造	4,438	4,702	6,845	5,646	15.9
商金	2,650	4,113	4,083	3,835	10.8
運輸、通信、公益事業	130	194	298	363	1.0
サービス	1,133	1,289	1,515	1,806	5.1
その他	1,932	2,459	2,887	3,156	8.9
分類不能	579	733	618	1,508	4.2
不詳	524	71	217	82	0.2

第2表 従業上の地位別就業者数（単位 1,000人）

	1940	%	1950	%
就（有）業者総数	33,839	100.0	35,575	100.0
雇用者のうち業主者	8,534	25.1	769	2.2
単家独族の従業員	10,835	31.9	8,528	24.0
一般の雇用者	14,470	43.0	12,248	34.4
国公共団体進駐軍雇用者			10,880	30.6
不詳			3,087	8.7
			61	0.2

さわしくない者が含まれているのである。なお、この点については次の節でまたふれなければならない。

以上にみてきたように「労働力人口」は、広い意味での労働人口とは、種々の点でかなりちがったものであることを明確にする必要がある。

(なお、戦前からの国勢調査については本年鑑第24集、一九五〇年の国勢調査については同第25集、戦後の日本人口については同第26集を参照)

第二節 「就業者」と「雇用者」

まず統計上の「就業者」についてみよう。

国勢調査によれば、産業別就業者は第1表の通りであり、五項目に分類した従業上の地位別就業者数は第2表の通りである。(この調査において、一九四〇年以前の分は全年齢の就業者数であるが、一九五〇年は一四歳以上の就業者である。また、前者は平常の就業者であるが、一九五〇年のは一〇月一日前一週間の就業状態によって定めた就業者である。これらの点は比較上注意を要する。)

これによれば、農林漁業就業者が依然として総就業者の約半分を占めていること、製造業と鉱業を合わせて約二割を占めていること、金融業とサービス業の就業者の割合がかなり増大していること、従業上の地位からいえば「雇用者」が約四割を占めており、単独の業種と家族従業者の合計が六割近くを占めて「雇用者」より多いこと、その傾向は戦時中よりいつそう進んでいること、などを知ることができるであろう。

しかしこの国勢調査の結果を戦前と直ちに比較することはひじよ

うに危険である。というのは、産業分類の仕方が変つていただけでなく、「就業者」の規定が同じではないからである。すなわち、戦前には「就業者」のかわりに「有業者」ということばが使われていたが、この「有業者」は「就業者」以上にあいまいな概念だったからである。この「有業者」は「平常」の職業あるいは所属の産業を調査しているが、その基準は極めて不明確であり、また「有業者」と「無業者」の区別は、「就業者」と「完全失業者」の区別とはちがつて、失業者や休業者の規定が相異し、これらを接続して比較することを困難にしているからである。

しかしいつそう注意を要するのは、「就業者」および「雇用者」そのものの規定の仕方である。

まず「就業者」についてみれば、それは前にのべたように、「収入を伴う仕事に多少でも従事した者」をいうのであつて、その中に無報酬の家族従業者が含まれている点を除いても、重大なのは、この規定によれば、家庭でわずかの手内職をしている主婦も、一週間に半日(いな一時間でも)だけなんらかの仕事にありついていた失業者も、首を切られて田舎に帰つた女工も、職がなくて親の経営する小商店でぶらぶらしている青年も、すべて「就業者」に入れられているということである。

また「雇用者」についてみれば、「一般の雇用者」は、店舗・会社・団体の事業その他の法人等に「雇われて賃金・給料を受けているもの」をすべて包含するのであつて、その中には労働者のみならず、大会社や銀行の社長や重役が労働者と同じように扱われており、これらを区別することはできないのである。

さらに「業主」になると、いつそうそれが甚だしくなり、「単独業主」には、農家の世帯主から、内職をしている主婦、かつぎ屋、靴みがき、露店商まで含まれており、労働力調査の場合には、これ

らのものが社長や法人の代表者と同列に集計されているのである。またこれらのものは、どんなに仕事がなく遊んでいても失業者にはならず、休業中の就業者に入れられてしまうのである。

以上にみて来たように、国勢調査でも労働力調査でも、われわれの求める労働人口の数をつかむことはできない。

これにたいして、一九四六年に始められた毎月勤労統計調査は、毎月末の産業別「労働者」数を発表しているが、この場合の「常用労働者」には、職員と労働者の両方が含まれ、重役や理事でも事務職員を兼ねて一般職員と同じ給与規則によつて給与をうけるものは「管理事務および技術労働者」として「常用労働者」に入つてしまうこと、同一事業所に継続して三〇日以上雇用された臨時または日雇労働者は「常用労働者」に含められていること、公務（非現業）・サービス業・建設業が除かれていること、調査対象は常時三〇人以上の常用労働者を雇用する事業所（ただし占領軍直営の事業および船員法第一条の規定による船員を除く）だけに限られていること、それも、約八千の事業所についての抽出調査であり、抽出の方法も不適当なこと、などの理由によつて、労働人口の全面的な推定の材料として満足すべきものではないといわねばならない。

なお、「労働力人口」の階層別構成はほぼ左の通りである。

資本家層（経営者、重役、高級官吏）	八三万人
個人の小業主（農林、水産業以外）	三六一万人
雇用勤労者	一、三一六万人
商工業家族従業者	一七一万人
農林水産業家族従業者	一、〇五四万人
農林水産業の業主	五六七万人
不詳	六万人
完全失業者	七三万人

第二章 勤労者数とその構成

勤労者総数 第三章以下に詳説する諸資料に基いて、日本の勤労者は、一応、第3表にみられるごとく、農林漁業を除いて一三〇〇万人と推定される。

（注）表中の0は四捨五入しても1にならないもの、…は不明、

—は該当するものがないことを示す。以下同じ。

この推計数字の信頼性を確かめるために、同種類の他の統計と比較してみると第4表の通りである。—印の欄はそれぞれの統計において調査対象から除かれているものを示す。

ここには国勢調査については、従業上の地位別の中の「一般の雇用者」と「国・公共団体及び進駐軍の雇用者」の合計の産業別分布をとり、事業所調査（総理府統計局）については、民公営の従業者中の「常雇の職員及び常務者」と「臨時又は日雇の職員及び労務者」の合計、および官営（国鉄と専売を含む）の従業者数の産業別分布をそれぞれ集計した。国民所得調査は、経済審議庁の国民所得統計の基礎となつた参考表のうち、勤労所得人員の産業別分布（経済審議庁調査部国民所得課「日本経済と国民所得」一九五四年三月刊に掲載の数字）をとつた。

われわれの推計と他の諸統計とを比較して、いらばん大きく相違するのはサービス業と公務である。この相違の原因は、われわれが、諸統計における「サービス業」の中に含まれている商業と「卸・小売業」とを合算して「商業」とし（これらを区別する意味はあまりないように考えられる）、この第4表の卸・小売業の欄にはそれを計上したこと、したがつてサービス業の欄に入るのは教育、医療、映画演劇（諸統計の「映画業」「映画以外の興行、娯楽劇場及び附随

第一編 労働人口の構成

第3表 勤労者総数とその構成（単位 1,000人）

産業部門	労働者			技術者・事務者			臨時・ 個人経営者 労働者	勤労者 総計
	男	女	計	男	女	計		
A 生産的労働者								
金属工業	314	32	346	60	14	74	89	509
機器 "	541	179	720	144	34	178	138	1,036
化学 "	236	73	309	87	20	107	76	492
電気 "	80	1	81	47	9	56	3	140
繊維 "	182	567	750	66	24	90	220	1,060
木材 "	147	25	172	29	10	39	169	380
食品 "	120	55	174	45	14	60	163	397
タバコ "	7	11	18	4	1	5	0	23
出版・印刷	71	17	87	46	10	56	32	175
土 建	206	11	216	90	15	105	388	709
その他工業	167	93	260	38	11	49	115	424
鉱 業	435	45	483	...	...	66	51	600
運輸	...	...	1,022	...	...	286	19	1,327
通信	...	...	275	...	...	141	—	416
B その他								
商 業	284	127	412	459	194	653	850	1,914
金融	31	8	39	259	135	394	13	446
官 公 署	...	...	679	...	...	1,118	743	2,540
教 育	446	306	752	28	11	38	23	813
医 療	4	10	15	21	29	50	58	123
映画・演劇	6	5	11	12	5	17	16	44
非営利団体	29	13	42	62	23	85	13	140

第4表 勤労者数推計の比較（単位 10,000人）

産業部門	国勢調査	事業所調査	国民所得調査		推 定
	(1950)	(1951)	(1950)	(1952)	(1953)
農 林 漁 業	102	—	—	—	—
建設業	56	56	58	71	60
製造業	97	85	88	109	71
卸小売業	442	443	423	462	439
金融業	138	144	136	174	191
運輸業	34	49	36	45	45
通信業	170	167	175	200	188
サービス業	206	187	200	234	112
公 益 業 務	151	—	134	127	254
計	1,397	1,140	1,250	1,421	1,361

事業」の大部分は、「置屋、待合及び貸席業」、「ダンスホール」、「競馬場」、「その他の遊戯・娯楽場」であつて、これらの待合やパチンコ屋の部類はもちろんわれわれの数字には除かれている、非営利団体であること、および公務の中央地方の各官庁の小使、給仕などから保安隊員などまで広く含めてあること（もちろん現業部門は除いて各産業に含めてある）などによるものである。

しかしもつと重要なちがいは、他の諸統計の「雇用者」の中から、第一章に述べたように、重役や高級官吏などの非労働者的部分がわれわれの数字では除かれていること、および「家族従業者」が一応除かれて計算されたことである。とくに国民所得統計における「勤労所得」（租税統計の場合も同じ）には、勤労者の所得だけでなくひじょうに広い意味での「俸給」給与が含まれており、これらのものをすべて労働人口の中に数えることはできないからである。

しかしわれわれの推計の不足なところもけつして少なくはない。とくに調査年次の点で、われわれは一九五三年の人員数をとることに努力したが、まだ統計ができていないもの、もともと調査されていがないものが相当多く、一九五二年あるいは一九五一年の数字でがまんしなければならなかつたものが少なくないからである。同一年次についての統一的な全面的な調査は国勢調査以外になく、その国勢調査の数字も十分使いうるものでないために（とくに「雇用者」の区別がないこと）、それぞれの部門ごとにその数字をつみ上げてゆくほかに方法を見出すことができない。われわれの試みは不十分ながらそのような推計の試みの第一歩にはかならない。

なお参考のために、一九五〇年の国勢調査による従業上の地位別の「就業者」数を掲げておく（第5表）。

労働者と職員 勤労者を、労働者、職員（技術者・事務者）、臨時・日雇および個人経営労働者の三つに分けてみると、それぞれ六七

第 5 表 従業上の地位別就業者数
(1950)(単位 1,000人)

従業上の地位別	総 数 (%)	男	女
総 数	35,575(100.0)	21,811	13,763
雇用者のある業主	769(2.2)	680	89
単 独 の 業 主	8,528(24.0)	6,927	1,601
家 族 従 業 者	12,248(34.4)	3,813	8,436
一 般 の 雇 用 者	10,880(30.6)	8,023	2,856
国、公共団体及び 進駐軍の雇用者	3,087(8.7)	2,334	753
不 詳	61(0.2)	35	27

〔備考〕 14才以上。国勢調査。

六万人、三六七万人、三一八万人である。すなわち労働者は勤労者総数のほぼ半分を占めており、職員はその労働者にたいして五割強に当つて

いる。個人経営の常雇労働者・職員を臨時・日雇の労働者・職員と一緒にしたことは必ずしも適當ではないが、法人経営の労働者と個人経営の労働者とは性格がかなりちがつたものと

考えられることを考慮し、また個人経営従業者は男女別の数字がえられないという技術的理由もあつて、そのように処理した。

常用労働者にたいする臨時・日雇労働者の比率は、産業部門別に著しく相異しており、しかも臨時・日雇労働者についての統計は不十分なのを通例とするから（たとえば港湾荷役の場合が適例）この数字は全体として少なすぎるというべきであろう。

なお、臨時工・試用工・日雇労働者の実情については、第二編第三章を参照。

産業別構成 産業諸部門の分類は産業分類表にはよらず、実際上の便宜をも考慮して比較的大規模に分けた。

産業分類の該当部門は左の通りである。

金属工業には、第一次金属製造業(33)と金属製品製造業(34)を含めた。

機器工業には、機械製造業(35)、電気機械器具製造業(36)、輸送用機械器具製造業(37)、医療機械、理化学機械、写真機、光学機械器具および時計製造業(38)を含めた。

化学工業には、化学工業(28)、石油および石炭製品製造業(29)紙および類似品製造業(26)を含めた。

繊維工業には、紡織業(22)、衣服および身廻品製造業(23)を含めた。

木材工業には、木材および木製品製造業(24)、家具および装備品製造業(25)を含めた。

その他工業には、ゴム製品製造業(30)、皮革及び皮革製品製造業(31)、ガラスおよび土石製品製造業(32)、その他の製造工業(39)を含めた。

この分類によれば、勤労者の最も多いのは官公署、これについて商業、運輸、繊維工業、機器工業、土建業であり、労働者の最も多いのは運輸、つづいて教育、繊維工業、官公署、機器工業の順である。

なお参考のために、一九五〇年の国勢調査による「雇用者」の産業別構成を掲げておく(第6表)。

生産的労働者と不生産的労働者 産業部門別の推計において、われわれは、諸工業(他の統計における「製造業」のほかは、「公益事業」の中の電気工業と、土建工業とを加える)、鉱業(通産省の「本邦鉱業の趨勢」から製油業を除く)、運輸業、通信業の諸部門に働らく労働者を一応「生産的労働者」とし、その他のものと区別して掲げた。

第6表 産業別雇用者数(1950)(単位 1,000人)

産 業 別	総 数 (%)	男	女
総 数	13,967 (100.0)	10,357	3,610
農 業	525 (3.8)	328	201
林業及び狩猟業 (材木業を含む)	185 (1.3)	162	24
漁業及び水産養殖業	308 (2.2)	288	19
鉱 業	564 (4.0)	500	64
建 設 業	971 (7.0)	898	73
製 造 業	4,413 (31.6)	3,170	1,244
卸売業及び小売業	1,381 (9.9)	934	447
金融、保険及び不動 産業	339 (2.4)	225	114
運輸通信その他の公 益事業	1,703 (12.2)	1,513	190
サ ー ビ ス 業	2,056 (14.7)	1,083	973
公 務 業	1,508 (10.8)	1,251	257
分類不能の産業及び 不詳	12 (0.1)	10	2

〔備考〕 14才以上。国勢調査。

もちろん「生産的労働者」と「不生産的労働者」の区別はむずかしい問題であり、この「生産的労働者」に入れられた各部門の中にも多くの「不生産的労働者」が含まれており、また「その他」の方にも多数の「生産的労働者」が入っている。その厳密な区別をすることはとうてい現在の諸統計からは不可能に近い。

「生産的労働者」は「生産的労働」をおこなう労働者、すなわち商品生産者または価値生産者であり、生産的労働とは、物質的生産の領域における労働、すなわち、人間による自然の財貨の直接的利

第7表 職業別雇用者数(1950)(単位 1,000人)

職 業 別	総 数 (%)	男	女
総 数	13,967 (100.0)	10,357	3,609
A 直接生産過程	[51.8]		
a 特殊技能工, 生産行程 従業者及び単純労働者	5,634 (40.3)	4,357	1,276
1) 特殊技能工, 生産行程 従業者及び類似従業者	4,035 (30.8)	3,233	1,071
2) 単純労働者	1,329 (9.5)	1,123	205
b 農夫, 伐木夫, 猟師, 漁夫及び類似従業者	844 (6.0)	650	192
c 採鉱採石的職業	395 (2.8)	361	34
d 運輸的職業	383 (2.7)	380	3
B その他	[48.1]		
a 専門的技術的職業	1,337 (9.6)	930	408
b 管理的職業	537 (3.8)	631	7
c 事務従事者	2,997 (21.5)	2,113	882
d 販売従事者	727 (5.2)	557	171
e サービス職業	1,101 (7.9)	467	634
f 分類不能及び不詳	13 (0.1)	10	3

用に従事する労働者である。しかし生産的労働は、それが物質的対象に体现されるという事実によつて不生産的労働と区別されるのではない。運輸、通信の労働は、直接に対象物を生産はしないが、物質的生産の領域において使用される労働であり、人間が周囲の自然に影響を与える種類の労働であつて、それは個々の対象物を作り出さないが、たしかに生産的労働の種類に入る部分が大いと考えら

〔備考〕 14才以上。

れる。もちろん生産的労働と不生産的労働の区別は機械的にこなうことはできず、またその区別は筋肉労働と知的労働の区別とも同じではない。自然の財貨の集団的利用の部分を構成する頭脳労働は生産的労働に含めらるべきである。

なおここで生産的労働者という場合には、資本主義的な意味における生産的労働者だけを指すのではない。すなわち、この中には、自己の労働力の価値以上の価値を生産する資本主義企業的に雇傭された労働者(賃金労働者)だけでなく、自分自身で生産した価値を交換することによつて生活している独立生産者、単純商品生産者、自家労働者をも含めて考慮した。かれらは交換のために商品を生産するが、賃金労働者を使用せず、また自分自身も賃金のために労働するのではない。

一九五〇年の国勢調査によつて直接生産過程の労働とそれ以外の労働(これには前に述べたように会社重役の「労働」のようなものが含まれていることに注意)を職業分類によつて一応区別して示すと第7表の通りである。これには家族従業者は含まれていない。

もちろん以上の区分はすべて厳密な意味のものでなく一応の区分にすぎない。

なお念のためつけ加えておく必要のあるのは「生産的労働」は「社会的に有用な労働」と同じではなく、また「不生産的労働」は「社会的に有用でない労働」と同じではないということである。「社会的に有用」ではあるが、明らかに「不生産的労働者」に分類されなければならない人々がひじょうに多くあるのは当然である。

失業者 労働人口を考へる場合には失業者を計算に入れなければならないことはいうまでもないことである。しかし失業者

数の推定ほど困難なものはない。

先にもふれた通り、国勢調査にも、労働力調査にも、「完全失業者」の数字があげられているが、これをもつて失業者の数字とすることができないことは明らかである。

「完全失業者」は一九五〇年の国勢調査では七十四万人（一四才以上。一〇才以上では七十五万人）、労働力調査では同じ年に四十四万人一九五三年平均では四十八万人となつてゐるが、同じ「完全失業者」について、同じ調査方法をとつたといわれる国勢調査と労働力調査の間にこれだけのくいちがいのあることも問題であるが（このくいちがいの原因は調査員の未熟なことなどのためにおこつたインタビューアー・バイアスであると説明されているが）、もともと「完全失業者」（一九五〇年一月の労働力調査から「失業者」が「完全失業者」と名前が改められた）の調査では失業者の数をつかむことはとうていできないといわなければならない。

たしかに、失業者とは何かということを明確に規定することは実際の統計上ではひじょうにむずかしいにちがいないが、一九五〇年の国勢調査の場合のように、「就業は失業に優先する」原則に立つて、「調査週間中収入をともなう仕事に三〇分以上従事した者」はすべて失業者ではなく、就業者であり、しかも「収入をともなう仕事には無給の家族従業者をふくむ」となると、調査のあつた日の前の一週間のうちに三〇分だけ家で無報酬の仕事をした者でも失業者から除かれてしまうことになる。ましてたとえば調査の実施にあつて「ふだんは職業をもつていない者におきましては、調査期間中に就業した時間数が、仕事をみつけるためについやした時間よりみじかくても失業者としないで就業者とする」というたてまえ（統計局友安部長「国勢調査の趣旨と調査方法」、『統計』一九五〇年七月号参照）であつたとすれば、失業者の数は実際よりひじょうに少な

くなつてゐることが明らかである。「労働力調査」では失業者の数はもつと控えめに示される。労働力調査は一九四六年九月から始められたが、その後「完全失業者」（初めは、「失業者」）の定義はしばしば改正され、失業者の範囲はいつそうせまくなつて来た。すなわち、初めは一日一—二時間程度のものは収入をともなう仕事から除外されていたのが、一九四七年七月には、「就業日数が一日もなかつたもの」から「就業時間が一時間もなかつたもの」に改正されさらに一九四八年一月には「就業希望時間が二五時間以上あるもの」と最低限が定められ、この限定は一九四九年五月にはとられたが、そのかわりに「就業を希望し、かつ就業が可能であつて、求職運動をしているもの」という条件が附されることになつた。

こういう意味で、「完全失業者」の数字では、実際の失業者数を明らかにすることは不可能であり、いわんやこんにち一〇〇〇万をはるかに越すと推定されている各種の失業者、老大な潜在的失業者、ひじょうにわずかの収入しかない低額所得者のような一般的な失業者などの状態はとうていつかむことができないのである。今日の状態では、収入をともなう仕事をまつたくしないで生活できる人ということになる、逆に失業者というよりもむしろめづまれた特別の環境にある人というべきで、たとえば家事一切を女中にまかせ（就業可能）、ていさいのいい就職口を探している（求職運動）金持のお嬢さんという階層が含まれていると考えることができる。要するに「完全失業者」の数字では失業者の数を推定することは不可能に近いといわなければならない。

労働人口の統計に失業者数を記載できなかったのは遺憾であるがまた「完全失業者」の数字だけをのせるのは以上に誤解をおこすことになるので、もう少し信頼に値する数字がえられるまで記載しないことにした。ここではむしろ各部門別の「就業者」の中にひ

第8表 部門別工業労働者数（単位 1,000人）

産 業 部 門	事 業 所 調 査 (1951)					工業統計	毎勤統計
	法 人 経 営			個 人 経 営		(1949)	1954.) 12)
	常用 職員	常 用 労務者	臨時・ 日雇の 職員・ 労務者	常用の 職員・ 労務者	臨時・ 日雇の 職員・ 労務者	常 用 労働者	常 用 生産 労働者
食 料 品 製 造 業	60	174	40	81	42	381	96
紡 織 業	78	690	21	157	12	895	498
織 物 製 品 製 造 業	13	60	2	25	3	105	37
製材および木製品製造業	32	135	22	99	18	269	52
家具および装備品製造業	7	37	3	24	2	78	13
紙および類似品製造業	21	72	11	12	2	132	64
印刷出版および類似産業	56	87	4	27	2	189	75
化 学 工 業	72	209	26	15	4	331	195
石油および石炭製品製造業	7	17	2	2	0	26	12
ゴ ム 製 品 製 造 業	12	56	2	3	0	69	50
皮革および皮革製品製造業	4	14	1	6	1	24	7
ガラスおよび土石製品製造業	23	135	13	47	7	214	100
第 一 次 金 属 製 造 業	50	237	26	13	1	368	199
金 属 製 品 製 造 業	24	109	9	38	3	195	61
機 械 製 造 業	57	222	19	42	3	352	180
電 気 機 械 器 具 製 造 業	54	132	9	11	1	212	133
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	55	225	25	16	2	301	197
医療機械, 理化学機械, 写真機, 光学機械器具および時計製造業	12	41	1	8	0	63	43
そ の 他 の 製 造 業	10	54	3	28	4	109	35
合 計	651	2,727	240	654	107	4,314	2,061

第9表 事業所の規模別構成（1953年）

規 模 別	事 業 所 数	合計に対 する比率	従 業 者 数	合計に対 する比率
合 計	405,789	100.0%	5,180,220	100.0%
従業者数 3 人以下	233,176	57.5	512,673	9.9
" 4 ~ 9 人	82,375	20.2	518,375	10.0
" 10 ~ 19 人	48,842	12.6	656,161	12.7
" 20 ~ 29 人	16,421	4.0	389,796	7.5
" 30 ~ 49 人	12,188	3.0	458,027	8.8
" 50 ~ 99 人	7,076	1.7	481,321	9.3
" 100 ~ 199 人	3,025	0.7	416,254	8.0
" 200 ~ 499 人	1,772	0.4	536,380	10.3
" 500 ~ 999 人	527	0.1	368,184	7.1
" 1000人以上	387	0.1	843,049	16.3

〔備考〕 工業統計表による。

第 10 表 事業所数および従業者数（1953年）

産業中分類別	全事業所			従業者4人以上の事業所		従業者3人以下の事業所		
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数		
食料品製造業	88,213	21.7%	587,908	11.4%	29,074	456,183	59,139	131,725
紡織業	79,469	19.6	1,071,664	20.7	32,005	962,680	47,464	108,984
衣服および身廻品製造業	13,326	3.3	132,174	2.6	6,083	115,576	7,243	61,598
木材および木製品製造業	52,581	13.0	362,433	7.0	22,829	300,450	29,752	61,983
家具および装備品製造業	20,554	5.0	116,428	2.2	6,771	88,497	13,783	27,931
紙および類似製品製造業	10,405	2.5	157,304	2.0	4,218	142,451	6,187	14,853
印刷出版および類似産業	11,341	2.8	211,289	4.1	7,395	202,151	3,946	9,138
化学工業	9,066	2.2	353,308	6.8	5,277	344,716	3,789	8,592
石油および石炭製品製造業	1,062	0.3	28,221	0.5	716	27,402	346	819
ゴム製品製造業	1,215	0.3	72,860	1.4	804	71,741	411	939
皮革および皮革製品製造業	4,670	1.2	32,958	0.6	1,418	26,221	3,252	6,737
ガラスおよび土石製品製造業	23,687	5.8	266,712	5.2	11,050	237,123	12,637	29,589
第一次金属製造業	6,486	1.6	384,346	7.4	5,418	381,826	1,068	2,520
金属製品製造業	24,470	6.0	243,376	4.7	10,706	214,674	13,764	28,702
武器製造業	59	0.01	8,492	0.2	54	8,478	3	14
機械製造業	17,763	4.4	379,589	7.3	11,530	365,014	6,233	14,575
電気機械器具製造業	5,520	1.4	229,128	4.4	4,055	225,705	1,465	3,423
輸送用機械器具製造業	9,287	2.3	315,360	6.1	4,624	305,638	4,663	9,722
医療機械, 理化学機械, 写真機, 光学機械器具および時計製造業	3,608	0.9	72,015	1.4	2,081	68,557	1,527	3,458
その他の製造業	23,007	5.7	154,835	3.0	6,505	122,464	16,502	32,371
合計	405,789	100.0	5,180,220	100.0	172,613	4,667,547	233,176	512,673

〔備考〕 工業統計表による。

じように多くの失業者がかくれていると考えるべくに止めなければならぬ。

第三章 産業別部門別労働人口

第一節 工業労働者

産業中分類別の工業労働者について、一九五一年の事業所統計調査結果報告の法人経営の分(第五巻)および個人経営の分(第三巻)と、一九五三年の工業統計表の数字をみると第8表の通りである。

(注) 事業所調査の法人と個人は本来同報告の民公営事業所の内訳であるが、右第五巻には国鉄と専売公社が含まれている。

なお右表に、「毎月勤労統計」の一九五四年一二月分の製造業推計労働者数(労働省大臣官房労働統計調査部「毎月勤労統計調査結果表」第六号)を参考のために附掲した。「毎勤」は先にものべたように、常時三〇人以上の常用労働者を雇用する民営、官営および公営の事業所からの抽出統計であるが、ここに掲げた常用生産労働者とは、「生産物の生産される現場において、生産業務、生産工程に関する記録業務及び上記業務と密接な関連ある業務に従事する労働者」である。

一九五三年末現在の製造業に属する事業所(国および公共企業体に属する事業所、および製造工業と離れている本社事務所のようない非現場を除く)の事業所数と従業者数を「昭和二八年工業統計表」(通商産業省編、総括編、一九五四年一二月刊)によつて規模別にみると(第9表)、従業員三〇人未満の零細工場が労働者数の四〇・

第11表 従業者3人以下の事業所

	男	女	計
常用労働者	113,316	37,324	150,640
個人業主及び家族従業者	263,275	98,758	362,033
計	376,591	136,082	512,673

一%(事業所数の九四・三%)三〇―九九人の小工場が一八・一%(事業所数の四・七%)、一〇〇―四九九人の中工場が一八・三%(事業所数の一・一%)、五〇〇人以上の大工場が二三・四%(事業所数の〇・二%)を占めている。従業者四人以上の事業所と同三人以下の事業所とをくらべてみると(第10表)三人以下の零細企業工場は、事業所数では総数の過半五八%を占めているが、労働者数では一〇%、製造品価額ではわずか三%にすぎない。これら零細企業工場の従業員内訳をみると(第11表)、常用労働者より個人業主および家族従業者の方がはるかに多く(約二倍半)、女子は男子の三分の一に当っている。

第二節 鉱山労働者

鉱業に従事する勤労者総数は、一九五三年末現在約六〇万人である(第12表参照)。通商産業大臣官房調査統計部編「昭和二八年、本邦鉱業の趨勢」一九五四年一月刊による。ただし、右統計に含まれている製油所従業者は、工業労働者に入れべきものであるから除外した。これは一九三一年のほぼ三倍、一九四一年ごろの水準に当る。鉱種別に見てそのうち圧倒的部分(約三分の二)を占めるのは石炭鉱山に従事する炭鉱労働者(約四一万)であり、これにつづいて金属鉱山(約八万)――そのうち勤労者数の多いのは銅、鉛・亜鉛、金銀、硫化鉄、マンガ、鉄の順

第一編 労働人口の構成

第12表 鉱山労働者の構成（1953年末）（単位 1,000人）

鉱種別	労働者			技術者・事務者			臨時労働者			勤労者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
石炭鉱山	305	27	332	...	...	44	...	...	34	...	...	411
亜炭鉱山	9	1	10	...	...	1	—	—	—	...	...	11
金属鉱山 (うち銅山)	53	7	59	9	1	9	6	2	8	68	10	78
	28	4	32	5	0	5	3	1	4	36	5	41
非金属鉱山	25	4	29	3	1	4	4	1	5	33	5	38
石油天然ガス	...	...	4	...	...	1	...	...	0	...	...	5
製錬所	12	1	14	2	0	2	2	0	2	16	2	18
計	432	44	480	...	...	66	...	...	53	...	...	602

第13表 地域別鉱山労働者数（1952年末）

鉱種別	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	四国	福岡	計
石炭鉱山	101,868	—	38,626	—	—	28,417	—	257,842	426,753
亜炭鉱山	63	4,136	1,649	5,437	286	36	69	—	11,676
金属鉱山 (うち銅山)	8,965	21,339	13,258	7,523	7,967	6,594	7,610	5,348	78,604
	1,280	13,253	7,398	2,682	5,480	2,333	6,462	1,107	39,995
非金属鉱山	1,924	11,312	4,673	6,175	2,338	4,480	1,126	5,258	37,286
石油	177	2,376	2,122	—	—	—	—	—	4,675
天然ガス	6	115	843	21	4	—	—	—	989
製錬所	328	2,755	3,897	748	901	2,235	2,472	4,605	17,941
計	114,611	55,286	72,466	22,586	16,976	44,095	17,739	274,160	617,919

第14表 坑内外別鉱山常用労働者数（1953年末）

鉱種別	事業 所数	坑内	坑外			製錬		
		男	男	女	計	男	女	計
石炭鉱山	—	218,940	85,584	27,479	113,063	—	—	—
亜炭鉱山	—	7,083	1,908	1,254	3,162	—	—	—
金属鉱山 (うち銅山)	771	27,572	25,238	7,383	32,623	279	35	254
	211	15,256	13,090	3,595	16,685	—	—	—
非金属鉱山	878	4,818	18,944	3,645	22,639	1,413	76	1,489
石油・天然ガス	—	—	...	...	4,252	—	—	—
製錬所	45	—	1,191	185	1,376	11,293	1,075	12,368
計	1,905	273,669	(145,955)	(43,541)	193,800	12,985	1,186	14,111

第15表 職種別炭鉱常用労働者数(1954.12末)

職 種 別				全 国			
				常 備 勞 務 者			
				実働勞務者	長期欠勤者	計	
坑 内 天	直接夫	採充仕掘	炭填繰進計	夫夫夫夫	59,737	2,417	62,154
					4,420	198	4,618
					34,413	1,576	35,989
					36,115	1,303	37,418
			134,685	5,494	140,179		
			13,736	443	14,179		
			17,832	436	18,268		
			8,802	259	9,061		
			8,268	362	8,630		
			187,517	1,632	54,149		
合		計		187,202	7,126	194,328	
坑 外	成人男子	助選運機工電雜	炭搬械作氣	手夫夫夫夫夫夫	3,551	59	3,610
					2,549	58	2,607
					11,243	246	11,489
					9,795	191	9,986
			15,000	302	15,302		
			3,931	113	4,044		
			25,806	741	26,547		
			71,857	1,710	73,585		
	保護	十八才未満	助選運機工電雜	手夫夫夫夫夫夫	7	—	9
					111	3	114
				353	2	355	
				54	—	54	
		78	—	78			
		28	—	28			
		761	3	764			
		1,394	8	1,402			
夫	坑 夫	女	炭搬械作氣	手夫夫夫夫夫夫	545	8	553
					6,609	159	6,768
					864	38	902
					71	—	71
			258	5	263		
			31	2	33		
			13,287	296	13,583		
			21,665	508	22,173		
			23,059	516	23,575		
	合		計		94,934	2,226	97,160
總 計				282,136	9,352	291,488	

である——、非金属鉱山(約四万)——そのうち勤労者数の多いのは、石灰石、硫黄、耐火粘土の順である——、製錬所——主として銅、ついで亜鉛——、亜炭鉱山、石油鉱場である。

地域別(管轄の通産局別)に見ると第13表のごとく、炭鉱地帯である九州と北海道が圧倒的に多く、前者が全体の四五%、後者が二〇%を占めている。

男女労働者別に見ると第14表のごとく、女子は総数の一割前後を占め、坑内は男子、坑外の約二割が女子である。この比率は戦前よ

り若干ふえている。

常用労働者にたいする職員(技術者・事務員)の比率は一四%、すなわち職員一人につき労働者七—八人の比率となる。

鉱山労働者の三分の二を占める炭鉱労働者についてみると(通商産業大臣官房調査統計部編「昭和二十九年石炭統計年報」、一九五五年五月刊)、五四年末現在の常用労働者は二九万一四八八人、臨時夫九五〇八人、請負夫一万四〇四四人、職員三万八八八一人で、前年末に比しそれぞれ相当大幅の減少を示している。炭鉱労働者は一九

四九年初めから企業合理化の進展につれて減少の一途を辿り、朝鮮戦争によつて増加し、五二年を最高として下り坂となり、人員整理と炭鉱の休廃止によつて急激に減少し、五四年末には五二年に比して九万人近くの減少となつた。

炭鉱常用労働者の職種別数は第15表の通りである。

第三節 運輸労働者

運輸に従事する勤労者総数は約一三四万人である（第16表）。そのうち国鉄関係が約三分の一を占めている。総数のうち、労働者約一〇〇万人、技術者・事務員約三〇万人と推定される。

運輸労働者数の戦前からの推移をみると鉄軌道における増加がもつともはげしく、一九三〇年の二四万が五八万に激増しており他部門も通運をのぞき相当に増加している。

国鉄 日本国有鉄道の職員数は一九五四年三月末現在、四四万七〇〇〇人、うち男子四三万四〇〇〇人（九七・一％）、女子一万三〇〇〇人（二・九％）である。勤務種別に見ると、日勤がもつとも多く四九％、次は一昼夜交代の二五％、乗務は一四％である。年齢別、勤続年数別、業務機関別、主要種別の構成は第17表の通りである（交通協力会編「交通年鑑」昭和三〇年版、による）。

国鉄職員の推移をみると第18表のごとく、戦前の二三万人から戦争中、戦争直後にかけて増大して一九四八年には六〇万人を越したが、その後、四分の一以上減少して今日に至っている（一九四六年度までは、運輸調査局「交通労働論」一九四八年八月刊、により、その後は、交通協力会「交通年鑑」一九五五年三月刊、による）。なおこれら職員（現在員）のほかに、統計に出て来ない労働者として、臨時日雇工夫約四千人、無給職員（病気その他）約一千五百人

休職者一万二千人
軍隊未復員者一千二百人、
組合専従者約六百人がある。

私鉄 地方鉄道軌道職員の職種別の職内訳は第19表の通りでありまた職員数の推移をみると第20表のごとく、大体は国鉄の場合と同傾向を示しているが、ピークは

第16表 運輸労働者の構成（単位 1,000人）

		労働者			技術者・事務者			臨時・日雇	勤労者計
		男	女	計	男	女	計		
国鉄 私鉄 バス 通海 港倉 航運	鉄	375	9	385	58	2	60	4	449
	鉄	92	4	96	27	4	31	—	127
	スク	...	...	53	...	...	12	—	65
	運	...	...	105	...	...	40	—	145
	運	152	12	165	39	6	45	11	221
	送	...	...	138	...	...	53	—	191
	庫	...	...	52	...	...	14	20	86
	空	8	1	9	12	3	15	4	28
	省	...	...	0	...	...	0	—	1
	輸	...	...	9	...	...	16	...	25
計		...	...	1,022	...	...	286	39	1,338

〔備考〕 港湾運送は六大港のみ。

第17表 国鉄職和別職員数(1954年4月1日現在)

年 齡			別		建	築	区	4,034	小	荷	物	掛	3,163	電	機	気	機	関	車	検	査	助	士	1,331
20	歲	未 滿	8,871	75,205																				
20	歲	以 上	75,205	11,915	電	信	区	8,290	貨	駅	務	掛	6,245	機	関	車	機	関	車	検	査	助	士	2,715
25	歲	"	132,186	4,654	電	務	区	4,654	予	備	務	掛	4,934	庫	内	水	炭	庫	内	水	炭	庫	内	3,225
30	歲	"	75,784	651	電	電	区	2,561	電	電	話	掛	2,043	電	電	車	電	電	車	運	査	査	士	6,014
35	歲	"	50,679	737	電	修	区	1,733	乘	客	備	掛	4,692	電	電	車	電	電	車	査	査	掛	掛	2,603
40	歲	"	44,585	373	材	修	場	1,099	警	備	備	掛	892	電	電	車	電	電	車	技	技	掛	掛	720
45	歲	"	38,015	3,829	無	線	場	1,234	予	備	駅	手	469	電	電	車	電	電	車	技	技	掛	掛	431
50	歲	"	21,828	43,291	棧	刷	場	3,829	荷	報	手	手	13,307	電	電	車	電	電	車	客	客	掛	掛	1,210
勤 続 年 数 別 数					連	工	場	1,099	車	車	手	手	4,292	客	客	車	車	車	車	貨	貨	掛	掛	2,307
5	年	未 滿	36,199	1,234	印	場	1,234	3,829	探	號	掛	掛	8,702	車	車	車	車	車	車	整	整	掛	掛	8,019
10	年	"	151,323	859	車	場	859	5,958	信	號	掛	掛	3,205	客	客	車	車	車	車	路	路	手	手	3,897
15	年	"	137,956	9,530	自	場	9,530	6,471	轉	轍	掛	掛	6,471	建	建	工	工	工	工	築	築	手	手	3,470
20	年	"	54,888	1,477	動	所	1,477	10,833	予	備	手	手	4,767	營	營	林	林	林	林	事	事	手	手	1,584
25	年	"	12,686	3,873	自	所	3,873	3,873	連	構	手	手	8,386	機	機	関	関	関	関	工	工	工	工	434
30	年	"	28,585	1,424	教	院	1,424	15,744	踏	切	掌	掌	15,744	電	電	機	機	機	機	関	関	掛	掛	1,385
30	年	以 上	25,516	3,005	病	所	3,005	車	車	警	手	手	3,991	電	電	機	機	機	機	関	関	手	手	2,457
業 務 機 関 別 数					診	室			車	給	車	車	709	電	電	機	機	機	機	力	力	掛	掛	4,791
					公				列	車	仕	仕	818	通	通	電	電	電	電	信	信	手	手	1,706
車	掌	区	130,147	4,070	駅	長	4,070	7,282	列	車	手	手	18,910	信	信	通	通	通	通	号	号	掛	掛	5,153
機	関	区	22,720	2,947	助	役	2,947	6,040	列	車	(蒸気)	(蒸気)	15,423	通	通	自	自	自	自	保	保	手	手	2,461
電	車	区	66,428	5,208	運	出	5,208		機	機	関	関	1,596	自	自	工	工	工	工	場	場	係	係	6,376
客	貨	区	20,443		改	札			電	電	士	士		工	工									
保	線	区	52,772																					33,019

在、郵政省の現在員は合計約二五万人である（第21表。郵政省「昭和二八年度郵政統計年報」、総括編、一九五四年二月刊による）。そのうち官吏一一万六千人、雇員一四万人で郵便局員が総数の八割

第20表 地方鉄道軌道労働者数の推移

1936年	88,645	
1942年	116,950	
1947年10月	139,431	(うち女子 16,517)
1950年3月	141,919	(" 11,133)
1951年3月	134,695	(" 9,532)
1952年3月	130,560	(" 8,602)
1953年3月	129,718	(" 8,035)
1954年3月	128,015	(" 7,701)

通信労働者として数えられるものは、ほとんどすべて官公労働者であつて、郵政省職員（最大の部分を占めるのは郵便局員）と電信電話公社職員から成っている。これらの勤労者は合計約四〇万人、郵政が二五万人、電信電話が一七万人と推定される。

郵政 一九五四年四月一日現

「交通労働論」、それ以後は「交通年鑑」による。

第18表 国鉄職員数の推移

1936年度末	227,645
1944 "	449,443
1946 "	573,086
1948 "	604,243
1949 "	490,727
1950 "	773,473
1951 "	442,153
1952 "	447,385
1953 "	446,837
1954年9月末	444,872

国鉄と異つて一九五〇年であり、その後の減少率も国鉄より少い。特徴的なのは女子労働者の減少率の激しさであつて、六年間に一六・五千人から半数以下の八千人にまで減少している（一九四二年までは、運輸調査局刊

第四節

通信労働者

第19表 地方鉄道軌道職種別労働者数（1953年3月末現在）

総務関係			車号関係			事務職関係		
支配人	部長	1,189	信託	車号	1,217	事務	職員	677
事務	職員	8,630	転車	手	1,557	技術	職員	1,343
技術	職員	1,259	駅機	手	1,207	線路	工	9,408
備員	員	3,214	電気	士	4,395	建築	手	704
小計	計	14,292	電車	士	1,388	踏切	警	3,295
			小計	掌	171	小計	計	15,665
				士	16,464			
				掌	15,421			
				計	71,344			
運輸関係			車両関係			電気関係		
運輸部長	課長	371	車両長	部長	235	電気長	部長	189
営業所長	・運輸	543	事務	職員	759	事務	職員	554
主任	職員	3,900	技術	職員	1,594	技術	職員	1,868
事務	職員	327	検車	手	3,761	電力	工	2,887
駅長	監督	2,415	技手	手	9,024	電小	計	3,816
助役	監督	6,322	炭水	手	172			9,266
助監	監督	7,393	庫内	手	828			
駅出	務札	3,456	小計	計	16,373			
改小	荷物	3,350						
貨荷	車扱	260						
案	内	729						
		147						
		361						
保線関係			建設関係			保線関係		
保線長	部長	238	技師長	部長	49	保線長	部長	169
			事務	職員	169	事務	職員	292
			技術	職員	292	技術	職員	561
			工事	工	561	工事	工	1,071
			小計	計	1,071			

第21表 郵政省現在員数(1954・4・1)

	官 吏	雇 員	計
内 部 部 局	2,023	557	2,580
附 属 機 関	1,633	1,161	2,794
地 方 支 分 局	112,618	137,232	249,850
地方郵政監察局	841	96	937
地方郵政管理局	4,790	2,150	6,950
地方電波監理局	1,121	446	2,167
地方貯金局	8,019	10,525	18,544
地方簡易保険局	3,262	2,477	5,739
郵便局	93,985	21,528	215,513
普通郵便局	39,654	37,099	74,753
集配郵便局	2,732	2,282	5,014
集配郵便局	36,021	61,236	97,257
集配郵便局	15,578	20,911	36,489
総 計	116,274	138,950	255,224

在、日本電話公社の現在員は合計約一七万人である。

第五節 公務労働者

ここで公務労働者として掲げるのは、中央地方の行政機関に勤務するものの中から、五現業（造幣・印刷・林野・アルコール事業・

〔備考〕 郵政省人事部人事課調。

以上を占めてい。男女別にみると（第22表）、女子の比率は雇員で一九％、官吏では五％、無集配特定局、地方貯金局ににおいては雇員のうち女子が男子よりはるかに多い。電信電話一九五二年九月末現

郵政）と教育関係公務員を除きまた三公社（専売・国鉄・電信電話）を初めいわゆる政府関係機関の職員も含まれない。そのかわり行政機関でない機関である国会・裁判所・会計検査院を含み、臨時・非常勤職員や定員外の単純労働者（小使等）、警察予備隊、駐留軍労働者も入っている。したがっていわゆる官公労働者という概念とはちがうものである。このような特殊の意味の政府職員から、特別職のうち明らかに労働者に入らない大臣、顧問、参与等の人々（特別職でも消防団員、職員、労働者は含まれる）もちろん、官吏のうち中央では一〇級以上、地方では九級以上の者は大体課長クラス以上の者として控除し、それらのものは勤労者の中には含めなかつた。このようにして推計されたものが、ここで扱う公務労働者である。なお職務級別からいつて、中央では九級から六級まで、地方では八級から五級までを「技術者・事務者」

第22表 郵政省男女別職員数(1953.9末)

	本 省	普 通 局	集 配 局 特 定 局	無 集 配 局 特 定 局	地 貯 金 局 方 貯 金 局	総 数	%
官 吏 { 男	1,656	40,507	32,841	11,472	5,177	100,291	40
女	173	1,836	3,128	4,141	2,836	13,473	6
雇 員 { 男	360	1,936	42,768	7,012	3,841	84,794	35
女	463	6,444	17,614	13,661	6,565	47,593	19
計	2,652	80,723	96,351	36,286	18,419	250,151	100

第23表 国家公務員数(定員表)

区	分	1951年10月 予算定員	1953年度末 予算定員	1954年度末 予算定員	区	分	1951年10月 予算定員	1953年度末 予算定員	1954年度末 予算定員
一 特別 政 府 関 係 機 関 合 計 外に防衛庁(警察予備隊)	計	447,284	416,849	347,083	厚船国食農森漁国国来 生員立糧非火再野競安 保保病管災保保 険険院理険険険馬定業	険	4,959	5,007	4,880
	般	507,599	339,918	334,139		険	343	332	323
	計	514,813	648,522	657,514		険	17,602	14,463	14,131
	外に防衛庁(警察予備隊)	1,469,696	1,405,289	1,338,736		険	29,145	27,814	26,283
(1) 一 国裁会内総法外大文厚農通運郵労建電 計 判 査 理 務 務 蔵 部 生 林 庭 輸 政 働 設 通 信 業 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 防衛庁(警察予備隊)	計	3,177	3,154	3,123	の 計	険	21,325	21,110	20,425
	般	23,657	22,842	22,422		険	557	520	520
	計	1,252	1,140	1,118		険	0	25	23
	判	1,332	965	875		険	2,252	1,622	1,550
	査	97,825	84,132	20,180		険	53	74	70
	理	44,172	45,374	44,629		険	13	23	28
	務	2,368	1,692	1,703		険	259,874	242,178	249,662
	務	75,526	65,384	64,822		険	2,354	2,354	2,287
	蔵	64,790	63,756	63,334		険	3,990	3,790	3,709
	部	29,073	30,911	30,541		険	782	50	
	生	32,293	27,741	26,435		険	50		
	林	13,695	12,432	11,943		険	25		
(2) 特 別 会 計 幣 刷 運 川 計 局 局 部 局 金 造 印 資 費 外 国 為 替 資 金	計	447,284	416,849	347,083	政 府 関 係 機 関 計	険	507,599	339,918	334,139
	般	75,100		164,540		険		12	19
	計					険			
	判					険			
	査					険			
	理					険			
	務					険			
	務					険			
	蔵					険			
	部					険			
	生					険			
	林					険			
(3) 政 府 関 係 機 関 計	計	1,971	1,832	1,760	政 府 関 係 機 関 計	険	40,000	38,176	39,801
	般	8,757	8,121	7,833		険	469,151	447,249	447,725
	計	467	444	444		険	1,127	1,552	1,682
	判	2	2	2		険	250	545	640
	査					険		145	187
	理					険		167	265
	務					険		906	866
	務					険		80	114
	蔵					険			
	部					険			
	生					険			
	林					険			

第24表 教育労働者の構成(単位 1,000人)

	労働者			技術者・事務者			勤労者 総数
	男	女	計	男	女	計	
小学校	163	176	338	3	3	7	345
中学校	138	51	190	5	3	8	198
高等学校	90	24	114	12	5	18	132
大学専門学校	56	23	78	9	2	11	87
幼稚園	1	16	17	0	1	1	17
その他	8	21	28	0	0	0	28
計	456	311	765	29	14	45	809

〔備考〕 労働者には校長を除く教員・雇員・看護婦・栄養士・用人(小使・給仕)等を含む。

第25表 学校別本務教員数(1953.5.1)

	学校数	総計	校(学)長	教(諭)授	助教諭 (授)	講師	助手
小学校	21,735	323,362	20,884	238,561	61,950	2,967	—
中学校	12,469	185,189	11,004	154,089	15,467	4,629	—
高等学校	3,209	105,316	2,921	91,884	2,202	8,309	—
特殊学校	164	4,248	140	3,273	566	269	—
幼稚園	3,426	16,796	1,807	7,132	7,527	330	—
大学専門学校	461	38,842	382	10,129	9,695	6,512	12,124
各種学校	5,888	23,384	...	...	...	...	...

〔備考〕 特殊学校は盲、ろう、養護学校の集計。教諭には養護教諭(女)を、助教諭には養護助教諭(女)を含む。

第26表 学校別本務職員数(1953.5.1)

	事務職員	技術職員 実習助手	学 校 医	寮 母	そ の 他	計	
計	27,137	6,103	83,884	802	66,256	100,797	
小 学 校	6,803	—	44,993	—	36,747	43,550	
中 学 校	8,066	—	24,980	—	15,728	23,794	
高 等 学 校	11,031	6,103	8,338	—	11,606	29,239	
盲 学 校	139	—	217	345	266	750	
ろ う 学 校	163	—	245	445	284	892	
養 護 学 校	6	—	11	12	14	32	
幼 稚 園	926	—	5,100	—	1,611	2,540	
	事務官又は は相当者	技官又は は相当者	事務雇員	技術雇員	看護手, 看護婦	用(守衛, 小使等)	計
大学専門諸学校	8,486	2,242	13,272	6,021	6,905	13,742	50,668

とし、中央では五級以下、地方では四級以下をほぼ「労働者」と見ることができよう。

国家公務員 最近三年來の機関別予算定員数を示せば第23表の通りである。

国家公務員の一般職のうち、まず常勤職員についてみれば左の通りである（人事院事務総局管理局法制課「常勤職員在職状況統計表」一九五五年一月一日現在、による）。

(1) 一般俸給表適用職員	二六万一九三〇人
(2) 税務職員	四万四九〇二人
(3) 警察職員	二万二七六四人
(4) 船員	六五八八人
(5) 教育職員	二万七五二七人
(6) 検察官	一七二九人
(7) 国営企業勤務職員	二八万一一二一人
(8) 待命職員	五一九四人

また常勤労働者は各省庁合計二万五三三八人、他に五現業に一万一六〇五人いる（同右「常勤労働者等在職状況統計表」一九五五年四月一日現在、による）。

次に非常勤職員（同右「非常勤職員在職状況統計表」一九五五年四月一日現在、による）は、各省庁合計四二万四九人（うち統計調査員約二〇万人）、他に五現業一〇万二六六三人（うち林野庁九万三六六〇人）である。

地方公務員 一九五五年度の地方財政計画によると、地方公務員の総数は一三九万人、うち一般職員五七万人、教育職員六四万人、警察職員一五万人、消防職員三万人である。

第六節 教育労働者

第27表 設置者別本務教員数（1953.5.1）

	総数	国立	公立	私立
計	697,137	25,186	601,121	70,830
高等学校以下	630,663	3,336	591,305	36,002
大学専門諸学校	£8,842	21,690	4,881	12,271
特殊及各種学校	27,632	160	4,935	22,537

教育に従事する勤労者総数は、一九五三年五月一日現在、約八〇万人である（第24表参照。文部省調査局統計課「昭和二八年度、学校基本調査報告書」一九五五年二月刊、による）。

全国約四万六〇〇〇の学校に従事する教育関係の勤労者としてはこの八〇万人の本務者のほか、約七万人の兼務者（他の学校に本務教員として勤務しているもの、および教員以外に本職のあるもの）がある。

このうち本務者のみをとって、学校種類別にみると教員は第25表、職員は第26表の通りである。教員については校長を除いて残りの合計を労働者とし、職員については高等学校以下の学校の事務職員、技術職員、実習助手、大学専門学校の事務官、技官、またはそれらの相当者を技術者・事務員とし、それ以外は労働者として推計したのが第24表である。なお兼務者のうち大学専門学校の兼務教員（教員以外からの）は三四〇〇人である。

学校種類別にみると、小学校の比率が圧倒的で本務教員総数約七〇万人の四六％を占め、これについて中学校、高等学校で、以上三

者で教員の九割を越える。それからずつと下つて大学専門学校、各種学校（和洋裁、タイピスト学校等）、幼稚園、特殊学校（盲学校、ろう学校、養護学校）の順である。

女子の比率は総労働者の約四割に当り、小学校では男子より多く五二%を占めている。

設置者別に、国立、公立、私立の各学校の本務教員数は第27表の通りである。

第四章 部門別工業労働者数の歴史的变化

工業労働者の部門別構成の歴史的变化を正確につかむことはわが国の統計の性質上極めて困難である。ここにとりあえず工場統計表（明治四二年より昭和一三年まで）および工業統計表（昭和一四年以降）によつて、労働者五人以上を使用する工場の労働者数の部門別構成をできうるかぎり集めてみた。なおこれらの統計は調査対象の範囲にかなりの変更があつたこと、民間工場のみで官営工場を含んでいないことに注意すべきである。（第28表）

第28表 部門別工業労働者数の変化（その1）

年次	工業			
	工場数	職工総数	男	女
1909	14,753	486,508	72,231	414,277
1914	13,249	567,587	81,106	486,481
1919	954	894,617	161,304	733,313
1920	098	818,795	151,594	667,201
1921	196	979,453	190,233	789,220
1922	635	858,264	169,069	689,195

年次	紡織工業				金属工業			
	工場数	職工総数	男	女	工場数	職工総数	男	女
1923	18,014	938,842	177,048	761,794	2,691	90,899	82,913	7,986
1924	17,383	935,093	175,363	759,730	2,963	95,664	86,848	8,816
1925	17,298	972,631	181,032	791,599	2,998	93,129	85,181	7,948
1926	18,041	998,447	187,103	811,344	3,283	100,477	92,824	7,653
1927	18,934	991,323	187,965	803,358	3,500	109,717	101,438	8,279
1928	19,476	998,236	189,654	808,582	4,092	121,703	112,141	9,562
1929	19,706	997,690	183,189	814,501	3,782	90,939	83,279	7,660
1930	20,306	903,399	163,056	740,343	4,004	84,112	77,593	6,519
1931	20,965	898,792	158,281	740,511	4,133	84,269	77,933	6,336
1932	21,297	881,459	161,408	720,051	4,651	97,469	89,842	7,627
1933	22,180	907,631	170,581	737,050	5,542	125,652	115,602	10,050
1934	24,399	969,320	184,805	784,515	6,610	184,682	171,503	13,179
1935	25,562	1,006,703	193,866	812,837	7,318	217,612	201,595	16,017
1936	26,358	1,027,917	203,669	824,248	8,251	246,858	227,920	18,938
1937	28,133	1,032,510	201,355	831,155	10,076	310,490	286,551	23,939
1938	28,092	976,953	183,355	793,598	11,135	377,398	346,928	30,470
1939	36,846	1,067,283	226,259	841,024	11,631	445,300	400,786	44,514
1940	34,595	974,454	199,718	774,736	11,527	449,842	405,541	44,301
1941	32,413	875,965	169,968	705,997	11,010	409,466	364,710	44,756
1942	27,078	735,249	131,346	603,903	11,011	445,334	395,426	49,908
1945	8,775	282,280	49,755	232,525	5,569	197,075	164,621	32,454
1946	11,376	423,920	74,473	349,447	9,260	327,769	275,738	52,031
1947	15,864	516,702	99,129	417,573	9,760	308,035	262,594	45,441

第一編 労働人口の構成

第28表 部門別工業労働者数の変化（その2）

年 次	機 械 及 器 具 工 業			
	工場数	職工総数	男	女
1909	2,526	63,821	60,721	3,100
1914	3,134	98,619	94,171	4,448
1919	5,900	256,876	240,315	16,561
1920	6,245	248,404	234,227	14,177
1921	6,375	226,831	213,205	13,626
1922	6,720	305,240	286,782	18,458

年 次	機 械 器 具 工 業				窯 業			
	工場数	職工総数	男	女	工場数	職工総数	男	女
1923	3,744	229,475	219,486	9,989	2,541	66,872	54,886	11,986
1924	4,033	236,619	225,148	11,471	2,491	67,890	55,866	12,024
1925	4,093	224,177	212,502	11,675	2,475	64,597	53,265	11,332
1926	4,429	236,051	223,445	12,606	2,572	65,063	52,373	12,690
1927	4,504	245,963	232,799	13,164	2,644	65,314	53,363	11,951
1928	4,531	250,657	237,474	13,183	2,782	68,248	55,266	12,982
1929	5,296	190,154	177,819	12,335	3,253	70,117	57,359	12,758
1930	5,604	168,338	157,618	10,720	3,205	60,734	49,867	10,867
1931	5,850	158,351	147,105	11,246	3,167	56,731	47,340	9,391
1932	6,738	194,572	178,889	15,683	3,245	61,813	51,030	10,783
1933	7,850	249,323	228,540	20,783	3,355	71,195	57,930	13,265
1934	9,181	314,669	288,199	26,470	3,722	82,363	65,359	17,004
1935	10,352	367,263	335,061	32,202	3,896	92,698	73,741	18,957
1936	11,766	456,963	417,562	39,401	4,228	101,702	80,232	21,470
1937	14,636	601,684	547,276	54,408	4,990	112,857	88,033	24,824
1938	17,570	860,431	772,541	87,890	4,816	105,345	81,164	24,181
1939	23,150	1,131,604	1,009,689	121,915	6,710	140,554	103,239	37,315
1940	24,997	1,276,926	1,145,944	130,982	6,852	145,966	106,589	39,377
1941	25,601	1,388,043	1,224,492	163,551	7,095	138,466	98,846	39,620
1942	25,097	1,682,727	1,483,207	199,520	6,057	125,183	87,968	37,215
1945	13,339	594,494	493,539	100,955	3,319	79,207	51,952	27,255
1946	19,687	821,421	701,377	120,044	4,630	120,462	82,954	37,508
1947	24,211	850,469	725,092	125,377	5,871	133,336	94,554	38,782

第28表 部門別工業労働者数の変化(その3)

年次	化 学 工 業							
	工場数	職工総数	男	女				
1909	3,485	77,883	51,805	26,078				
1914	3,225	93,423	63,627	29,796				
1919	5,426	189,482	133,234	56,248				
1920	5,509	164,170	116,786	47,384				
1921	5,665	164,972	117,843	47,129				
1922	5,372	172,639	121,761	50,878				
年次	化 学 工 業				製 材 及 木 製 品 工 業			
	工場数	職工総数	男	女	工場数	職工総数	男	女
1923	2,546	107,009	68,974	38,035	3,381	48,586	42,079	6,507
1924	2,585	111,530	71,050	40,480	3,485	50,196	44,069	6,127
1925	2,498	104,810	67,678	37,132	3,442	48,815	43,401	5,414
1926	2,602	111,249	71,071	40,178	3,775	51,844	46,791	5,053
1927	2,701	117,313	75,933	41,380	3,935	54,459	49,006	5,453
1928	2,749	120,152	77,717	42,435	4,063	56,631	51,190	5,441
1929	3,199	122,250	81,660	40,590	4,730	58,996	54,115	4,881
1930	3,329	118,260	79,140	39,120	4,966	57,810	53,029	4,781
1931	3,389	122,461	79,521	42,940	5,200	56,658	52,214	4,444
1932	3,695	136,021	88,680	47,341	5,434	60,616	56,015	4,601
1933	4,013	163,706	106,272	57,434	5,973	66,439	60,815	5,624
1934	4,313	192,270	124,727	67,543	6,730	76,584	69,710	6,874
1935	4,644	228,638	148,803	79,835	7,267	85,107	77,247	7,860
1936	4,998	273,487	179,182	94,305	7,788	93,293	84,170	9,123
1937	5,820	322,796	211,948	110,848	9,880	107,869	96,564	11,305
1938	6,146	322,205	221,494	100,711	10,629	113,823	99,829	13,994
1939	9,046	397,155	265,290	131,865	13,197	153,308	130,158	23,150
1940	9,509	398,756	272,308	126,448	13,836	163,552	137,192	26,360
1941	9,473	374,302	249,935	124,367	14,526	170,309	139,248	31,061
1942	8,779	373,106	249,734	123,372	12,982	159,416	126,052	33,364
1945	5,270	206,490	132,437	74,053	8,887	173,740	128,899	44,841
1946	6,643	319,016	217,858	101,158	16,340	276,395	224,505	51,890
1947	8,110	345,349	240,803	104,546	22,477	296,127	245,212	50,915

第一編 労働人口の構成

第28表 部門別工業労働者数の変化（その4）

年次	飲食物工業			
	工場数	職工総数	男	女
1909	6,202	88,740	64,320	24,420
1914	5,688	77,605	64,621	12,984
1919	6,801	104,772	85,046	19,726
1920	7,771	103,001	85,773	17,228
1921	8,773	115,091	97,272	17,819
1922	9,024	161,934	111,760	50,174

年次	印刷製本業				食料品工業			
	工場数	職工総数	男	女	工場数	職工総数	男	女
1923	1,608	40,354	33,293	7,061	9,502	169,539	118,134	51,405
1924	1,904	47,960	39,872	8,088	9,714	169,214	119,303	49,911
1925	2,106	50,054	41,833	8,216	10,105	170,648	123,458	47,190
1926	2,262	51,215	43,198	8,017	10,330	167,144	124,350	42,794
1927	2,339	53,122	44,971	8,151	10,344	165,776	123,663	42,113
1928	2,515	53,220	46,134	8,086	10,476	167,651	124,122	43,529
1929	5,586	52,015	45,473	6,542	11,894	142,998	121,681	21,317
1930	2,759	53,478	47,357	6,121	12,309	138,280	117,988	20,292
1931	2,948	51,367	45,472	5,895	12,567	133,516	114,281	19,235
1932	2,988	52,352	46,432	5,920	12,728	137,433	116,402	21,031
1933	3,049	53,679	47,531	6,148	12,868	142,237	117,638	24,599
1934	3,234	56,891	50,178	6,713	13,500	147,565	120,850	26,715
1935	3,358	60,569	53,404	7,165	13,684	158,125	126,454	31,671
1936	3,450	58,839	51,609	7,230	14,021	165,310	128,718	36,592
1937	3,857	64,652	56,547	8,105	16,518	185,508	140,364	45,144
1938	3,932	63,568	54,520	9,048	16,944	190,697	139,869	50,828
1939	3,781	66,277	54,987	11,290	22,793	230,327	155,271	75,056
1940	3,596	63,726	51,560	12,166	22,578	222,483	153,216	29,267
1941	3,783	61,255	47,822	13,433	21,559	211,716	140,085	71,631
1942	3,485	56,290	43,089	13,201	21,194	193,280	123,319	69,961
1945	916	22,365	15,190	7,175	8,326	97,565	61,314	36,521
1946	1,594	43,526	31,931	11,595	9,927	118,404	79,373	39,031
1947	2,145	51,128	38,543	12,585	13,300	147,785	100,993	46,792

第一部 労働者状態

第28表 部門別工業労働者数の変化（その5）

年 次	特 別 工 業				雑 工 業			
	工場数	職工総数	男	女	工場数	職工総数	男	女
1909	148	3,912	3,865	47	5,114	79,773	54,197	25,576
1914	291	9,552	9,284	268	6,130	101,479	71,148	30,331
1919	358	23,271	22,065	1,206	7,510	142,972	99,229	43,743
1920	345	17,584	16,592	992	7,838	134,488	95,152	39,336
1921	290	14,552	13,757	795	8,081	137,869	99,454	38,415
1922	301	37,005	35,062	1,943	8,375	155,937	109,880	46,057
年 次	ガ ス 電 気 業				其 他 工 業			
	工場数	職工総数	男	女	工場数	職工総数	男	女
1923	295	6,388	6,307	81	3,464	67,169	35,077	32,092
1924	297	6,460	6,383	77	3,539	68,992	35,881	33,111
1925	311	6,375	6,296	79	3,835	73,145	37,903	35,242
1926	393	7,904	7,830	74	4,219	85,801	44,849	40,952
1927	414	8,344	8,253	91	4,365	87,541	45,810	41,731
1928	445	8,642	8,573	69	4,819	90,109	46,605	43,504
1929	457	8,038	7,954	84	4,984	91,825	42,658	49,167
1930	466	7,991	7,906	85	5,286	91,161	42,728	48,433
1931	498	8,248	8,144	104	5,719	89,939	43,807	46,132
1932	508	7,968	7,910	58	6,034	103,808	49,699	54,109
1933	556	8,320	8,257	63	6,554	112,909	54,493	58,416
1934	552	8,260	8,190	70	8,070	130,849	63,576	67,273
1935	549	8,390	8,350	40	8,544	144,172	69,054	75,118
1936	570	8,721	8,686	35	9,178	159,597	76,650	82,947
1937	656	9,286	9,234	52	11,439	188,860	89,160	99,700
1938	669	10,517	10,450	67	12,399	194,484	87,657	106,827
1939	688	12,493	12,430	63	9,925	141,946	63,616	78,330
1940	663	13,385	13,302	83	9,652	134,130	59,791	74,339
1941	713	13,923	13,677	246	10,294	143,471	60,745	82,726
1942	712	13,894	13,702	192	9,997	139,978	56,066	83,912
1945	581	10,077	9,755	322	3,579	67,294	27,785	39,509
1946	694	11,773	11,528	245	4,936	91,655	40,757	50,898
1947	910	19,251	18,879	372	6,602	110,340	47,501	62,839

第一編 労働人口の構成

第28表 部門別工業労働者数の変化（その6）

年 次	合 計					
	工 場 数	職工総数	男	女		
1909	32,228	800,637	307,139	493,498	合 計(除ガス電気)	
1914	31,717	948,265	383,957	564,308		
1919	43,949	1,520,466	706,074	814,392		
1920	45,806	1,486,442	700,124	786,318		
1921	49,380	1,638,768	731,764	807,004	工 場 数	職工総数
1922	46,427	1,691,019	834,314	856,705		
1923	47,786	1,765,133	838,197	926,936	51,513	1,867,291
1924	48,394	1,789,618	859,783	929,835		
1925	49,161	1,808,381	852,554	955,827		
1926	51,906	1,875,195	893,834	981,361		
1927	53,680	1,898,872	923,201	975,671	53,266	1,890,528
1928	55,948	1,936,249	948,876	987,373	55,503	1,927,608
1929	59,887	1,825,022	855,187	969,835	59,430	1,816,984
1930	62,234	1,683,563	796,282	887,281	61,768	1,675,552
1931	64,436	1,661,502	775,236	886,266	63,938	1,652,084
1932	67,318	1,733,511	846,307	887,204	66,810	1,725,543
1933	71,940	1,901,091	967,659	933,432	71,384	1,892,771
1934	80,311	2,163,453	1,147,659	1,016,356	79,759	2,155,193
1935	85,174	2,369,277	1,287,575	1,081,702	84,625	2,360,887
1936	90,602	2,592,687	1,458,398	1,134,289	90,032	2,583,966
1937	106,005	2,936,512	1,727,032	1,209,480	105,349	2,927,226
1938	112,332	3,217,715	1,999,758	1,217,957	111,663	3,204,904
1939	137,767	3,786,247	2,421,725	1,364,522	137,079	3,773,754
1940	137,805	3,843,220	1,545,161	1,298,059	137,142	3,829,835
1941	136,457	3,786,841	2,509,453	1,277,388	135,754	3,772,993
1942	126,392	3,924,457	2,709,909	1,214,548	125,680	3,910,563
1945	58,561	1,730,587	1,135,247	596,340	57,980	1,720,510
1946	58,087	2,554,341	1,740,494	813,847	84,393	2,542,568
1947	109,250	2,778,522	1,873,300	905,222	108,340	2,759,271

第二編 労働移動と失業

第一章 一般的考察

わが国における就業状態の毎月の変化を知るための資料としては「労働力調査」と「毎月勤労統計調査」とがある。いずれも標本調査であつて、そのうちの「毎月勤労統計調査」においては、常用労働者三〇人未満を雇用する小規模事業所を調査の対象から全く除いてあるので、前者の補足的な資料としてのみ用いられる。

労働力調査 個人の就業状態、所属の産業、職業、従業上の地位などを、毎月末に終る一週間（これを「調査週間」といい、原則として二四日から三〇日または二五日から三一日の間）の事実について調査する。調査対象は全国から抽出された約一万三〇〇〇世帯の調査世帯に常住する一四才以上のもの約四万五〇〇〇人であつて、これはわが国全人口の約一三〇〇分の一に当る。その推計数字は常に「標本誤差」を含み、その誤差率は四〇〇〇万の場合一%、一五〇〇万で二%、五〇〇万で三%、一〇〇万で七%、五〇万で一〇%程度と見積られている。

就業状態に関する諸定義のうち主要なものは次の通りである。
 従業中の就業者 調査週間中、収入を伴う仕事に一時間以上従事

したものという。ただし、家族従業者については従事した仕事が直接に金銭収入を伴わなくとも、収入ある仕事とみなして従業中の就業者として分類される。

休業中の就業者 平常収入のある仕事をもちながら、調査週間中その仕事を休んでいるもののうち、従業上の地位が業主または雇用者で且つ次の条件を備えたものという。すなはち、業主については調査週間中に使用している雇用者または家族従業者がその営業に従事していた場合に休業中の就業者とし、雇用者については賃金給料の支払をうけるかまたは将来うけることになっている場合に限り休業中の就業者とする。従つて、家族従業者には休業中のものはない。

完全失業者 調査期間中収入を伴う仕事に従事しなかつたもののうち、上記休業中の就業者以外のもので、就業を希望し且つ現在求職中のものという。この場合、特に求職活動をしていることが一つの条件であつて、就業を希望しながら求職していないものは「非労働力人口」に分類される。

非労働力人口 以上「就業者」と「完全失業者」と合わせて「労働人口」といい、一四歳以上人口中「労働力人口」以外のものすべてである。

以下「労働力調査報告」（総理府統計局編）によつて、一九五四年

第29表 労働力状態別人口(単位 1,000人)

年 月	(I) 総人口	14 才 以 上 人 口	勞 働 力 人 口					非 勞 働 力 人 口
			合 計	就 業 者			完 全 失業者	
				合 計	農林業	非 農 林 業		
1949年平均	81,280	54,850	36,440	36,060	18,080	17,990	380	18,410
1950年平均	82,880	55,240	36,160	35,720	17,410	18,310	440	19,080
1951年平均	84,330	56,260	36,600	36,220	16,170	20,050	390	19,660
1952年平均	85,580	57,440	37,750	37,280	16,370	20,920	470	19,690
1953年平均	86,780	58,310	39,700	39,250	17,130	22,120	450	18,620
1954年平均	88,030	59,280	40,150	39,580	16,670	22,910	580	19,080
1954年 1 月	87,400(2)	58,570	35,940	35,540	12,990	22,560	390	22,630
2 月	87,500(2)	58,980	36,680	36,250	13,110	23,140	430	22,300
3 月	87,600(2)	58,900(3)	39,160	38,570	15,330	23,230	590	19,720
4 月	87,900	59,450(3)	40,500	39,990	16,460	23,530	510	18,910
5 月	88,000	59,450(3)	42,260	41,680	19,010	22,660	580	17,162
6 月	88,000	59,210(3)	41,630	41,080	18,750	22,320	560	17,520
7 月	88,100	59,190(3)	41,760	41,120	18,720	22,400	640	17,380
8 月	88,200	59,160(3)	40,710	40,000	17,560	22,440	710	18,420
9 月	88,300	59,450(3)	40,580	39,930	17,430	22,500	650	18,790
10月	88,400	59,620(3)	42,270	41,590	19,130	22,470	670	17,290
11月	88,500	59,730(3)	41,130	40,510	17,060	23,450	620	18,540
12月	88,500(4)	59,640(3)	39,230	38,640	14,440	24,190	600	20,290

〔備考〕 (1) 総人口は1950年8月より翌月1日の全国推計人口を用いている。

(2) 奄美大島を含まない。

(3) 労働力状態の不詳を含む。

(4) 1月1日の全国推計人口は概数である。

(5) 総理府統計局「労働力調査報告」による。

中の就業状態を概観しよう。

就業者 同報告によると一九五四年平均の全国就業者数は三九五八万人で、前年に比べて三三万人、〇・八％の増加に止まった。これを五三年における増加就業者一九七万(五・三％)に比べるならば、その増加の勢は著しく弱まっている。そして産業別にみて一様に弱まっているというのではなく、増加と減少の対比が目立つ。すなわち、農林業四六万の減少をはじめ、漁業水産養殖業一・一万、運輸通信業その他の公益事業七万、鉱業三万を減少し、一方、卸売及小売業・金融保険及不動産業、製造業ではそれぞれ五四万、二二万増加した。サービス業、公務も合わせて一六万の増加である。

農林業における就業者の減少は、従業上の地位別数のすべてにおよんでおり、ことに家族従業者三二万の減少が大きい。業主一二万、雇用人二万の順となつている。この減少就業者の行方については、非農林業における卸売及小売業、製造業における就業者増加と考え併せて、これらの産業に従事する農林業就業者殊に

第30表 産業別就業者数 (単位 1,000人)

年 月	全産業	農林業	非農林業	漁業及水産養殖業	鉱 業	建設業	製造業	卸売小売及保険業 不動産業	運輸通信 及その他公益事業	サービス業	公 務	分類の 不能の業
1949年平均	36,060	18,080	17,990	670	500	1,120	—	—	—	—	—	—
1950年平均	35,720	17,410	18,310	690	490	1,200	—	—	1,710	—	—	—
1951年平均	36,220	16,170	20,050	520	510	1,360	6,290	5,150	1,840	3,230	1,140	—
1952年平均	37,280	16,370	20,920	520	610	1,460	6,530	5,410	1,900	3,370	1,100	0
1953年平均	39,250	17,130	22,120	660	620	1,590	6,740	5,770	1,920	3,700	1,140	0
1954年平均	39,580	16,670	22,910	550	590	1,650	6,950	6,310	1,850	3,760	1,240	10
1954年1月	35,540	12,990	22,560	530	520	1,600	7,040	6,160	1,800	3,700	1,210	0*
2月	36,250	13,110	23,140	520	560	1,700	7,440	6,230	1,820	3,700	1,170	10*
3月	38,570	15,330	23,230	570	570	1,790	7,400	6,210	1,770	3,660	1,260	20*
4月	39,990	16,460	23,530	530	580	1,740	7,140	6,390	2,000	3,850	1,290	10*
5月	41,680	19,010	22,660	490	590	1,670	6,860	6,150	1,990	3,690	1,230	10*
6月	41,080	18,750	22,320	480	550	1,540	6,810	6,100	1,900	3,640	1,300	10*
7月	41,120	18,720	22,400	640	550	1,670	6,850	6,120	1,830	3,530	1,200	20*
8月	40,000	17,560	22,440	630	520	1,750	6,770	6,100	1,760	3,590	1,330	10*
9月	39,930	17,430	22,500	630	580	1,660	6,640	6,210	1,750	3,790	1,240	10*
10月	41,590	19,130	22,470	510	680	1,510	6,460	6,340	1,820	3,910	1,220	20*
11月	40,510	17,060	23,450	510	670	1,530	6,860	6,700	1,930	4,000	1,230	20*
12月	38,640	14,440	24,190	590	710	1,610	7,180	6,960	1,830	4,060	1,230	20*

〔備考〕 (1) 産業はすべてその人が調査週間中主に従事した従業先の事業の種類により分類されている。
(2) *印の数字は誤差率が大い。
(3) 総理府統計局「労働力調査報告」による。

第31表 農林・非農林別従業上の地位別就業者数（単位 1,000人）

年 月	全 産 業			農 林 業			非 農 林 業		
	自 営 主 業	家 族 従 業 者	雇 用 者	自 営 主 業	家 族 従 業 者	雇 用 者	自 営 主 業	家 族 従 業 者	雇 用 者
1949年平均	10,110	13,590	12,180	6,150	11,390	540	3,960	2,200	11,630
1950年平均	10,150	12,970	12,580	6,110	10,730	560	4,040	2,240	12,020
1951年平均	9,980	12,540	13,700	5,600	10,050	520	4,380	2,490	13,180
1952年平均	10,120	12,950	14,210	5,640	10,260	470	4,480	2,690	13,750
1953年平均	10,270	14,180	14,800	5,510	11,070	580	4,760	3,140	14,220
1954年平均	10,300	14,080	15,180	5,390	10,720	560	4,910	3,370	14,620
1954年1月	9,820	11,010	14,720	4,780	7,670	530	5,040	3,340	14,180
2月	9,790	11,300	15,150	4,730	7,840	550	5,070	3,460	14,720
3月	10,090	13,170	15,300	5,160	9,600	580	4,940	3,570	14,600
4月	10,400	14,060	15,530	5,420	10,570	450	4,970	3,490	15,070
5月	10,460	15,920	15,280	5,750	12,700	560	4,710	3,220	14,720
6月	10,360	15,620	15,080	5,750	12,440	570	4,600	3,200	14,520
7月	10,460	15,690	14,960	5,680	12,390	640	4,770	3,200	14,320
8月	10,420	14,620	14,930	5,670	11,340	540	4,760	3,280	14,390
9月	10,510	14,400	15,010	5,630	11,150	650	4,880	3,250	14,360
10月	10,630	15,800	15,150	5,820	12,660	660	4,820	3,140	14,490
11月	10,520	14,480	15,490	5,400	11,100	550	5,110	3,380	14,940
12月	10,090	12,920	15,610	4,840	9,130	470	5,240	3,790	15,140

- 〔備考〕 (1) 産業はすべてその人が調査週間中主に従事した従業先の事業の種類により分類されている。
- (2) 従業上の地位は本業によつて分類されている。
- (3) 総理府統計局「労働調査報告」による。

兼業農家の家族従業者がふえたものと考えられ、また「非労働力人口」が四六万増加している点からみて、この面にいわゆる潜在失業者として吸収されたものと推測されている。それは、不況時における就業者の構造上の変化として屢々指摘される農林業ことにその家族従業者の増大という事実と全く逆な動きを示すものとして今後の動向が注目される（第29・30・31表）。

完全失業者 完全失業者数は一九五四年平均で五八万人、前年の四五万人に比べて一三万、約三割を増加し、特に八月には七一万に達して前年同期の二倍に近く、戦後最大の数字を示した。

また、さきの就業者三九五八万人中においても、短時間就業、就業の不規則、収入不足その他を理由に、現在の就業に不満で追加就業若しくは転職を希望するものが五三年以降増加して「就業者」の不完全就業者ないしは潜在失業者化を物語っている。すなわち、一週間の就業時間が三四時間以下のもを短時間就業者とよぶならば（第32表）その総数は五一年の七八〇万人から五三年には九六二万と二四％もふえ、就業者総数の二五％近い割合

間別就業者数 (単位 1,000人)

林業			非農林業				
1～34時	35～48時	49時間以上	休業中	従業中	1～34時	35～48時	49時間以上
6,270	3,860	6,750	300	22,660	3,350	7,230	11,240
5,790	3,810	6,820	310	22,600	3,350	7,490	11,740
3,170	2,930	2,500	330	22,230	3,830	7,410	10,980
6,320	3,420	2,960	310	22,830	3,640	7,540	11,640
6,070	4,110	4,860	310	22,930(4)	3,500	7,390	12,010
6,320	4,370	5,550	240	23,290(4)	3,730	8,330	11,210
3,870	2,840	12,140	250	22,410(4)	2,840	6,970	12,590
4,840	3,330	10,370	280	22,040(4)	3,180	7,380	11,470
5,410	4,270	8,850	370	22,040(4)	3,330	7,270	11,430
6,170	4,070	7,130	420	22,020(4)	3,250	7,530	11,190
6,430	4,270	6,520	290	22,200(4)	3,320	7,890	10,950
4,730	3,730	10,530	290	22,170(4)	2,830	7,260	12,040
5,920	4,530	6,400	330	23,120(4)	3,240	7,730	12,130
6,230	3,850	4,080	260	23,930(4)	3,490	7,130	13,290

分類されている。

を占めた。

五四年には若干減少して九一四万（就業者総数の二三％）となつたが、五一年に比べればなお多い。

さらに、就業者のうち転職を望むものは二〇〇万人を越え、そのうちには「いまの仕事が自分の性格にあわなから」とか、「他にしなければならぬ仕事があるから」というような個人的理由によつて転職を望んでいるものもいるが、全体の四割を越えるものは「今の仕事の収入が少くない」ことを理由としており、また「現在の仕事が一時的で不安定だから」というものも三割近くを占めて、両者を合わせれば七一％に達している（第三章第三節参照）。

これらの不完全就業者ないしは「潜在失業者」は「見えざる失業」と呼ばれるごとく、実際には「就業者」中に様々な形態において存在するもので、たとえば次にみるような「低賃金労働者」、「家内工業労働者」をはじめ「被生活保護者」等貧困層をも含むものと考えられる。

低賃金産業就業者、労働省編「低賃金産業の概況報告」（一九五一年一〇月）において、低賃金産業として挙げられた業種は三七業種にのぼり、事業所数は約八万、労働者数は六一万七千八百人となつてゐる。そのうち比較的労働者の多い主要業種はパン菓子製造業、紡績および燃糸業、織物業、メリヤス製造業、縫製品製造業、製材及木製品製造業、家具建具製造業である。これらの事業所の多くは、零細ないし小規模経営でその経営形態も個人企業が圧倒的に多い。その賃金は、ほとんどが六〇〇〇円未満で、三〇〇〇—四〇〇〇円の水準に最も多く集

第32表 農非農週間合計就業時

年 月	全 産 業					農	
	休業中	従業中	1 時 ～ 34 間	35 ～ 48 時 間	49 時 間 以 上	休業中	従業中
1953年 平均	550	38,700	9,620	11,820	17,990	260	16,880
1954年 平均	550	39,020	9,140	11,300	18,570	250	16,420
1954年 1 月	730	34,820	11,000	10,340	13,470	400	12,590
2 月	720	35,530	9,950	10,970	14,610	410	12,700
3 月	590	37,970(3)	9,580	11,550	16,880	290	15,050
4 月	460	39,530(3)	10,050	12,690	16,760	220	16,240
5 月	430	41,250(3)	6,710	9,810	24,710	170	18,840
6 月	490	40,590(3)	8,020	10,710	21,850	210	18,540
7 月	560	40,560(3)	8,740	11,540	20,290	200	18,520
8 月	620	39,390(3)	9,420	11,600	18,320	190	17,370
9 月	510	39,420(3)	9,760	12,160	17,460	220	17,220
10月	430	41,160(3)	7,560	10,990	22,580	140	18,990
11月	540	39,970(3)	9,160	12,260	18,520	210	16,850
12月	550	38,090(3)	9,720	10,970	17,390	290	14,140

〔備考〕 (1) 産業はすべてその人が調査週間中主に従業した従業先の事業の種類により
(2) 週間合計就業時間は副業の就業時間も含む。
(3) 就業時間の不詳を含む。
(4) 総理府統計局「労働力調査報告」による。

中している。

また、特定四業種（絹・人絹織物、家具・建具、手漉和紙、玉糸・座繰生糸製造業）としてあげたものについて、その賃金水準を一般産業とくらべてみると、四業種とも男子労働者の一ヵ月平均賃金は五〇〇〇円ないし六〇〇〇円台（最低玉糸・座繰生糸五三七円、最高絹・人絹織物六五三〇円）で、同期（一九五二年二月現在）における製造業平均賃金一万五〇七〇円の三六％ないし四三％にすぎない。女子（最低玉糸・座繰生糸二九六七円、最高家具・建具三九六〇円）についてもほぼ同様で、製造業平均賃金六九六六円に対して四三％から五七％という低水準である。

これらの産業の労働力給源は、都市・農村とも低収入世帯であるという点で共通の特質をもち、その低収入を補うために就労するものが多い。そこで、「家計補助的」もしくは「口べらし的」性格をもっているといわれる。

家内工業労働者 一般に家内工業労働者とは「自己の住居またはみずから選択した作業場において、単独にまたはその家族と共に、委託者（問屋、製造業者、仲介人）から原料、補助材料の提供をうけて商品の製造または加工に従事し、工賃を支給される者」であるといわれ、問屋または製造業者の従属の下にある家内工業労働者を本来の家内工業労働として、このような関係にない家内工業と区別するのが普通である。次にこの本来的家内工業を中心に調査した労働省編「家内工業の概況報告」（一九五二年六月）、同「家内工業実態調査報告書」（一九五二年九月）ならびに同「家内労働の実情」（一九五一年八月）

によつて述べる。

家内工業の就業者は市場の需要動向や季節的要因で大幅に変化する。したがつてその数の把握はきわめて困難である。いま家内工業の概況報告によれば、その世帯数は三三万一七〇七世帯、従業労働者は男子七万五三四九人、女子四万四七七五人、合わせて四九万〇一二四人である。産業別に家内工業労働者数をみれば、紡織業、衣服及身回り品、その他製品製造業の比重が圧倒的に大きい。食料品製造業、木材木製品製造業にも比較的多い。もちろん一口に家内工業といつても都市の裏長屋などでやられている未亡人の手内職といったものもあれば、地方における特産品として安定した需要をもつ農村の手芸品工業もあつて、その類型は多様である。しかし、家内工業に主として従事する者の世帯における地位およびその仕事の継続性の二点を指標としてみれば、専門的家内工業（秋田県の漆器や新潟県の洋食器など）、副業的家内工業（富山県の菅笠、長野県の水引など）および内職的家内工業（大阪府のセーター、愛知県の火花など）三つにわかつことがきよう。このうち、最も広範にみられるのは内職的家内工業で、業種別にみても、労働者数についても圧倒的に多い。これらの家内工業労働者の就業場所は大部分が自己の住居で、その作業条件すなわち工賃、労働時間等は法的規制を受けずに任意な状態に放置され、委託者が一方的に決定する条件によつてその作業が行われるという状況である。従つてその加工賃は驚くほど安く、しかも仲介人が介在する場合には、その中間搾取によつて家内工業労働者の賃金はますます低められる。一時間当り工賃を調査五〇品目についてみれば、その九割が三〇円未満（二〇〇時間換算で六〇〇〇円未満）、四割が一〇円未満（二〇〇〇円未満）となつてゐる。荷札の針金通し（岩手県）、菅笠（富山）、竹の袴取り（静岡県）のごときは一時間当り工賃がそれぞれ三円（二〇〇時間

換算で六〇〇〇円）、四円一六銭（九二三円）、二円八七銭（五七四円）であつた。

被生活保護者、被生活保護者人員は一九四七年九月の三二万人、総人口に対する保護率四一・八％を頂点に、数年来二〇〇万人台を前後してきたが、最近に至つて不況の深化にもかかわらずや減少気味にある。すなわち、五三年一九三万、五四年一八九万で、保護率もそれぞれ二二・三％、二一・四％と低下している。けれども、これは保護費の面からする財政的な制約を反映しているものすぎない。現に政府発表の文書でも「貧困世帯は約二五三万世帯、人口として一一七〇万人にのぼる」（「厚生指標」昭和三〇年二月号）とのべられている。

厚生省社会局保護課編「生活保護速報」によつてみると、一九五三年被保護世帯総数六八万のうち五六％に当る三八万世帯（自営業一萬世帯、常用労働者六萬世帯、日雇労働者一三萬世帯、内職者六萬世帯、完全失業者九九〇〇世帯）は現に労働力をもっている。このように労働力をもつにもかかわらず生活保護法による扶助を必要とするのは、実際にはほとんど就業の機会がないか、就業してもきわめて不十分な収入しかえられないためである。同じ資料によつて一九五四年一〇月の生活保護開始世帯を理由別にみると、世帯主の失業または収入の減少によるものが一萬二〇〇〇世帯で、総世帯数二万〇八一九世帯の五八％を占めている。これに世帯員の失業または収入の減少によるもの二六四二世帯（一三％）を加えれば七一％に達し、しかもこの割合は前年同月の五八％に比べて高まつてゐる。

「労働力調査」では「就業者」殊に「従業中の就業者」を「調査週間中収入を伴う仕事に一時間以上従事したもの」と定義することによつて、以上の不完全就業者ないしは広範な貧困層をも含む潜在

失業者をその「就業者」中に数え上げてしまつていて、「完全失業者」数において示されるものは、未就業者（就職経験のないもの）の失業変動にすぎないといわれている。そこで、就業時間、失業的意識の有無、就業に対する所得等の諸指標によつて、「完全失業者」のはかに潜在失業者を捉える試みが、「労働力調査」の附帯調査（「失業状況実態調査」として臨時的に行われている。「失業状況実態調査」とわが国の失業の現状に関しては第三章で記述する。

第二章 労働移動

一九五四年中における労働移動の状況を「毎月勤労統計調査結果表」（労働省統計調査部編）から算出された「産業別常用労働者雇用指数」と「労働異動調査結果報告」（労働省統計調査部編、一九五五年三月刊）によつてみよう。

毎月勤労統計調査 「毎月勤労統計調査」は雇用、給与および労働時間の変動を調べるためのもので、農林業、非現業公務を除いて常時三〇人以上の常用労働者を雇用している全事業所のうちから、一定の割合で抽出された約九四〇〇事業所、労働者約二八三万人を対象として実施されている。

労働異動調査 「労働異動調査」は常用労働者の増減、労働移動の構造および変動に関するもので、前記結果報告においては「毎月勤労統計調査」の対象事業所のうちから建設業を除き、更に所定の基準で抽出された約三二〇〇事業所における調査の結果がまとめられている。両調査とも、三〇以下の比較的小規模事業所が調査範囲に入っていないので、それらの雇用状況を反映していない。「昭和二六年事業所統計調査」によつて三〇人以上の事業所数、就業人員

をみると、事業所数では総数の二％、就業者では三八・八％となつていて非常に多い小規模事業所およびその就業者が、調査対象外になつていことがわかる。

雇用指数 まず、「常用労働者雇用指数」（一九五一年＝一〇〇）によつて雇用の推移をみると（第33表）、一九五四年平均で全産業の総数は一〇〇・四と前年に変わらない。しかし、産業部門別にみると、かなり異つた動きを示し、前年に引続く鉱業の大巾減少と、卸売及小売業、金融及保険業における増加が目立っている。すなわち鉱業では前年六・二％を減少したが、更に九・五％減とその減少率は一層高まつた。一方それとは逆に卸売及小売、金融及保険業における増加率は前年に比べれば若干低下しているが、それぞれ四・一％、三・六％の増加となつた。また、製造業全体としては五％の増加を示すが、製造業内の各業種のうち、精密機械部門で一二％と最高の増加率を示し、次いで電気機械七・四％、石油及石炭製品四・七％、機械三・八％、印刷出版及類似品三・六％を増加した。逆に減少を示したのは主として消費材部門で、衣服及身廻品（四・五％減）、家具及装備品（四・五％減）、皮革及皮革製品（三％減）、紡績（二・二％減）などである。

労働移動 「労働異動調査結果報告」によつて一九五四年上半期（一―六月）の異動労働量をみると、まず増加労働者数は調査産業総数で六一万八〇〇〇人であり、前年同期に比べて四万一〇〇〇人の減少をみた。その主因は新規採用者の減少である。その内訳では、新規学卒者を除いた「その他の未就業者」が前年同期の五万二〇〇〇人から本年は四万二〇〇〇人に減少し、「未経験の転職者」も九万八〇〇〇人から八万四〇〇〇人へとそれぞれかなりの減少をみせた。また、経験者は前年の一一万六〇〇〇人に対し、本年は一一万五〇〇〇人、新規学卒者は前年の二万二〇〇〇人に対して、本年

は二一萬三〇〇〇人とそれぞれ殆んど同じように増加した。一方、
減少した労働者数は前年五六萬四〇〇〇人に対し、本年は五八萬四〇〇〇人に上り、このうち実離職は前年の四三萬八〇〇〇人に対し
て本年は四五萬六〇〇〇人である。また異動率をみると、調査産業
総数の入職率（転勤を含む）は一九五三年上期平均の二・二％に
し、本年は二・一％とやや低く、反面離職率（転勤を含む）は昨年
の一・九％に対し、本年は二・〇％と僅かながら上廻った。
増加・減少労働者の構成 第34表によつて先ず、増加労働者の構

第33表 産業別雇用指数 (1951年平均=100)

產 業 別 年 月		調 査 產 業 總 数	鉱 業	製 造 業										
				合 計	食 料 品	煙 草	紡 織 業	衣 服 及 身 廻 品	木 材 及 木 製 品	家 具 及 裝 備 品	紙 及 び 類 似 品	印 刷 出 版 及 び 類 似 品	化 学	石 油 炭 石 製 品
1951年 平均		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1952年 平均		99.8	102.5	99.0	106.4	97.5	93.4	103.7	95.5	101.1	103.8	105.4	98.2	104.7
1953年 平均		100.4	96.2	100.1	108.4	99.9	89.0	99.3	93.5	105.8	107.1	112.3	98.2	108.0
1954年 平均		100.4	86.7	100.6	107.8	101.8	86.8	94.8	95.3	101.3	108.4	115.9	99.9	112.7
1954年 1 月		100.5	90.5	100.7	109.2	100.9	87.9	96.7	95.4	103.8	109.0	113.8	98.7	109.1
2 月		100.3	89.8	100.5	108.1	101.1	87.1	95.2	94.9	102.4	109.3	113.8	98.7	109.0
3 月		100.7	89.3	100.9	109.1	100.9	86.9	95.1	95.6	103.3	109.6	114.8	99.4	110.5
4 月		102.4	88.4	103.3	109.9	102.6	89.7	98.9	96.7	105.6	109.7	117.0	101.4	112.5
5 月		101.8	87.5	102.5	108.8	102.8	88.0	97.6	96.1	103.9	109.2	117.0	101.4	111.3
6 月		101.3	86.6	101.8	107.5	102.5	87.2	96.6	95.6	102.1	109.7	116.6	101.1	111.4
7 月		100.9	86.2	101.2	107.1	102.3	87.4	94.8	95.4	101.4	108.7	116.1	100.5	111.9
8 月		100.3	85.6	100.3	106.0	102.1	86.5	93.0	94.9	100.8	108.3	115.9	99.9	113.7
9 月		99.9	85.3	99.8	105.6	101.5	86.3	93.0	94.9	99.0	107.9	116.0	99.5	114.7
10 月		99.4	84.3	99.3	106.8	101.6	85.6	92.2	95.2	99.4	107.3	116.0	99.7	114.7
11 月		99.0	83.8	98.7	107.2	101.5	84.8	92.4	94.6	97.4	106.0	116.2	99.6	116.7
12 月		98.8	83.1	98.4	108.7	101.5	84.4	92.4	94.2	97.0	105.8	117.0	99.3	116.9

産業別 年 月		製造業										卸売	金融業	運輸通信その他公益事業
		食品製	皮革及び皮革製品製	ガラス及び土石製品	第一次金属	金属製品	機械	電気機械器具	輸送用設備	精密機械	その他の製造業	及び小売業	及び保険業	
1951年平均		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1952年平均		93.7	79.6	101.2	101.4	98.9	99.8	103.0	102.0	106.5	95.9	102.6	102.6	98.6
1953年平均		98.2	82.1	101.8	102.2	101.2	105.9	100.9	105.0	119.3	99.3	108.1	108.6	98.8
1954年平均		96.7	79.1	103.2	101.4	100.7	109.7	118.3	105.0	131.3	99.9	112.2	112.2	99.7
1954年 1月		98.8	82.9	102.9	102.8	100.8	107.9	115.2	106.0	125.4	98.5	109.9	108.9	99.4
2月		99.2	81.3	103.2	102.8	100.8	108.4	116.2	106.1	125.9	98.4	109.9	108.8	99.5
3月		99.3	81.6	104.5	103.4	101.0	109.3	117.3	105.9	127.6	99.4	111.2	110.4	99.5
4月		100.9	83.6	106.2	104.3	103.4	112.8	122.4	108.2	134.7	102.3	113.2	114.0	100.2
5月		97.1	81.6	105.6	103.8	102.5	112.9	122.3	107.4	133.9	101.5	113.5	114.0	100.2
6月		94.8	80.4	104.9	103.2	101.6	112.1	121.5	106.8	133.9	101.2	113.3	113.8	100.1
7月		93.1	78.8	103.9	101.6	100.8	111.3	120.2	105.8	134.2	100.6	113.1	113.5	99.9
8月		93.9	77.4	102.9	100.2	100.3	100.1	118.7	104.5	133.7	100.0	112.8	113.4	99.9
9月		95.6	76.3	102.1	99.4	100.2	108.9	117.6	103.6	132.6	100.1	112.3	113.1	99.6
10月		95.1	75.3	101.5	98.7	99.5	108.3	116.7	102.7	132.2	100.0	112.2	112.6	99.4
11月		96.7	75.0	100.5	98.2	98.6	107.4	115.8	101.7	130.9	98.8	112.3	112.3	99.3
12月		96.0	75.6	100.3	97.8	98.2	106.6	115.0	101.0	130.4	98.5	112.3	112.3	99.4

〔備考〕 毎月勤労統計調査による。月末推計労働者数（常用労働者30人以上雇用する民間、公営の全事業所）より算出せるもの。

成にしてみると、新規採用者が七四％を占めて最も高く、次いで転勤一八％、以下臨時日雇から常用になつたもの五％、再雇用三％の順となつている。この傾向は各産業を通じてほぼ同様であるが、鉱業では企業整備による配置転換などのため転勤が四七％、新規採用が四五％と逆の結果になつた。事業所規模別にみると、大事業所ほど転勤率が高く、規模五〇〇人以上で三一％、一〇〇―四九九人のところが一五％、三〇―九九人では九％となつている。

減少労働者のうちでは、実離職者が七八％を占め、転勤二三％、

第34表 産業別増加労働者数及び減少労働者数の構成

産 業	増 加 労 働 者					減 少 労 働 者				
	計	再雇 用	臨時・ 日雇 から 常用 にな った 者	新規 採用 者	転勤及 び給与 復活者	計	常用・ 臨時・ 日雇 にな った 者	実離 職者	転勤及 び給与 停止者	
総 数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 数	100.0	3.4	5.2	73.5	17.9	100.0	0.2	78.1	21.7	
鉱 業	100.0	2.8	5.1	45.1	47.0	100.0	0.3	66.5	33.1	
製 造 業	100.0	4.3	5.3	77.9	12.5	100.0	0.2	83.1	16.7	
食 料 品 製 造 業	100.0	11.6	7.4	74.4	6.6	100.0	—	89.5	10.5	
煙 草 製 造 業	100.0	0.1	0.5	50.1	49.3	100.0	—	33.9	66.1	
紡 織 業	100.0	7.0	1.0	81.0	10.9	100.0	0.2	88.5	11.3	
衣服及び身廻品製造業	100.0	2.6	3.2	89.0	5.2	100.0	—	92.4	7.6	
木材及び木製品製造業	100.0	3.1	10.3	83.1	3.5	100.0	—	88.5	11.5	
家具及び装備品製造業	100.0	1.7	1.3	86.8	10.2	100.0	—	84.6	15.4	
紙及び類似品製造業	100.0	2.2	21.8	61.6	14.4	100.0	1.1	81.6	17.3	
印刷出版及び類似産業	100.0	1.5	3.0	87.0	8.5	100.0	0.4	88.2	11.4	
化 学 工 業	100.0	3.5	11.3	66.1	19.1	100.0	0.8	74.0	25.2	
石油及び石炭製品製造業	100.0	1.1	7.9	78.8	12.2	100.0	—	72.8	27.2	
ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	0.4	6.9	81.3	11.4	100.0	—	87.4	12.6	
皮革及び皮革製品製造業	100.0	1.6	—	92.2	6.2	100.0	—	88.4	11.6	
ガラス及び土石製品製造業	100.0	2.8	5.4	84.8	7.0	100.0	0.6	89.9	9.5	
第一次金属製造業	100.0	4.3	6.0	67.9	21.8	100.0	0.2	67.2	32.6	
金属製品製造業	100.0	0.9	3.4	86.0	9.7	100.0	0.3	83.5	16.2	
機 械 製 造 業	100.0	1.8	5.0	76.6	16.6	100.0	—	74.9	25.1	
電気機械器具製造業	100.0	1.6	8.8	78.0	11.6	100.0	0.1	71.0	28.9	
輸送用機械器具製造業	100.0	5.7	4.0	73.4	16.9	100.0	—	81.6	18.4	
医療機械, 理化学機械, 写真機, 光学機械器具及 び時計製造業	100.0	0.6	2.9	86.0	10.5	100.0	—	84.4	15.5	
そ の 他 の 製 造 業	100.0	1.0	4.5	87.4	7.1	100.0	1.1	89.2	9.7	
卸 売 及 び 小 売 業	100.0	1.2	1.6	82.9	14.3	100.0	0.1	82.4	17.5	
金 融 及 び 保 険 業	100.0	0.7	0.4	70.2	28.7	100.0	—	44.0	56.0	
運輸通信及びその他の公 益事業	100.0	1.9	8.1	71.2	18.8	100.0	0.2	75.0	24.8	

〔備考〕 労働異動調査結果報告による。

常用から臨時
日雇になつた
ものはいかに
足りない。ま
た規模別にみ
ると、実離職
者の占める割
合は小規模事
業所ほど大で
ある。

新規採用者
の職業経験
(前職経験)
(一)職業経験の
全然ないもの
すなわち未就
業者、(二)職業
経験はあるが
その職業が新
規の職業と異
なる転職未経験
者、そして
(三)経験者、の
三つに区分し
てみると未就
業者が過半数
の五六% (う

第35表 産業別新規採用者の職業経験（前職経歴）構成

産 業 別	計	未 就 業 者		転 職 未 経 験 者			経 験 者	
		新 規 学卒者	そ の 他	農 林 水 産 業 に いた 者	製 造 業 建 設 業 に いた 者	そ の 他 産 業 に いた 者	3 年 未 満 の	3 年 以 上 の 者
総 数	%	%	%	%	%	%	%	%
総 数	100.0	46.9	9.3	4.6	5.2	8.7	12.0	13.2
鉱 業	100.0	12.9	5.8	11.0	7.1	7.6	24.6	31.1
製 造 業	100.0	48.9	10.5	4.4	6.4	8.8	10.1	10.8
食 料 品 製 造 業	100.0	30.5	19.6	10.6	8.0	14.0	11.4	5.9
煙 草 製 造 業	100.0	78.8	11.9	—	1.2	1.5	3.1	3.5
紡 織 業	100.0	61.0	9.7	2.9	2.7	4.8	11.4	7.5
衣服及び身廻品製造業	100.0	52.4	14.3	1.5	2.8	6.3	14.2	8.6
木材及び木製品製造業	100.0	28.7	14.8	7.1	5.5	19.1	13.3	11.5
家具及び装備品製造業	100.0	36.4	9.4	1.3	6.3	8.2	22.3	16.1
紙及び類似品製造業	100.0	45.8	16.1	5.0	8.2	13.0	5.2	6.8
印刷出版及類似産業	100.0	41.9	12.1	1.8	4.7	8.4	12.3	18.8
化 学 工 業	100.0	54.0	11.4	5.7	9.3	13.2	3.5	2.9
石油及び石炭製品製造業	100.0	53.6	8.9	1.1	9.9	17.4	2.4	6.7
ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	48.8	6.5	3.7	10.7	13.2	8.0	9.1
皮革及び皮革製品製造業	100.0	50.8	8.8	1.1	8.5	8.4	12.2	10.0
ガラス及び土石製品製造業	100.0	28.6	19.8	6.3	14.0	13.1	10.1	8.1
第 一 次 金 属 製 造 業	100.0	32.3	7.9	14.4	10.8	14.5	8.0	12.3
金 属 製 品 製 造 業	100.0	35.5	9.8	4.1	11.9	16.5	12.5	9.8
機 械 製 造 業	100.0	50.9	6.6	3.1	5.8	6.3	9.0	18.1
電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	61.6	8.4	2.4	7.1	7.4	7.5	5.6
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	41.8	4.6	2.2	4.6	4.4	13.5	28.9
医療機械, 理化学機械, 写真機, 光学機械器具及び時計製造業	100.0	67.6	7.7	1.6	7.3	5.2	4.9	5.7
そ の 他 の 製 造 業	100.0	50.8	12.3	3.6	8.3	5.0	11.4	8.5
卸 売 及 び 小 売 業	100.0	67.8	10.3	1.7	0.3	5.8	7.0	7.1
金 融 及 び 保 険 業	100.0	74.4	4.6	4.6	3.4	9.6	1.3	2.1
運輸通信及びその他の公益事業	100.0	33.2	6.7	4.1	2.4	9.7	20.8	23.1

〔備考〕 労働異動調査結果報告による。

ち新規学卒者四七％）を占めて最も高く、経験者の二五％がこれに次ぎ、転職未経験者が一九％で最低となっている。この新規採用者中未就業者殊に新規学卒者の割合が最も高いことは、好況不況による労働需要の増減が新たに学窓を巣立つものにとつてかなり重要な問題であることを示す。特に高い比率を示す業種は卸売及小売、金融及保険の部門であつて両者とも八〇％に近く、それも五〇〇人以上の事業所では新規

第36表 産業別新規採用者の入職経路構成

産 業 別	計	安定所 経 由	学 校 紹 介	縁 故	新聞広告 門前街頭 等の貼紙	その他
	%	%	%	%	%	%
総 数	100.0	27.0	20.1	37.6	8.3	7.0
鉱 業	100.0	14.8	4.4	63.6	0.9	16.3
製 造 業	100.0	34.8	18.3	34.7	6.5	5.7
食 料 品 製 造 業	100.0	36.5	13.8	31.2	10.9	7.6
煙 草 製 造 業	100.0	42.6	13.5	41.1	—	2.8
紡 織 業	100.0	54.7	9.3	26.3	3.2	6.5
衣服及び身廻品製造業	100.0	25.2	17.7	34.7	19.0	3.4
木材及び木製品製造業	100.0	9.2	10.4	49.2	22.5	8.7
家具及び装備品製造業	100.0	23.0	17.3	31.7	3.9	24.1
紙及び類似品製造業	100.0	18.3	24.4	44.0	6.3	7.0
印刷出版及び類似産業	100.0	11.3	16.5	53.5	6.6	12.1
化 学 工 業	100.0	31.1	30.4	32.9	3.1	2.5
石油及び石炭製品製造業	100.0	9.4	36.6	46.2	1.3	6.5
ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	45.2	18.5	18.6	16.7	1.0
皮革及び皮革製品製造業	100.0	15.3	24.5	50.3	6.9	3.0
ガラス及び土石製品製造業	100.0	27.1	10.3	43.8	7.4	11.4
第 一 次 金 属 製 造 業	100.0	29.6	19.7	42.0	5.8	2.9
金 属 製 品 製 造 業	100.0	31.0	16.1	37.4	8.4	7.1
機 械 製 造 業	100.0	28.0	25.1	35.1	7.0	4.8
電気機械器具製造業	100.0	30.5	33.0	29.1	4.4	3.0
輸送用機械器具製造業	100.0	29.6	20.2	44.5	3.6	2.1
医療機械, 理化学機械, 写真 機, 光学機械器具及び時計製 造業	100.0	30.7	35.2	26.3	5.2	2.6
そ の 他 の 製 造 業	100.0	19.4	21.5	42.4	9.6	7.2
卸 売 及 び 小 売 業	100.0	11.1	38.1	40.4	6.0	4.4
金 融 及 び 保 険 業	100.0	10.9	65.5	17.7	3.2	2.6
運輸通信及びその他の公益事 業	100.0	11.6	11.2	44.5	21.5	11.2

〔備考〕 労働異動調査結果報告による。

学卒者のみで九〇%近くを占めていて、新規学卒者以外のものの就職機会は極めて限定されている（第35表）。

新規採用者の入職経路 最も高い割合を示しているのは縁故関係の三八%で、安定所経由二七%、学校紹介二〇%、文書募集八%、その他七%の順になっている。産業別にみると、縁故入職は金融及保険の一八%という低率を示すものを除いては、ほぼ各産業とも三五%以上の高率である。特に鉱業部門の六四%は他産業に比べて高く、これと対照的なのは金融及保険部門で、学校紹介が七〇%近くを占める。安定所経由は鉱業で一五%、製造業で三五%を占めるが、卸売及小売、金

第37表 産業別実離職者の離職事由の構成

産 業 別	計	雇 用 の 了 契 約 終	事 業 経 営 上 の 理 由	減 耗	本 人 の 合 意 不 解	本 人 の 不 適 格 不 解	任 意 退 職
総 数	100.0	9.2	18.7	3.6	2.4	1.5	64.7
鉱 業	100.0	5.8	21.5	6.7	2.2	1.4	62.2
製 造 業	100.0	10.0	18.9	2.7	2.2	1.2	64.9
食 料 品 製 造 業	100.0	38.8	13.3	1.9	1.3	0.6	44.1
煙 草 製 造 業	100.0	1.1	—	7.5	0.8	—	90.6
紡 織 業	100.0	4.3	21.4	1.3	1.9	1.1	70.0
衣服及び身廻品製造業	100.0	3.7	10.5	1.1	2.0	1.1	81.6
木材及び木製品製造業	100.0	1.8	8.3	1.1	2.6	4.2	82.0
家具及び装備品製造業	100.0	0.6	15.9	0.7	3.0	0.4	79.4
紙及び類似品製造業	100.0	6.2	30.4	4.7	1.6	1.0	56.1
印刷出版及び類似産業	100.0	5.5	12.1	3.6	3.6	1.4	73.7
化 学 工 業	100.0	17.0	16.1	6.5	2.2	1.0	57.3
石油及び石炭製品製造業	100.0	21.5	5.7	4.6	2.6	1.4	64.2
ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	10.0	26.3	1.1	3.9	2.0	56.7
皮革及び皮革製品製造業	100.0	3.9	32.2	2.1	1.5	0.5	59.8
ガラス及び土石製品製造業	100.0	8.8	8.6	2.7	4.2	2.4	73.2
第 一 次 金 属 製 造 業	100.0	4.7	14.1	6.5	3.4	1.8	69.5
金 属 製 品 製 造 業	100.0	10.1	19.8	2.0	2.1	1.7	64.2
機 械 製 造 業	100.0	4.6	28.3	3.1	2.6	1.3	60.0
電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	9.4	10.7	3.6	1.7	0.7	73.8
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	19.1	30.8	4.4	1.7	0.4	43.5
医療機械, 理化学機械, 写真機, 光学機械器具及び時計製造業	100.0	0.4	11.8	3.1	1.8	1.3	81.6
そ の 他 の 製 造 業	100.0	0.8	3.4	1.7	1.0	1.9	92.2
卸 売 及 び 小 売 業	100.0	6.1	17.8	3.2	2.3	1.0	69.5
金 融 及 び 保 険 業	100.0	5.7	8.3	10.0	1.1	1.0	73.3
運輸通信及びその他の公益事業	100.0	10.1	17.0	4.6	3.1	7.7	62.5

〔備考〕 労働異動調査結果報告による。

融及保険、公益部門では一〇％程度を示すにすぎない（第36表）。
離職者の離職事由
 離職事由別に離職者の構成をみると（第37表）、任意退職が六五％を占め最も高く、事業経営上の解雇一九％、所定雇用期間の終了九％、減耗四％、本人の不都合及不適格による解雇四％となつてゐる。この傾向は各産業を通じて同様である。規模別にみると、任意退職は各規模を通じて多く所定雇用契約期間の終了による離職は規模が小さくなるにつれて、その割合を減少している。これに反し事業経営上の解雇は各産業とも概ね小規模事業所の方が大きく、特に鉱業の小規模事業所では四五％を占めているが、

第38表 産業別実離職者の勤続年数構成

産 業 別	計	6 カ月 未満の 者	試用 期間中 の者	6 カ月 以上1 年未満	1年以 上5年 未満	5年以 上10年 未満	10 年 以上
総 数	%	%	%	%	%	%	%
総 数	100.0	25.6	4.8	16.9	38.4	13.9	5.2
鉱 業	100.0	21.3	3.6	15.6	39.4	16.8	7.0
製 造 業	100.0	28.0	4.8	17.9	37.3	13.1	3.7
食 料 品 製 造 業	100.0	59.4	3.4	14.4	20.3	4.0	1.9
煙 草 製 造 業	100.0	0.8	0.8	1.9	31.1	57.1	9.1
紡 織 業	100.0	17.9	3.1	15.1	47.6	17.1	2.3
衣服及び身廻品製造業	100.0	27.2	3.1	19.5	41.5	10.9	0.9
木材及び木製品製造業	100.0	29.0	11.0	17.9	38.6	12.9	1.6
家具及装備品製造業	100.0	33.0	8.6	21.9	37.4	6.1	1.5
紙及び類似品製造業	100.0	18.1	4.7	21.1	44.3	13.4	3.1
印刷出版及び類似産業	100.0	22.9	9.9	24.8	36.9	11.7	3.8
化 学 工 業	100.0	30.3	2.2	13.3	28.4	18.3	9.7
石油及び石炭製品製造業	100.0	37.2	2.4	24.6	26.2	7.7	4.2
ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	29.4	5.6	19.9	38.8	9.9	2.2
皮革及び皮革製品製造業	100.0	23.6	5.0	14.9	40.7	18.1	2.8
ガラス及び土石製品製造業	100.0	36.2	8.7	23.6	29.3	8.5	2.4
第 一 次 金 属 製 造 業	100.0	26.3	6.2	19.6	33.1	13.1	8.0
金 属 製 品 製 造 業	100.0	34.1	8.4	17.8	38.3	8.0	1.8
機 械 製 造 業	100.0	23.8	7.5	19.2	37.9	13.3	5.7
電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	28.7	5.9	21.6	32.4	13.1	4.3
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	35.5	2.4	21.1	25.0	12.0	6.3
医療機械, 理化学機械, 写真機, 光学機械器具及び時計製造業	100.0	24.7	4.7	19.8	40.8	11.0	3.7
そ の 他 の 製 造 業	100.0	22.2	6.2	20.5	45.2	10.4	1.7
卸 売 及 び 小 売 業	100.0	16.4	4.8	15.8	53.0	11.2	3.7
金 融 及 び 保 険 業	100.0	10.8	1.4	7.3	37.9	29.8	14.2
運輸通信及びその他の公益事業	100.0	23.7	6.0	14.9	36.7	14.2	10.5

〔備考〕 労働異動調査結果報告による。

製造業では必ずしもこれと一致した傾向を示していない。

離職者の勤続年数

勤続年数の構成をみると一年未満という短期勤続者が四三%を占めて最も高く、一年以上五年未満三八%、四年以上一九%であつて、勤続年数の長期化とともに離職者の割合は減少している。産業別にみて、一年未満の短期勤続者が高率を占める部門は、季節的業務の繁忙による臨時労働者の多い食料品部門が七四%を示し最も高く、石油、ガラス等の部門は六〇%台でこれに次ぎ、家具、金属、電気機械、輸送用機械等ではいずれも五〇%台を示し離職者の過半数を占めているのが目立つ。これに対し短期勤

第39表 一般労働職業紹介状況

年	月	新規求職申込件数	月間有効求職者数 A	新規入数	月間有効求人数 B	紹介件数 C	就職件数 D	採用率 $\frac{D}{C}$	充足率 $\frac{D}{B}$	就職率 $\frac{D}{A}$
1951年	平均	345,448	913,810	176,309	293,758	232,497	135,415	58.2	46.1	14.8
1952年	平均	348,569	1,002,630	182,540	307,764	238,012	135,641	57.0	44.1	13.5
1953年	平均	332,223	992,475	197,605	348,809	250,825	142,560	56.8	40.9	14.4
1954年	平均	375,731	1,165,607	196,280	347,543	259,060	146,195	56.4	42.1	12.5
1954年	1月	561,487	1,163,813	454,937	541,099	369,907	165,736	44.8	30.6	14.2
	2月	342,545	1,193,034	225,830	567,798	335,970	194,965	58.0	34.3	16.3
	3月	391,979	1,207,970	220,460	541,801	337,062	221,351	65.7	40.9	18.3
	4月	372,874	1,145,956	181,097	421,525	262,052	155,769	59.4	37.0	13.6
	5月	357,237	1,117,434	151,770	332,445	227,304	130,926	57.6	39.4	11.7
	6月	363,584	1,134,327	147,990	262,209	227,118	127,879	56.3	48.8	11.3
	7月	392,691	1,179,040	154,244	233,975	231,946	124,385	53.6	53.2	10.5
	8月	341,839	1,168,213	158,976	229,645	219,813	113,081	51.4	49.2	9.7
	9月	348,333	1,164,367	180,824	264,710	237,322	125,269	52.8	47.3	10.8
	10月	344,111	1,169,867	177,574	277,630	242,478	135,313	55.8	48.7	11.6
	11月	362,179	1,179,926	162,947	266,057	236,700	137,603	58.1	51.7	11.7
	12月	329,913	1,163,332	138,706	231,622	181,053	122,061	67.4	52.7	10.5

〔備考〕 (1) 一般とは常用労働（雇用期間の定めなきとき、又は4カ月以上の期限ある仕事）と臨時労働（1カ月乃至4カ月の雇用期限ある仕事）を併せいう。

(2) 公共職業安定所事業状況報告による。

続者の占める割合の低い業種は煙草の三〇%を筆頭に、金融及び保険の一八%、紡織、卸売及び小売はいずれも三〇%台を示している（第38表）。

一般職業紹介 一九五四年中における職業紹介状況を労働省職業安定局の業務報告（第39表）によつてみると、一般の月間有効求人 は三四万七五四三件で、前年に比べて一二六六（〇・四%）の減少

第40表 日雇労働職業紹介状況

年	月	求 延 職 数	月 間 有 効 求 職 者 数	新規求人数 (延)	紹介件数 (延)	就職件数 (延)	就 実 人 員	失業対策事業 就労実人員	就 不 就 月 間 者 延 数
1951年	平均	7,283,421	384,273	5,929,034	5,901,175	5,806,514	339,008	237,126	1,382,246
1952年	平均	6,981,638	351,120	5,654,213	5,635,272	5,519,555	315,250	235,376	1,346,366
1953年	平均	6,927,655	344,149	5,930,604	5,915,600	5,783,590	314,963	232,011	1,012,055
1954年	平均	7,519,732	371,558	6,435,551	6,410,322	6,223,833	337,367	250,974	1,111,193
1954年	1月	7,096,086	372,450	6,054,369	6,043,138	5,878,871	336,988	257,084	1,052,948
	2月	7,003,219	371,695	6,161,865	6,155,253	5,996,359	339,807	255,897	847,966
	3月	7,947,813	373,140	7,115,933	7,098,724	6,881,624	346,442	260,567	849,089
	4月	6,942,293	351,323	6,011,101	5,926,334	5,761,029	322,189	238,536	1,015,959
	5月	7,075,979	352,798	5,951,067	5,945,006	5,753,546	319,232	238,547	1,130,973
	6月	7,224,430	367,970	6,119,601	6,002,998	5,787,036	331,631	238,830	1,221,342
	7月	7,747,413	372,537	6,455,453	6,486,088	6,310,279	333,079	244,205	1,261,325
	8月	7,578,869	371,449	6,445,002	6,445,002	6,273,043	337,688	249,613	1,155,259
	9月	7,453,088	369,800	6,087,142	6,047,887	5,889,363	330,026	251,132	1,405,201
	10月	7,726,555	369,452	6,432,526	6,425,182	6,214,654	337,879	250,215	1,301,373
	11月	7,637,053	381,861	6,453,404	6,410,001	6,214,486	345,008	254,686	1,227,052
	12月	8,804,081	404,216	7,939,151	7,938,248	7,725,701	365,438	272,380	865,833

〔備考〕 (1) 日雇とは日々改めて紹介され、あるいは1カ月未満の雇用期限を定めて紹介される仕事をいう。

(2) 公共職業安定所事業状況報告による。

を示し、一方、有効求職は逆に一七万三二二三（一七・四％）を増加して一一六万五〇七件に達し、有効求人はその二九・五％に過ぎず、五三年の三五・一％に比べて更に低下した。同時にまた就職率も五三年の一四・四％から一二・五％に低下して、この年におけ

る就職難の悪化を物語っている。

日雇職業紹介 右のような一般職業紹介における就職難の悪化に伴つて、日雇就労を希望するものが増加した。すなわち、日雇登録者は一九五四年月平均で前年に比べて二万七四〇九人（八・〇％）

を増加して三七万一五五八人となり、そのうちの失対事業紹介適格者も月平均で二六万〇一〇九人で、前年に比べ一万六七三四（七・〇％）の増加となつた。そして、下半期における民間事業と駐留軍関係における日雇求人の減少によつて就労状態は次第に悪化しいわゆるアブレは月平均で前年に比べ約一〇％増加した（第40表）。

第三章 失 業

第一節 概 況

わが国のような社会的諸事情の下では、失業者は「国勢調査」

や「労働力調査」で定義する「完全失業者」に含まれないいわゆる不完全就業者ないしは潜在失業者として広範囲に存在することを、第一章においてふれておいた。そして、「失業状況実態調査」はわが国における潜在失業の状況を明らかにするためのものであるが、潜在失業について特別に定義していない。それは、「就業者」を「平常の就業状態」における就業時間、失業の意識の有無、就業に対する所得等によつて細かく区分して、潜在失業に関する資料として役立つためのものであつて、同結果報告では、潜在失業者は一応「転職希望者」並に「追加就業希望者」として捉えられている。

（注）「失業状況実態調査」の調査対象には「労働力調査」の全調査対象の三分の一すなわち約四五〇〇世帯（その常住者一四歳以上のもの一五五〇〇〇人）が標本として選ばれている。従つて標本の大きさが異なるために、その推計数は「労働力調査」

第41表 調査週間中の状態および追加就業希望の有無別転職希望者および求職者

調査週間中の状態および追加就業希望別	男 女 別		男 女 計		男						女					
	転職希望者及び求職者		計		男						女					
	平常の就業希望者	転職希望者	平常の就業希望者	転職希望者	平常の就業希望者	転職希望者	平常の就業希望者	転職希望者	平常の就業希望者	転職希望者	平常の就業希望者	転職希望者	平常の就業希望者	転職希望者	平常の就業希望者	転職希望者
総数	万人 3,571	万人 209	万人 5.9	万人 101	万人 2,226	万人 144	万人 6.5	万人 76	万人 3.4	万人 1,345	万人 65	万人 4.8	万人 25	万人 1.9		
就業希望者	万人 3,461	万人 198	万人 5.7	万人 98	万人 2,193	万人 139	万人 6.3	万人 75	万人 3.4	万人 1,268	万人 59	万人 4.7	万人 23	万人 1.8		
求職者	万人 77	万人 22	万人 28.6	万人 18	万人 53	万人 16	万人 30.2	万人 13	万人 24.5	万人 24	万人 6	万人 25.0	万人 5	万人 20.8		
追加就業希望者	万人 16	万人 12	万人 75.0	万人 12	万人 11	万人 8	万人 72.7	万人 8	万人 72.7	万人 6	万人 4	万人 66.7	万人 4	万人 66.7		
非就業希望者	万人 61	万人 10	万人 16.4	万人 6	万人 43	万人 8	万人 18.6	万人 6	万人 14.0	万人 19	万人 2	万人 10.5	万人 0	万人 0		
追加就業希望をしない者	万人 3,384	万人 176	万人 5.2	万人 80	万人 2,140	万人 123	万人 5.7	万人 61	万人 2.9	万人 1,244	万人 53	万人 4.3	万人 19	万人 1.5		
非就業希望者	万人 110	万人 11	万人 10.0	万人 3	万人 33	万人 5	万人 15.2	万人 2	万人 6.1	万人 77	万人 6	万人 7.8	万人 2	万人 2.6		

〔備考〕 (1) 完全失業者と非労働力人口の和である。 (2) 「失業状況調査報告」による。

第42表 産業別転職希望者および求職者

転職希望者 及び求職者 産業別			平常の 就業者	転職の 希望者	転職 希望率	求職者	求職率
			万人	万人	%	万人	%
全	産	業	3,571	209	5.9	101	2.8
農	林	業	1,402	41	2.9	17	1.2
非	農	業	2,169	168	7.7	84	3.9
漁	業	業	60	5	8.3	1	1.7
及	水	産	78	5	6.4	2	2.3
産	養	殖	149	27	18.1	11	7.4
建	設	業	555	50	7.6	27	4.1
製	造	業	585	43	7.4	25	4.3
卸	小	金	173	6	3.5	4	2.3
運	通	他	329	19	5.8	9	2.7
輸	信	公	145	5	3.4	2	1.4
サ	総	益	184	14	7.6	7	3.8
ー	自	事	115	8	7.0	4	3.5
ビ	由	業	26	—	—	—	—
ス	の	他					
公	そ	務					
分	の	産					
類	産	業					
不	業						
能							
の							
産							
業							

〔備考〕 「失業状況実態調査報告」による。

の推計数と一致しない場合がある。「失業状況実態調査」の実施状況については本年鑑一九五五年版（第二七集）第三章第一節を参照されたい。

そこで、本章第一節では「昭和二九年三月、失業状況実態調査報告（速報）」（総理府統計局編）とそれにもとづく失業対策審議会の潜在失業に関する推計結果によつて、潜在失業について概観し、第二節、第三節では、その一形態と考えられる臨時・日雇労働者と農村における潜在失業について特に観察する。

なお、従来の「失業状況調査」では、副業や内職についての転職希望者をもその「転職希望者」に含めていたが、五四年三月の調査では本業としての他の仕事に変わりたいというもののみを「転職希望者」として区別するように、その定義が変更された。従つてその数字を前年と比較して増減を知るための手がかりとするわけにいかない。総理府統計局の説明では、この定義の変更のためにそれだけで転職希望者は少くとも例年の三分の二程度に減縮するだろうといつてゐる。また、一九五四年三月の分は速報であつて、結果報告として完全にとめられていないので、以下主として転職希望者についてみると次の通りである。

転職希望者 一九五四年三月の就業者三七八四万人中、常主として就業しているものは三五七一万、九二％に当る。そのうち転職希望者は二〇九万人で、平常の就業者に対する割合すなわち転職希望率は五・九％となつてゐる。転職希望者を男女別にみると男子一四四万、女子六五万で、その転職希望率は男子で六・五％、女子で四・八％を示し、女子に比べて男子の方が高い（第41・42表）。

年令別にみると（第43表）、就業者の多い二〇―三〇才の青壮年層において最も多く、一一〇万を示し約半数を示めてゐる。転職希望率は若い年令層程高くなつていて、一四―一九才の年少層では一

第43表 年齢階級別転職希望者および求職者

年齢階級別	男女別		計				男				女			
	転職希望者及び求職者		男		女		男		女		男		女	
	数	万人	万人	(1) 転職希望率	(2) 求職率	万人	(1) 転職希望率	(2) 求職率	万人	(1) 転職希望率	(2) 求職率	万人	(1) 転職希望率	(2) 求職率
総		3,571	209	5.9	101	2.8	2,226	144	6.5	76	3.4	1,345	65	4.8
14歳	19歳	353	37	10.5	18	5.1	176	20	11.4	11	6.3	177	18	10.2
20歳	39歳	1,751	110	6.3	51	2.9	1,046	76	7.3	38	3.6	705	34	4.5
40歳	64歳	1,328	59	4.4	31	2.3	906	47	5.2	26	2.9	422	12	2.8
65歳以上		140	3	2.1	2	1.4	98	2	2.0	2	2.0	42	1	2.4

〔備考〕 (1) 転職希望者を平常の就業者で除したものである。

(2) 求職者と平常の就業者で除したものである。

○・五%を示している。

従業上の地位別にみて、転職希望者の多いのは雇用者で、転職希望者二〇九万中、一二五万と約六割を占めており、転職希望率も八・六%で自営業主および家族従業者の三・七%、三・八%よりものはるかに高い(第44表)。

なお、転職希望率を農林・非農林別にみると、非農林業においては自営業主、家族従業者、雇用者とも殆んど転職希望率は等しいが、農林業においてはその差は特別に顕著である。農林業の自営業主は転職希望率一・四%で約七万、これが家族従業者となると三%となり、実数では二五万になる。さらに雇用者となるとその転職希望率は二二%に飛躍を示す。農林業における雇用者は農家における定雇と林業の労務者であるが、彼らの五人のうち一人は必ず他に転職したいという希望を持っていることになる。

農林・非農林別転職希望者 転職希望者二〇九万人を農林・非農林別にみるとそれぞれ四一万、一六八万である。そのうち農林業の

転職希望者を男女別にみると、実数でも率の上でも女子は男子の大体二分の一内外というところである。この点是非農林業の男女別比較とかなり異なる。すなわち非農林業においては数こそ女子は男子に比べて少ないが率においてはほぼ匹敵する。この両産業における差は次のように説明できる。農林業においては女子は仕事の傍らに家事、育児等について半就業者的性格をもっているからである。完全な職業人となり切っていない農村の女性に転職希望の有無を調べても余り意味がない。答が否定的に出るのが当然だといえるからである。

求職・非求職別転職希望者数 転職希望者二〇九万中、求職者は一〇一万で、その四八%に当るものが、希望の意識のみでなく実際に求職活動を行つて、真剣に就業の不安定さを解決しようとしている。求職者を従業上の地位別にみると、雇用者が最も多く、転職希望の求職者総数一〇一万中、六六万を示し、雇用者全体に対する求職者の割合も四・五%で最も高い。その中でも一般雇用者の求職者

第44表 農非農および従業上の地位別転職希望者および求職者

従業上の地位別		転職希望者 及び求職者 農 非 農 別	平常の 就業者	転 職 希望者	転 職 希望率	求職者	求職率
			万人	万人	%	万人	%
総 数	全 産 業		3,571	209	5.9	101	2.8
	農 林 業		1,402	41	2.9	17	1.2
	非 農 林 業		2,169	168	7.7	84	3.9
自 営 業 主	全 産 業		956	35	3.7	17	1.8
	農 林 業		512	7	1.4	4	0.8
	非 農 林 業		444	28	6.3	14	3.2
家 族 従 業 者	全 産 業		1,125	43	3.8	17	1.5
	農 林 業		842	25	3.0	9	1.1
	非 農 林 業		283	18	6.4	88	2.8
雇 用 者	総 数	全 産 業	1,459	125	8.6	66	4.5
		農 林 業	36	8	22.2	4	11.1
		非 農 林 業	1,423	118	8.3	62	4.4
	一般雇用者	全 産 業	1,387	103	7.4	54	3.9
		農 林 業	27	6	22.2	3	11.1
		非 農 林 業	1,359	97	7.1	51	3.8
	日雇労務者	全 産 業	72	22	30.6	12	16.7
		農 林 業	8	2	25.0	1	12.5
		非 農 林 業	64	20	31.3	11	17.2

〔備考〕 失業状況実態調査報告による。

第45表 理 由 別 転 職 希 望 者

理 由 別	1954年3月		1953年3月	
	実 数	百分比	実 数	百分比
総 数	万人 209	% 100.0	万人 279	% 100.0
耕地が少ない, 事業不振, 給料が 少ないために収入が足りない	92	44.0	114	40.9
今の仕事が不安定, 一時的だから	57	27.3	75	26.9
そ の 他 お よ び 不 詳	60	28.7	90	32.3

第46表 理由別転職希望者の割合（従業上の地位別）

男女計	理由別	従業上の地位別			自営業主			家族従業者			雇川者		
		全産業	農林業	非農林業	全産業	農林業	非農林業	総数	一般雇用者	日雇労働者			
男	計	総数	耕地が少いか事業の不振とか給料が少いかで収入が足りないから										
			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
			60.0	71.4	57.1	34.9	44.0	27.8	44.0	47.6	27.3		
			28.6	28.6	32.1	16.3	8.0	27.8	29.6	24.3	54.5		
			2.9	...	3.6	2.3	...	5.6	2.4	2.9	...		
女	計	総数	今の仕事が不安定又はしなければならぬ仕事があるから										
			...	...	...	20.9	24.0	16.7	2.4	1.9	4.5		
			5.7	...	7.1	18.6	20.0	11.1	6.4	7.8	4.5		
			...	...	...	...	...	...	9.6	9.7	9.1		
			5.7	...	7.1	7.0	12.0	5.6	5.6	5.8	4.5		
男	計	総数	耕地が少いか事業の不振とか給料が少いかで収入が足りないから										
			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
			63.3	83.3	58.3	27.2	45.5	18.2	45.1	46.7	37.5		
			30.0	33.3	33.3	22.8	9.1	36.4	29.7	25.3	50.5		
			...	...	...	4.5	...	9.1	2.2	2.7	...		
男	計	総数	いずれ独立するか他の人にまかせることになるから										
			...	...	...	31.8	36.4	18.2	3.3	2.7	6.3		
			3.3	...	4.2	13.6	9.1	18.2	5.5	6.7	...		
			...	...	...	...	...	...	8.9	9.3	12.5		
			3.3	...	4.2	4.5	9.1	...	5.5	6.7	...		

女	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
耕地が少いとか事業の不振とか給料が少いとかで収入が足りないから	50.5	100.0	40.0	40.9	42.9	42.9	41.2	50.0	...	...
今の仕事か不安定又は一時的なものだからほかにしたい仕事又はしなければならぬ仕事があるから	16.7	...	20.0	9.1	7.1	14.3	32.4	21.4	83.3	...
いづれ独立するか他の人にまかせることになるから	...	...	...	13.6	...	14.3	...	...	...	...
性質に合わないから	...	...	...	22.7	28.6	14.3	8.8	7.1	16.7	...
自宅から遠い、環境が悪い、その他の勤めづらい事情で仕事にたえられないから	...	...	...	...	...	...	8.8	10.7	...	...
その他及び不詳	16.7	...	20.0	9.1	7.1	14.3	5.9	7.4	16.7	...

〔備考〕 失業状況実態調査報告による。

は五三年三月より一四万の増加で、求職率も五三年三月の二・九％に対し三・九％を示してその増加が目立つ。

理由別転職希望者数 転職希望を理由別にみると（第45・46表）、

「耕地が少いこと、事業が不振、給料が少ないことなどのため収入が足りないから」転職したいというものが最も多く九二万を示し、希望者全体の四四％を占めている。次いで「今の仕事不安定または一時的なものだから」という理由のものが五七万で二七％となっている。これ以外の理由では潜在失業的な色彩のない恣意的、個人的なものが主であつて、その数も多くない。従つて転職希望者の中で、潜在的色彩の濃い者は上記の二つの理由に該当する一四九万で、その七割といえる。この二つの理由は、五三年三月の調査でもそれぞれ四一％、二七％となつていた。

失業対策審議会の潜在失業に関する推計結果 次に失業対策審議

会で算出した潜在失業に関する推計結果を示すと第47表の通りであつて、この資料では潜在失業者は不完全就業者として把握されている。

なお、この推計結果は次の点で考慮を要する。

一、推計は「労働力調査」の附帯調査として、一九五二、五三、五四年度の各三月に実施した「失業状況実態調査」の結果にもとづいて行われている。従つて、「労働力調査」のもつてゐる制約（たとえば抽出率一三〇〇分の一）をまぬがれることができない。また、「労働力調査」でやつてゐない所得調査を行つてゐるが、所得調査はそれだけでも困難であつて、附帯調査という形では、その正確を期しえない。

二、完全就業か不完全就業かという就業形態の類型については、所得の大きさを中心にし、就業時間の適否、次いで就業についての不満足、意識いかなによつてきめられた。したがつて、完

第47表 潜在失業に関する推計結果

区 分	年 月		1952年	1953年	1954年
			3 月	3 月	3 月
a 就 業 者 総 数(1)			万人 3,556	万人 3,960	万人 3,889
b 就業状態の分類できない者					
所得調査非対象者(2)			421	359	371
所得不詳			118	121	98
c 就業状態の分類できた者					
完全就業者			2,344	2,810	2,844
不完全就業者			681	670	576
業主、家族従業者			514	504	412
農 林 業			421	416	353
非 農 林 業			93	88	59
雇 用 者			167	166	164

全就業者とは「所得の大きさが標準以上であつて、就業時間が過度でない者および所得が標準以上であつて、就業時間が過度である者のうちで、就業について不満足を意識をもっていない者」とされる。その反面「所得が標準以下であつて、就業について不満足を意識をもつていない者および所得が標準以上であつて、就業時間が過度である者のうち就業について不満足を意識をもっている

〔備考〕 (1) 就業者は調査時の就業者に、調査時の非就業者のうち平常は就業者である者を加えてある。
(2) 失業対策審議会「日本における雇用と失業」による。

者」は不完全就業者とされている。

三、就業時間や就業についての意識は、わが国の現状では明確にとらえがたく、特に業主や家族従業者の場合には不明確さはなはだしい。従つて、これらの者については、便宜上所得が標準以上ならば完全就業、標準以下ならば不完全就業とみなすことにしてある。

四、就業によつてどれほどの所得がえられれば、完全な就業状態とみることができるといふ点については、さまざまな論議ができるが、ここでは「現実の経済で、生活が甚だ困難であるとして一般にみとめられている就業者が、就業によつて得ている所得の水準」を標準とすることとした。具体的には一九五二年について

業主および家族従業者 年所得 二万五〇〇〇円
雇用者 一九歳以下 月所得 三〇〇〇円
" 二〇歳以上 " 四〇〇〇円
一九五三年以降については、国民消費水準の全国平均上昇率をもつて所得水準の引上率としている。すなわち

一九五三年 一一六・三
一九五四年 一三一・六

同推計結果によれば、一九五四年の完全就業者は二八四四万人で、不完全就業者が五七六万人、就業状態の分類できない者が四九六万人に及ぶ。就業者総数三八八九万人のうちに、不完全就業者がしめる割合は一五％に近い。不完全就業者の内訳をみると、最も多いのは、農林業主および家族従業者の三五三万人である。これが全体の七割強を占め、次で雇用者一六四万人（二九％）、非農林業の業主および家族従業者となつている。

なお、一九五二年から推移をみると（第47・48表）、不完全就業者は五二年六八八万人、五三年六七〇万人、五四年五七六万人と、

第48表 全人口の平常の状態(万人)

1952年3月			1953年3月			1954年3月		
推計 14才以上人口 非労働力人口	総人口	8,530	推計 14才以上人口 非労働力人口	総人口	8,650	推計 14才以上人口 非労働力人口	総人口	8,760
		5,696			5,818			5,890
		2,086			1,890			1,972
			〔平常は農業に主として従事する者, その他〕 77(A)			〔平常は業主または家族従業員 平常は雇用者 平常不該当の者 その他〕 73(A) 3(B) 28 1,867		
労働力人口 完全失業者 就業者		3,610	労働力人口 完全失業者 就業者		3,929	労働力人口 完全失業者 就業者		3,916
		53			61			59
		3,556			3,867			3,857
付帯調査による3月の就業者 業主および家族従業員 2,196			付帯調査による3月の就業者 業主および家族従業員 2,359			付帯調査による3月の就業者 業主および家族従業員 2,262		
〔調査時の仕事と1951年中の仕事と異なる者および不詳の者〕 232△			〔平常は非就業者 平常は雇用者 その他〕 310△ 7(B)			〔平常は非就業者 平常は雇用者 その他〕 291△ 6(B)		
その他 1,966			〔1953年になつてから仕事を始めた者(非農林業)〕 19△			〔1954年になつてから仕事を始めた者(非農林業)〕 21△		
1951年中就業が主でなかつた家族従業員 189△			〔1953年になつてから仕事を始めた者(非農林業)〕 2,021(A)			〔1954年になつてから仕事を始めた者(非農林業)〕 1,944(A)		
調査時の仕事と1951年中の主な仕事と同じ者 1,777(A)			所得調査の対象者(Aの計) 2,150			所得調査の対象者(Aの計) 2,088		
所得調査の対象者(A) 1,777			雇用者 1,525			雇用者 1,522		
雇用者 1,369(B)			〔平常は非就業者 平常は非就業者 平常は非就業者〕 30△			〔平常は非就業者 平常は非就業者 平常は非就業者〕 31(A)		

所得調査の対象者(B)	1,369	平常は業主または家族従業員 の他 所得調査の対象者(Bの計)	52(A) 1,444(B)	平常は業主または家族従業員 の他 所得調査の対象者(Bの計)	42(A) 1,451(B)
-------------	-------	--------------------------------------	-------------------	--------------------------------------	-------------------

〔備考〕 (1) 総理府「労働力調査」「同付帯調査」による。
 (2) △印は、3月の就業者のうち所得の調査対象としなかった者。

第49表 失 業 保 険 業 務 状 況

年 月	一 般								日 雇	
	被保険者 数 (A)	離 職 票 受付件数	初 回 受給者数	受 給 者 実人員(B)	支 給 了 者	受給期間 満了者数	失業 ($\frac{B}{A}$) 率	給 付 人 員	初 回 受給者数	
1951年 平均	6,063,505	45,912	39,436	245,417	25,461	21,236	4.0	530,508	77,794	
1952年 平均	6,483,892	64,376	56,605	320,746	28,680	17,132	0.9	599,445	95,711	
1953年 平均	7,239,749	71,121	56,451	349,771	31,966	24,693	4.8	456,367	84,025	
1954年 平均	7,832,510	94,424	83,148	465,346	39,600	29,326	5.9	466,861	93,490	
1954年	1月	7,676,337	94,260	90,512	417,531	35,186	24,235	9.4	734,847	117,616
	2月	7,679,028	75,396	66,784	426,194	26,971	20,362	5.6	303,186	59,875
	3月	7,694,917	81,166	73,860	446,909	35,502	28,724	5.8	249,399	63,963
	4月	7,792,165	102,017	84,816	445,353	38,352	27,510	5.7	428,365	90,636
	5月	7,818,327	99,421	87,186	440,130	34,603	30,212	5.6	585,561	109,691
	6月	7,858,674	94,035	89,488	456,746	36,328	26,194	5.8	486,725	98,768
	7月	7,887,820	93,180	90,194	472,986	34,378	24,202	6.0	472,509	89,408
	8月	7,907,175	84,903	78,916	487,800	39,100	22,560	6.2	437,775	97,534
	9月	7,924,453	81,672	73,884	492,334	43,478	25,905	6.2	616,118	119,364
	10月	7,906,377	88,163	76,958	488,463	48,285	30,200	6.2	484,001	106,201
	11月	7,926,679	108,010	89,932	498,453	51,937	37,388	6.3	598,424	124,649
	12月	7,918,172	130,862	96,023	511,475	51,080	54,415	6.5	205,418	44,176

〔備考〕 公共職業安定所「失業保険事業月報」による。

第50表 産業別企業整備件数及び整理人員

年 月	農 業	林 業	鉱 業	建設業	製造業	卸 売 小売業	金融保険 不動産業	運輸通信 公益事業	サービ ス業	公 務	合 計
1951年累計	14	429	120	133	2,016	132	28	138	81	41	2,673
1952年累計	14	199	8,126	9,779	90,429	5,041	850	7,103	8,129	9,527	139,929
1953年累計	658	32	10,552	8,491	156,570	4,544	467	26,795	6,824	2,281	217,182
1954年累計	36	1,699	52,396	9,600	102,298	4,114	2,400	7,824	12,579	845	193,705
1954年1月	3	280	24	17	262	36	25	31	14	—	412
2月	7	410	695	417	8,351	616	1,563	1,606	682	—	14,210
3月	1	83	50	21	322	34	31	36	27	—	528
4月	1	1	43	19	9,928	597	949	1,291	1,895	—	17,676
5月	—	10	2,142	464	295	31	5	24	15	—	433
6月	—	1	1,515	1,957	8,732	532	150	716	701	—	14,386
7月	3	327	161	26	643	55	10	41	18	2	897
	46	2,976	4,731	683	23,862	1,067	269	836	592	29	32,079
	36	7	64	31	555	57	15	31	18	—	771
	1,771	7	2,748	970	16,582	986	212	727	1,067	—	23,292
	3	33	36	31	631	48	4	22	16	—	748
	46	842	1,771	745	16,815	779	131	403	586	—	21,238
	327	22,736	2,976	842	22,736	907	147	810	1,762	—	30,407

8月	件人	数員	1	20	46	568	53	6	36	24	1	755
9月	件人	数員	34	1,812	931	15,860	1,014	82	754	926	15	21,418
	件人	数員	—	35	38	349	35	3	22	19	2	503
10月	件人	数員	—	1,779	1,326	10,260	830	40	644	1,286	61	16,205
	件人	数員	2	22	20	355	15	5	19	40	6	494
11月	件人	数員	123	1,607	1,540	11,542	292	67	799	5,909	173	22,050
	件人	数員	7	33	31	375	28	5	15	29	1	524
12月	件人	数員	356	4,372	1,053	11,861	599	89	476	1,286	12	20,104
	件人	数員	10	33	35	379	15	1	32	25	5	535
	件人	数員	331	1,335	1,375	10,988	267	8	873	1,713	137	17,027

〔備考〕 企業整備状況報告による。

第51表 産業別企業整備実施状況(1954年計)

産 業 名	区 分	規 模 別 事 業 所 数					整 理 人 員
		計	500人以上	499～100人	99～15人	14人以下	
合 計	計	8,808	1,023	2,121	4,725	939	289,721
農 業	業	15	—	5	9	1	555
林 業	業	11	—	8	3	—	750
漁 業	業	21	2	6	11	2	1,079
水産養殖業	業	577	122	158	268	29	30,568
金 属 鉱 業	業	69	1	19	44	5	2,362
石 炭 業	業	443	118	124	183	18	26,494
石油及天然ガス生産業	業	4	1	1	2	—	74
非金属鉱業	業	61	2	14	39	6	1,638

建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造業	建設業	製造
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

その他の輸送用機械器具製造業	191	38	46	93	14	6,477
精密機械器具製造業	48	2	17	27	2	1,427
その他の製造業	413	22	85	253	53	11,975
卸売及び小売業	572	5	72	355	140	10,582
卸売業	454	2	48	289	115	7,567
小売業	118	3	24	66	25	3,015
金融業及び保険業	137	8	17	87	25	4,261
不動産業	2	—	1	1	—	39
運輸通信及びその他の公益事業	429	60	191	163	15	12,136
陸運業	197	17	75	96	9	5,185
水運業	85	6	43	32	4	3,220
その他の運輸業	99	10	62	25	2	2,633
通信業	24	11	9	4	—	479
熱光及び動力供給業	15	12	1	2	—	370
水道業及び衛生業	9	4	1	4	—	249
サービス業	334	96	70	139	29	21,935
家事使用人を使用する世帯	—	—	—	—	—	—
修理業	123	22	29	58	14	6,269
興行娯楽業	24	1	2	17	4	613
その他のサービス業	116	73	29	54	10	14,598
医療業	5	—	3	2	—	99
自由業	16	—	7	8	1	536
公務	22	2	9	10	1	508
分類不能の産業	—	—	—	—	—	—

〔備考〕 労働省職業安定局「労働市場年報」による。

第52表 炭 鉱 数 の 推 移

年 月	炭 数
1951年末	811
1952年末	871
1953年末	832
1954年1月	819 (849)
2月	828 (832)
3月	808 (844)
4月	755 (848)
5月	725 (822)
6月	708 (813)
7月	683 (797)
8月	678 (809)
9月	670 (805)
10月	671 (812)
11月	668 (825)
12月	664 (832)

〔備考〕 (1) 通産省調べ。(2) カッコ内は53年同月の鉱数。

その推計数は減少している。しかし、失業に関する諸指標の示すところから判断して、このことは実際の潜在失業者の推移を反映したものだといえる。そして、失業対策審議会「潜在失業に関する調査報告書」(昭和二十八年三月)の「あとがき」でも、「本報告」のうちで、重要な部分である所得については、見方によつてその標準のとり方に種々論議がある」と指摘しているように、所得の大きさおよび国民消費水準の全国平均上昇率を指標として測定した点に、推計方法上の問題があるであろう。

失業保険業務状況 失業者の動きを示す別の資料「公共職業安定所失業保険業務状況」(労働省職業安定局)をみると、第49表のごとく、先ず一般失業保険受給者実人員では年間月平均四万五三六四人で、前年より一万人(約三三%)増加した。被保険者数に対する割合では前年の四・八%から五・九%へと、失業保険開始以来一九五〇年の六・七%に次ぐ高率である。

一方、日雇失業保険もまた初回受給者一・一%、給付延人員二・四%を増加して、それぞれ九万三千五百人、四万六千七百人となった。

第53表 炭 鉱 休 廃 止 件 数

年 月	休廃止件数	休廃止に伴う解雇者数
1954年4月	35	1,481
5月	49	2,097
6月	34	1,965
4～6月	118	5,543
7月	26	1,040
8月	27	1,794
9月	19	444
7～9月	72	3,278
10月	24	632
11月	17	224
12月(一部)	4	1,099
10～12月	45	1,955
計	235	10,776

〔備考〕 通産省石炭局調べ。

企業整備状況 一九五四年中における失業者数の増加は、「企業整備状況」(労働省職業安定局)の数字からもうかがえる(第50表)殊に、五四年中における企業整備は四月から八月にかけて最も激しくおこなわれ、七月には九〇八事業所、整理人員三万四〇七人と頂点を示した。従つて年間月平均でも三二六事業所(一〇八・七%)増の六二六件となり、整理人員も四六九九人(二九・一%)を増加して二万八千一人になった。

整備実施事業所を規模別にみると(第51表)、前年に比べて九千人以下の中小事業所において増加しているのが目立っている。

(注) 公共職業安定所ではその業務の一環として、求人開拓、雇用関係情報の蒐集、求人者の労務充足計画の援助等のために職員が雇用主訪問を行つてゐる。この訪問は左に掲げる基準に従つて定期的に実施され、特に大量の労働異動が発生したまたは発生するおそれのある事業所は、適時臨時に訪問の対象とするこ

第54表 炭 鉱 常用 労 務 者 移 動 状 況

項 目 年 月	月末現在 常 務 者	増		加		減		増 減
		雇 入	転 入	解 雇	転 出	少	増	
1954年1月	(379,108) 330,565	(9,604) 7,362	(8,966) 8,093	(9,514) 8,800	(8,966) 8,063	(+ 90) - 1,438		
2月	(379,796) 327,209	(8,930) 5,332	(8,601) 6,117	(8,242) 8,688	(8,601) 6,117	(+ 688) - 3,356		
3月	(378,545) 321,840	(9,935) 5,745	(7,958) 6,272	(11,186) 11,114	(7,958) 6,272	(- 1,251) - 5,369		
4月	(373,845) 313,756	(8,181) 5,238	(10,034) 8,732	(12,881) 13,322	(10,034) 8,732	(- 4,700) - 8,084		
5月	(366,981) 306,407	(5,408) 4,936	(8,362) 7,685	(12,272) 12,285	(8,362) 7,682	(- 6,864) - 7,349		
6月	(358,866) 330,565	(4,022) 4,494	(7,774) 6,846	(12,137) 9,989	(7,774) 6,846	(- 8,115) - 5,495		
7月	(352,384) 299,392	(4,604) 6,177	(7,318) 6,599	(11,086) 7,697	(7,318) 6,599	(- 6,482) - 1,520		
8月	(345,184) 296,828	(5,809) 5,614	(6,582) 5,204	(13,009) 8,178	(6,582) 5,204	(- 7,200) - 2,564		
9月	(328,304) 295,991	(7,377) 6,790	(7,582) 5,503	(24,257) 7,607	(7,582) 5,503	(-16,880) - 837		
10月	(327,139) 294,078	(9,076) 6,087	(7,609) 6,602	(10,241) 8,000	(7,609) 6,602	(- 1,165) - 1,913		
11月	(332,370) 294,075	(12,510) 6,534	(6,997) 6,492	(7,279) 6,537	(6,997) 6,492	(+ 5,231) - 3		
12月	(332,003) 291,488	(6,094) 4,002	(7,366) 4,939	(6,461) 6,589	(7,366) 4,939	(- 367) - 2,587		
計	—	(91,550) 68,311	(95,149) 79,044	(138,565) 108,826	(95,149) 79,044	(-47,015) -40,515		

〔備考〕 (1) 通産省調べ。 (2) カッコ内は1953年同月数。

とがある。そして訪問したときは、企業整備、企業合理化による雇用の縮小、企業閉鎖等による離職者の発生、或いは逆に増員がみられた場合には労働省に直送されることになっている。この報告書から、産業別、理由別、規模別などの企業整備実施事業所数と整理人員が集計される。従つて、この集計は極めて概括的な結果にすぎないので、次の点に留意すべきである。

一、この集計のもとになつてゐる公共職業安定所の捉えた企業整備状況は企業全部を対象として調べたものでもなく、又一定の抽出による調査でもないから、企業整備の趨勢（事業所数、整備の規模など）とその性格（産業別理由別など）について知りうる程度である。

二、雇用主の訪問が大企業にかたよつてゐるために、比較的小規模の事業所の企業整備の状況をことごとく網羅することはできない。特に大都市においてこの傾向が強い。

次に、一九五四年中において特に激しかったとみられる石炭産業における失業事情についてみよう。石炭産業における失業の

第55表 炭鉱関係の失業保険給付状況および企業整備状況（1954年）

項目 月別	初回 受給者数	離職票 配付数	特定の週 における 受給者実 人員	規模別事業所数					整理人員
				計	～500	499～ 100	99～ 15	14～	
1 月	4,018 (3,189)			18 (12)	1 (5)	5 (4)	11 (3)	1	457 (778)
2 月	4,272 (3,204)			41 (6)	7 (4)	18 (1)	16 (1)		1,865 (396)
3 月	6,600 (4,598)			40 (9)	20 (4)	6 (1)	11 (4)	3	1,436 (364)
4 月	7,945 (5,739)	11,125	32,825	92 (45)	23 (8)	33 (14)	34 (23)	2	4,555 (2,090)
5 月	9,161 (7,115)	11,903	34,144	55 (51)	12 (10)	14 (10)	27 (31)	2	2,515 (2,277)
6 月	8,263 (9,432)	9,081	37,119	31 (26)	3 (20)	9 (24)	18 (30)	1 (2)	1,575 (5,105)
7 月	6,556 (11,478)	6,952	39,922	31 (80)	8 (31)	6 (20)	17 (26)	4 (4)	2,497 (6,526)
8 月	5,859 (7,133)	6,557	40,513	16 (98)	3 (82)	3 (10)	9 (6)	1	1,746 (10,565)
9 月	4,351 (10,344)	5,815	39,815	24 (58)	2 (53)	5 (2)	13 (3)	4	1,419 (15,726)
10 月	5,011 (14,238)	5,915	37,365	17 (18)	5 (12)	5 (5)	5	2 (1)	1,487 (2,013)
11 月	4,011 (7,156)	4,564	35,222	21 (18)	10 (12)	3 (3)	6 (3)		3,848 (764)
12 月	4,820 (—)			11 (13)	3 (6)	7 (3)	1 (3)	1 (1)	720 (1,813)
計				397 (484)	97 (247)	114 (97)	168 (133)	18 (8)	24,120 (48,417)

〔備考〕 (1) 職業安定局調べ。 (2) 1951年月以降の「初回受給者数」は推定による。

(3) カッコ内は前年同月数。

大量発生は、五三年において石炭の過剰生産傾向が明らかとなり、生産力の一部切捨をおこなわざるをえない状況が五四年に持ち越され、特に経営の基礎の弱い中小炭鉱の相当部分が相次いで倒産するに至った。すなわち、炭鉱数は第52表にみるように五三年以降概ね一方的に少くなり、五四年に入ってから、冬場に至つてもなお旧態に復することがなかつた。

この間には勿論、炭鉱の休廃止も頻々と発生し、第53表でみると、四月から六月までの夏場に向つては一八件の、また七月から九月までの秋口に向つてもなお七二件の、さらに冬場に向う一〇月から一二月の間にさえ四五件の休廃止がみられ、これに伴つて解雇された者の数はそれぞれ五五四三人、三二七八人、五一九五人合計約一万七〇〇人に達した。

また、石炭産業における常用労働者の移動状況を、雇入れ数と解雇数との差によつてみると（第54表）、五三年の約四万七千人と五四年の約四万五〇〇〇人の計約八万七五〇〇人

第56表 大手・中小別実働労務者数の推移

年 度	計	大 手	中 小
1950年	350,918 (100%)	247,168 (100%)	103,750 (100%)
1951年	359,046 (102%)	232,835 (94%)	126,211 (122%)
1952年	365,595 (104%)	229,691 (93%)	135,904 (131%)
1953年	322,015 (92%)	202,459 (82%)	119,556 (116%)
1954年	282,136 (80%)	189,934 (77%)	92,202 (89%)

のうち、その相当数が失業者として生活に困窮していることは、雇入の減少傾向からみて容易に想像される。

五人以上の従業員を雇用している事業所に原則的に適用される失業保険の状況をみても、第55表でもわかるように五四年四月の一週間に於いて約三万二八〇〇人、八月は約四万五〇〇人、十一月は約三万五二〇〇人となつてゐる事実から、少くもこの数を上廻る失業者が現実に存在していたことは確かである。しかも、失業保険金の初回受給者は一月に至るもなお四千人を超えていた。

大手炭鉱と中小炭鉱との失業情勢の差異についてみると(第56表)五〇年末に約三五万一千人であつた実働労務者総数は五二年末には約三六万六千人にふえ、五年からは逆に減少した。すなわち、朝鮮戦争の時期に中小炭鉱がふえ労務者も増加したが、漸く生産過剰の傾向があらわれるとともに、中小炭鉱における移動は激しく五二年の約三〇%人員増加に対し、五四年末には逆に約二〇%の減少を示す。これによつてもわかるように炭鉱不況の鋒先はまず中小に向けられたのである。金融面においても、中小は主としていわゆる問屋金融に依存しており、特に不況になつてからは、市

中銀行の貸付対象とならないものが殆んどであつたため、一部においては市場を乱しても貯炭の投売りに走らざるをえないものも続出し、倒産も相次いで発生したのである。

このような金詰りに伴つて、賃金の不払も巨額に上つた。月末貯炭が最高の四三一万トンに達した五四年七月の状況をみると、月末現在で三七二件、六億六五五万円に達し、金額にして全産業の約三九%を含め、その中特に労働者一〇人以上一〇〇人未満を使用する中小規模事業所が全件数の五三%を占め、一〇〇人以上使用する大規模事業所さえも三三%を占めていた。

以上のような石炭業をはじめとする一九五四年の人員整理、賃金遅配の様相を、同年五月七日付の朝日新聞(「デフレ経済の実態、各地の実情を見る」)は次のように伝え、いわゆるデフレ政策の影響が大企業にも波及し、賃金の遅配が全国的に拡まりつつある事実を指摘している。

人員整理、賃金遅配などの様相をもつとも深刻に出しているのは石炭業で、続いて造船、ゴム、鉄鋼業それに特需不振にあえぐ兵器関係産業などに目立つてゐる。特に石炭界はこの一年間炭価の下落で収益力が落ちてゐるところへデフレの波が強くかぶさり、筑豊炭田でも中小炭鉱だけでなく九州採炭新手、大正炭業中鶴といった一流どころが坑口閉鎖の大手術を行い、小炭鉱になると保安要員だけを残して休業状態のヤマはザラである。長崎、佐賀地区でも四月までに休廃炭一三を数え、操業してゐるヤマも八割までが赤字、資材、電気代、賃金などの未払いは九州大手が二〇億円、中小炭四〇億円、これが関連産業を苦境に追い込むガントなつてゐる。筑豊の小ヤマでは鉱主と鉱員が相談して協定賃金を二、三割も切下げているところも少なくないが、現金代用の金券の発行は最近では中堅炭鉱にまで拡がっている。

北海道でも休廃鉱は二三鉱、まともに賃金を払っているヤマは二、三を数えるにすぎない。九州と北海道のハサミ打ちにあつてこれまで常盤炭の市場であつた京浜地区も低品位の常盤炭が押しまくられる傾向があらわれ、賃金支払も二、三日のズレはよい方で、半月から二カ月も遅配、人員整理は高萩、楡形鉱など三月期だけで百余名に上つている。

一〇次造船の遅延と疑獄で造船界の苦境は関連下請産業はもちろんだ手筋造船所にも表面化している。神奈川県下の三菱横浜、日本鋼管鶴見、浦賀ドックの三造船所も六月ごろから船台が空き、輸出船受注の見透しも暗い。浦賀ドックは九次後期船進水のあと、現在五〇の船台はガラ空き、主力を修理に切替えて食いつなぎ、陸上工事を受注しているが、三造船所とも下請代金の支払遅延、臨時工の整理が目立っている。日本鋼管では三月末鶴見造船所と浅野ドックで百人近くの従業員を同社清水造船所に配置転換したほか、昨年八月ごろ五、六百人もあつた臨時工も百余人に減らし、浦賀でも臨時工百人ほどを整理した。三菱横浜ではすでに臨時工の採用を中止している。

造船の直接下請産業は約八〇社、従業員三千人ほどだが、下請への支払いは二カ月から三カ月ぐらい遅れ、現金払いは手形払い化し、発注もひところの五分の一ぐらいに落ちたため木工関係は転業したり、転業困難なものは倒産の一手前にあるという。

神戸の二大造船所川崎重工、新三菱重工でも多角経営方式を高度化するとともに臨時工を一六〇名ほど整理した。九州では三菱長崎造船所が二千名の臨時工を六百名に減らし、これも六月までは全部整理する方針で、佐世保船舶は三月に百名を整理したが、下請業者への未払いは三、四千万円に上つている。下請業者の受注競走も無理を重ねて最近の落札値は昨年末の半値以下という出

血相場、それも製品納入後に注文書が出され、現金化されるのは半年もかかるので、農機具などを造つて細々と食いつないでいる有様だ。

中小企業の多い埼玉県川口の铸件工場では賃金遅払いが最近急にふえ始め、手形の長期化にもなつて金繰りがつかず、転業傾向がめだつている。また京浜工業地帯の中心である川崎では、日立造船神奈川工場、日本鑄造など約一〇工場が最長一カ月位の給料遅配を始めており、仙台的仙台ゴム会社は工場閉鎖と従業員二八〇名を四月一杯で解雇することを決定、静岡県吉原、富士地区の製紙、静岡のミシン、家具なども人員整理は数十工場、一千名を越している。

このような不況の賃金面へのシワ寄せは大企業にまで波及するほど一般化の傾向をとつてきたことが特に注目される。名古屋の豊田自動織機の賃金切下げを皮切りに新三菱重工名古屋製作所では、残業時間を二〇％節減してしかも作業量は従前以上とする、公休出勤を認めない、作業時間の完全実働などを通達し、大隈鉄工でも夜勤の規制のほか夜勤には給料の安い臨時工をあてるなどの苦肉策をとつている。また兵器関係では「設備の重圧」が企業経理を悪化させており、大同製鋼は自動車部品の好調で売上げは増大しながらも逆に一二期は無配に転落した。また大隈鉄工の機銃弾専門会社として昨年夏発足した旭大隈工業は、受注交渉がはかどらぬのに二億円の設備を完成してしまった。そのためその建設費支払いに迫られ民需品生産も始めることになつたが、銃弾専門機械ではせいぜい口紅の容器や歯みがきチューブぐらいと分つたという笑えない悲劇もある。

鉄鋼も底なしの不況といわれ、弱小メーカーにはすでに倒産も出始めているが、中堅平炉メーカーも生産縮小、人員整理、賃下

第57表 「日雇労働者の男女別構成」

都市名	年 度	男	女	計
六大都市	1951年	75.9	24.1	100.0
	1952年	74.4	25.6	100.0
	1953年	75.6	24.4	100.0
中 都 市	1953年	72.4	27.6	100.0
小 都 市	1953年	62.3	37.7	100.0

〔備考〕 「日雇労働者生活実態調査結果報告」による。

これらの求職者を対象とする職安の職業紹介業務は一般と日雇とに区別される。そして、日雇労働者の失業対策・公共事業への就労斡旋、失業保険関係の業務を除いては職安の業務は任意的なものであつて、

げが問題化している。例えば尼崎製鋼の賃下げ、日亜製鋼の賃金ストップがそれで、尼崎製鋼は昨年一〇月以降三月までの赤字約七億円、生産の全面縮小と一五%賃下げを組合に通告、日亜製鋼は滞貨三〇億円に上り、四月の定期昇給ストップ、新規採用中止を通告している。大企業もすでに企業防衛の立場から新しい生産合理化を進めない限り、デフレの荒波を乗切することは難かしくなってきたようだ。

第二節 臨時・日雇労働者

日雇労働者 公共職業安定所の窓口を訪れるのは、主として失業保険の受給者と求職者とであつて、この両者はいわば顕在的な失業者である。失業保険受給者もまた同時に求職者で離職後の六カ月間に就業し、若しくは職安の紹介による就業を正当な理由なくして拒否した場合には保険金の支給を打ち切られる。

第58表 年令別構成の推移

都市名	年 度	19歳以下	20～29	30～39	40～49	50歳以上
大 都 市	1950年	3.1	19.2	21.3	27.5	28.9
	1951年	1.8	17.4	21.4	26.5	32.9
	1952年	0.7	14.2	20.0	29.3	35.8
	1953年	0.7	14.2	20.0	27.9	36.8
中 都 市		0.7	12.0	25.6	27.6	34.3
小 都 市		1.0	8.1	19.6	32.6	38.7

〔備考〕 「日雇労働者生活実態調査結果報告」による。

点が指摘されている（「戦後の日雇労働者の性格」、労働省統計調査部編「労働統計調査月報」一九五五年一月号掲載）

一、戦後の日雇労働者の複雑化 戦後における日雇労働者の形成は、(イ)近代賃労働者 (ロ)農民の出稼型労働者 (ハ)中産階級および非労働力（婦人、無業者）からの転化等の各層からなっているが、戦前に比べて特に(イ)および(ハ)の進出が著しい。従つて、その性別、年齢、学歴等において著しい格差を生じ、それだけ今日の

その利用率が極めて低いものであることは第二章で指摘しておいた。いいかえると職安の窓口を訪れる求職者の大部分は、縁故採用、学校紹介等にたよりえない就業事情の比較的困難な人々によつて占められている。求職者が一様に安定した常用を希望するのは当然であろう。しかし、求職者のうちの老齢者、無技能の壮年婦人などを始めかなりの部分の人々は一般求職を断念して、日雇就労なканずく失業対策事業への就労を希望し、そこに定着する傾向をもつようになってきている。このような戦後の日雇労働者の特徴として次の

第59表 年令階級別日雇労働者になつてからの期間別構成（％）

都市別	期間別 年齢階級別	日雇になつてからの期間						計
		1月未満	1～3月未満	3～6月未満	6月～1年未満	1～2年未満	2年以上	
大都市	19歳以下	—	0.13	0.10	0.28	0.21	—	0.72
	20～29	0.10	0.56	1.38	1.77	3.36	7.10	14.27
	30～39	0.14	0.40	0.78	2.15	2.83	13.20	19.50
	40～49	0.10	0.57	1.58	1.19	3.58	20.55	27.57
	50歳以上	0.17	0.74	1.36	2.09	3.88	29.37	37.61
	計	0.50	2.40	5.20	7.90	13.70	70.30	100.0
中都市	19歳以下	—	0.4	0.3	—	—	—	0.7
	20～29	—	0.7	0.3	1.1	3.9	6.0	12.0
	30～39	—	0.7	2.5	2.1	6.0	14.5	25.8
	40～49	—	0.7	0.4	1.8	3.2	20.8	26.9
	50歳以上	0.4	0.7	1.8	1.8	4.9	24.9	34.6
	計	0.4	3.2	5.3	6.8	18.0	66.3	100.0
小都市	19歳以下	—	—	—	—	0.4	—	0.4
	20～29	—	0.6	1.1	1.4	1.4	6.0	8.5
	30～39	0.4	1.4	2.4	2.1	4.2	9.2	19.7
	40～49	1.1	1.9	1.2	3.2	6.3	19.0	32.7
	50歳以上	0.4	2.1	2.1	2.4	4.9	26.8	38.7
	計	1.9	6.0	6.8	9.1	17.2	61.0	100.0

〔備考〕 労働省職業安定局「日雇労働者生活実態調査結果報告書」による。

の日雇労働者の性格を複雑化している。二、戦後の日雇労働者の停滞化傾向 戦後においては、日雇労働者の高齢化傾向と停滞性が指摘できる。すなわち、今日の日雇労働者の過半数が二年以上にわたつて停滞しており固定化した「失対事業グループ」を形成している。この停滞層は勤労意識が失われやすく、やがて被救恤階層に転落する恐れを十分にもつ。三、その他 女子およびインテリの日雇化血縁関係の稀薄化等が戦後の特徴としてあげられる。

以下、労働省職業安定局編「昭和二八年一月実施、日雇労働者生活実態調査報告」（一九五〇年三月刊）によつて、登録日雇労働者の状態を概観しよう。

（注）「日雇労働者生活実態」調査失業対策審議会によつて、一九五〇年に第一回調査が実施され、その後毎年継続して行われているが、五二年度以降は労働省が調査を担当するようになった。すなわち、調査実施年度 実施担当 対象都市
一九五〇年九月 失業対策審議会 六大都市
一九五一年九月 〃 〃 六大都市
一九五二年十一月 労働省 六大都市
一九五三年十一月 〃 〃 六大都市
中都市（六都市）
小都市（八都市）

第60表 日雇になつてからの期間の推移

区 分	1950年度	1951年度	1952年度	1953年度
1 月 未 満	1.0	0.5	0.3	0.5
1～3 月 未 満	9.7	5.1	4.4	2.4
3～6 月 未 満	21.3	9.3	5.0	5.2
6月～1年未満	34.8	13.6	9.6	7.9
1～2 年 未 満	18.9	42.6	18.5	13.7
2 年 以 上	14.3	29.0	62.2	70.0

〔備考〕 日雇労働者生活実態調査結果報告書による。

次に第59表によつて日雇労働者になつてからの期間についてみると、二年以上経過しているものの割合は大都市七〇・三％、中都市六六・三％、小都市六一％と、大都市における日雇労働者の停滞傾向を最も強く示す。
大都市における五〇年以後

年令別の推移を六大都市でみると(第58表)、五〇才以上の高年令者が五一年以降漸次増加し、五三年には三六・八％を占め、四〇―四九才を加えるならば六四・七％に達し、日雇労働者の高年令化傾向を示す。

なお、一九五三年平均の登録日雇労働者数は全国で三四万四一四九人であり、そのうち失業対策事業適格者は二三万二〇二人であつて、約七〇％近くを占めていた。また、「日雇労働者生活実態調査」は抽出調査であるので、結果はすべて比率で示されている。
(一) 男女別・年令別日雇労働者と日雇になつてからの期間 日雇労働者を男女別はみると(第57表)、六大都市では五一年以降男子の占める割合は七四―七六％と毎年大きな変化を示さない。同じ割合は中都市七二％、小都市六二％と中、小都市の順に女子労働者の増加していることがわかる。

第61表 前職のある日雇の離職の理由

区 分	大 都 市	中 都 市	小 都 市
企 業 整 備	20.9	20.1	17.6
希 望 退 職	17.6	16.3	16.7
企 業 閉 鎖	17.6	17.7	15.2
企 業 不 振(自営業)	18.2	20.1	12.7
経 営 振 興 完 了	4.5	4.8	15.2
仕 事 の 他	21.1	21.1	22.6
そ の 計	100.0	100.0	100.0

〔備考〕 日雇労働者生活実態調査結果報告による。

示している。五一年以降の調査結果と比較すれば第62表の通りで、五一年度における希望退職は三一・四％と極めて高い割合を占めているが、その後毎年減少している外は各年度において大して変化はみられない。
(三) 離職してから日雇労働者になるまでの期間とその間の生活維持方法 第63表によつてみると、離職後三カ月未満の比較的短時間のうちに日雇労働者になつたものは小都市で三八・二％と最も多く、次いで大都市三一・一％、中都市二七・七％で、各都市を通じ概ね三割程度は離職後極めて短時間の間に日雇労働者となつていく。そして、離職後日雇労働者になるまでの、生活維持方法につい

の推移でみると、第60表の通りで五〇年で二年以上日雇になつていているものは一四・三％に過ぎなかつたが、五一年二九％、五二年六二・二五三年七〇・三％と年を追つて増加し、漸次二年以上の層へと累積していることがわかる。
(二) 従前従事していた職業の離職理由 五三年の調査結果でみると(第61表)、大都市では企業整備による離職が最も多く、中都市では自営業の不振および企業整備、小都市では企業整備が最も大きな割合を

第62表 六大都市の年度別日雇の離職の理由

区 分		1951年度	1952年度	1953年度
企 業 整 備 希 望 退 職 企 業 閉 鎖 経 営 不 振 (自 営 業) 仕 事 の 完 了 そ の 他 計	企 業 整 備	20.7	22.2	20.9
	希 望 退 職	31.4	25.7	17.6
	企 業 閉 鎖	18.1	18.1	17.6
	経 営 不 振 (自 営 業)	19.9	19.9	18.2
	仕 事 の 完 了	6.4	6.4	4.5
	そ の 他	3.6	3.6	21.1
計		100.0	100.0	100.0

〔備考〕 (1) 日雇労働者生活実態調査結果報告による
(2) 1953年度調査における「その他」欄は
本人の健康 7.7%
家庭の事情 11.5% } 計 21.1%である。
そ の 他 1.9%

失業保険、生活保護によるものは極めて少く、それぞれ五・四%、一・八%を占めるに過ぎない。六カ月―一年未満のものでは失業保険、生活保護によるものは比較的に高率を示し、一年以上比較的長期を要したものは、財産収益、売喰によるものが減少して浮動的職業によつて生計を維持したものが五一%と極めて高い割合を示している。

大都市―大都市同様に、浮動的職業によるものが多数を占めていて、五〇―六〇%の高率を示す。一方、無業であつたものも四三・二%が浮動的職業によつていて、大小都市を上廻っている。

小都市―小都市では大大都市に比し失業保険、生活保護が僅かではあるが割合が大きく、殊に六カ月―一年未満のものにあつては

て大中小都市別にみると
(第64表)、
大都市―
まず前職のあ
る日雇は離職
後浮動的職業
で三九%、財
産売喰い三一
・四%、扶養
保険によるも
の一〇・四%
となつてい
る。これを期
間別にみると
(第65表)、三
カ月未満では

第63表 離職後日雇労働者になるまでの期間

区 分	大都市	中都市	小都市
3 月 未 満	31.1	27.7	38.2
3～6 月 未 満	14.0	12.9	14.7
6 月～1 年 未 満	20.7	16.3	13.2
1 年 以 上	34.2	43.1	33.9
計	100.0	100.0	100.0

〔備考〕 日雇労働者生活実態調査結果報告による。

金融以外の他の産業部門に所属した家族従業者がいない。
雇用者―雇用者の割合は
大中小都市の順に多く、その内容をみると、農林業における雇用は中都市に高く、小大都市の順に多い。鉱業では小都市が最も高い割合を示す。また工業雇用者であつたものは大都市で二八・四%と極めて高く、中都市では一四・一五%程度である。土木建築業では、中大都市の順に多く、商業・金融、サービス、自由業は小都市が高く、矢張

失業保険四〇・七%と極めて高い。
(四) 日雇労働者の従前の従業上の地位と産業、日雇労働者のうち各都市を通じて概ね七〇―八〇%までが前職をもつ。その従業上の地位と産業についてみると第66・67表の通り。
業主―業主であつたものの割合は大都市で一四%、中都市で一四・四%とはほぼ同様の割合で小都市のみ九・二%と低い。農林、水産業の業主は小都市に多く、逆に工業、商業、金融業等は大中小都市に比較して小都市で極めて少ない。
家族従業者―業主が小都市で比較的低い割合を示すのに対して家族従業者は小都市で大中小都市に比べて若干ながら高率を示している。就中農林部門において高い。所属した産業の分布は大中小都市の順に狭くなつていて、小都市では農林、工業、土木建築、商業・

第二編 労働移動と失業

第64表 日雇になるまでの生活維持方法

区 分	計	失業保険	生活保護	扶 養 者 仕 送 り	財産収益 売 喰 い	浮 動 的 職 業	そ の 他
大 都 市	100.0	8.3	4.0	20.5	30.0	34.2	3.0
中 都 市	100.0	8.1	4.3	12.0	18.4	47.0	10.2
小 都 市	100.0	10.2	5.3	17.3	22.5	33.8	10.9

〔備考〕 (1) 前職ある者及び無業であつた者の合計。
(2) 日雇労働者生活実態調査結果報告による。

第65表 日雇になるまでの生活維持方法（大都市）（％）

区 分		計	失業保険	生活保護	扶養者 仕送り	財産収益 売 喰 い	浮動的 職 業	その他
総 数		100.0	8.3	4.0	20.5	30.0	34.2	3.0
前 職 あ る 者		100.0	10.4	3.9	12.9	31.4	39.0	2.5
期 間 別 内 訳	3 月 未 満	100.0	5.4	1.8	12.0	34.1	37.0	9.7
	3～6 月 未 満	100.0	19.3	6.0	11.4	31.1	32.1	—
	6月～1年未満	100.0	21.9	6.2	13.7	26.0	32.1	—
	1 年 以 上	100.0	4.2	3.6	13.7	27.0	51.0	0.5
無 業		100.0	0.4	4.4	49.9	24.8	15.3	5.2

〔備考〕 (1) 期間別内訳は前職ある者の日雇になるまでの期間別にみたもの。
(2) 日雇労働者生活実態調査結果報告による。

第66表 前職のある者の産業別従業上の地位別構成（大中小都市別）（％）

区分	都 市 別	農林 水産	鉱業	工業	土木 建築	商業 金融	サービ ス・自 由業	運輸 通信	公務 団体	その他 含むガス 電気水道	計
業 主	大 都 市	0.8	0.1	2.6	0.9	7.0	1.5	0.6	—	0.4	14.0
	中 都 市	0.8	—	2.5	—	8.5	—	0.8	—	1.7	14.4
	小 都 市	2.7	—	0.4	0.7	2.7	2.7	—	—	—	9.2
家 族 者	大 都 市	1.9	—	0.8	0.3	0.6	0.3	0.1	—	—	4.1
	中 都 市	1.3	—	0.4	—	0.8	0.4	—	—	—	3.0
	小 都 市	2.5	—	0.7	0.7	0.7	—	—	—	—	4.6
雇 用 者	大 都 市	1.1	1.8	28.4	7.1	5.5	3.6	7.1	4.6	2.3	61.2
	中 都 市	5.1	1.7	14.4	12.3	5.9	3.8	3.0	5.5	3.8	55.8
	小 都 市	2.8	2.6	15.7	9.1	6.9	5.9	3.4	8.4	3.1	57.9
無 業 者	大 都 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20.6
	中 都 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26.9
	小 都 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28.2

〔備考〕 日雇労働者生活実態調査結果報告による。

第67表 前職ある者の産業別従業上の地位別構成（大都市）（％）

区分	年 度 別	農林 水産	鉱業	工業	土木 建築	商業 金融	サービ ス・自 由業	運輸 通信	公務 団体	その他 含むガス 電気水道	計
業 主	1951年	1.1	—	2.4	0.8	8.0	2.2	0.4	0.1	0.1	15.1
	1952年	1.4	—	2.5	1.0	7.1	1.4	0.3	0.1	0.2	14.0
	1953年	0.8	0.1	2.6	0.9	7.0	1.5	0.6	—	0.4	14.0
家従 業 族者	1951年	1.2	—	0.4	0.2	0.9	0.2	—	0.1	—	3.0
	1952年	1.4	—	0.7	0.3	1.1	0.3	0.1	—	0.5	4.4
	1953年	1.9	—	0.8	0.3	0.6	0.3	0.1	—	—	4.1
雇 用 者	1951年	1.6	1.0	25.8	7.9	4.9	4.3	7.2	4.3	3.2	60.2
	1952年	1.4	1.8	28.7	7.6	4.3	5.2	5.5	2.5	3.5	60.5
	1953年	1.1	1.8	28.4	7.1	5.5	3.6	7.1	4.6	2.8	61.2
無 業 者	1951年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21.7
	1952年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21.1
	1953年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20.6

〔備考〕 日雇労働者生活実態調査結果報告による。

第68表 臨 時 工 雇 用 の 推 移

年 月				1950年 3 月	1951年 6 月	1952年 6 月	1953年 6 月
単 組 名							
東芝	労働	連	機	—	—	—	1,190
三菱	電機	機	機	—	1,110	1,247	1,659
富士	電機	機	機	—	307	256	331
明電	電機	舎	機	39	277	137	304
安川	電機	機	機	21	210	51	132
神戸	電機	機	機	6	249	265	329
戸上	電機	機	機	—	15	88	12
精工	工	社	機	7	8	4	4
芝浦	小電	浜	機	3	4	26	140
西芝	電工	機	機	△ 36	74	30	95
日立	電工	機	機	20	16	81	106
沖本	電機	機	機	—	—	—	△ 431
日本	電通	線	信	△ 15	22	46	134
岩崎	通	信	工	85	144	0	32
日松	通	工	器	10	49	69	76
松下	電機	器	器	—	△434	302	466
日本	楽	器	器	2	88	70	287
日本	ビクター	—	—	—	70	38	46

〔備考〕 (1) △印は12月の数。 (2) 電機労連調査による。

第69表 臨時工と本工との賃金・労働者数比較

組 合 名	常用者数	常用者 平均賃金	臨 時 工			
			人 員	平均月収	最高賃金	最低賃金
東 洋 高 圧 学	15,600	19,200	346	3,558	750	180
住 友 化 学	5,506	18,621	20	10,800	765	240
東 亜 合 成	—	—	—	—	300	170
別 府 化 学	1,145	18,082	206	15,167	997	215
東 北 肥 料	833	15,168	144	7,000	350	170
日 産 化 学 富 山	—	—	—	5,901	400	130
日 東 硫 曹 学	323	17,778	105	13,392	617	230
神 島 化 学	876	19,861	465	10,542	360	120
多 木 製 肥	653	—	130	—	720	120
石 原 産 業	1,097	16,920	438	9,500	553	183
信 越 化 学	—	—	—	—	350	180
日 本 カ ー バ イ ト	1,486	14,518	260	9,400	250	200
昭 和 電 業 秩 父	692	14,236	88	7,475	310	260
" 川 崎	2,391	27,752	159	10,170	580	240
日 本 火 薬	—	—	—	—	322	189
シ オ ノ キ 製 薬	—	—	—	—	255	190
藤 沢 薬 品	364	13,310	—	—	320	200
東 海 電 極	105	16,700	46	9,880	450	200
日 本 触 媒	—	—	68	—	600	180
宇 部 ソ ー ダ	1,459	18,155	312	9,718	670	190
旭 化 成	1,638	15,798	55	5,825	365	155

〔備考〕 合化労連調査より作成。

中大都市の順に多い。運輸通信業は大都市が七・一％で最も多く、公務団体は逆に小都市が八・四％で最も高い割合を示す。

臨時工 全日本電機機器労働組合連合会調査部編「傘下組合の臨時工実態調査結果」(一九五四年二月刊)と合成化学産業労働組合連合会調査部編「臨時工実態調査」(「調査情報」一九五四年二月二五号掲載)によつて、臨時工雇用の推移と労働条件についてみると次の通りである。

(注) 電気労連の「臨時工実態調査」は五三年一二月末現在で実施され、傘下四五組合中一八組合(約四〇％)から調査表を回収して集計した結果である。

一方、合化労連の「臨時工実態調査」の結果は、同労連傘下外の旭化成を含めた二四単組の調査の結果を中間報告としてまとめたものである。いずれも部分的な集計結果であるが、一応の傾向を示すための参考とならう。

先ず臨時工雇用の推移を電気労連の調査によつてみると(第68表)、ここ三年の間に急速に増加したが、またその間における増減がはなはだしい。作業内容についてみると、正規従業員と同種のものから、運搬・清掃に至る雑役を含めて広範囲にわたっているが、比較的に直接部門の雑役工が多い。

第70表 臨時工の労働条件

単組名	平均年齢	平均勤続	平均家族	賃金関係			賞与	備考	常用者 基準平均賃
				平均賃金	給与体系	家族手当			
東芝労連	約30歳以上			男 300円位 女 250円位	日給	ナシ	税金程度	賃金は技術、年齢、勤続により差がある	15,079
三菱電機				330円	日給	ナシ	不明		17,350
富士電機				335円	日給×出勤日数	ナシ	2,000円	賞与は28年6月、12月実績	15,401
明電舎				(基準内月額) 6,931円 残余 1,715円	日給	ナシ	有資格者は一般の60% 平均 3,625円	賃金は11月実績による	15,735
安川電機	25	10ヵ月	0.6人	302円	日給 年齢給+職能給 =基準給	ナシ	正規従業員の65%	賞与は28年12月実績	16,570
神鋼電機	24	0.6	0.2	月額 5,050円	日給	ナシ	慰労金を支給		13,815
戸上電機	23	3ヵ月		月額 5,000円	日給	ナシ	平均 500円		14,432
精工社	47.8	3.8年	3.5	月額15,904円	正規従業員に同じ	左に同じ	左に同じ		13,997
芝浦小浜	26	9ヵ月	1.0	月額 6,226円	日給	ナシ	平均 1,420円		13,122
西芝電機	23			月額 9,345円	日給	ナシ	3,000円		14,090
日立工機	24.11			平均 6,260円 男 6,700円 女 4,800円	直接は 請負制 間接は 日給制	ナシ	寸志として 平均 1,000円		13,588

沖 電 気		4~5 月		150 ~ 200円 (6カ月未満) のもの	H	給 制	ナ	シ	支給される		14,600
日 本 無 線	24	0.6		283円	H	給 制	ナ	シ	支給される		16,675
岩 崎 通 信	21.5	2.2 年	0.02	232円	H	給 制	ナ	シ	謝礼金として 1カ月に對し 2日分支給		15,235
日 通 工	30,9	1.4	1.14	臨時工 346円 F 備 234円	日給制本給+家 族本給のみ	第1— 1,500 第2— 1,000	ナ	シ	有 り		14,000
松 下 電 気	不 明	不 明	不 明		H	給 制					13,375
日 本 楽 器	不 明	不 明	不 明	250円	H	給 制	ナ	シ	不 則		16,556
日 本 ビ ク タ ー	24.5	1.2	0,31	日給 255円 月額 6,375円	H	給 制	ナ	シ	平 均 日 給 20 分		18,340

〔備考〕 電気労連調査による。

(一) 臨時工の賃金 合化労連調査によると(第69表)、臨時工の平均賃金二〇〇円以下の部門としては、東北肥料雑役女子、日本火薬雑役女子、藤沢薬品包装工女子、日本触媒女子、旭化成雑役・雑務男女などあげられるが、最低給では調査二一工場のうち一六工場が二〇〇円以下であり、わずかに一二〇円の日給しか支払われていないところさえある(第69表)、平均賃金が二〇〇円を越え三〇〇円以下のところが比較的によく、大部分の工場の臨時工がそうであるが、三〇〇円以上のものは、東洋高压の請負部分に代表されるように高度の熟練やわるい作業環境で働く重労働部門に多い。

東洋高压請負部門六五〇円、住友化学の特約工平均四三三円、別

府化学の石炭コークス、運搬選別など勤続年数平均三年七ヵ月の労働者たちの平均六一〇円、宇部ソーダにおける継続勤務五年に及ぶ貨車積下しその他の運搬夫平均四七〇円が比較的に高い方で、これに請負給、残業給をふくめた場合男子最高は六七〇円になる。

臨時工の低賃金は、電機労連調査(第70表)の場合でも同様である。明電舎では本工の六〇%、安川電気では六五%になっているし、日給一本で家族手当が支給されていない工場が、一七工場中一五工場ある。そこでは五〇〇〇円から六〇〇〇円程度の賃金が普通である。

(二) 福利厚生施設の利用 多くの工場、会社では社宅や寮が貸

第71表 臨時労働者の福利施設利用状況

単	組	名	社 宅 寮	食 堂	病院診療所	理 髪 浴 場	レクレーション行事	慶弔金規定
東三富明安神戸精芝西日沖日岩日松日日 本 東 洋 友 化 住	芝 菱 士	労 電 電	寮のみ利用	ア	利	利		
	川 鋼 上	電 電 電	シ	リ	用	用		
	浦 芝 立	工 小 電 工	シ	ナ	ナ	ナ		
	本 崎	無 通	シ	ア	ア	ナ		
	通	電	シ	ア	ア	部		
	下 本	電 楽	シ	副 食 支 給	ア	ア		
	本	タ	シ	ナ	ナ	ナ		
	ビ	ク	シ	ナ	ア	ア		
	現 務 部 員	一	シ	シ	リ	シ		
	工	工	シ	ナ	ア	ア		
	本	本	シ	シ	ア	ア		
	友	友	シ	シ	ア	ア		
	化	化	シ	シ	ア	ア		
	学	学	シ	シ	ア	ア		
	時 工	時 工	シ	シ	ア	ア		

[illegible]

岩	崎	通	信	2	カ	月	3	カ	月	一般従業員に準ず 有リ、但し日傭に はなし	ナ	シ	加	入	加	入	加	入
日	通	工	2	2	カ月更新と日 傭	カ月更新と日 傭	最高	3.5年	リ 有	ナ	シ	入 加 日傭以外 加	入	入	加	入	加	入
松	下	電	6	カ	月	2	カ	月	リ 有	ナ	シ	入 加 日傭以外 加	入	入	加	入	加	入
日	本	染	2	カ	月	3	カ	月	ナ	ナ	シ	入 加 日傭以外 加	入	入	ナ	入	ナ	入
日	本	ビ	3	カ	月	3	カ	月	ナ	ナ	シ	入 加 日傭以外 加	入	入	ナ	入	ナ	入
東	洋	ク	3	カ	月	平均	3	年	常用のみ の規則	常用のみ の規則	加	入	入	入	加	入	加	入
東	友	タ	1	カ	月	2	年	10	月	常用工を 準用	加	入	入	入	加	入	加	入
住	化	一	6	カ	月	2	年	10	月	常用工を 準用	加	入	入	入	加	入	加	入
東	重	学				男	1	年	6	月	ナ	入	入	入	加	入	加	入
別	府	成				女	2	年	6	月	ナ	入	入	入	加	入	加	入
東	北	料	1	年	以内						ナ	入	入	入	加	入	加	入
東	肥	学	2	カ	月	約	3	年			ナ	入	入	入	加	入	加	入
日	産	山	2	カ	月	2	年				ナ	入	入	入	加	入	加	入
日	東	曹	2	カ	月	5	年	9	月	常用工と おなじ	加	入	入	入	加	入	加	入
日	島	学	2	カ	月	同					ナ	入	入	入	加	入	加	入
日	多	料	2	カ	月	2.5	年				ナ	入	入	入	加	入	加	入
日	石	業	2	カ	月	1	年	6	月	臨時工のみの規則 上	ナ	入	入	入	加	入	加	入
日	信	学	2	カ	月	同					ナ	入	入	入	加	入	加	入
日	昭	工	2	カ	月	1.5	年				ナ	入	入	入	加	入	加	入
日	利	薬	2	カ	月	同					ナ	入	入	入	加	入	加	入
日	本	化	2	カ	月	同					ナ	入	入	入	加	入	加	入
日	本	製	3	カ	月	同					ナ	入	入	入	加	入	加	入
日	シ	品	2	カ	月	1	年	6	月	臨時工のみの規則	ナ	入	入	入	加	入	加	入
日	シ	極	2	カ	月	2	カ	月	～	3	カ	入	入	入	加	入	加	入
日	シ	媒	3	カ	月	1	年	6	月	～	2	入	入	入	加	入	加	入
日	シ	ダ	2	カ	月	2.5	年				ナ	入	入	入	加	入	加	入
日	シ	部	3	カ	月	2	年	5	年	本工とおなじ 臨時工のみの規則	ナ	入	入	入	加	入	加	入

地 化 成	2 月	1年10月, 3年		本工のを準用	臨時工のみの規則					
		8月	1 年 5 月		加	入	加	入	加	入
日本カーバイド					加	入	加	入	加	入

〔備考〕 (1) 電機労連、合化労連の調査による。

(2) 実際雇用期間が枚数のものは職種により、雇用期間に長短があること。

与されないばかりか風呂や食堂、診療所の利用からも差別されている。電気労連調査によると(第71表)、寮社宅から臨時工をしめだしているのは一七工場中一五にのぼり、あとの二社もただ寮の居住をみとめるだけで社宅から除外されている。また、これらの工場で風呂を利用させないもの一〇工場、食堂のないもの七工場、診療所の利用できないもの一工場という。合化労連の調査でも同様な傾向がみられる。

(三) 就業規則と社会保険の適用 臨時工の採用は、一日かぎりの日雇労働者から選抜採用されるもの、社外工当時の組人夫からひきつづき長期間臨時工として勤務しているもの、職安から紹介をうけるものもあるが、もつとも主要な採用方法は従業員の知人、親せきなどからの縁故採用である。このことは、雇用の不安定や低賃金にもかかわらず労働組合が活発にならない原因であろう。別府化学、東北肥料、日産化学富山、日東硫曹、神島化学、多木製肥、信越化学、昭和電工川崎、日本化学、シオノギ、藤沢薬品、日本触媒、宇部ソーダ、旭化成等の工場でこの方法がとられている。

第72表にみるように臨時工の大部分が、二年、三年あるいは平均勤続年数が五年を超える工場でも契約期間は二カ月ないし三カ月の短期間がくり返されている。この契約期間のみじかさを理由として、就業規則も本工とは別に臨時工だけの規則がつくられているのが普通だし、退職金規定もなく、人員整理に対して無抵抗な立場におかれ

ている。また、

臨時工には社会保険が適用されていない場合が少くない。電気労連の調査では東芝、西芝電気、日通工、日本ビクターが、合化労連の調査でも多木肥料、石原産業、日本化薬、東海電極、日本触媒、宇部ソーダ、日本カーバイドなどで、すべての社会保険が適用されず、あるいは健康保険や厚生年金保険の適用からはずされている。

第三節 農村の潜在的失業者

「労働力調査報告」によつて、農林業におけるいわゆる潜在失業者を把握してみると、その数字は意外な程少ない。すなわち、一九五二年三月の調査によつて、世帯を中心とした転職および追加就業希望者は、四七万人で就業者のうちの四％程度を占めているに過ぎない。もつともこの場合は世帯員個々人の意見が無視されるので、その数は低くあらわれがちである。そこで、

個々の労働力についての転職希望をとると、五二年三月で五三人、五三年同月八九万人で、五三年三月の転職希望率は、六％となる。

さらに、農村における過剰労働力を捉える他の方法として、農業経営を進めて行く上での労働力の必要、不必要を調査したところによれば最低九八万人ないし最高一五七万人という相当幅のある数字

第73表 農業過剰労働力推定(単位 万人)

過 剰 従 業 員 数 別	農 家 総 数	1 農家当り 過剰労働力	過剰労働力 総 数
総 数	583		98 ～157
1 人抜けてはやつていけない農家	435	0 ～ 0	—
1 人抜けたときはどうかかわからないが 2 人抜けてはやつていけない農家	68	0 ～ 1	0 ～ 68
1 人抜けてやつていけるが、2 人抜けて はやつていけない農家	68	1 ～ 1	68 ～ 68
2 人抜けたときはどうかかわからないが 3 人抜けてはやつていけない農家	3	1 ～ 2	3 ～ 6
2 人抜けてもやつていけるが、3 人抜けて はやつていけない農家	3	2 ～ 2	6 ～ 6
2 人抜けてもやつていけるが、3 人抜けた ときはどうかかわからない農家	1	2 ～ 3	2 ～ 3
3 人抜けてもやつていける農家	2	3 ～ 3	6 ～ 6

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査付帯調査」(1954年3月)による。

が示されて
いる(第73
表)。
いずれに
しても「労働力調査」
だけで農村
の過剰労働
力を把握す
ることはむ
つかしい。
殊にその転
職希望者が
潜在失業者
と一致する
ものでない
ことは当然
である。な
ぜなら、農
業従事者の
中でも、明
らかに失業
状態とみら
れる部分就
業状態と低
所得の下に
ありながら

自己の失業状態を意識
したり、積極的に転職
を希望したりしないも
のが存在するからであ
る。

絶対的過剰人口の推

計 そこで、次に失業
対策審議会編「日本に
おける雇用と失業」東
洋経済新報社、一九五
五年四月刊)によつて
失業対策審議会が一九
五〇年を検討時点とし
ておこなつた過剰人口
の推計結果をみよう。
この場合とくに五〇年
をとりあげているの
は、同年が戦後の農林
経済において比較的安定した時期であつて、平常な農村の状態をつ
かむに適當だと考えられたことおよび五〇年は最も新しい農業セン
サスの行われた年で、全国的な農業統計はこれによるほかなかつた
という事情によつてゐる。もつとも検討資料として毎年定期的に行
われる農家経済調査もちいられている。これは農家人口の構成に
関して、地区別、階層別、年令別の検討を必要としたからである。
ここでは要点だけを指摘する主旨から、地区階層別の考慮には深く
立ち入らずに、主として全国的な推計総数についてみる。
推計の一 なにを指して農林過剰人口とよぶかということ自体に

第74表 絶対的過剰人口の推計(単位 1,000人)

生 産 的 年 齢 人 口 (1)	19,670
農 業 就 業 者 (2)	15,215
生 産 的 年 齢 人 口 で な い 者 (3)	2,174
(2) — (3) (4)	13,041
非農業就業者及び非就業者(1)－(4) (5)	6,629
就 業 不 能 者 (6)	500～600
就 業 不 必 要 者 (7)	410
絶 対 的 過 剰 人 口 (5)－(6)－(7)	5,600～5,700 (5,650)

〔備考〕 失業対策審議会「日本における雇用と失業」によ
る。

第75表 農閑期における絶対的過剰人口の推計（単位 1,000人）

農繁期でも農業労働に従事しない人々 (1)	5,600~5,700
農 繁 期 の 就 業 者 (2)	16,693
農 業 就 業 者 a	15,215
非 農 業 就 業 者 の 1/2 b	1,478
農 閑 期 に 解 放 さ れ る 人 口 (2)×1/2 (3)	8,347
農閑期に解放される農業就業者 (3)－b (4)	6,869
農業所得で家計を維持し得る農業就業者 (5)	2,238
(4)－(5) (6)	4,631
(1)＋(6)	10,231~10,331 (10,281)

も相当の問題があるが、その最も明白な形は生産年令にありながら農業労働に従事していない者と考えられる。そこで生産年令人口（ここでは一五才―五九才とされている）と、農業就業者（兼業を含む）との差をみると、四四六万人が過剰だといえる（第74表）。けれども、農業就業者のなかには生産年令以外（一五才未満あるいは六〇才以上）の者もあるし、逆に生産年令にありながら病気や就学などのために就業することのできない者もいる。さらに、生産年令にあつても就業する必要のない農業就業人口（農業所得だけで家計費をまかなうことのできる農家の非就業者）がある。これらの点を考えると、過剰人口は五六〇万ないし五七〇万人と見積られる。

〔備考〕 失業対策審議会「日本における雇用と失業」による。

推計の二、この過剰人口は原則として農繁期でも農業労働に従事しない者であるが、かりに非農業就業者の半分が農繁期に農業に従事するものとすれば、農業従業者は農繁期の

学などのために就業することのできない者もいる。さらに、生産年令にあつても就業する必要のない農業就業人口（農業所得だけで家計費をまかなうことのできる農家の非就業者）がある。これらの点を考えると、過剰人口は五六〇万ないし五七〇万人と見積られる。

第76表 絶対的過剰人口の推計総括表（単位 1,000人）

第74表の絶対的過剰人口 (1)	5,650
非 農 業 就 業 者 (2)	2,855
○最低の絶対的過剰人口 (1)－(2)	2,795
第75表の農閑期絶対的過剰人口 (1)'	10,281
農 閑 期 の 兼 業 者 (2)'	2,061
○最高の絶対的過剰人口 (1)'－(2)'	5,365

〔備考〕 失業対策審議会「日本における雇用と失業」による。

推計の三、ただし右の(一)、(二)の推計結果には、ほぼ恒常的に農業を通じての非農業就業者は約二九六万人だが、このうち一〇万人は農業だけで生活しうる農家から出ているから、差引き二八六万人が、さきの結果に含まれているわけだ。このほか、農閑期に解放される農業就業者のなかで他へ臨時に就業するものもあろう。かりに兼業者二二〇万人がすべてそれだとして、農業専業で成立つ農家の分一四万人をひくと約二〇六万人は農閑期の農業以外の仕事への就業者ということになる。これらを総括したものが第76表で、日本農村が

頂点には一七〇〇万近くには必要。一方、農閑期の底では必要労働力は頂点時の約五〇％程度におちると考えられる。約八三〇万人の者が農業から解放されるわけである。ただし、このなかには、非農業就業者で農繁期だけ農業労働に従事した者、および農業だけで生活することのできる農家の農業就業者も含まれている。したがってこれを差引くと約四六三万人が農閑期に解放される人口で、しかも就業を要するものということになる。これを「推計の一」の過剰人口と合わせれば、農閑期における過剰人口は、一〇二三万人ないし一〇三三万人となる（第75表）

第77表 経済的過剰人口の推計（その1，租税・公課を考慮に入れない場合）

地 区	一戸平均面積 (1)	総 田 畑 積 (2)	戸 数 (2) 千戸 (1)	1戸平均家族数		総 農 家 人 口		現 実 人 口		過 剰 人 口	
				総数(4)	従業者(5)	総 数 (3)×(4)	従業者 (3)×(5)	総 数	従 業 者	総 数	従 業 者
海 道	町	町	千戸	人	人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
	北東北	道北陸	182	7.84	3.70	1,426	673	1,990(100.0)	801(100.0)	564(28.3)	128(16.0)
	東東北	陸陰東	324	8.57	3.95	2,777	1,280	5,355(100.0)	2,265(100.0)	2,578(48.1)	985(43.5)
	北山北	陰東東	164	6.99	3.42	1,146	561	2,129(100.0)	878(100.0)	983(46.2)	317(36.1)
関 関	北山北	171,282	98	7.94	4.22	778	414	1,616(100.0)	699(100.0)	838(51.9)	285(40.8)
	東山北	482,994	194	9.38	4.31	1,820	836	3,254(100.0)	1,418(100.0)	1,434(44.1)	582(41.0)
	東山北	746,939	432	8.20	3.79	3,539	1,635	4,881(100.0)	2,105(100.0)	1,342(29.3)	470(22.3)
	東山北	423,911	257	7.72	4.22	1,981	1,083	2,879(100.0)	1,288(100.0)	893(31.2)	205(15.9)
戸 九	東山北	256,541	155	7.08	3.85	1,097	597	2,657(100.0)	1,166(100.0)	1,560(58.7)	569(48.8)
	東山北	452,528	374	7.30	3.50	2,730	1,310	4,618(100.0)	2,098(100.0)	1,888(40.9)	788(37.6)
	東山北	472,758	278	8.27	4.00	2,300	1,112	3,940(100.0)	1,693(100.0)	1,640(41.6)	581(34.3)
	東山北	268,366	158	7.42	3.75	1,171	592	2,443(100.0)	1,111(100.0)	1,272(52.1)	519(46.7)
計	—	5,090,567	2,616	—	—	20,765	10,093	35,762(100.0)	15,522(100.0)	14,995(41.9)	5,429(35.0)

〔備考〕 失業対策審議会「日本における雇用と失業」による。

かかえ込んでいる過剰労働力は最低二八〇万人、最高五三七万人という結果を示す。専業で成立つものを差引いた農家戸数は約五〇三万戸であるから、一戸当りでは〇・五六人ないし一・〇六人が過剰ということになる。

経済的過剰人口 さて、以上(一)から(三)までの推計は、一定の技術水準および耕地で、一定の生産量を維持するためにはどれだけの労働力が必要かという立場から過剰人口を捉えようとしたものであつた。しかし、わが国のような集約経営にあつては、技術的に吸収しうる労働力は相当の弾力性をもち、ある意味では無限に近いとさえいうことができよう。前記の推計結果を評価するに当つては、その点を考慮する必要がある。

そこで、さらに与えられた農業所得、生活水準およびその他の経済的条件のもとで、農業所得により、どれだけの人口を合理的に扶養することができるかという立場からいわば経済的過剰人口を捉えてみると次の通りである。もちろん、一般的には農業所得自体が生産物の数量のみならず農産物価や租税公課によつて左右される。また所得が一定であつても、生活水準や家計用品等の価格水準いかんで、扶養人口もかわつてくる。従つて、ここにかかげる推計も一応の試算にすぎない。

いま、一九五〇年の与えられた経済諸条件および生活水準を前提として、農業所得だけで家計費をまかなうことのできる限界階層の農家（地区別によつて異なる）をとり、かりに全農家がこの経営規

第78表 経済的過剰人口の推計（その2，租税・公課を考慮に入れた場合）

地 区	一戸平均面積 (1)	総 田 畑 積 (2)	戸 数 (3)	一戸平均家族数		総 農 家 人 口		現 実 人 口		過 剰 人 口	
				総数(4)	従業者(5)	総 数 (3)×(4)	従業者 (3)×(5)	総 数	従 業 者	総 数	従 業 者
北 海 道	町 5.80	町 737,805	千戸 127	人 7.60	人 3.76	千人 965	千人 478	千人 1,900(100.0)	千人 801(100.0)	千人 1,025(51.4)	千人 323(40.3)
東 北 道	3.70	787,935	212	8.95	4.40	1,897	933	5,355(100.0)	2,265(100.0)	3,458(64.4)	1,332(58.7)
山 形 県	2.39	290,243	121	7.25	3.85	877	466	2,129(100.0)	878(100.0)	1,252(58.7)	412(46.8)
北 陸 道	2.40	171,282	71	8.00	4.20	568	298	1,616(100.0)	699(100.0)	1,048(64.6)	401(57.5)
東 海 道	2.49	482,994	194	9.38	4.31	1,820	836	3,254(100.0)	1,418(100.0)	1,434(44.0)	582(41.0)
関 東 圏	2.57	746,939	291	8.35	4.17	2,430	1,213	4,881(100.0)	2,105(100.0)	2,451(50.1)	892(42.2)
東 近 畿 道	2.23	423,911	190	7.34	4.16	1,395	790	2,879(100.0)	1,288(100.0)	1,484(51.6)	498(38.8)
内 務 省	2.18	256,541	118	7.00	4.67	826	551	2,657(100.0)	1,166(100.0)	1,831(68.9)	615(52.7)
九 州 計	2.69	452,528	268	7.57	3.69	2,029	989	4,618(100.0)	2,098(100.0)	2,589(56.0)	1,109(52.8)
	1.70	472,758	278	8.27	4.00	2,300	1,112	3,940(100.0)	1,693(100.0)	1,640(41.6)	581(34.3)
	1.70	268,366	158	7.42	3.75	1,171	592	2,443(100.0)	1,111(100.0)	1,272(52.1)	519(46.7)
	—	5,090,567	2,028	—	—	6,278	8,258	35,764(100.0)	15,522(100.0)	19,484(54.5)	7,264(46.8)

〔備考〕 失業対策審議会「日本における雇用と失業」による。

模と家族構成に平均されるものとすれば、これによつて与えられる人口が経済的に扶養しうる人口だということになる。そしてこれと現実の人口との差は過剰人口とみなすことができる。この立場から計算したものが第77・78表である。これによると租税公課を考慮しない場合でも、過剰人口は人口総数で一五〇〇万人（四二％）、従業者では五四三万人（三五％）に達する。租税公課を考慮すれば過剰率は更に大きくなり、総人口では五五％（一九五〇万人）、従業者四七％（七二六万人）に及ぶ。

過剰人口の存在形態 耕地面積の零細さと農業所得の低さから生れる過剰労働力は、一般的にはまず養蚕や畜産、菓工品といった「副業」労働に吸収される。また、農業経営体そのものから抜け出して

「兼業」労働を行い、さらに紡績女工等にみられるような「他出」の形をとるにいたる。しかし、たとえどのような形をとるにせよ、家そのものが大なり小なりの規模で農業をいとなみ、家族員のあいだのむすび付が残されている場合には、農村はいぜんとして、過剰人口のかくされたたまり場になるわけである。農家を階層別にみると、普通兼業労働は、下層農家では家族の中心人物がこれにあたり、しかも土建労働といった不安定な仕事が多い。上中層農家では、その子弟が「勤め人」のような比較的安定した職業につく場合が多い。一方、紡績女工や女中奉公、職人見習などを代表的な形とする「他出」は、下層農家のみならず中上層にもおよび、二、三男や未婚女子が多く、彼等は家とのむすびつきをいよゝのこしている。

第三編 労働条件

第一章 賃金

第一節 名目賃金、労働の価格

および実質賃金

一九五四年の名目賃金の平均は「毎月勤労統計」によると鉱業一万七五五八円、製造業一万六三〇八円であり、前者は二・三%、後者は六・四%の上昇である。前年の上昇率が鈍化をみせていたとはいえまだ鉱業一三%、製造業一三・四%を示していたのであるから五四年における賃金の停滞はきわめて顕著であつたといつてよい。これは前年の暮からデフレ政策が採用された結果であるが、なかなく賃金ストップ政策の影響はきわめて大きかつた。すなわち炭労の春季賃金闘争の妥結額は四八〇円程度の値上げにすぎず、また電産、私鉄などの調停においては、賃上げのかわりに定期昇給制度が導入され、さらに公務員、公社職員の賃金値上げがストップされるなど、一般的にいつてベース・アップはきわめて困難であつた。なお、製造業にくらべて鉱業の賃金が多くに悪いのは、石炭産業の危機が依然として深刻であり、生産制限にもとづく時間外労働の制限

などによる実収賃金の低下や、中小炭鉱における賃金遅払がひろがつたことの反映だと思われる（第79表）。

前年にたいする賃金上昇率を産業別にみると、比較的高いのは石油及び石炭製品製造業（一七・五%）、建設業（一一・七%）、家具及び装備品製造業（一一・三%）、食料品製造業（一一・一%）である。前年は煙草製造業、運輸通信などのいわゆる公益事業の賃金の上昇がめだつていたが、五四年にはいずれも停滞している。上昇率が低かつた産業は、電気機械器具（一・二%）、機械製造業（二・〇%）、金属製品製造業（四・〇%）などであり、これらの産業がデフレ政策の影響をもつとも強く受けたことをうかがうことができる。つぎに鉱業、製造業別の名目賃金の月別推移は第80表の通りであるが、まず鉱業で前年と異なる点は一月の賃金下落が二八・七%と大巾になつてきたこと（前年はマイナス八・四%、前年は八月がピークであつたのに、五四年は七月であることなどである。また三月にはプラス二〇・三%と大巾に増加しているのは炭労の賃金闘争が妥結をみたためであろう。また製造業では一月がマイナス三九・九%で、前年の低落率を上まわっているばかりでなく、その後五月まで低落をつづけ、六、七月は夏季手当などの一時金の支給でややもち直しているとはいふものの、八月以降はふたたび上半期と同じ水準に下落している。

つぎに名目賃金の推移を労働の価格（単位時間当り賃金）の観点から検討しよう。まず五四年における一ヵ月当り平均実労働時間数は、鉱業一九〇・二、製造業一九五・九時間であり、前年は前者が一九一・五時間、後者が一九六・五時間であつたのに比較すると、それぞれ若干の減少をみている。これは各産業において生産制限が行われたことの反映であり、そのことは五四年における名目賃金上

昇が停滞した一つの原因であろう。本年鑑27集においては、深刻化してきた経済危機にたいして資本が労働時間の延長をもつて対処したため、労働の価格が低落したという点を指摘したが、五四年度においても労働時間の若干の減少があつたとはいえ、この傾向は依然として変りがないといつてよい。

このことは、労働強度の要因を考慮にいれるとなお一層明瞭にな

第79表 月別・産業別一ヵ月平均現金給与総額（常用労働者）（単位 円）

	総数	鉱業	製造業	製 造 業										内 訳		
				食料品製造業	煙草製造業	繊維業	衣服及び身の廻り品製造業	木材及び木製品製造業	家具及び装飾品製造業	紙及び紙類似品製造業	印刷出版及び類似産業	化学工業	石油及び炭製品製造業		ゴム製品製造業	皮革及び皮革製品製造業
1954.1	16,402	16,841	15,398	13,936	15,229	9,442	8,271	10,061	10,456	24,181	15,592	17,954	20,256	13,704	14,082	15,752
2	15,468	13,519	14,713	12,665	16,860	9,386	7,381	9,827	11,016	19,266	16,367	16,345	18,981	12,550	13,513	15,097
3	16,537	16,258	14,492	14,031	26,865	8,809	7,551	9,632	11,499	17,644	16,307	15,916	18,177	12,222	13,439	15,306
4	16,004	16,852	14,590	13,798	15,261	9,163	7,487	10,078	11,740	17,612	16,818	16,160	18,858	12,164	13,675	15,174
5	15,635	16,218	14,344	12,279	15,084	8,852	7,449	9,970	11,396	17,434	16,040	16,849	19,383	11,422	12,372	15,520
6	20,138	17,774	17,627	17,157	26,097	11,075	7,916	10,359	11,644	21,388	19,856	22,387	46,828	12,357	14,967	19,714
7	19,468	19,749	19,038	19,007	15,913	10,476	9,332	11,206	12,252	27,443	21,783	22,095	21,174	12,873	16,424	21,908
8	17,419	19,386	15,729	14,599	19,296	9,912	8,021	10,897	11,277	23,230	17,031	18,812	19,020	14,166	13,387	16,348
9	16,196	16,651	14,543	14,230	17,113	9,350	7,934	10,289	11,462	18,023	16,652	16,885	19,199	12,786	13,620	16,472
10	16,125	16,817	14,578	15,081	15,711	9,302	8,035	10,187	11,833	17,951	16,897	17,795	19,411	13,286	13,592	15,401
11	16,160	16,752	15,019	14,868	15,670	9,800	8,433	10,428	11,777	19,393	17,292	17,681	26,531	13,056	14,080	16,005
12	29,220	23,878	25,623	27,395	37,177	17,018	13,004	15,407	15,583	32,403	30,794	31,496	44,133	23,730	24,172	27,098
54平均	17,898	17,558	16,308	15,754	19,690	10,215	8,401	10,695	11,828	21,331	18,452	19,198	24,329	14,110	14,777	17,483

	製 造 業 内 訳						卸 売 及 び 小 売 業	金 融 及 び 保 險 業	運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業 内 訳			建 設 業	建 設 業 内 訳			
	第 一 次 金 属 製 造 業	金 属 製 品 製 造 業	機 械 製 造 業	電 気 機 械 器 具 製 造 業	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	医 療 機 械、 理 学 機 械、 写 真 機 械、 光 学 器 具 及 時 計 製 造 業				そ の 他 の 製 造 業	運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	運 輸 業		通 信 業	そ の 他 の 公 益 事 業	綜 合 工 事 業	職 別 工 事 業
1954. 1	21, 922	14, 308	15, 725	16, 899	19, 604	16, 642	11, 177	17, 629	20, 009	17, 498	17, 017	17, 638	20, 238	11, 999	11, 759	13, 877	
2	19, 620	14, 556	15, 970	16, 311	19, 401	15, 921	11, 299	16, 102	18, 564	17, 142	16, 481	17, 953	19, 783	12, 283	12, 089	13, 802	
3	19, 127	14, 341	15, 393	16, 052	19, 196	15, 478	11, 027	16, 642	28, 679	18, 949	18, 550	19, 835	19, 808	12, 636	12, 290	15, 399	
4	19, 372	14, 602	15, 670	15, 887	19, 422	15, 833	11, 388	16, 606	23, 273	17, 361	16, 558	18, 256	20, 692	12, 214	11, 983	14, 036	
5	19, 304	14, 239	15, 139	15, 748	19, 045	15, 291	11, 069	16, 523	18, 961	17, 450	16, 553	17, 283	23, 262	13, 065	12, 594	16, 699	
6	21, 692	16, 766	17, 007	22, 314	20, 577	18, 599	11, 764	20, 572	25, 822	25, 338	22, 550	28, 401	36, 893	16, 792	16, 716	17, 378	
7	28, 482	16, 758	17, 854	18, 733	26, 937	20, 668	15, 234	20, 595	24, 351	19, 142	18, 206	16, 984	28, 739	15, 670	15, 723	15, 256	
8	20, 873	14, 892	16, 024	16, 291	20, 292	16, 508	11, 927	17, 812	19, 310	19, 951	19, 407	20, 259	22, 693	13, 568	13, 412	14, 827	
9	19, 099	14, 210	14, 967	15, 366	18, 093	15, 329	11, 045	16, 329	27, 441	17, 562	16, 896	17, 994	20, 811	12, 951	12, 762	14, 507	
10	19, 148	14, 577	14, 687	15, 327	17, 781	15, 368	10, 836	16, 809	24, 934	17, 468	16, 835	17, 345	21, 503	13, 086	12, 951	14, 180	
11	20, 019	14, 611	14, 820	15, 536	18, 570	15, 730	11, 202	16, 793	19, 743	17, 595	17, 043	17, 510	21, 086	13, 169	12, 787	16, 218	
12	33, 976	22, 345	22, 969	27, 168	31, 476	26, 017	15, 781	30, 966	39, 369	36, 476	33, 086	40, 554	49, 568	21, 069	21, 003	21, 612	
54平均	21, 886	15, 517	16, 352	17, 636	20, 866	17, 282	11, 979	18, 615	24, 204	20, 161	19, 099	20, 834	25, 423	14, 042	13, 839	15, 649	

〔備考〕 1) 総数には不動産業を含み、建設業は含まない。 2) 労働省「毎月勤労統計調査」による。

と思われる。すなわち、経済審議庁統計課の生産指数によると、鉱業は五三年平均一二二・六（昭和九一一年＝一〇〇）であつたのが、五四年平均一二六・六であり、製造業は五三年平均一五九・七であつたのが、五四年平均一二二・〇となつてゐる。鉱業の生産指数が低落しているのは、石炭産業において出炭制限が行われたためであるが、製造業においては指数が五三年を大巾に上まわつてゐる。

製造業におけるこのような生産指数の増大は、設備の改善によるよりも、もっぱら労働強化によつたものとみるべきであるが、前にも見たように製造業における名目賃金は、それはどの上昇をみてゐないのであるから、賃金の実質的な水準はいちじるしく低下したといえるであらう。

五四年度において労働強化が促進された事情はつぎのような資料

第80表 鉱業、製造業における平均現金給与総額の対前月比

産業別	月別											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
鉱業	16,841	13,519	16,258	16,852	16,218	17,774	19,749	19,386	16,651	16,817	16,752	23,878
製造業	-28.7	-19.7	+20.3	+3.7	-3.8	+9.6	+11.1	-1.8	-14.1	+1.0	-0.4	+42.5
製造業	15,398	14,713	14,492	14,590	14,344	17,627	19,038	15,729	14,543	14,578	15,019	25,623
製造業	-39.9	-4.4	-1.5	+0.7	-1.7	+22.9	+8.0	-17.4	-7.5	+0.2	+3.0	+70.6

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査」による。

からも明らかである。すなわち全織同盟綿紡部会の調査によると、「貴方の仕事は二年前（操短前）に較べて辛いと思いますか」とい

う問に対しては、殆どの者が「個人当りの労働量は多くなっている」と答え、また八〇％近い組合員が辛くなつたことを訴えている。こ

第81表 経済審議庁算出実質賃金指数

	製造工業 労働者平均現金給与総額 (円)	同左指数		同税引
		1934~1936=1	1934~1936=100	
1953年 平均	13,595	309.0	107.9	(103.5)
1954年 平均	14,335	325.8	108.2	(105.6)
1954年 1月	13,638	310.0	102.5	(98.7)
2月	13,239	300.9	99.3	(96.1)
3月	12,936	294.0	97.1	(94.2)
4月	13,051	296.6	97.6	(96.3)
5月	12,773	290.3	95.8	(94.9)
6月	15,038	341.8	112.9	(109.8)
7月	16,443	373.7	122.7	(117.8)
8月	13,921	316.4	105.1	(103.1)
9月	12,931	293.9	99.8	(96.8)
10月	12,941	294.1	96.6	(95.6)
11月	13,408	304.7	102.5	(100.7)
12月	21,705	493.3	167.0	(162.9)

〔備考〕 経済審議庁「経済月報」による。

第82表 労働省算出実質賃金指数

	調査産業総数		製造業	
	指数	対前年同期増加率	指数	対前年同期増加率
1947年 平均	100.0		100.0	
1953年 平均	334.7	+8.8	337.4	+6.3
1954年 平均	336.2	+0.4	337.7	+0.06
1954年 1月	311.3	-5.1	322.0	-0.4
2月	291.5	-1.1	305.6	+1.3
3月	311.0	+2.1	300.3	+2.1
4月	299.9	-0.5	301.3	-0.6
5月	295.1	-0.7	298.5	-1.3
6月	377.7	+0.4	364.4	+1.2
7月	363.3	+7.2	391.5	+3.0
8月	324.8	+1.2	323.1	-0.6
9月	302.7	-1.2	299.6	-2.6
10月	298.6	-2.4	297.5	+0.7
11月	305.7	+2.2	313.0	+1.6
12月	555.9	+2.7	537.7	-1.0

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査」による名目賃金指数を総理府統計局消費者物価指数（全都市統合）で除したものより算出。

のような状態をもたらし、原因は、「使用人員の減少を計るあまり、人員不足による減耗補充が行われ、ない」「持台数が多くな

第83表 鉄鋼業における戦前戦後の賃金比較表（鉄鋼労連算出）

	八 幡 製 鉄 所			日 本 鋼 管		
1934～36年平均賃金（作業員月収総額・税なし）	87 円 93 銭			90 円 00 銭		
1934～36＝1とする54年7月～12月の物価指数	日銀小売物価 328.8	C P I L式(A) 326.3	C P I L式(B) 370.1	日銀小売物価 328.8	C P I L式(A) 326.3	C P I L式(B) 370.1
1934～36年賃金の現在貨幣価値換算額	28,911円	28,692円	32,543円	29,592円	29,367円	33,310円
1954年7月～12月の作業員平均定期給与額（税引き）	19,295円	19,295円	19,295円	20,196円	20,196円	20,196円
1934～36年賃金に対する現在賃金の割合	66.7%	67.2%	59.3%	68.2%	62.8%	60.6%
現在賃金に対する1934～36年賃金の倍率（現在賃金の何倍にあたるか）	1.498倍	1.487倍	168.7%	146.5%	145.4%	164.9%

つている」、「使用人員と生産計画との関係において、機械設備の改善以上に作業量が増大している」ことにあるとされている。さらに「所定の作業時間外にどのような仕事がありましたか」という問に対しては、紡績、織布とも機械操短、段取り、床掃除の順となっており、人員不足から雑用が多くなつたという苦情が多い。疲労度について、七割以上は全身が疲れてだるいと訴えており、頭痛めまい足腰がいたむ者が一一％も占めている。

つぎに実質賃金指数を経済審議庁算出の資料（第81表）と労働省算出の資料（第82表）によつてみると、五四年の平均は五三年平均よりいずれも若干の上昇をみている。（前者では五三年一〇七・九

から五四年一〇八・二、後者では五三年三三七・四から五四年三三七・七）。しかし、官庁統計によると実質賃金は毎年上昇を続けていたにかかわらず、五四年の上昇率はいちじるしく鈍化しているのがめだつている。そのうえすでにみたように五四年には労働強化が促進されたのであるから、この点を考慮にいれると、五四年の実質賃金は向上したというわけにはいかない。

実質賃金の月別推移を労働省算出の資料を通じて検討すると、一、二、四、五、九、一〇の各月はいずれも対前年同期に比較して減少を示しており、三、六、七、八、一一、一二の各月はいくらか増加している。このことはベースアップを極力おさえて、夏季や年末な

第84表 賃金階級別労働者数（調査産業総数男女計）

賃金階級	労働者数	同比率	賃金階級	労働者数	同比率
	千人	%		千人	%
合計	2,972	100.0	1,3000円以上	123	3.2
1,000円未満	16	0.6	14,000 "	108	2.7
1,000円以上	21	1.1	15,000 "	120	3.1
2,000 "	48	3.1	16,000 "	70	1.7
3,000 "	108	7.1	17,000 "	69	1.7
4,000 "	163	9.8	18,000 "	61	1.5
5,000 "	250	11.3	19,000 "	45	1.1
6,000 "	250	9.7	20,000 "	65	1.6
7,000 "	238	7.7	21,000 "	32	0.8
8,000 "	225	6.8	22,000 "	31	0.7
9,000 "	204	5.8	23,000 "	27	0.6
10,000 "	205	5.6	24,000 "	21	0.5
11,000 "	146	4.0	25,000 "	189	4.5
12,000 "	135	3.5			

〔備考〕 労働省「昭和28年小規模事業所賃金調査結果報告」による。

どの一時金支給時期に臨時給与を増額したことのある。本年鑑でしばしば指摘したように官庁統計にもとづく実質賃金の算定に問題があると思われるので、労働組合の資料を若干紹介しておきたい。鉄鋼労連では、五四年七―十二月の実質賃金をつぎのよう算出している（第83表）。この表によれば八幡製鉄所の実質賃金は、いずれの方式を用いても五九%―六七%であり、また日本鋼管の実質賃金も、六〇%―六八%であるにすぎない。前記の経済審議庁の資料によれば同じ時期における製造工業実質賃金指数は戦前の水準を上まわるほどになっているから、鉄鋼労連算定のものとはいちじるしいひらきが生ずる。しかし生活実感からするならば、鉄鋼労連算出の指数の方が正しいことは誰しも認めざるをえないであろう。

紙パルプ労連傘下の組合では年末資金を要求するために与論調査を行つたが、たとえば山陽パルプでは「いまの収入で生活がまかなえますか」という問に対してまかなえないというものが四四%を占め、「物価は上つたと思いますか」という問に対しては上つたと答えたものが七七・三%に達した。このような調査は感覚的なものであるが、とくに物価の上昇を敏感に感じており、生活がじりじりと下つてきていることが訴えられている。

全国金属の実態調査によると、全体の約六五%の人が「苦しい」、「とても苦しい」、「どうにもならない」と答えており、「らくだ」、「ふつう」と答えた人はわづか三四%にすぎない。若年層からは「私は下宿しているのですが、会社の給料ではにっちもさつちもならないのです。三月は一万三百円、これでは一カ月は持ちません。だから前月三千円から二千円前渡金を借りどうやらその月をやつていきます」（二六才男子）という訴えがきかれ、また中年層で扶養家族をかかえている人も「今月は子供が新学期やらその他で予定以上

の雑費が
出て全く
苦しい。
それで家
内の内職
賃で何と
かしたが
それでも
借金に変
りありま
せん」と
述べてい
る。これ
らの労働
組合の調

第85表 産業中分類別賃金格差

産 業 別		格 差
総 数		100.0
鉱 業		98.1
製 造 業		91.1
食 料 品 製 造 業		88.0
煙 草 製 造 業		110.0
紡 織 業		57.1
衣 服 及 び 身 廻 品 製 造 業		46.9
木 材 及 び 木 製 品 製 造 業		59.8
家 具 及 び 装 備 品 製 造 業		66.1
紙 及 び 類 似 品 製 造 業		119.2
印 刷 出 版 及 び 類 似 産 業		103.1
化 学 工 業		107.3
石 油 及 び 石 炭 製 品 製 造 業		135.9
ゴ ム 製 品 製 造 業		78.8
皮 革 及 び 皮 革 製 品 製 造 業		82.6
ガ ラ ス 及 び 土 石 製 品 製 造 業		97.7
第 一 次 金 属 製 造 業		122.3
金 属 製 品 製 造 業		86.7
機 械 製 造 業		91.4
電 気 機 械 器 具 製 造 業		98.5
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		116.6
医 療 機 械, 理 化 学 機 械, 写 真 機, 光 学 機 械 器 具 及 び 時 計 製 造 業		96.6
そ の 他 の 製 造 業		66.9
卸 売 及 び 小 売 業		104.0
金 融 及 び 保 險 業		135.2
運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業		112.6
運 輸 業		106.7
通 信 業		116.4
そ の 他 の 公 益 事 業		142.0
建 設 業		78.5
綜 合 工 事 業		77.3
職 別 工 事 業		87.4

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査」より算出。

査を通じてみても、五四年度は各産業で賃金ストップが行われた反面において生活に必要な物資の価格がじりじりと騰貴したため、労働者の生活は困窮の度を加えたことが理解されるのである。

ところでいままで扱ってきた統計は主として毎月勤労統計であり、三〇人以下の中小企業の労働者の賃金が含まれていない。そこで以下に労働省の「小規模事業所賃金調査結果報告」（五三年一〇月分）にもとずいて、五人以上三〇人未満の中小企業の名目賃金の状態を明らかにしておこう。この統計によると調査産業総数の平均現金給与総額は一〇、二四七円、きまつて支給する給与は九、八八七円であり、製造業平均では総額八、四〇三円、きまつて支給する給与八、三四六円となっている。

つぎに賃金分布をみると（第84表）、五〇〇〇円台が全体の二一・

三%を占めてもつとも多く、それより高い賃金額を受取る労働者は徐々に少くなっている。製造業の五四年平均は一万六三〇八円であるから、その約三分の一以下のところに、中小企業の労働者の賃金分布が多いということになる。また平均賃金額は九、八八七円であるが、これより低い賃金のものが全体の約六二%を占めている。

第二節 賃金の産業別・規模別・地域別格差

賃金の産業別格差の歴年推移においてもつとも特徴的なことは、製造業を一〇〇として運輸通信業が五三年には一一六・五であつたのが、一二一・〇と増加し、それと反対に鉱業が一一九・九から一〇七・七と大巾に減少したことである。鉱業は四七年には一四四・

第86表 規模別賃金格差（500人以上=100）

産業別	年別 規模別	1953年		1954年	
		100～ 499人	30～ 99人	100～ 499人	30～ 99人
	数				
総	数	87.4	74.0	88.0	74.6
鉱	業	81.3	62.2	82.6	64.2
製	業	79.3	59.8	77.6	59.9
造					

〔備考〕 労働省統計調査部賃金調査課調。

前年に比較して格差がかなり大きく縮小している産業は電気機械器具製造業（五・六％）、機械製造業（四・五％）、鉱業（四・四％）、紙及び類似品製造業（三・二％）、ゴム製品製造業（二・八％）、金属製品製造業（二・四％）などでありこれらの産業が依然として深刻な不況の状態にあることを物語っている。格差が拡大している産業は通信業（七・九％）、石油及び石炭製品製造業（七・七％）、総合工業（三・九％）、食料品製造業（三・三％）などであり、これらの産業が比較的好調であつたことがわかる。このように五四年度はいわゆる日の当る産業と当たらない産業との賃金のひらきがめだつてきているといつてよい。

四を示していたのであるから、他産業にくらべて賃金の低落がはなはだしいといえるであろう。これは主として石炭産業が深刻な恐慌におそわれたことの反映である。

賃金の産業別格差を第85表によつてみると総数を一〇〇として指数がもつとも高いのはその他の公益事業（一四二・〇）であり、逆にもつとも低いのは衣服身廻品製造業（四六・九）である。前年が一四一・五と四七・三であつたのにくらべると、産業別の最低最高格差はひらいてきているといつてよいであろう。

産業別にみて賃金が相変わらず低いのは衣服及び身廻り品製造業（四六・九）、紡織業（五七・一）、木材及び木製品製造業（五九・八）、家具及び装備品製造業（六六・一）などであり、高いものはその他の公益事業（一四二・〇）、金融及び保険業（一三五・〇）、第一次金属製造業（一二三・三）、紙及び類似品製造業（一一九・二）などである。

つぎに賃金の規模別格差を第86表によつてみると、五〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇とすると、一〇〇人から四九九人までの企業はまず総数では八七・四から八八・〇、鉱業では八一・三から八二・六といくらか縮小しており、ただ製造業だけが七九・三から七七・六と格差が拡大している。三〇人から九九人までの企業では、総数において七四・〇から七四・六、鉱業では六二・二から六四・二、また製造業でも五九・八から五九・九といずれも格差がやや縮小し

第87表 規模別賃金格差の推移（製造業） 規模 500人以上=100

年月別	規模計	500人以上	200～ 499人	100人 199人	50～ 99人	30～ 49人	20～ 29人	10～ 19人	9人 以下
1950年5月	84.5	100.0	87.7	78.6	70.7	63.7	52.5	55.8	52.3
1951年5月	82.4	100.0	87.5	77.8	65.6	59.4	56.6	52.0	49.7
1952年5月	81.2	100.0	82.7	71.5	62.9	57.7	54.9	51.0	49.2
1953年5月	80.5	100.0	80.7	72.0	64.2	58.8	55.9	52.9	50.0
1954年5月	80.7	100.0	82.2	73.5	66.1	60.1	57.2	54.2	53.8

〔備考〕 労働省「失業保険保険料申告書による賃金統計結果報告書」による。

第三編 労働条件

第88表 鉱業における規模別1人平均月間現金
給与総額（単位 円）

規模別 月 別		規模計	500人 以 上	100～ 499人	30～ 99人
1954年	1月	16,841	17,875	14,417	11,671
	2月	13,519	13,664	13,538	11,321
	3月	16,258	17,233	13,942	11,382
	4月	16,852	18,007	14,077	11,063
	5月	16,218	17,215	13,802	11,234
	6月	17,774	18,428	16,796	11,741
	7月	19,749	21,083	16,503	12,819
	8月	19,386	20,785	16,054	11,801
	9月	16,651	17,540	14,607	11,484
	10月	16,817	17,827	14,453	11,080
	11月	16,752	17,472	15,241	11,765
	12月	23,878	25,367	20,281	15,474

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査」による。

なつて
いる。
一〇〇
人、四
九人
の規
模の
企業
になる
と、各
月の増
減の差
額は少
くなり
三〇人
、九人
の中
小規
模の
企業

ている。このように一般的にいつて大企業と中小企業との賃金格差が縮小傾向にあるのは、中小企業の賃金がよくなつてきたというよりもむしろ大企業の賃金が頭うちしてきたことのあらわれである。
なお別の統計（第87表）から製造業の規模別賃金格差の推移をみても、五四年度においては五〇〇人以上を一〇〇としてそれ以下のいずれの規模においても格差は縮小をみせている。
規模別の名目賃金の推移を第88・89表によつてみると、前年と同様に鉱業、製造業とも五〇〇人以上の大企業は各月の賃金の増減がはなはだしく、とくに七、八、一二月は、他の月よりもはるかに高く

夏季や年末の一時金の支給が少いたためであらう。
賃金の地域別格差（第90表）は、東京を一〇〇として鉱業で賃金が高いのは北海道（五三・六）、岐阜（五二・六）、鹿児島（四七・九）などである。北海道が高いのは賃金の比較的高い大炭鉱が多いためであらう。賃金が低い地域は、愛知（二六・一）、熊本（三二・九）、山形（三〇・五）、茨城（三九・三）などであり、最高最低の格差は四倍に及んでいる。製造業で賃金が高いのは神奈川（一一二・九）、福岡（一一一・一）、北海道（一〇〇・八）などであるが、神奈川、福岡が高いのはこの地域に大企業が密集しているためであ

第89表 製造業における規模別1人平均月間
現金給与総額（単位 円）

規模別 月 別		規模計	500人 以 上	100～ 499人	30～ 99人
1954年	1月	15,398	18,613	14,342	10,998
	2月	14,713	17,266	13,941	11,132
	3月	14,492	17,063	13,719	10,897
	4月	14,590	17,202	13,668	11,139
	5月	14,344	17,061	13,354	10,768
	6月	17,627	21,758	16,307	11,880
	7月	19,038	23,928	17,391	12,317
	8月	15,729	18,706	14,740	11,607
	9月	14,543	17,012	13,735	11,110
	10月	14,578	17,134	13,593	11,235
	11月	15,019	17,615	14,159	11,421
	12月	25,623	31,744	23,900	16,694

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査」による。

第90表 鉱業製造業者に於ける府県別平均賃金指数
(東京=100) (1954年)

		鉱業	製造業			鉱業	製造業
北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 神奈川 新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 静岡 愛知 三重	北	53.6	100.8	滋	賀	*	26.2
	海	*	66.5	京	都	*	76.2
	道	47.8	91.3	大	阪	—	84.5
	森	30.5	69.3	兵	庫	46.8	90.2
	手	45.3	68.7	奈	良	—	57.7
	城	34.6	52.7	和	山	*	73.8
	田	44.2	68.1	歌	取	*	45.2
	形	39.3	79.5	鳥	根	*	58.1
	島	41.2	68.3	岡	山	52.6	72.2
	城	40.1	55.9	広	島	*	79.5
	木	40.9	65.8	山	口	42.1	101.0
	馬	*	81.3	徳	島	*	58.2
	玉	*	112.9	香	川	—	59.6
	葉	48.6	69.0	愛	媛	47.4	71.4
	川	*	76.1	高	知	*	60.9
	潟	*	53.6	福	岡	45.9	111.1
奈良 和歌山 徳島 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	山	*	47.9	佐	賀	42.3	63.7
	川	*	41.6	長	崎	44.2	97.3
	井	*	60.1	熊	本	31.9	78.4
	梨	*	58.9	大	分	38.0	73.2
	野	52.6	74.5	宮	崎	*	70.7
	阜	44.9	70.1	鹿	児	47.9	54.4
	岡	26.1	71.5				
	知	44.4					
	重						

〔備考〕 1) *印は調査事業所4以下のため本表には掲載しないものであり、一印は調査事業所がないことを示す。

2) 労働省「毎月勤労統計調査」より算出。

賃金を労働者の種類別にみると(第91表)、まず現金給与総額では生産労働者を一〇〇として、管理、事務及び技術労働者は鉱業一四八、製造業一六三を示している。前年は鉱業一四九であるから格差はいくらかちじまり、製造業は一六二、四であるから多少ひらいてきているといつてよい。特別に支払われた給与では例年通りその格差はきわめて大きく、鉱業二八〇、製造業二三二となっている。ただし、鉱業は前年度は三〇九であつたから格差は縮小傾向にあるとみてよいが、これは危機の状態にある石炭産業において一時金の支払が制限されたことのあらわれであろう。

労働者の種類別の賃金の格差をさらに具体的に第92表によつて検討してみると、現金給与総額において、重役クラスは五万円内外(支店、社長は五四、四〇〇円)であるのにたいして、中学卒業後の事務員は五四六〇円であるから、約十倍の格差になることがわかる。一時金を考慮にいれるとこの格差はさらに拡大してくることはいうまでもない。タイピスト、電話交換手、高等学校卒業一年後の事務員などのクラスの賃金は八〇〇円乃至九〇〇円であり、重役クラスの賃金とくらべると六倍程度の格差になっている。

第92表 職種別従業員1人当り平均現金給与総額（全国）

職 種	現金給与総額	円
役員	50,360	
部長	54,400	
部長	39,400	
部長	44,760	
部長	54,770	
仕事	6,330	
スト	8,600	
手	9,140	
員	9,490	
事務員	5,460	
事務員	8,280	
事務員	9,400	
事務員	13,340	
事務員	14,600	

〔備考〕 人事院給与課「昭和29年職種別民間給与実態調査報告」による

合化労連の調査によると、一八才最低八〇〇〇円にみたない企業は、調査対象四三企業中二六企業を数え、したがって最低最高の格差はかなり大きい。すなわち、東庄 最高八〇、二六七円、最低七二〇〇円、格差一一・一倍、東亜 五二、六七〇円、最低七二四〇円、格差七・四倍、高岡 最高四八、三七〇円、最低七六一〇円、格差六・四倍、別府 最高五八、〇〇〇円、最低八八九〇円、格差六・七倍、住友 最高四六、〇七〇円、最低七〇五二円、格差六・五倍などとなっている。

つぎに賃金の男女別格差をみると（第93表）、まず現金給与総額では男子を一〇〇とすると、女子は鉱業四五・〇％、製造業四〇％を示し、前年とはほぼ同様の比率を示している。特別に支払われた給与では、製造業において女子が特に低く、男子を一〇〇としてわずかに三四・一％を占めているにすぎない。

第91表 総数、鉱業、製造業における常用労働者の種類、給与内訳別1人平均1ヵ月現金給与額並びに臨時及び日雇労働者の1人1日平均現金給与額（規模計 1954年平均）

労働者の種類 産業別	常 用 労 働 者										臨時及び 日雇労働 者の1人 1日平均 現金給与 額
	合 計			生 産 労 働 者			管理、事務及び技術労働者				
	現金 給与 総額	きま つて る 与	特別に 支払 れた 与	現金 給与 総額	きま つて る 与	特別に 支払 れた 与	現金 給与 総額	きま つて る 与	特別に 支払 れた 与		
総 数	17,898	15,400	2,497	*	*	*	*	*	*	367	
鉱 業	17,558	15,933	1,625	16,191	14,952	1,239	24,108	20,630	3,478	309	
製 造 業	16,308	14,276	2,032	14,335	12,761	1,575	23,401	19,735	3,666	344	

〔備考〕 (1) *印の箇所は労働者の種類別に調査を行っていないので計数は得られない。

(2) 労働省「毎月勤労統計調査」より算出。

第93表 総数，鉱業，製造業における常用労働者の性別1ヵ月平均現金給与額
(規模計 1954年平均)

給与内訳 性別 産業別	現金給与総額			きまつて支給する給与			特別に支払われた給与		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
総数	17,898	20,825	9,252	15,400	17,890	8,049	2,497	2,933	1,203
鉱業	17,558	18,390	8,294	15,933	16,694	7,480	1,625	1,696	814
製造業	16,308	20,254	8,124	14,276	17,669	7,242	2,032	2,585	882

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査」より算出。

学歴別に賃金をみると、(第94表) 表、教育水準が高くなるにつれて賃金が増加しており、学歴が賃金に与える影響が大きいことがわかる。小学校、新制中学校卒業のものとは旧制新制大学卒業のものとの賃金格差をみると、前者を一〇〇として後者が金属鉱業二二二、第一次金属製造業一五一、紡織業二〇〇となつてい

る。
つぎに勤続年数又は経験年数別に賃金をみると第95・96表、まず

第94表 学歴別賃金格差

学歴別	金属鉱業	第一次金属製造業	紡織業
小学・新中卒	16,066	21,467	19,130
旧中・新高卒	24,350	25,247	26,902
旧高专・短大卒	33,852	27,585	33,903
旧大・新大卒	35,717	32,442	38,376

- 〔備考〕 1) 労働者「職種別等賃金実態調査個人別賃金調査結果報告書」による。
2) 勤続10年以上15年未満，年齢30歳以上35歳未満の事務職員。

第95表 勤続年数または経験年数別賃金格差
(事務職員，男)

勤続年数または 経験年数別	金属鉱業	第一次金属製造業	紡織業
6ヵ月未満	11,006	11,253	9,746
6ヵ月以上1年未満	12,967	13,169	11,869
1年以上2年未満	12,791	13,917	11,456
2年以上3年未満	14,394	15,412	13,415
3年以上5年未満	15,691	17,217	15,102
5年以上10年未満	17,474	20,056	17,990
10年以上15年未満	25,244	26,389	26,839
15年以上20年未満	25,194	28,591	28,342
20年以上	27,975	32,029	30,373

〔備考〕 労働省「職種別等賃金実態調査個人別賃金調査結果報告書」による。

事務職員では金属鉱業、第一次金属製造業、紡織業ともに年数がたつにしたがつて賃金が増加しているが、このことは我が国の賃金が勤続の要因に大きく左右されていることを示す。旋盤工の場合もこの点では全く同様の傾向であるが、たとえば第一次金属製造業では、六ヵ月未満の賃金と、一五年以上二〇年未満の賃金の格差が事務職員二五四(六ヵ月未満を一〇〇とした場合)であるのに、旋盤工は二一五であるにすぎないということは事務職員の方が勤続年数が増加するにつれて賃金増額の比率が高いことを意味するのである。

第96表 勤続年数または経験年数別賃金格差
(旋盤工, 男)

勤続年数または 経験年数別	第一次金 属製造業	機 械 業 製 造 業
6 カ 月 未 満	10, 882	7, 290
6 カ月以上1年未満	12, 408	8, 920
1年以上 2年未満	9, 949	8, 191
2年以上 3年未満	13, 383	8, 810
3年以上 5年未満	16, 024	11, 174
5年以上 10年未満	17, 989	15, 135
10年以上 15年未満	19, 076	17, 437
15年以上 20年未満	23, 467	19, 420
20 年 以 上	24, 856	20, 754

〔備考〕 労働省「職種別等賃金実態調査個人別賃金調査結果報告書」による。

属鋳業、紡織業)あるいは四〇才以上五〇才未満(第一次金属)であり、また旋盤工においても四〇才以上五〇才未満である。年令がそれ以上になると賃金はふたたび低落の傾向を示している。

第四節 賃金支払形態

五四年における賃金支払形態の動向を第99表によつてみると、前年にくらべて増加しているのは産業総数では年令給、役付給、特殊作業給、能率給、製造業においても年令給、勤続及び経験給、能率給などである。このことは五四年においても企業合理化の一環としての賃金形態の能率給化がすすめられていることを示している。労働者一人当り給与構成の面からみると(第100表)、基本給が五

三年(七四・二)から五四年(七六・〇)と増加し、能率給は五三年(一四・九)から五四年(一三・七)と低下している。能率給などの奨励給的な賃金部分が減少しているのは、刺戟的な給与によつて生産をどんどんあげていくことが不可能になつた経済情勢を反映しているといえよう。たとえば第一次金属製造業のように能率給が生産奨励給制をとつていいることが多い場合は生産減による能率給部分の減少が特に顕著なのである。増加している基本給部分は、能力、役付、職務、特殊作業などによつて決定される事業所が多くなり、査定の要素が強まつていいることに注意すべきである。

企業規模別の変化を製造業についてみると、年令給のある事業所の減少、役付給のある事業所の増加は特に大規模(五〇〇人以上)において顕著であり、学歴給の減少、能率給の増加は小規模(三〇人(九九人)において明瞭にあらわれている。五四年において特筆すべきこ

第97表 令別別賃金格差(事務職員, 男)

年 齢 別	金属鋳業	第一次金 属製造業	紡 織 業
18 歳 未 満	5, 645	5, 323	5, 138
18歳以上 20歳未満	8, 138	9, 556	6, 822
20歳以上 25歳未満	11, 005	13, 341	10, 881
25歳以上 30歳未満	16, 415	17, 643	15, 851
30歳以上 35歳未満	21, 743	22, 966	20, 980
35歳以上 40歳未満	25, 455	26, 146	23, 273
40歳他上 50歳未満	24, 004	27, 385	23, 213
50歳以上 60歳未満	23, 931	24, 201	20, 892
60 歳 以 上	15, 468	16, 886	12, 350

〔備考〕 労働省「職種別等賃金実態調査個人別賃金調査結果報告書」による。

第98表 年令別賃金格差（旋盤工，男）

年 齢 別	第一次金 属製造業	機 械 造 業
18 歳 未 満	6,070	5,389
18歳以上 20歳未満	9,414	7,730
20歳以上 25歳未満	13,483	11,478
25歳以上 30歳未満	16,932	15,698
30歳以上 35歳未満	20,158	18,190
35歳以上 40歳未満	22,491	19,960
40歳以上 50歳未満	25,822	20,951
50歳以上 60歳未満	21,832	18,813
60 歳 以 上	16,766	14,895

〔備考〕 労働省「職種別等賃金実態調査個人別賃金調査結果報告書」による。

とは、電産、私鉄の調停案の中に定期昇給制度が導入されたことである。ところで総評では定期昇給制度についてつぎのように主張している。（定期昇給制度と

は何か）

——日本労働組合総評議会——

定期昇給でも賃上げでも、支払総額のふえることでは、おなじだと思われ勝ちである。しかし、なぜ資本家は賃上げをすりかえて、定期昇給をおしつけるのか。

そこに、定期昇給制度が、独占資本にとって必要な理由がある。

定期昇給制度とは何かについて、日経連では座談会を開いているが、そこで日本油脂の労務担当重役江渡三郎氏は、つぎのように云っている。

「定期昇給というものが、会社側からいうと、ある程度のベース・アップ（賃上げ）というものをおさえる要因になつておつた。」

第99表 各種給与支給事業所の総事業所に対する割合（単位％）

給 与 の 種 類	産 業 総 数		製 造 業	
	1953年9月	1954年9月	1953年9月	1954年9月
総 事 業 所 数	100.0	100.0	100.0	100.0
基 年 学 勤 能 役 職 特 一 綜 奨 精 能	8.9	9.3	7.0	7.6
続 及 経 験	2.0	1.0	1.4	1.1
本 齢 歴 び 力 付 務 作 業 額 定 勤	18.9	18.6	16.2	16.6
殊 定 決 励 率	8.8	9.0	8.4	7.3
合 皆 補 助 別 主 負 担	53.4	54.1	49.5	48.7
活 身 者 世 帯 勤 宅 域 業 主 補 助 給	9.4	6.0	7.2	3.7
生 家 単 通 住 地 税 保 險 料 事 業 主 負 担	40.8	43.1	33.6	35.3
そ の 他 生 活 補 助 給	16.6	25.0	17.1	24.8
	95.6	97.0	96.4	98.3
	39.7	38.9	54.2	53.1
	41.4	41.8	42.9	43.4
	76.9	76.1	2.9	70.5
	7.2	7.7	7.4	6.5
	28.1	34.5	31.4	35.3
	7.8	7.0	7.3	6.3
	13.7	13.5	6.6	6.4
	7.0	6.9	5.9	5.7
	9.7	9.7	9.7	10.2

同氏はさらに次のようにも云っている。
「昇給制度とベース・アップと比較して第一の特徴は、経営の主体性の下におこなうものである。」
定期昇給は、会社が思う通りに実行できるということであり、そのために能力給や職階的な基本給に加給されることによつて、能力給、職務給部分を拡大し、賃金格差を一層大きくするし総額

〔備考〕 労働省労働統計調査部「給与構成調査」。

第100表 調査産業総数における給与構成（労職計）

年月別	計	基本給	奨励給			生活補助給			超過勤務給	その他
			計	精給	勤能率給	計	家族給	地域給		
1950年10月	100.0	66.8	17.3	*	*	15.9	*	*	11.7	1.2
1951年10月	100.0	70.2	17.8	*	*	12.0	*	*	11.9	1.8
1952年8月	100.0	73.3	15.9	*	*	10.8	6.3	*	12.2	1.5
1953年9月	100.0	74.2	16.4	1.5	14.9	9.4	5.9	1.9	13.0	1.5
1954年9月	100.0	76.0	14.9	1.2	13.7	9.2	5.8	1.9	11.9	1.6

〔備考〕 1) *印は集計されてないことを示す。
2) 労働省「給与構成調査結果報告書」による。

を制限するはたらきをす
る。
そればかりでなく、定期昇給が制度として実施されるばあいにはわずかな昇給で、労働者に会社への忠実さをおしつけることができる。定期昇給制度が恒久的になると労働者は、資本家の御気嫌をそこねることによつて昇給しなくなるし、この昇給によつて賃上げがすりかえられれば、いつまでも賃金が上らないし、闘えなくなるので労働者の無権利と屈従がはげしくなる。
定期昇給制度にたいする闘いは、一つには定期昇給制度を拒否して闘うことであり、あるいは定期昇給を「経営の主体性」から「労働組合の自主性」にうつすために闘うことである。このたたかいは定期昇給制度が賃金スト

ップという至上命令にもとづく以上困難な闘いである。それは定期昇給制度の本質をかえることになるからである。
しかも、定期昇給制度は政府のもくろむ標準賃金制という賃金釘付け策に結びつくものである。与えられる賃金である定期昇給制は、闘いとる賃金でなく、労働者のものではない。
次に定期昇給制度の具体例をかかげておこう。

（紡績六社の定期昇給規則実例）

——日経連事務局調査——

A 紡織株式会社（従業員三七六五人）

社員定期昇給取扱要綱

（昭和二十七年八月二十日改正施行）

賃金規程第二十条並に第二十一条に基く社員の定期昇給はこの要綱によつて取扱う。

一、算式の定期昇給額は左記の算式により算定する

$$\frac{\text{本給月額} \times \text{逓減率} \times \text{昇給率} \times \text{一箇年} \times \text{成績率}}{12} = \text{昇給基準額}$$

$$\text{昇給基準額} \times (0.9 \sim 1.1) = \text{昇給額}$$

但し、日給月給制社員及び日給制社員については右算式中の一

個率は $\frac{1}{12}$ 、待期月数は $\frac{\text{待期月数}}{6}$ とする。

二、昇給基礎本給は次の通りとする。

$$\text{本給} \times \text{昇給率} + \text{昇給率} \times \text{昇給率} \times \text{昇給率}$$

三、逓減率は次の通りとする。

本給	五〇〇〇円迄	一・〇
"	五〇〇一円—	〇・九
"	八〇〇一円—	〇・八
"	一一、〇〇一円—	〇・七

本給	一四、〇〇一四一七、〇〇〇四迄	〇・六
〃	一七、〇〇一四二〇、〇〇〇四迄	〇・五
〃	二〇、〇〇一四二五、〇〇〇四迄	〇・四
〃	二五、〇〇一四以上	〇・三
四、乗率は資格により次の通りとする。		
第一群	一級	男 三・二
第二群	二、三級	男 二・八
第三群	四、五級	男 二・四
第四群	六、七級	男 二・一
第五群	八、十級	男 一・八
第六群	十一、十二級	男 一・七
第七群	八、十級	女 一・六
第八群	十一、十二級	女 一・五
第九群	十三、十八級	男 一・三
第十群	〃	女 一・二
第十一群	十九、二十二級	男 一・一
第十二群	〃	女 一・〇
但し、八月二十日乃至二月三十日現在の資格を適用し、八月二十一日乃至二月二十一日附で進級した資格は適用しない。		
五、一個率の算定法は次の通りとし、その都度本社で算定の上、各事業場長宛通知する。		
定期昇給率＝昇給基準本給額÷（本給額－昇給基準本給額）		
六、成績率はA一・三 B一・一五 C一・〇 D〇・八五 E〇・七とする。		
但し、作業能率に少しも進歩の認められない者、勤務状況の著しく不良の者並びに特殊事情によつて同列社員に比し著しく高給である者に対しては、最低の〇・七以下の成績査定を行う。		

（以下略）

D レイオン株式会社（従業員九三五一人）

昇給規定

第一条（労働協約） 昇給は年二回四月二十一日、十月二十一日現在で年齢給与訂正及び昇給を行う。

第二条 年齢給与訂正は二十五歳に達するまで一年について月額百十四（一回の昇給について月額五十円）とする。

第三条 入社者の第一回目の年齢昇給訂正は入社した賃金月度の開始日を基準として計算した経過月数に応じ月割計算を行う。期中の途中で二十五歳に達した者の年齢給与訂正では二十五歳に達した時の翌月の賃金月度の開始日を基準として計算した経過日数に応じ月割計算とする。

第五条 昇給は過去六カ月間の各人の成績を勘案して行い昇給金額は一年について月額七十円以上（一回の昇給額はその二分の一）とする。

第六条 中途入社者の最初の昇給は

談話室

を一回の昇給金額に乗じた額とする、

第七条 昇給に於ける経過月数の計算は一カ月を二十一日（二十日）までとし一カ月未満は切り捨てる。

第八条 昇給に関しては前昇給と今昇給との間で欠勤三十日以上四十五日までの者の経過月数一カ月を差引きそれ以上は欠勤三十日以内ごとに一カ月づつ差し引き月額で昇給させることを原則とする。

第101表 鉱業・製造業における臨時給与の現金給与総額中に占める割合

月 別	鉱 業	製造業
1954年1月	7.9	10.1
2月	1.2	2.1
3月	4.9	2.5
4月	3.0	6.3
5月	2.1	1.6
6月	10.1	23.0
7月	18.2	34.3
8月	24.1	11.4
9月	1.4	2.3
10月	0.9	2.5
11月	1.3	3.3
12月	44.3	75.0
1954年平均	10.2	14.2

〔備考〕 労働省賃金調査課調。

第五節 定期給与と臨時給与

五四年における臨時給与（特別に支払われた給与）が現金給与総額に占める比率は、年平均において鉱業一〇・二、製造業一四・二であり、前年が前者は一〇・五、後者一二・九であつたのにくらべると、製造業における臨時給与の比率が特に増加したことがわかる。鉱業の臨時給与が前年とはほぼ同じ比率であるのは、石炭鉱業が恐慌におちこんだことによつて一時金を支給する余裕がなかつたことを意味しているが、製造業における比率が高まつたのは、ベース・アップをさけて一時金の支給にきりかえたことのあらわれとみてよいであろう。

臨時給与が現金給与総額中に占める比率を月別にみると、まず鉱業では八月（二四・一）、十二月（四四・三）が大きな比率を示し

ており、また製造業でも六月（二三・〇）、七月（三四・三）、十二月（七五・〇）の比率が高い。製造業は前年においては六月（一六・六）、七月（二三・七）、八月（二〇・四）、十二月（四三・八）であるから、五四年はいずれの月も前年を上まわつてゐることになる（第101表）。

臨時給与を産業別にみると（第102表）、たとえば六月にもつとも多く支給されているのは、前年と同様に石油及び石炭製品製造業（二万七八八八円）、その他の公益事業（一万七二三七円）などであり、七月は紙及び類似品製造業（一万一八六円）、第一次金属製造業（九五三六円）、十二月においてはその他の公益事業（二万九〇〇円）、石油石炭製品製造業（二万四七八九円）、煙草製造業（二万二三四七円）となつている。これらの産業で臨時給与が多かつたのは、それが比較的好況であつたためと思われる。

第六節 賃金不払の状況

一九五四年における賃金不払事件件数は第103表のように当年把握した件数では、五三年が二〇、一八〇件であるのになつて、五四年は二五、〇八六件であり、約二四％の増加を示している。また総不払件数では、五三年二三、一二二件であるのになつて五四年は七二、八六七件に達し、約三・一五倍の多くを数えている。また不払事件金額では第104表のように総不払金額では五三年度の四、二〇九、九二九円であるのになつて、五四年は二五、〇四二、三六〇円にのぼつており、約五・九倍にあたる。当年新に増加した不払金額においても、五三年が三、八九五、〇三二円であるのになつて、五四年は九、一六二、三九一円で、約二・三倍である。このように件数、金額とも急激に増加しているのは、デフレ政策によつて中小

第102表 産業別にみた定期給与と臨時給与

産業別	月別		月別		月別		月別		月別		月別	
	給与内訳		給与内訳		給与内訳		給与内訳		給与内訳		給与内訳	
	定期	臨時	定期	臨時	定期	臨時	定期	臨時	定期	臨時	定期	臨時
	給与額	給与額	給与額	給与額	給与額	給与額	給与額	給与額	給与額	給与額	給与額	給与額
総計	15,160	1,242	15,162	306	15,246	1,921	15,491	513	15,228	407	15,376	4,762
製造業	15,614	1,227	13,359	160	15,500	758	16,199	653	15,886	332	16,144	1,630
食品製造	13,988	1,410	14,412	301	14,133	359	14,399	191	14,124	220	14,331	3,296
飲料製造	12,483	1,453	12,508	157	12,051	1,980	12,402	1,396	12,115	164	12,840	4,317
繊維製造	15,015	214	15,794	1,066	17,295	9,570	14,526	735	15,084	0	15,502	10,595
衣服製造	8,792	650	9,199	187	8,766	43	9,107	56	8,813	39	9,065	2,010
皮革製造	7,117	1,154	7,300	81	7,394	157	7,468	19	7,320	129	7,481	435
木材製造	9,314	747	9,639	188	9,555	77	10,004	74	9,859	111	9,943	416
紙及び印刷	10,338	118	10,935	81	11,137	362	11,696	44	11,298	98	11,391	253
化学工業	17,928	6,253	17,932	1,334	17,338	326	17,547	65	17,361	73	17,786	3,603
石油製品製造	15,276	316	15,862	505	15,819	488	16,259	559	15,982	58	16,228	3,628
石油製品製造	15,909	2,045	15,910	435	15,525	391	15,872	288	15,985	864	16,172	6,215
石油製品製造	17,899	2,357	18,687	294	17,691	486	18,565	293	18,598	785	18,940	27,888
石油製品製造	11,887	1,817	12,477	73	12,162	60	12,144	20	11,422	0	12,016	341
石油製品製造	12,350	1,732	13,513	0	13,439	0	13,549	126	12,372	0	12,539	2,428
石油製品製造	14,814	938	14,760	337	14,632	683	14,980	194	15,143	377	15,168	4,546
皮革製品製造	19,393	2,529	19,167	453	19,008	119	19,303	69	19,212	92	18,999	2,693
皮革製品製造	13,743	565	14,517	39	14,242	99	14,407	195	14,063	176	14,426	2,340
皮革製品製造	14,778	947	15,683	287	15,257	136	15,602	68	15,029	110	15,140	6,867
皮革製品製造	15,772	1,127	16,191	120	15,947	105	15,799	88	15,345	403	15,581	1,733
皮革製品製造	18,086	1,518	19,202	199	18,959	237	19,320	102	18,745	300	18,844	1,733
皮革製品製造	14,958	1,684	15,727	244	15,383	95	15,796	34	15,291	0	15,591	3,008
皮革製品製造	9,754	1,423	10,907	392	10,949	78	11,283	105	10,983	86	10,987	777
皮革製品製造	15,780	1,849	15,421	681	15,520	1,122	15,436	1,170	15,284	1,239	15,354	5,218
皮革製品製造	18,524	1,485	18,404	160	18,390	10,289	19,008	4,265	18,450	511	18,549	7,273
皮革製品製造	16,812	686	16,840	302	16,949	2,000	17,022	339	16,838	612	16,830	8,508
皮革製品製造	16,117	900	16,163	318	16,155	2,395	16,447	111	16,266	287	16,260	6,290
皮革製品製造	17,615	23	17,583	370	18,243	1,592	17,434	822	17,244	39	17,145	11,256
皮革製品製造	19,674	564	19,707	76	19,528	280	19,831	861	19,607	3,655	19,756	17,137
皮革製品製造	11,802	197	12,238	45	12,431	205	11,967	247	12,702	361	12,826	3,966
皮革製品製造	11,590	169	12,057	32	12,218	72	11,727	256	12,554	40	12,653	4,063
皮革製品製造	13,464	413	13,655	147	14,129	1,270	13,863	173	13,864	2,835	14,147	3,231

業 別		7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		12 月	
		定 期 給与額	臨 時 給与額	定 期 給与額	臨 時 給与額	定 期 給与額	臨 時 給与額	定 期 給与額	臨 時 給与額	定 期 給与額	臨 時 給与額	定 期 給与額	臨 時 給与額
総 業	製造業	15,335	4,133	15,257	2,162	15,437	759	15,525	600	15,708	452	15,879	13,341
	食糧	16,702	3,047	15,621	3,765	16,423	228	16,665	152	16,538	214	16,548	7,330
	繊維	14,180	4,858	14,123	1,606	14,212	331	14,229	349	14,541	478	14,639	10,984
	紙	13,056	5,951	12,735	1,864	12,873	1,357	13,130	1,951	13,387	1,481	13,557	13,838
	印刷	15,908	5	15,642	3,654	15,436	1,677	15,711	0	15,664	6	15,830	21,347
	化学	9,093	1,383	9,012	900	9,263	87	9,219	83	9,482	318	9,500	7,518
	石油	7,414	1,918	7,334	687	7,911	23	7,994	41	8,339	94	8,308	4,696
	金属	9,860	1,346	9,813	1,084	10,130	159	10,032	155	10,320	108	10,598	4,809
	非金属	11,160	1,083	10,949	328	11,441	21	11,394	439	11,619	158	12,563	3,020
	窯業	17,257	10,186	17,764	5,466	17,723	300	17,436	515	17,939	1,454	18,083	14,320
	窯業	16,069	5,714	16,132	899	16,122	530	16,459	438	17,044	248	17,453	13,341
	窯業	15,980	6,115	16,372	2,440	16,431	454	16,476	1,319	16,640	1,041	16,736	14,760
	窯業	18,624	2,550	18,533	487	18,756	443	18,728	683	18,957	7,574	19,344	24,789
	窯業	12,266	5,612	12,449	1,717	12,631	155	13,109	177	12,995	61	12,538	11,192
	窯業	12,729	3,695	12,435	952	13,472	148	13,542	50	14,080	0	14,356	9,816
	窯業	14,925	6,983	15,119	1,229	15,114	1,358	15,158	243	15,675	330	15,634	11,464
	窯業	18,946	9,536	18,805	2,068	18,829	270	19,018	130	19,515	504	19,733	14,243
	窯業	14,144	2,614	14,047	845	14,125	85	14,357	220	14,567	44	14,792	7,553
	窯業	15,435	3,298	15,299	1,349	14,690	277	14,494	193	14,795	25	14,989	7,980
	窯業	18,321	8,611	18,036	2,256	17,956	137	17,768	13	18,257	313	18,006	13,470
卸 業	運輸	15,266	5,402	14,972	1,536	14,912	417	15,333	35	15,447	283	15,550	10,467
	運輸	10,783	4,451	10,728	1,199	10,889	156	10,710	126	11,005	197	11,594	4,187
	運輸	15,571	5,024	15,514	2,298	15,508	821	15,715	1,094	15,927	866	16,033	14,933
	運輸	18,558	5,793	18,513	797	18,601	8,840	19,080	5,854	18,939	804	19,325	20,044
	運輸	16,734	2,408	16,941	3,010	17,148	414	17,235	233	17,287	308	17,640	18,836
	運輸	16,144	2,062	16,401	3,006	16,468	428	16,628	207	16,726	317	16,865	16,221
	運輸	16,915	69	16,879	3,380	17,627	367	17,303	42	17,496	14	18,610	21,944
	運輸	20,004	8,735	20,331	2,362	20,397	414	20,775	728	20,301	785	20,567	29,001
	運輸	13,108	2,562	13,010	558	12,914	37	13,051	35	12,926	243	12,837	8,232
	運輸	13,022	2,701	12,850	562	12,750	12	12,920	31	12,778	9	12,608	8,395
建 業	建設	13,775	1,481	14,307	520	14,260	247	14,114	66	14,109	2,109	14,751	6,861

〔備考〕 (1) 総数には不動産業を含み、建設業は含まない。(2) 労働省「毎月勤労統計調査」による。

第103表 賃金不払事件件数

項目 年月別	前年(月)より未解決の件数	当年(月)把握した件数	総不払件数	解決件数	差引 不払件数
1950年	3,413	29,640	33,053	27,624	5,429
1951年	5,429	19,170	24,588	20,798	3,801
1952年	3,801	17,880	21,681	18,749	2,932
1953年	2,932	20,180	23,112	20,216	2,896
1954年1月	2,896	1,692	4,588	1,578	3,010
2月	3,010	1,745	4,755	1,615	3,140
3月	3,140	1,738	4,878	1,649	3,229
4月	3,229	1,618	4,847	1,414	3,433
5月	3,433	1,784	5,217	1,501	3,716
6月	4,716	2,107	5,823	1,788	4,035
7月	4,035	2,161	6,196	1,854	4,342
8月	4,342	2,344	6,686	2,074	4,612
9月	4,612	2,344	6,956	2,064	4,892
10月	4,892	2,328	7,220	2,137	5,083
11月	5,083	2,549	7,632	2,239	5,393
12月	5,393	2,676	8,069	3,314	4,755

〔備考〕 労働省労働基準局監督課調。

第104表 賃金不払事件金額（単位 1,000円）

項目 年月別	前年(月)より未解決の不払金額	当年(月)新に増加した不払金額	総不払金額	解決金額	差引 不払金額
1950年	1,215,209	13,886,350	15,101,559	13,889,159	1,212,400
1951年	1,212,400	6,246,970	7,459,370	6,899,910	589,460
1952年	589,460	4,733,233	5,322,693	5,007,795	314,898
1954年	314,898	3,895,032	4,209,929	3,766,520	443,409
1954年1月	443,409	300,983	744,392	228,080	516,312
2月	516,312	365,818	882,131	260,630	621,500
3月	621,500	550,941	1,172,442	377,755	794,687
4月	794,687	704,888	1,499,575	575,308	924,267
5月	924,267	1,028,971	1,953,238	449,231	1,504,007
6月	1,504,007	977,802	2,481,809	809,530	1,672,279
7月	1,672,279	891,392	2,563,671	842,876	1,720,795
8月	1,720,795	916,995	2,637,789	840,368	1,797,422
9月	1,797,422	792,116	2,589,538	721,647	1,867,891
10月	1,867,891	936,298	2,804,189	762,400	2,041,789
11月	2,041,789	895,502	2,937,292	961,183	1,976,109
12月	1,976,109	800,685	2,776,794	1,300,980	1,475,814

〔備考〕 労働省労働基準局監督課調。

第105表 賃金不払事件規模別状況

	大事業場		中事業場		小事業場		合 計	
	件 数	百分比	件 数	百分比	件 数	百分比	件 数	百分比
1954年4月	194	5.7	1,271	37.0	1,968	57.3	3,433	100.0
5月	284	7.6	1,394	37.5	2,038	54.9	3,716	100.0
6月	301	7.5	1,560	38.7	2,174	53.8	4,035	100.0
7月	325	7.5	1,756	40.4	2,261	52.1	4,342	100.0
8月	322	7.0	1,829	39.6	2,461	53.4	4,612	100.0
9月	328	6.7	1,931	39.5	2,633	53.8	4,892	100.0
10月	333	6.6	2,030	39.9	2,720	53.5	5,083	100.0
11月	355	6.6	2,168	40.2	2,870	53.2	5,393	100.0
12月	247	5.2	1,873	39.4	2,635	55.4	4,755	100.0

〔備考〕 (1) 大事業場は労働者100人以上、中事業場は10人以上100人未満、小事業場は労働者10人未満を使用するものである。
(2) 件数は各月末現在未解決件数である。
(3) 労働省労働基準局監督課調。

企業を中心とした多くの企業が不振に落ちいたことのあらわれである。

企業規模別の賃金不払発生件数の月別推移を第105表によつてみると、まず賃金不払の多いのは一〇人未満の小企業であり、各月とも五〇%を上まわっている。次に多いのが一〇人以上一〇〇人未満の中事業場で、各月とも三〇―四〇%を占める。一〇〇人以上の大事業場は件数も少く、五―七%にすぎない。月別推移でめだつてゐるのは、いずれの規模においても下期にむかうにつれて、件数が増大し、とくに一〇月以降は顕著な増大を示していることである。

つぎに業種別に賃金不払状況をみると、一月と三月をのぞいて石炭鉱業が首位を占め、ついで造船関連産業、総合工事業、金属製品、機械製造業、輸送用機器、紙及び類似品製造業などの順となつてゐる。これらの業種がデフレ政策のいた手をもつとも強く受けたものといつてよいであらう。

第二章 労働時間

一九五四年中における労働時間の推移を、「毎月勤労統計結果表」における一人平均月間総実労働時間数の推移によつてみると第106表の通りである。

まず、産業大分類別に年間平均の数字でみると、卸売及小売業の一八・四時間（前年年間平均に比べて〇・四時間増）を除き、その他の産業ではいずれも減少傾向が著しい。すなわち、鉱業の一・四時間（〇・七%）減を最高に、金融及保険一・一時間（〇・六%）、運輸通信及その他の公益事業〇・九時間（〇・六%）、製造業〇・八時間（〇・四%）をそれぞれ減少している。次に製造業における

均 月 間 実 労 働 時 間 数

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
198.6	188.4	196.1	195.9	193.4	194.5	193.0	194.2	197.3
191.2	188.9	191.0	196.0	183.4	192.4	194.2	192.6	194.9
203.3	190.5	199.4	197.0	195.2	197.0	194.0	198.6	198.0
204.6	190.8	202.3	201.4	202.9	203.9	198.7	207.2	208.3
173.8	163.3	168.3	194.3	176.7	173.1	178.0	165.1	174.9
202.0	191.6	198.0	197.7	195.4	200.9	196.8	202.8	201.3
192.5	181.5	190.3	184.7	178.2	192.3	130.7	199.1	197.2
207.2	202.0	203.4	202.6	200.3	210.2	203.2	207.0	212.4
215.2	198.8	206.9	198.6	202.8	206.3	201.9	206.6	214.4
209.2	201.6	209.6	203.2	204.2	207.5	202.8	208.7	206.8
214.9	204.3	215.8	209.5	207.9	209.0	209.1	215.8	221.7
188.2	176.7	185.9	184.6	185.6	184.6	181.1	184.9	182.6
194.2	182.4	199.5	193.5	195.5	196.3	191.5	198.2	196.1
195.0	178.9	189.4	190.2	192.0	194.0	196.6	202.9	191.8
194.7	177.1	186.0	181.0	183.2	194.0	191.3	196.6	197.7
204.0	194.3	198.7	198.1	197.7	199.3	194.7	198.5	201.1
201.6	193.6	198.3	198.6	193.9	192.5	194.3	194.5	196.5
210.1	197.6	209.9	205.1	202.8	208.9	203.5	210.8	209.5
214.6	197.8	208.6	201.7	199.5	199.8	195.8	199.8	198.6
204.4	182.8	198.2	194.1	191.6	192.6	188.0	190.3	189.0
206.0	188.2	198.9	195.0	190.6	189.0	187.2	192.1	189.5
206.1	187.1	202.9	197.2	197.2	195.7	193.6	198.1	194.8
205.1	190.9	201.9	196.0	200.2	202.1	194.4	201.3	202.5
192.2	180.8	192.8	193.4	191.8	189.3	188.0	187.6	191.6
180.5	165.9	180.6	181.5	175.4	175.8	176.4	169.2	185.6
196.0	189.7	194.6	196.8	197.0	174.6	194.8	191.3	200.0
190.2	191.0	191.7	198.8	202.0	199.0	197.1	193.0	193.5

労働時間を所定内外別、規模別、業種別に労働時間の推移における特徴をみよう。

「毎月勤労統計全国調査」においては、一九五四年一月から調査事項を改正し、労働時間については従来総実労働時間一本で調査していたものを所定内および所定外労働時間に区分し、また各項目共男女合計一本であつたものを性別に区分するようになったので、これらについては五三年以前との比較が直接にはできない。そこで所定内外別、性別労働時間の前年比較を行う際には「毎月勤労統計地方調査」の全国集計結果を併せて用いてある。

地方調査では一部の県において一〇人或いは二〇人の規模まで調査

第106表 産業別 1人平

産 業 別	1953年 平 均	1954年 平 均	1954年 1 月	2 月	3 月
総 数	194.4	193.6	184.5	193.9	193.5
鉱 業	191.6	190.2	186.0	175.7	196.1
製 造 業	196.7	195.9	182.7	202.2	193.4
食 料 品 製 造 業	200.0	200.8	190.9	206.5	192.0
煙 草 製 造 業	173.6	176.0	173.2	178.6	192.7
紡 織 業	196.2	196.7	181.7	202.4	189.4
衣 服 及 身 廻 品 製 造 業	188.9	186.9	170.3	183.8	181.8
木 材 及 木 製 品 製 造 業	201.1	202.9	187.9	200.0	198.5
家 具 及 装 備 品 製 造 業	202.5	202.7	177.9	205.9	196.9
紙 及 類 似 品 製 造 業	204.6	205.1	198.3	211.0	198.4
印 刷 出 版 及 類 似 業	210.7	210.1	193.1	208.9	211.5
化 学 工 業	181.1	182.9	175.5	187.2	177.3
石 油 及 石 炭 製 品 製 造 業	190.0	192.3	179.4	195.2	186.3
ゴ ム 製 品 製 造 業	192.5	190.8	173.8	196.9	187.9
皮 革 及 皮 革 製 品 製 造 業	191.7	188.0	169.1	197.8	187.2
ガ ラ ス 及 土 石 製 品 製 造 業	195.7	197.1	184.7	201.2	193.1
第 一 次 金 属 製 造 業	198.2	196.1	190.3	198.0	200.9
金 属 製 品 製 造 業	205.4	205.0	187.5	212.3	202.0
機 械 製 造 業	204.0	201.0	183.6	212.1	200.1
電 気 機 械 器 具 製 造 業	196.0	192.4	178.0	206.6	193.7
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	197.1	192.9	178.5	204.9	194.8
医療機械, 理化学機械, 写真機, 光学機械器具及時計製造業	195.3	195.3	175.5	204.2	191.5
そ の 他 製 造 業	195.7	197.4	174.7	204.3	195.6
卸 売 及 小 売 業	188.0	188.4	180.8	187.4	185.5
金 融 及 保 険 業	177.1	175.9	164.2	170.6	185.4
運 輸 通 信 及 そ の 他 の 公 益 事 業	195.3	194.4	192.6	188.4	196.5
建 設 業	193.4	193.8	183.2	188.1	198.1

〔備考〕 「毎月勤労統計調査（全国調査）」による。

事業所を切り下げているが、全国集計は規模三〇人以上について行つてあつて、調査範囲は全国調査と同一である。ただ事業所の抽出率が異なる点考慮を必要とする。

製造業における一九五四年の月間総実労働時間の年間平均は一九五・九時間で、これを上半期と下半期に分けて前年同期と比較すると、上半期は増加、下半期は減少して年間では〇・八時間の減少となつた。一方、出勤日数をみると第107表のごとくほとんど変動がみられないので、従つて、それは一日当り労働時間の減少ということの意味している。

製造業中分類別に上半期、下半期の総実労働時間を前年同期と比較してみると、第108表のごとく

第107表 出勤日数と1日当り労働時間数

	出勤日数	一日当り労働時間
1951年平均	23.6	8.2
1952年平均	23.7	8.2
1953年平均	23.7	8.3
上期	23.1	8.4
下期	24.1	8.3
1954年平均	23.7	8.3
上期	23.4	8.3
下期	24.0	8.2

〔備考〕 労働省「労働統計調査月報」による。

第108表 産業、上期及び下期別月間総実労働時間の対前年増減率（％）

産 業	1954年上期	1954年下期
製 造 業	+ 1.8	- 3.3
食 料 品 製 造 業	+ 2.1	- 0.5
煙 草 製 造 業	+ 2.1	+ 2.7
紡 織 業	+ 1.2	- 0.3
衣服及び身廻品製造業	- 2.9	- 1.1
木材及び木製品製造業	+ 2.7	+ 0.9
家具及び装備品製造業	+ 0.8	- 0.4
紙及び類似品製造業	+ 2.4	- 1.3
印刷出版及び類似業	+ 0.3	- 1.5
化 学 工 業	+ 3.6	- 0.1
石油及び石炭製品製造業	+ 2.6	+ 2.2
ゴ ム 製 品 製 造 業	- 3.2	- 0.1
皮革及び皮革製品製造業	- 4.8	- 2.8
ガラス及び土石製品製造業	+ 2.8	+ 5.0
第 一 次 金 属 製 造 業	+ 2.3	- 6.5
金 属 製 品 製 造 業	+ 2.9	- 2.2
機 械 製 造 業	+ 0.5	- 8.5
電気機械器具製造業	+ 3.0	-10.1
輸送用機械器具製造業	+ 0.8	- 9.1
医療機械, 理化学機械, 写真機 光学機械器具及び時計製造業	+ 3.6	- 3.6
そ の 他 の 製 造 業	+ 3.9	- 0.5

〔備考〕 労働省「労働統計調査月報」による。

上半期には衣服及身廻品、ゴム製品、皮革製品製造業を除いては各産業とも前年同期より増加したが、下半期になると逆にはほとんどの産業が減少に転じ、増加を示したのは石油及石炭製品、ガラス及土石製品製造業のみとなつている。下半期における減少が顕著で、対前年同期減少率の高いのは、電気機械器具製造業で一〇・一％減、次いで輸送用機械器具製造業が九・一％減、機械製造業が八・五％減となつていて、機械関係部門においてこの傾向が特に著しい。

所定内外別労働時間 そこでさらに所定内外別にみると、五四年下半期の所定外労働時間は上半期に比べて三時間減少して、その減少傾向は著しい。すなわち、下半期における総実労働時間の減少は主として所定外労働時間の減少によつて生じたものだということができる（第109表）。

規模別労働時間 規模別にみると第110・111表のごとくで、下半期における減少は大規模事業所において著しく、規模が小さくなるに従つて減少の度合の小さいことが示されている。すなわち、五四年

第三編 労働条件

第109表 所定内及び所定外労働時間数の推移

年	時 間	総実労働時間数	所定内労働時間数 (A)	所定外労働時間数 (B)	$\frac{B}{A}$
1951年	平均	192.9	175.8	17.1	9.7%
1952年	平均	194.4	176.9	17.5	9.9
1953年	平均	196.7	177.2	19.5	11.0
	上期	193.3	174.4	18.7	10.7
	下期	199.6	179.9	19.7	11.0
1954年	平均	195.9	178.4	17.6	9.9
	上期	195.2	176.1	19.1	10.8
	下期	196.6	180.5	16.1	9.9

〔備考〕 労働省「労働統計調査月報」による。

の五〇〇人以上の下半期平均は一八九・八時間で前年同期と比較して二・五％減であるのに対し、四九九―一〇〇人は一九九・八時間で一・三％減、九九―三〇人は二〇四・七時間で〇・七％減となつてゐる。従つて規模別格差も増大している。同じく第110表に示すように、五〇〇人以上の総実労働時間数を一〇〇とした各規模の比率で見ると、五三年下半期平均は四九九―一〇〇人の規模一〇四・一、九九―三〇人の一〇六・〇であつたのが、五四年になる とそれぞれに一〇五・三、一〇七・九となり、かなりの格差の拡大を示す。

性別・種別労働時間 次に生産労働者と管理事務及技術労働者別、男女別労働時間における傾向についてみよう。

まず生産労働者と管理事務及技術労働者については第112表の様に両者とも五四年度の上半期平均は前年同期より増加し、下半期は前年同月より減少してゐて、下半期の減少率も生産労働者が一・六％減、管理事務及技術労働者は一・四％減で両者とも大きな変りはない。さらにこれを男女別をみると、第113表のごとく生産労働者では男子、女子共に五四年上半期は前年同期より増、下半期は減となり、前年同期に対する下半期の減少率は男子二・四％に対し女子は〇・四％減に止まつてゐる。管理事務及技術労働者でも上半期は前年同期に比べ男女共増加しているが、下半期には男子の減に対し女子は微増を示す。これは女子労働者の多い紡績業の労働時間が下半

第110表 月間総実労働時間の規模別格差

年	規 模	規模 500人以上	499人 ～ 100人	99人 ～ 30人
1951年	平均	190.0 (100.0)	194.7 (102.5)	195.2 (102.7)
1952年	平均	189.5 (100.0)	196.3 (103.6)	200.6 (105.9)
1953年	平均	191.4 (100.0)	199.2 (104.1)	202.5 (106.0)
	上期	188.1 (100.0)	195.9 (104.2)	199.5 (106.1)
	下期	194.6 (100.0)	202.5 (104.1)	206.2 (106.0)
1954年	平均	190.5 (100.0)	198.4 (104.1)	202.5 (106.3)
	上期	191.1 (100.0)	197.0 (103.1)	200.3 (104.8)
	下期	189.8 (100.0)	199.8 (105.3)	204.7 (107.9)

〔備考〕 労働省「労働統計調査月報」による。

第111表 産業中分類，年下期別月間総実労働時間の規模別格差

年・規模 産 業	1953年下期			1954年下期		
	規模500 人以上	499～ 100人	99～ 30人	規模500 人以上	499～ 100人	99～ 30人
製 造 業	100.0	100.7	106.0	100.0	105.3	107.9
食 料 品 製 造 業	100.0	103.1	108.5	100.0	101.8	108.6
煙 草 製 造 業	100.0	96.5	—	100.0	98.5	—
紡 織 業	100.0	104.9	107.0	100.0	106.4	117.5
衣服及び身廻品製造業	100.0	106.0	104.8	100.0	106.1	114.2
木材及び木製品製造業	—	100.0	90.8	—	100.0	99.2
家具及び建具製造業	—	100.0	98.4	—	100.0	105.1
紙及び類似品製造業	100.0	107.6	117.1	100.0	105.3	125.0
印刷出版及び類似業	100.0	102.2	102.3	100.0	103.8	113.6
化 学 工 業	100.0	102.7	108.8	100.0	106.9	119.2
石油及び石炭製品製造業	100.0	99.5	107.7	100.0	103.6	117.3
ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	106.1	106.4	100.0	93.1	105.3
皮革及び皮革製品製造業	—	100.0	102.2	—	100.0	103.1
ガラス及び土石製品製造業	100.0	106.0	103.1	100.0	104.7	111.8
第一次金属製造業	100.0	103.5	103.8	100.0	102.7	111.9
金属製品製造業	100.0	100.3	101.4	100.0	102.2	111.1
機 械 製 造 業	100.0	103.5	105.4	100.0	106.5	116.9
電気機械器具製造業	100.0	100.6	102.5	100.0	102.9	114.9
輸送用機械器具製造業	100.0	104.5	104.1	100.0	104.8	115.2
医療機械, 理化学機械, 写真機 光学機械器具及び時計製造業	100.0	106.7	106.0	100.0	104.8	112.9
そ の 他 の 製 造 業	100.0	95.0	96.6	100.0	92.4	102.2

〔備考〕 労働省「労働統計調査月報」による。

第112表 労働者の種類別月間総労働時間数

労働者の種類 年	生 産 者 計	管理, 事務及び技術労働者 計
1952年平均	194.7	193.3
1953年平均	197.2	194.7
上期	193.8	191.6
下期	200.4	197.8
1954年平均	196.4	194.1
上期	195.8	193.1
下期	197.1	195.1

〔備考〕 労働省「労働統計調査月報」による。

期においてもほとんど減少していないこと
によつていゝるものと思われる。
以上のようない九五四年における労働時
間の短縮傾向ことに所定内労働時間の短縮
の際における賃金支払に關して次のような
問題を生じた。すなわち、
操短の手段として、労働時間を一、二
時間短縮する場合、たとえば一日八時間
労働制をとつてゐる事業所において、事
情に応じて適宜六時間労働制を採用する
ような場合、使用者は、短縮された、い
いかえると使用者の責に帰すべき事由に
より休業したその時間に対して賃金を支
払うべきかどうか問題となつた。これ

第113表 労働者の種類、性別月間総労働時間数

に對して労働省労働基準局は「一日の所定労働時間の一部のみ使用者の責に帰すべき事由による休業がなされた場合にも、その日について平均賃金の百分の六〇に相当する金額が支払われなければならぬから、現実に就労した時間に対して支払われる賃金が平均賃金の百分の六〇に相当する金額に満たない場合には、その差額を支払わなければならない」という見解を発表している。駐留軍関係事務系統使用人給与規程（昭和二十二年五月二十七日終設労合

年	労働者の種類	生産労働者		管理、事務及び技術労働者	
		男子	女子	男子	女子
1952年	平均	200.3 (100.0)	185.6 (92.7)	196.0 (100.0)	185.3 (94.5)
1953年	平均	202.7 (100.0)	187.8 (92.6)	197.7 (100.0)	186.4 (94.3)
	上期	199.7 (100.0)	184.7 (92.5)	195.2 (100.0)	182.0 (93.2)
	下期	205.6 (100.0)	191.0 (92.8)	199.0 (100.0)	187.5 (94.2)
1954年	平均	201.0 (100.0)	188.0 (93.5)	196.4 (100.0)	186.4 (94.9)
	上期	201.2 (100.0)	185.8 (92.3)	195.5 (100.0)	185.0 (94.6)
	下期	200.7 (100.0)	190.2 (94.8)	197.3 (100.0)	187.9 (95.2)

〔備考〕 労働省「労働統計調査月報」による。

第四〇八号）六、諸手当（ハ）休業手当の項には「駐留軍の都合により使用人を休業せしめた場合は、一日につき平均賃金の六割に相当する休業手当を支給する。前項の場合において使用人が賃金の一部をうけた場合は、その平均賃金とその部分との差額の六割に相当する休業手当を支給する」とあるが、それは労働省の発表した見解と一致した規定であるとみられている。

第三章 労働災害と職業病

第一節 労働災害の概況

一九五四年中における労働災害の発生状況を、まず労働省労働基準局の資料（「昭和三〇年度、安全週間の指標」昭和三〇年五月刊）によつてみると次の通りである。

（注）災害によつて受ける身体の被害もその程度は様々であるが、災害のために休業したものを休業傷害といい、治療をうけて休業するまでもなかつた軽度の怪我を不仕傷害と呼ぶ、ここでは死亡事故と休業傷害についてだけ述べられる。そして、休業傷害のうちでも休業八日未満の負傷者については、労働基準法施行規則の改正によつて、従来毎月報告する立前になつていたものが四半期毎に報告するように改められた結果、報告率が多くなつた。もともと休業八日未満の負傷災害の報告率は余り良くなかつた上に、今回の改正で更に報告率が多くなつていたので、八日未満の休業傷害については統計的観察が不可能になつた。

第114表 死傷者発生状況年別調

年 別 程 度 別	1 9 5 4 年	1 9 5 3 年	増 減 数
休業八日以上災害件数	344,388	326,330	18,058増
死 亡 件 数	5,599	5,012	587増

第115表 産業別死傷災害発生数

年 度 別 産 業 別	1 9 5 0 年	1 9 5 3 年	1 9 5 4 年
全 産 業	277,092件 100.0%	331,342件 100.0%	349,987件 100.0%
製 造 工 業	41.0	35.0	33.7
建 設 事 業	17.4	24.8	29.1
鉱 業	20.7	18.3	15.7
輸 送 事 業	7.3	4.6	4.6
貨 物 取 扱 業	9.7	10.8	9.3
農 林 業	2.5	4.7	5.5
そ の 他 業	1.4	1.8	2.1

死傷災害の発生状況 一九五四年一カ年間に労働災害発生のため死亡したまたは休業傷害をうけたものの数は労働省に報告された数だけで約四七万（休業八日未満を含む）で、その実際数は五〇万と推定される。これを五三年と比較すると第114表の通りである。すなわち、死亡者は約五九〇人（一一・五％）増加し、労災保険で休業補償の対象となる休業八日以上を負傷者は約五・五％増加している。

第116表 産業別死亡災害発生数

年 度 別 産 業 別	1 9 5 0 年	1 9 5 3 年	1 9 5 4 年
全 産 業	4,127件 100.0%	5,012件 100.0%	5,599件 100.0%
製 造 工 業	30.5	20.7	19.4
建 設 事 業	23.6	33.5	36.5
鉱 業	18.3	17.5	17.9
輸 送 事 業	10.3	7.3	6.1
貨 物 取 扱 業	5.4	4.9	4.4
農 林 業	4.9	10.1	8.3
そ の 他 業	7.0	6.0	7.4

次に死亡および休業八日以上を負傷者について、産業別にその発生割合をみると（第115表）、製造工業が総数の三分の一を占めて最も多く、次いで建設業（二九・一％）、鉱業（一五・七％）となっている。この割合が五三年に比べて増加しているのは建設業、農林業およびその他の事業がある。

産業別死亡者数 死亡者五、五九九人を産業別にみると（第116表）、建設業の三六・五％、製造工業一九・四％、鉱業一七・九％の順に多い割合を占める。一九五〇年に製造業三〇・五％、建設業二三・六％を占めていたのに比べると、建設業における四カ年間に約一〇〇〇人、割合にして約二倍の増加が目立っている。

死亡原因 産業別死亡者の原因別分布をみると第117表の通りである。すなわち、貨車自動車等によるものが最も多く全産業で二一・九％を占め、運輸事業、貨物取扱事業ではそれぞれ六二％、三〇％に

第117表 産業別死亡事故分布表（1954年）

原因別	産業別	全産業 (除鉱業)	製造工業	土石採取 業	建設事業	運輸事業	貨物取扱 業	林業	その他の 業
合計		4,650 100.0%	1,006 100.0%	118 100.0%	1,897 100.0%	321 100.0%	227 100.0%	449 100.0%	632 100.0%
機械力 で運転する もの	歯車, ベルト等によるもの 起重機, エレベーター等によるもの 貨物, 自動車等によるもの 鋸機, 研磨盤その他の機械によるもの	1.6	5.3	1.7	0.7	—	0.4	0.2	0.6
		3.0	5.3	0.8	2.9	1.2	7.5	0.9	0.8
		21.9	22.8	3.4	14.8	62.0	30.0	10.7	29.6
		2.3	8.7	—	0.7	—	0.9	—	0.2
手動設備、 もの取扱等	ウインチ, 手押車, 自転車等によるもの 手工具によるもの 物品の取扱運搬中のも 落盤, 物の倒壊, 飛来等によるもの 人の転倒, つまずき, 踏抜等によるもの 墜落によるもの	4.3	2.0	7.7	3.4	5.0	5.7	15.6	1.4
		0.1	0.2	—	0.1	—	—	0.4	—
		4.3	3.9	0.8	3.0	3.1	13.2	12.2	1.6
		20.8	9.1	67.9	31.4	3.7	13.2	32.7	1.9
		2.3	2.0	0.8	2.0	4.1	1.8	6.2	0.8
特殊危険 物によるもの	感電によるもの 薬品, 有毒ガス等によるもの 爆発, 破裂によるもの やけど	6.0	8.4	—	9.3	3.1	0.9	—	1.0
		0.8	2.1	—	0.4	—	1.8	—	0.3
		3.5	7.5	1.7	3.9	1.9	—	—	1.1
		0.8	3.2	—	0.2	0.3	0.4	0.2	—
その他によるもの		12.0	5.6	2.5	4.6	6.2	3.5	4.2	57.1

第118表 産業及び労働不能程度別災害率

産 業	度 数 率					強 度 率				
	合 計	死 亡	永久全労働不能	永久一部労働不能	一時労働不能	合 計	死 亡	永久全労働不能	永久一部労働不能	一時労働不能
調 査 産 業 合 計	29.53	0.22	0.01	2.00	27.30	2.85	1.68	0.09	0.78	0.30
林 業 及 び 狩 猟 業(林業のみ)	107.75	1.16	—	4.42	102.17	13.22	8.73	—	2.42	2.07
鉱 業	85.82	0.74	0.05	7.34	77.69	8.51	5.51	0.36	1.89	0.75
金 属 鉱 業	40.50	0.45	0.02	1.37	38.66	4.51	3.39	0.13	0.61	0.38
坑 内	79.31	0.96	0.04	2.44	75.87	9.26	7.21	0.34	0.97	0.74
坑 外	17.25	0.15	—	0.72	16.38	1.66	1.10	—	0.39	0.17
石 炭 鉱 業	97.15	0.80	0.06	8.94	87.35	9.47	6.00	0.42	2.22	0.83
坑 内	145.60	1.24	0.09	13.48	130.79	14.46	9.29	0.66	3.28	1.23
坑 外	21.77	0.12	0.01	1.88	19.76	1.70	0.86	0.05	0.59	0.20
原油及び天然ガス生産業	22.96	—	—	1.57	21.39	0.93	—	—	0.65	0.28
非 金 属 鉱 業	57.07	0.67	0.03	2.18	54.19	6.67	4.99	0.21	0.90	0.57
建設業	65.44	0.86	0.03	3.58	60.97	9.20	6.46	0.21	1.82	0.71
製造業	18.66	0.07	0.00	1.30	17.29	1.33	0.55	0.03	0.57	0.18
食 料 品 製 造 業	19.22	0.06	—	0.89	18.27	1.05	0.43	—	0.45	0.17
煙 草 製 造 業	6.22	—	—	0.46	5.76	0.29	—	—	0.23	0.06
紡 織 業	5.85	0.02	0.00	0.46	5.37	0.46	0.13	0.01	0.26	0.06
衣服及び身廻品製造業	3.91	—	—	0.16	3.75	0.06	—	—	0.03	0.03
木材及び木製品製造業	47.14	0.20	—	2.87	44.07	3.22	1.49	—	1.28	0.45
家具及び装備品製造業	31.99	—	0.16	3.44	28.39	2.52	—	1.17	1.10	0.25
紙及び類似品製造業	28.02	0.14	—	1.70	26.18	2.34	1.09	—	0.96	0.29
印刷出版及び類似産業	8.55	0.02	—	0.51	8.02	0.46	0.13	—	0.25	0.08
化学工業	16.41	0.08	0.01	1.30	15.02	1.35	0.58	0.04	0.56	0.17

石油及び石炭製品製造業	12.60	0.04	—	0.27	12.29	0.47	0.34	—	0.01	0.12
ゴム製品製造業	15.44	0.01	—	0.93	14.50	0.72	0.07	—	0.51	0.14
皮革及び皮革製品製造業	22.25	—	—	0.33	21.92	0.69	—	—	0.41	0.28
ガラス及び土石製品製造業	22.89	0.12	0.01	1.10	21.66	1.68	0.89	0.04	0.51	0.24
第一次金属製造業	26.55	0.19	0.01	2.50	23.85	2.92	1.41	0.05	1.18	0.28
金属製品製造業	38.17	0.07	—	2.83	35.27	2.05	0.49	—	1.22	0.34
機械製造業	28.34	0.07	0.01	1.70	26.56	1.41	0.49	0.08	0.60	0.24
電気機械器具製造業	10.72	0.03	0.00	0.87	9.82	0.64	0.20	0.02	0.33	0.09
送用機械器具製造業	33.74	0.12	0.00	1.93	31.69	1.87	0.88	0.01	0.67	0.31
医療機械、理化学機械、写真機 光学機械器具及び時計製造業	9.45	0.02	—	0.82	8.61	0.46	0.19	—	0.21	0.06
その他の製造業	23.27	0.02	—	1.16	13.54	0.85	0.16	—	0.57	0.12
運輸通信及びその他の公益事業	19.06	0.15	0.01	0.85	18.05	1.90	1.12	0.09	0.42	0.27
運輸業	14.72	0.16	0.01	1.02	22.08	2.13	1.23	0.08	0.50	0.32
通信業	1.80	0.04	—	0.06	1.70	0.38	0.33	—	0.02	0.03
その他の公益事業	9.45	0.17	0.04	0.56	8.68	2.11	1.28	0.27	0.41	0.15
サービス業	24.27	0.06	—	1.75	22.46	1.37	0.46	—	0.70	0.21

〔備考〕「1954年労働災害統計結果表」による。

達している。次いで多いのは落盤、物の倒壊、飛来等によるもので殊に土石採取（六七・九％）、建設（三一・四％）、林業（三二・七％）等で高い割合を含めている。

災害発生率 次に労働省統計調査部編「昭和二九年労働災害統計結果表」（一九五五年四月刊）によつて、労働者一〇〇人以上を使用する事業所における災害発生度数率についてみると第118表の通りである。

「労働災害統計結果表」は常時労働者一〇〇人以上の事業所における休業一日以上の業務上災害の発生状況を毎月あるいは年間に

まとめて調査するもので、船員法第一条に規定する船員、駐留軍直営の事業所並に管理、事務及技術者のみを使用する事業所は調査の対象から除かれている。その結果は産業別の度数率、強度数として公表されるが、第118表における度数率はそれである。

なお、度数率、強度率の計算方法並に労働災害の程度の区分、労働損失日数計算の基準は次の通りである。

$$\begin{aligned} \text{度数率} &= \frac{\text{労働災害発生件数}}{\text{総実労働時間数}} \times 1,000,000 \\ \text{強度率} &= \frac{\text{労働損失日数}}{\text{総実労働時間数}} \times 1,000 \end{aligned}$$

労働不能の程度

一、死亡 即死のみならず、負傷または疾病が原因で死亡したもの（一件当り労働損失日数 七、五〇〇日）

二、永久全労働不能 死亡災害以外で労働災害の結果、永久的に

有給労働に全然従事できないもの（同 七、五〇〇日）

三、永久一部労働不能 死亡および永久全労働不能災害以外で(1)身体の一部を完全に喪失したもの、(2)身体の一部の機能を永久に不能にしたもの（同 五五、〇〇〇—五〇日）

第119表 石炭鉱山月別災害調

月別	月末鉱山労働者数	災害回数	災害者数			稼働延100万人当災害率					
			死亡	重傷	軽傷	計	回数	死亡	重傷	軽傷	計
1952年	427,730	101,474	679	33,697	67,677	102,053	898.64	6.01	298.42	599.34	903.77
1953年	403,864	81,751	696	30,092	51,756	82,544	717.68	6.11	264.17	454.36	724.64
1954年	349,355	62,764	708	25,722	36,874	63,304	642.23	7.24	263.20	377.31	647.76
1954年1月	375,196	5,718	48	2,303	3,398	5,749	666.57	5.60	268.47	396.12	670.18
	2月	377,749	95	2,127	3,235	5,457	649.90	11.52	257.80	392.10	661.41
	3月	377,835	54	2,284	3,599	5,937	665.82	6.09	257.71	406.08	669.88
	4月	366,330	48	2,277	3,442	5,767	659.49	5.51	261.61	395.47	662.59
	5月	348,695	51	2,255	3,282	5,588	677.12	6.25	276.36	402.23	684.84
	6月	343,498	46	2,278	3,159	5,483	677.26	5.72	283.34	392.92	681.99
	7月	343,646	61	1,982	2,579	4,622	550.01	7.33	238.02	309.71	555.05
	8月	337,379	90	1,980	2,839	4,909	646.77	12.06	265.41	380.56	658.03
	9月	337,990	67	2,190	2,976	5,233	656.80	8.42	275.13	373.88	657.43
	10月	322,321	42	1,953	2,931	4,926	634.19	5.44	253.18	379.97	638.60
	11月	331,210	60	2,002	2,847	4,900	621.40	7.68	256.19	364.32	628.18
	12月	330,416	46	2,091	2,587	4,724	597.08	5.85	266.09	329.21	601.16

〔備考〕 (1) 月末鉱山労働者数の年計は年平均数字である。
(2) 「鉱山保安統計年報」による。

第120表 石炭鉱山事由別災害発生数（1954年）

種 別	回 数	総 計										損 失
		死 亡		重 傷		軽 傷		合 計				
		実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%			
坑	坑内落ばん又は側壁の崩壊	18,896	30.2	295	41.7	8,063	31.4	10,718	29.1	19,076	30.2	3,222,899
	ガス又は炭じんの爆発	24	—	90	12.7	47	0.2	12	—	149	0.2	679,874
	ガス中毒又は窒息	35	—	10	1.4	5	—	48	0.1	63	—	75,399
	自然発火	12	—									
	発破又は火薬類のため	112	0.2	16	2.3	106	0.4	30	—	152	0.2	192,062
	立坑巻揚装置のため	7	—			1	—	6	—	7	—	66
	その他	10	—	3	0.4	4	—	5	—	12	—	22,713
	チェーン又はロープの切断	71	0.1	6	0.8	36	0.1	35	—	77	—	48,992
	前項以外の運搬装置のため	1,582	2.5	37	5.1	741	2.9	831	2.3	1,609	2.7	404,640
	鉋車の逸走又は脱線	4,432	7.2	75	10.5	2,180	8.5	2,196	6.0	4,451	7.1	839,538
内	鉋車に接触又は狭撃	2,182	3.5	15	2.3	970	3.8	1,203	3.3	2,188	3.5	211,893
	その他	13	—	54	7.7	14	—	6	—	74	—	405,317
	出火	4	—					3	—	3	—	17
	火機	923	1.5	7	1.0	462	1.8	457	1.2	926	1.5	156,535
	電気	85	0.1	13	1.8	38	0.1	34	—	85	—	100,368
	高圧ガスのため	2	—			1	—	1	—	2	—	24
	飛石又は転石のため	4,659	7.4	3	0.4	1,557	6.1	3,109	8.4	4,669	7.4	143,191
	工具のたため	3,372	5.4			1,214	4.7	2,167	6.0	3,381	5.4	116,113
	落下物又は倒壊物のため	2,338	3.8	4	0.6	1,020	4.0	1,325	3.6	2,349	3.7	114,553

坑内	取扱中の器械鉋物等のため														
	墜落	倒抜	その他	7,893	13.6	3	0.4	3,123	12.1	4,789	13.0	7,915	12.5	228,853	
坑	坑内計 <td>取</td> <td>7,893</td> <td>13.6</td> <td>3</td> <td>0.4</td> <td>3,123</td> <td>12.1</td> <td>4,789</td> <td>13.0</td> <td>7,915</td> <td>12.5</td> <td>228,853</td>	取	7,893	13.6	3	0.4	3,123	12.1	4,789	13.0	7,915	12.5	228,853		
		扱	370	0.6	7	1.0	197	0.8	171	0.5	375	0.6	74,687		
		中の	3,516	5.6	3	0.4	1,438	5.6	2,079	5.7	3,520	5.6	117,837		
		器械	830	0.1			97	0.4	734	2.0	831	1.3	7,408		
		鉋	5,198	8.3	24	3.4	1,904	7.4	3,303	9.0	5,231	8.4	313,873		
		物等の													
		ため													
		壊	2	—		1	—		1	—	1	—	23		
		為	2	—							1	—	30		
		災	6	—											
		害	43	—	2	0.3			1	—	3	—	15,003		
		の	1,011	1.6	8	1.1	488	1.9	516	1.5	1,012	1.6	87,707		
		た	45	—		21		—	22	—	43	—	1,184		
		め	371	0.6	5	0.7	165	0.6	200	0.6	370	0.6	61,674		
		外	坑	坑内計	鉋架索道のため	機	345	0.5	6	0.9	195	0.8	144	0.4	345
械	77					0.1	5	0.7	45	—	31	—	81	—	58,060
電	3					—					3	—	3	—	33
汽	28					—	6				22	—	28	—	530
しゃくねつ熔融物のため	8					—	1				7	—	8	—	90
劇物	1					—	1					1	—	31	
高圧ガス	247					0.4	69				178	0.5	247	0.4	3,512
飛石	396					0.6	1	0.1	147	0.6	248	0.8	396	0.7	16,562
工具	294					0.5	3	0.4	111	0.4	181	0.5	295	0.5	30,402
粉じん	1,072					1.8	1	0.1	404	1.6	669	1.8	1,074	1.7	35,434
落下物又は倒壊物のため	307					0.5	6	0.9	176	0.6	125	0.3	307	0.5	56.569
取扱中の器材鉋物等のため															
墜落															

坑	外	計	炭 坑		他 業		外 計		計	
			死 亡	割合	死 亡	割合	死 亡	割合	死 亡	割合
719	1.2	2	0.3	309	1.6	412	1.1	723	1.0	30,869
177	0.3	4	0.6	22	—	155	0.4	177	0.3	1,499
1,044	1.8	4	0.6	342	1.3	698	1.9	1,044	1.7	68,858
6,198	9.9	43	6.1	2,504	9.7	3,612	9.8	6,159	9.7	550,700
62,764	100.0	708	100.0	25,722	100.0	36,874	100.0	63,304	100.0	8,027,552

〔備考〕 「鉱山保安統計」による。

四、一時労働不能 (一) (三) 以外のもので、不休災害を除き、一日以上労働不能（負傷当日は除く）となつた災害をいい且つ医師の認定したもの（暦日による休業日数に三六五分の三〇〇を乗じた日数）

一九五四年の全産業平均の死傷度数率は二九・五三、不具傷害度数率は二・〇一、死亡度数率は〇・二二であつた。死傷度数率二九・五三というのは、延労働時間百万時間中に二九・五人の死傷者を出したことを意味する。従つていまかりに労働者一、〇〇〇人の工場で一日八時間、一年三〇〇労働日稼動するとすれば、延労働時間は二四〇万時間になるから、その期間中に七一・八人の死傷者を出した割合となる。すなわち、全国的にみると労働者の七・二％が五四年中に死亡または負傷（休業一日以上）したことになる。また死亡者は一、〇〇〇人について〇・五三人の割合で発生したことになる。この統計の結果次のことがいえる。

- (一) 全国で業務上死亡した者または負傷したものは全労働者の七・二％に相当する。
- (二) 死亡者は労働者一人について五・三人の割合で発生した。
- (三) 負傷のうちで不具になつたものは、労働者一、〇〇〇人につ

いて四・八人の割合で発生した。
以上は各産業の平均であるが、産業間には著しい差異がある。死亡危険性の最も高いのは林業であつて、製造工業の一六・六倍、建設業がこれに次ぎ同じく一二倍強に当る。

第二節 炭鉱の労働災害

「昭和二九年一月—十二月、鉱山保安統計年報、概報」（通産省鉱山保安局編）によつて一九五四年中における炭鉱の労働災害発生状況をみると第119表の通りである。なお、この数字は災害月報の速報集計で、後日追加訂正されることになっている。

同年報によると、五四年の年間累計で、災害回数六二七六四、死亡七〇八、重傷二五、七二二、軽傷三六、八七四と前年に比べて死亡を除いていずれも減少を示すが、死亡者は最近における炭鉱労働者数の減少にもかかわらず五二年以降増加しつづけ、五四年には前年に比べて更に一二名を増加した。従つて、稼動延一〇〇万人当り災害率でみれば五三年の六・一一から七・二四へとその上昇が目立っている。

石炭鉱山重大災害調 (1954年)

回数	月	日	管内	鉱山名	災害の種類	災者数			
						死	重	軽	計
1	1	28	札幌	平和第二	足場硬の陥没	5	—	—	5
2	1	28	"	茂尻	鉱車逸走	3	1	—	4
3	2	2	福岡	新住	ガス爆発	15	3	1	19
4	2	6	札幌	吉岐	"	8	—	—	8
5	2	20	福岡	久恒志	坑内車出	36	—	—	36
6	2	23	"	小雄	鉱車逸	4	1	—	5
7	3	9	札幌	別原	機械走	1	3	4	8
8	4	30	福岡	山犬	鉱車逸	1	3	1	5
9	5	3	札幌	蜂の	ガス爆	5	5	—	10
10	5	6	"	宗谷曲	"	—	4	4	8
11	5	8	福岡	相立	ガス中	—	—	19	19
12	5	31	"	井田	鉱車逸	—	6	2	8
13	6	17	"	三井	運搬	3	—	—	3
14	6	19	"	相今	落ば	3	1	2	6
15	6	30	"	正古	ガス爆	—	4	2	6
16	7	4	宇部	賀山	坑内出	7	—	—	7
17	7	15	福岡	第二	落ば	3	—	—	3
18	7	28	"	筑平	ガス爆	6	—	5	11
19	8	7	札幌	穂大	運搬	—	6	—	6
20	8	31	"	正倉	ガス爆	39	—	1	40
21	9	1	福岡	小万	坑内出	4	—	—	4
22	9	7	"	三池	落ば	3	—	8	11
23	9	29	"	高松	"	3	1	—	4
24	9	30	"	宇美	"	1	2	3	6
25	10	11	"		側壁圧	2	3	4	9
26	11	13	"		落ば	5	—	—	5
27	11	18	"		ガス爆	12	4	—	16

〔備考〕 本表は同時に死亡3名以上、または死傷5名以上を生じた災害である。「鉱山保安統計」による。

原因別労働災害の発生状況 原因別に災害の発生状況をみると第120表の通りで災害回数の三割、死亡者の半ば以上は坑内における落盤または側壁の崩壊若しくはガスまたは炭塵の爆発によるものである。ことに重大災害の発生状況でみられるように、ガス爆発によつてしばしば一挙に多数の死亡者を出し、太平洋炭鉱のガス爆発のごとき死亡者は三九人に上つている。

ついで比重の大きいのは運搬関係事故で災害回数の一三・三%、死亡者の二割を占める。死亡者は少ないが災害回数でこれに次ぐものは取扱中の器材鉱物等の

に
取
組
む

め、飛石または転石、転倒、工具のためというのが比的高い割合を示す。以上いずれも坑内におけるもので、坑外における災害原因の比率は災害回数で九・九%、死亡六・一%と極めて少ない。

前頁に一九五四年中における炭鉱の重大災害を示した。

第三節 職業病

業務上疾病 一九五四年中における「業務上疾病及食中毒発生状況」(労働省労働基準局労働衛生課調)は第121表の通りである。同表における業務上疾病一号から三八号までの各号該当疾患については、労働基準法施行規則第三五条若しくは本年鑑第二七集を参照されたい。

五四年中における業務上疾病総数二万二九五件のうち、件数が多いと考えられるものは主として災害性の疾病たとえば負傷に起因する疾病(五、二八四件で最高を占める)、眼疾患、火傷、凍傷、重激な作業による筋肉や関節の疾患である。そして、職業病という名称で呼ばれる一連の疾病は、その報告件数が甚だ少ないが、実際には意外に広範囲にわたって労働者の間に職業性疾患が浸潤しているといわれており、それが「業務上疾病及食中毒発生状況」において報告されていない事情については次のように指摘されている(川上輝夫「労働衛生への関心」神奈川県労働部発行「労働神奈川」一九五四年八月号掲載)。

労働基準法では、衛生上有害な業務に従事する労働者に対しては、一年に二回以上定期的に健康診断を行うことを要求しているが、そのねらいは、少くとも一回はその業務の有害性からする人体への影響というものを把握する点にある。にもかからず、どのような有害因子をもつ業務においても、一律に胸部レントゲン写

真を撮影する。換言すれば結核検診をもつて二度目の健康診断をおきかえていくというのが実情のようである。

このような手段をもつてしては、到底有害因子による影響は把握できるものではない。胸部X線撮影によつて把握できるものではなく、尿を検査し血液を調べ更に慎重に全身の検査を行つてゆくなど合目的な手段を尽さぬ限り知ることのできるものではない。従つて多くの場合このような誤のために、鉛による中毒も単に胃腸病だとかあるいは神経痛だとかいう診断のもとに、一括して私病の中に葬り去られているという傾向が少くないのである。

職業性疾患というものは周知のように、かなりの年月を経過して始めて徴候を現わしてくるものである。勿論、末期に至れば廃人となるはおろか、労働者の生命をも絶つものであるが、そのような最悪の事態に至らなくても、その間に人体の生理機能は徐々にながら破壊され正当な労働力を発揮することを困難ならしめるに至るものである。珪肺の第三度という状態はある意味からいえば廃人同様の立場におかれた状態であるが、しかしこのような最悪の事態に至らなくても、第二度、第一度の状態で、既に徐々ながらあきらかに労働力の損失を認めることができるのである。

銀行従業員の疾病 一九五三年八月における集団検診状況を全国銀行従業員組合でまとめた資料によつてみると(第122表)、前年度に比べて、長期病欠者が増加していて、特に女子長欠者の増加が甚しい。五三年集団検診で発見された要休養者は二八四名で、受検者数の〇・八%強となつている。これに結核による長欠者を含めると一、二八四名となり、従業員全員の三・七%強が現在療養中であるか療養を必要とするかである。さらに要注意者を含めて罹病率は八・五%、一〇〇人につき九人弱が、またこれに要観察者(主として陽転

第121表 業務上疾病及び食中毒発生状況（1954年1月～12月）

産業別 労働基準法施行規則第三十五号別条による号別	農林業及び水産業	鉱業	建設工業	製造業								ガス及び水道業	商業及び金融業	運輸業	その他産業	計	
				金属工業	機械器具工業	化学工業	窯業及び土石業	繊維工業	製材及び木製品工業	食料品工業	印刷及び製本業						その他工業
1号	149	672	1,786	433	615	229	150	94	193	111	16	54	69	20	551	142	5,284
2	23	240	256	149	165	96	66	17	51	16	6	4	7	5	225	87	1,413
3	71	1,178	941	825	1,349	507	173	72	91	66	24	54	57	5	264	74	5,751
4			1	1	19	4		1							2	6	34
5		91	5	12	3			1							1	1	114
6	10	218	398	1,905	1,042	577	177	134	32	207	21	80	110	19	218	86	5,234
7		61	8	6	3		18						1				97
9	5	6	14	1								1				2	29
10								296									296
11		1	1													1	2
12	1	11	8		1	1				1						1	24
13															2	1	3
14				7	8	1					1					1	18
15		32			1	13	2										48
17				3	3	1											7
18			1	1	21												23
19		2				2											4
20						4											5
21		8	4		5	21		1									39
22				1		17											18

労働者状態 第一集

者）を加えると全従業員の一割が、何らかの最低の結核対策を必要とすることになる。

性別にみると、要休養者は男子一〇〇に対して女子七二、要注意者は四七で、長欠者を含めると男子一〇〇に対する六一の罹病率を示す。男女構成比からすると同様な罹病率といえるが、女子が長欠、要休養において比率の高いこと、要注意の比率の低いことは注意を要する。なお、以上の数字には、市中大銀行の回答がもれてゐるため、実態より控え目のものであるといつてよい。

者)を加えると全従業員の一割が、何らかの最低の結核対策を必要とすることになる。

性別にみると、要休養者は男子一〇〇に対して女子七二、要注意者は四七で、長欠者を含めると男子一〇〇に対する六一の罹病率を示す。男女構成比からすると同様な罹病率といえるが、女子が長欠、要休養において比率の高いこと、要注意の比率の低いことは注意を要する。なお、以上の数字には、市中大銀行の回答がもれているため、実態より控え目のものであるといつてよい。

〔備考〕 (1) 業務上疾病について号別の内8号、16号、35号、37号は該当がない。

(2) 労働省労働基準局労働衛生課調査。

(2) 労働省労働基準局労働衛生課調査。

私鉄労働者の健康状態 私鉄労働者の場合、銀行従業員ほど結核に対する罹病率は多くないが、私鉄労働特にバス労働と胃腸病との関係については、その労働条件、作業環境と密接な関係があるようである。

大阪交通局上二バスの例をとつてみると、車掌、運転手の乗車時間是一日平均七時間以上で、食事時間は約四五分あるが一〇分位で済ませ乗車するのが通例となつている（はやく帰れたり、超過勤務をとつたりすることができするため）、このような労働条件では、食

[illegible]

第122表 銀行従組別結核罹病者数

銀行別		要休養者		要注意者		合計	
		実数	%	実数	%	実数	%
北	拓	24	0.56	183	4.19	207	4.75
秋	田	6	0.82	30	4.12	36	4.94
岩	殖	4	0.5	7	0.8	11	1.3
東	邦	8	3.3	8	3.3	16	6.6
山	梨	6	0.7	29	3.5	35	4.2
北	陸	16	0.6	87	3.1	104	3.7
興	信	12	0.6	64	3.6	76	4.2
埼	玉	101	3.8	73	2.7	174	6.5
協	和	22	0.5	44	1.0	66	1.5
日	銀	7	0.2	5	0.2	12	0.4
京	都	3	0.4	32	4.0	35	4.4
紀	陽	7	0.8	28	3.3	35	4.1
住	友	30	0.5	644	1.6	674	2.1
広	島	31	1.5	20	1.0	51	2.5
四	国	2	0.7	7	2.4	9	3.1
福	岡	5	0.2	110	4.1	115	4.3

第123表 京王帝都労組健康管理状況分類（1954. 4. 8）

	性別		健康者	準健康者	要注意者	要療養者
現業	男	1,682	1,779	38	C ₂ 48・C ₁ 48	休職22・療養36
	女	278				
本社	男	308	312	13	15.9	38
	女	45				
総計		2,318		22%	2.72% 2.24%	休職者 10.7%

〔備考〕 12月末現在、一般は労基法に依り年2回、C₂、C₁は3カ月に1回レントゲン検診を実施している。

- B 完全解除。
- C₁ 連続基準外就業禁止（要注意者）
- C₂ 基準外就業禁止（要監察者）
- D 就業禁止（要療養者）

事時間その他の生活規則が毎日変化し、時間も短く、食後直ちに乗車することになり、バス労働そのものとしての振動、神経疲労、一酸化炭素その他の有毒物の作用が当然考えられる訳である。大阪上二病院で調べたところによると、上二バスの患者一四二人のうち、胃腸病は七九人（五五・六％）あり、それ以外の健保患者の胃腸病の比率は三九％となつてゐる。胃腸病はバス労働のみに止まらない。他の多くの職場においても、その特殊な労働条件によつて存在する。鉄鋼関係の労働者は高熱のため水を多量にのみ、塩をなめる作業に従事することから、胃腸病の患者が多く、脚気や結核を誘発する場合が少なくないといわれている（以上「破壊されつつある労働者の健康状態」、労働経済社発行「労働経済旬報」一九五四年八月中旬号）

なお、京王帝都労組健康管理情況についてみると第123表の通りである。

日雇労働者の健康状態 東京芝診療所が、芝浦の日雇労働者八二名について、一九五四年四月一日から五月一三日にわたつて調査した資料によれば、次のような健康状態となつてゐる。

先ず調査表でみると、胃腸病が一九・三％を占める。これは食事量の不安定と不規則および粗食と過労、急いで食べて流し込むというようなこと、その上アブレの多いことから、就労した日だけ一遍に食べたり、飲んだりすることなどが考えられる。

第二に、神経痛、ロイマチスが一五・九％もあるのは、天候のいかにかわからず働かねばならないこと、冷え切つた湿気の多い住居に起因する。

第三に、結核が約九・七％となつてゐる。これは自覚症状を訴えてきたものだけで、実際にはもつと多いであろう。重労働と栄養不足、不規則な生活から感染発病がし易くなつてゐる。しかもその解

放性の患者も医者にかかつて入院することが容易でないから、無理して働き病気を悪化させ、他の人々にも感染させるといふ結果になる。

第四に、皮膚病九・七％がある。非衛生な生活を余儀なくされてゐること、ビタミン不足が影響している。

第五に、梅毒の三・四％であるが、低賃金と住宅難のため、結婚が困難であり、治療をなおざりにしておくことが原因となつてゐる。

第四章 婦人・年少労働者の状態

第一節 婦人労働者の状態

一般的状態 労働省労働統計調査部「毎月勤労統計調査」の資料によつて、企業の規模別に婦人労働者数をみると第124表の通りであつて、全体として五〇〇人以下の企業に働く婦人労働者の比重が大きく、相当多くの婦人が中小企業で働いてゐることが推察される。但し、この数字は従業員三〇人以上の企業についての推計値であるから、それ以下の零細企業における婦人労働者数についてはみられない。婦人労働者の多い産業は、製造業、とくに紡織、化学、電気機械器具、衣服・身廻品、ガラス土石製品製造業などで、又、小企業における婦人労働者（とくに生産労働者）の比重の大きいのは、衣服・身廻品、木材・木製品、家具・装備品、石油・石炭製品、ガラス・土石製品、紙・紙類似品、印刷・出版、金属製品、機械製造業などである。金融・保険業、不動産業も同じ状態にある。なお東

第124表 女子常用労働者産業別・規模別推計数（1954年12月末現在・全国）

[illegible]

〔備考〕 一印の個所は、調査対象事業所がない。空欄の個所は、労働者の種類別に調査を行っていないため計数が得られない。労働者
労働統計調査部「毎月勤労統計調査」資料。

第三篇 労働条件

第125表 女子常用労働者産業別・規模別推計数（1954年10月末現在・東京都）

産 業 別	規 模 別			
	計	500人以上	499～100人	99～30人
総 数（建設業およびサービス業を除く）	172,466	53,499	66,622	52,395
鉱 業	881	283	585	13
製 造 業	96,428	28,508	36,046	31,784
食 料 品	4,267	*	1,911	1,787
紡 織	11,673	*	3,269	4,153
衣 服・身 廻 品	3,275	*	*	2,425
木 材・木 製 品	765	—	*	319
家 具・装 備 品	322	—	*	245
紙・紙 類 似 品	3,174	*	1,558	1,102
印 刷・出 版	10,513	4,062	4,274	2,177
化 学	10,792	3,187	4,543	3,062
ゴ ム 製 品	2,511	—	1,540	*
皮 革・皮 革 製 品	959	—	*	488
ガ ラ ス・土 石 製 品	2,771	*	1,040	1,719
第 一 次 金 属	3,106	1,035	1,088	983
金 属 製 品	2,763	—	763	2,000
機 械	3,714	1,068	1,116	1,530
電 気 機 械 器 具	16,793	6,466	1,069	4,258
輸 送 用 機 械 器 具	3,357	489	1,742	1,126
精 密 機 械	8,478	4,461	2,687	1,330
そ の 他	4,877	*	2,510	2,084
卸 ・ 小 売 業	31,529	8,750	14,267	8,512
金 融・保 険 業	26,983	10,694	7,701	8,588
運輸通信・その他の公益事業	16,288	5,214	7,815	3,259
建 設 業	6,883	3,608	2,684	591
自動車修理・ガレージ業	676	*	*	60
医 療・保 険 業	15,247	*	9,916	3,270

〔備考〕 *印は調査対象企業数4以下のため公表不可。このため製造業のうちの煙草、石油・石炭製品、不動産業、自動車修理以外の修理業は表から除いてある。但し、総数及び合計数にはこれらもすべて含まれている。一印は調査事業所のないことを示す。労働省労働統計調査部「毎月勤労統計調査」資料。

第126表 女子常用労働者産業別・規模別賃金及び労働時間（1954年10月・東京都）

規 模 別 産 業 別	現 金 給 与 総 額（円）			労 働 時 間（時）					
	500人 以上	499人 100人	99人 30人	500人以上		499人～100人		99人～30人	
				所定内	所定外	所定内	所定外	所定内	所定外
総 数（建設業及びサービス業を除く）	12,561	10,261	9,287	164.8	11.0	172.4	8.6	178.8	8.8
業 業 業	11,882	13,258	7,282	169.7	3.5	167.1	6.8	138.2	6.2
造 料	10,714	9,124	7,282	166.2	14.8	175.0	8.8	181.6	8.3
食 織	*	10,458	6,571	*	*	168.0	10.6	186.6	8.1
紡 品	*	8,370	6,378	*	*	182.9	5.2	170.9	12.4
衣 廻	*	*	6,659	*	*	*	*	188.5	3.6
木 材・木製備品	—	*	5,390	—	—	*	*	177.5	3.4
家 具・装備品	—	*	7,925	—	—	*	*	190.6	2.3
紙・紙類似品	*	11,129	7,448	*	*	156.5	15.1	182.5	15.5
印 刷・出版品	12,770	10,348	7,692	157.8	27.9	169.8	20.4	181.8	16.9
化 学	9,718	10,089	8,318	152.8	7.7	167.0	5.9	177.7	6.2
ゴ ム製品	—	9,066	*	—	—	162.7	7.4	*	*
革・皮革製品	—	*	7,431	—	—	*	*	182.5	8.5
ガラス・土石製品	*	7,115	6,982	*	*	180.5	4.0	183.0	2.0
第一次金属製品	11,495	8,971	9,024	159.6	11.9	162.8	14.7	175.2	9.6
金 属 製 品	—	10,562	6,670	—	—	175.5	7.5	182.2	8.7
機 械 器 具	10,276	9,484	7,575	166.7	8.5	170.7	7.8	190.8	5.2
電 機 器 具	9,482	7,323	7,060	161.9	8.4	180.7	6.5	181.2	5.5
輸 送 機 械 器 具	10,880	9,794	6,879	172.6	5.2	182.2	5.5	183.0	4.1
精 密 機 械 器 具	11,946	8,629	8,754	170.9	10.5	188.1	8.1	180.0	7.0

賃金及び労働時間の状態は第126表の通りである。全国調査の資料では企業規模別にみられないので、ここでは東京都の場合をとつた。賃金は一般的に企業規模が小さくなるほど少くなり、これに反して労働時間は延長されるという状態がみられる。前述の、衣服・身廻品、木材・木製品など小企業に働く者の比重が大きい製造業部門の賃金は平均六〇〇〇円―七〇〇〇円台にある。そして賃金と労働時間とのこうした傾向からも、三〇人以下の零細企業における労働条件が極めて劣悪なものであることを推察せしめる。

繊維女子労働者の労働状態 全国繊維産業労働組合同盟（全繊同盟）が増大しつつある労働強化の実情把握のためにおこなつた女子組合員の世論調査によつて、その状態をみよう。

(注) この調査は、全織同盟の綿紡、化繊、羊毛、地織など各部会毎に行われたが、ここに掲げるのは綿紡部会の総括である。

調査要領は以下のごとし。業種―綿紡、部門―紡績・織布、性別―勤続二年以上の女子、調査表回収数は紡績七四一九、織布二六三三、計一万〇〇五二。調査時期は五四年二月。

その他	卸・小売業	金融・保険業	運輸・通信・その他の公益事業	建設業	自動車修理・ガレージ業	医療・保険業
*	13,750	16,301	13,051	9,431	*	*
9,620	9,612	13,923	12,767	8,191	*	14,394
5,909	9,953	15,309	11,273	8,280	8,065	12,802
*	171.4	153.8	167.9	201.4	*	*
*	7.0	9.5	24.5	25.1	*	*
182.4	177.7	151.0	172.8	181.4	*	182.7
3.5	7.2	8.9	9.8	4.0	*	12.7
181.1	179.5	171.0	169.9	176.5	177.2	168.3
14.2	7.7	14.0	3.4	1.9	7.3	15.0

まず第127表では、八〇%近くの組合員が、仕事が辛くなつたことを訴えている。しかしこのことは残業―労働時間の延長という形態ではなされていない（第128表）。それは、仕事の準備、後始末などの労働を、就業時間の前後あるいは休憩時間中におこなわせ、規定時間をできるかぎり直接的な生産のために振り向け、しかも使用人員を縮小させ一人当りの機械の持台数を増加させるという形態をとっている。このため労働の強度はますます増大している。こうした状態は以下の調査によく現われている。

すなわち、第129表、所定の作業時間外に増加した仕事については、この質問自体が不完全なため無回答が多くなっているが、約四〇％のものが、機械掃除、仕事の段取り、床掃除などの時間外労働が増加したことを訴えている。これを時間でみると、約三五％が就業前後に五分―一五分程度の時間外労働をやらされている（第130表）。なかには三〇分以上のものもある。また第131表をみると、この時間外労働をいやいやながら仕方なしに行っているものが、回答だけで三〇％を占めている。「賃金に關係するから」というのは、いいつけに従わないと昇給などにも影響することを示すものである。時間外労働といつても、作業の性質上、強制的に行われている状態が推

第127表 労働強度——あなたの仕事は二年前（操短前）にくらべて辛いと思いますか

部 門 別	辛くなつた	少し辛い	以前と同じ	辛くない	わからない	無 回 答	計
紡 績	58.5%	21.8%	7.1%	7.3%	3.0%	2.9%	100%
織 布	49.8	24.2	9.7	9.5	2.7	3.9	100

〔備考〕 全国繊維産業労働組合同盟調査。第135表まで同じ。

第128表 最近残業をやっていますか

部 門	やっていない	時々やる	毎日やる	無 回 答	計
紡 績	69.8%	18.4%	0.9%	10.9%	100%
織 布	76.2	12.4	1.4	10.0	100

第129表 雑用——工場内で所定の作業時間外にどのような仕事がふえましたか

部 門	油差し	ゴミ捨	機 械 掃 除	床掃除	段取り	その他	わから ない	無回答	計
紡 績	1.2%	2.6%	17.2%	7.7%	9.9%	6.6%	10.7%	44.0%	100%
織 布	0.76	2.9	16.5	6.4	7.0	6.2	13.0	47.0	100

第130表 時間外労働——所定時間以外に現場に早出したり,居残ることがありますか

時 間	就 業 前		就 業 後	
	紡 績	織 布	紡 績	織 布
5 分	5.4%	6.6%	6.4%	8.0%
10 分	5.7	6.8	4.8	6.2
15 分	7.2	6.6	3.7	4.0
20 分	4.5	2.9	1.6	1.2
25 分	2.2	1.1	0.3	0.5
30 分	4.7	2.6	17.2	2.1
30 分 以 上	3.5	3.3	2.2	2.9

第131表 時間外労働の場合, どのような気持で仕事をしていますか

部 門	いやだと思 つたが仕方 がない	賃金に関係 するから仕 事をする	あたり前だ と思つた	何も感じ ない	無 回 答	計
紡 織	37.1%	10.0%	14.2%	6.5%	32.2%	100%
織 布	31.9	8.1	15.0	6.9	38.1	100

第三篇 労働条件

第132表 休憩——最低45分間の休憩時間(食事時間を含めて)が充分とられていますか

部	門	とれている	とれていない	わからない	無回答	計
紡	績	51.2%	37.8%	2.6%	8.4%	100%
織	布	56.6	37.3	2.7	3.4	100%

第133表 疲労——一日の仕事を終えて帰った後で疲れますか

部	門	全身が疲れて だるい	頭痛や目ま いがする	足腰がい たむ	何も感じ ない	無回答	計
紡	績	74.2%	2.4%	9.0%	10.4%	4.0%	100%
織	布	72.2	2.6	9.2	12.7	3.3	100

第134表 有給休暇——有給休暇がとりにくいといわれますが、その理由は何ですか

部	門	人手が足 りないか ら	手続きが 面倒だか ら	上役が欠 勤にせよ うから	上役が休 むの代り 休むから	そういう ことはな い	わからな い	無回答	計
紡	績	60.4%	6.4%	1.3%	1.2%	18.9%	4.2%	7.6%	100%
織	布	53.4	7.2	0.7	0.9	23.0	5.0	9.8	100

第135表 生理休暇——生理休暇がとりにくいといわれますが、その理由は何ですか

部	門	仲間が迷 惑からか ら	手続きが 面倒だか ら	上役がい やをいう から	皆がとら ぬ自分と か分りに くい	昇給に びびるか ら	恥しい から	そうい うこと はない	無回答	計
紡	績	23.1%	14.1%	13.2%	8.5%	3.3%	7.4%	20.6%	9.7%	100%
織	布	20.1	11.5	7.7	10.1	3.5	9.5	22.1	14.6	100

察される。また休憩も四〇％近くが充分とられていないと答えている(第132表)。そしてこれは、休憩運転をしないまでも仕事の段取りその他で休憩時間がさかれること、休憩時間中に仕事に関する責任者の訓話が多くなってきたため、三〇分位しか休憩がとられていないこと、休憩時間前には五分―七分遅く信号がつき、就業時間前には五分―八分早く信号がつくため、実際の休みは三五分位になることなどの実情が指摘されている。こうした状態のため、八〇％以上のものが、作業終了後の全身のだるさ、頭痛・目まい、足腰の痛など疲労を訴えている(第133表)。そして、この状態が冬季の結果であることから考えて、夏季にはさらにはなほだしいだろうことが指摘されている。有給休暇は人員の不足や職制の圧力によつてほとんどとられていない(第134表)。また生理休暇についても同様の状態である(第135表)。

なお、次に、繊維女子労働者の時間外労働と関連して、事務所に

おける女子事務員の時間外労働の状態を、全国蚕糸労働組合連合会
 は、このうち大企業、中小企業の各工場の典型的なものを選んで掲
 げた。これによると、各工場によつて時間的には多少差異はあるが
 全蚕労連が傘下全組合についておこなつたものであるが、第136表に
 時間外労働の内容はほとんど一致しており、始業時間前の事務所な

第136表 事務所における時間外労働の状態

労働種類 組合名	始業前											午前休憩					
	事務所掃除	客間掃除	庭園掃除	廊下掃除	その他の掃除	お茶入れ準備	お茶入れ	暖房準備	職務準備	朝礼	上役、同僚私用	宿泊客接待	その他	お茶入れ準備	お茶入れ	職務継続	上役、同僚私用
片新倉潟製工糸場	30		5		10		15*	10					15	5	5	5	
郡京是都製木糸社	30					5	10	20		10 15				5	5	15	週3回 5~10
山梨県笠原製糸場	15	10	5	5	45	8	2	10	5		*				2	10	
長野県昭栄製糸場	40				週1回 10	5									2	3	週2回 3
愛知県近藤工場	10	5	10*	5		5										10	
九州若林製糸場	30	当直 30		当直 20	" 30	" 20	5	20		5		5*		当直 5	" 5	5	
九州鹿本製糸	90		10	10	10	10	5	20						5	5		5

労働組合名	種類	昼 休 み					午 後 休 憩					終 業 後					計			
		お茶入れ準備	お茶入れ	職務継続	上役、同僚私用	来客接待	お茶入れ準備	お茶入れ	職務継続	上役、同僚私用	来客接待	客間掃除	庭園掃除	その他の掃除	お茶入れ後始末	火気後始末		職務残業	上役、同僚私用	来客接待
片新	倉潟 製工 糸場			10	15*	30*	5	5	5	15*	30*	15*	15		10	5	30	20*	週2回 60	2 時間 55 分
郡京	京都 製本 糸社	5		10			5	5												2 時間 5 分
山梨	大井 笠原 製工 糸場			10	5											5	20		週1回 10	2 時間 37 分
長野	上野 果田 昭栄 製工 糸場						2	3								5	週3回 30		週1回 30	1 時間
愛知	県近 藤工 業		10	5	5	5*			10						10		20		週4回 15	1 時間 35 分
九州小	若林 製工 糸場	当直 5		当直 10	" 5	" 10		当直 5	10				30* 当直 10	" 5	" 5				当直 週3回	1 時間 15 分
九州鹿	鹿本 製糸	5	5		20	5	5	5							20	5	30	5		4 時間 35 分

〔備考〕 数字は分単位。 * は不定期。このなかには時間外労働手当が払われているところもある。 54年7月全国蚕糸労働組合連合会調査。

どの掃除、始業前、各休憩時のお茶入れ、各休憩時の執務、終業後の残業、来客の接待などのために、小刻みに相当長い時間外労働をやられていた状態が示されている。

（注） 以上紹介した資料の他に女子労働者の状態について行われた調査には次のようなものがある。

一、賃金・労働時間について

第137表 女子・年少者関係労働基準法違反件数

条文番号	4	56	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68
内 容	男女同一賃金の原則	最低年齢	未成年者の労働契約	未成年者の労働契約（賃金）	年少者の労働時間及び休日	女子の労働時間及び休日	深夜業	危険有害業務の就業制限	坑内労働の禁止	産 後	育 児	生 理	帰 郷
1948年 合計	427	2,786	510	171	5,778	9,617	1,408	1,356	108	49	26	439	25
1949年 "	453	2,721	1,152	382	10,078	22,791	2,934	1,751	154	84	49	930	48
1950年 "	389	1,458	442	263	11,220	22,926	3,667	1,388	125	85	26	425	40
1951年 "	130	925	232	169	6,721	16,686	2,849	997	89	31	11	161	25
1952年 "	95	798	218	92	6,126	15,805	2,799	759	132	29	13	81	15
1953年 "	110	1,475	194	146	10,307	22,882	3,781	664	148	28	10	91	13
1954年 "	53	1,017	86	50	7,919	18,191	2,533	496	74	19	2	64	17

〔備考〕 労働省労働基準局調査。

(1) 全織同盟「中小企業調査」全織同盟傘下の繊維中小企業五五についての調査で、従業員数、勤続、年齢、平均賃金、初任給、食費、寄宿舎などの状態について、各企業毎に詳細にまとめられている（全織同盟「繊維労働」九五号、一九五四・一〇・一〇に発表）。

(2) 全蚕労連「繰糸の作業準備・清掃・整理時間の調査」一九五四年八月、全蚕労連傘下の各企業についての調査で、就業前後、昼食後の始業において、機械を回転し始めるまでの各段取の労働内容について、その要する時間を集計したもの。

二、女子保護規定に関して

(1) 労働省婦人少年局「労働協約中女子に特殊な規定」一九五四年一〇月、全国から鉱業、紡織業、印刷出版業、化学工業

など五八六事業場を選んで労働協約の報告を求め、報告のなかったものなどを除く一六二事業場の協約が、労働基準法中の女子特有の規定に従ってまとめられている。

(2) 全織同盟「繊維産業における生理休暇の実態調査」一九五三年二月に全織同盟傘下の全組合に対して調査を行ったが、このうち本部に報告のあつた七八工場、女子労働者約六〇〇〇名の状態をまとめたもので、生理休暇の必要性、休暇取得状況、休養施設状況などについて報告されている。ここではとくに、仕事忙がしかったり、上役に文句をいわれたりして最近とくに休暇がとりにくくなつたことが示されている。

(3) 労働省婦人少年局「昭和二八年における女子保護の概況」全国における従業員三〇人以上の労働基準法適用事業場に対

第138表 全国売春関係地域数、業者数及び従業婦数（1954年6月20日現在）

	特 飲 街		三 業 地	駐 留 軍 基 地	保 安 隊 附 近	計						
	戦前からあるもの	戦後できたもの										
地 域	708	324	571	139	37	1,779						
業 者	人 14,312	人 6,182	人 7,800	人 6,295	人 842	人 35,435						
従 業 婦	人 49,667	人 14,375	人 28,093	人 25,555	人 2,663	人 124,353						
主な都道府県別従業婦数	北海道	人 2,466	山 形	人 828	福 島	人 867	北海道	人 2,253	北海道	人 1,281	北海道	人 6,000
	東 京	4,210	島 木	744	東 京	5,391	宮 城	730	茨 城	121	東 京	12,386
	神奈川	3,537	栃 野	536	神奈川	1,645	東 京	2,460	新 潟	47	神奈川	11,398
	愛 知	1,991	長 愛	990	新 潟	1,552	神奈川	6,015	長 野	624	静 岡	4,311
	大 阪	2,850	知 庫	1,318	山 野	1,557	静 岡	693	三 重	30	愛 知	4,659
	山 口	3,269	島 崎	5,016	長 野	894	広 島	1,475	島 根	30	大 阪	4,875
	福 崎	2,482	長 崎	824	岡 野	1,966	山 口	1,500	山 口	30	兵 庫	5,943
	熊 本	6,959	大 分	1,438	愛 知	1,290	福 崎	4,682	香 川	150	山 口	4,471
		2,255		590	大 阪	1,186	長 崎	1,204	川 崎	120	福 崎	13,834
		1,464		1,479	知 府	2,068	大 分	487	福 岡	85	長 崎	4,303

【備考】 各都道府県の婦人少年室が警察、保健所等の力によつて調査したもの。労働省婦人少年局「婦人関係資料集報第6号」による
として任意抽出した四五七三事業場のうち、調査報告のあつた
二二二八事業場、女子労働者数約二三万六〇〇〇人について
集計したものである。調査期間は、一九五三年一月―十二月
末。調査事項は、有夫者数、産前産後休暇取得状況、生理休

(4) 労働省婦人少年局「産前産後の休業状況調査」一九五四年
一月、山形、福島、富山、広島など一〇県において、一九五
二年九月から五三年八月までに出産した女子労働者に対する

各県一〇人平均の抽出調査で、対象事業場は、紡織業三六一をはじめとする九九四企業、五〇人以下の企業が六〇％を占め中小企業に重点がおかれていることが特徴である。調査内容は、女子労働者数、有夫者数、産婦数、就業規則における母性保護に関する規定の状態、産前産後の休業状態などで、このうち母性保護にかんする規定が、労働協約、就業規則などに全くない事業は二一％、規定のある場合も極めて不十分であることが示されている。

(5) 全国銀行従業員組合連合会「生理休暇調査」全銀連傘下各組合からの報告をまとめたもので、就業規則などにおける生理休暇規定の有無、給与、休暇手続、生理休暇についての意見及び規約などについて調査されている。これによると住友、三和、秋田、静岡など一〇銀行が生理休暇規定をもたず、欠勤扱いなどにされている。また規定があつても、仕事で忙しいなどから利用者は一般に少なく、その対策が問題になつてゐる。一九五三年七月調査（全銀連「調査時報」四七号、一九五四年八月発表）。なお全銀連傘下の組合の生理休暇調査として、十八銀行従業員組合、青森銀行従業員組合などによる調査が発表されている（全銀連「調査時報」四八号、一九五四年九月発表）。

(6) 労働省労働基準局調査—女子年少者関係労働基準法違反件数（第137表）。これによると違反件数は年々減少傾向を示しているが、しかしこの数字は女子年少労働者の労働条件の実情を現わすものではない。女子労働者の状態が、この数字によつて示される労働条件の改善の傾向とは正反対のものであることは、以上紹介した諸資料によつてもみられるところである。この数字はかえつて、労働基準法の無力化、したがつ

てその調査がますます形式的なものとなつて来ている状態を示すものといえよう。

(7) 労働省婦人少年局「危険有害業務の就業制限違反事件調査」一九五三年中に発生した女子年少者の危険有害業務の就業制限規則（労働基準法第六三条に基づく）の違反事件の調査で、全国の労働基準監督署の報告をまとめたものである。

三、その他

(1) 労働省婦人少年局「婦人の職業生活に関する世論調査」一九五四年二月、婦人少年局が総理府国立世論調査所に依託して行つたもので、六大都市をはじめ全国六七市町村に居住する満二〇歳以上六〇歳未満の男女二五〇〇名に対する標本抽出調査である。調査内容は、婦人対象者の職業、収入状態、家事と仕事とが両立できるか、婦人が職業につく場合一時的でもよいかなどについての面接調査の結果を、都市、郡部、男女、未婚男女、有配偶の男女別にまとめ、分析したものである。なおこの調査資料は、その「概要」のみが公表されている。

(2) 労働省婦人少年局「未亡人等の雇用に関する調査報告—製造業の部」一九五四年八月、未亡人などの職業対策の基礎資料をうる目的で、三〇人以上の事業所（製造業）から未亡人などを雇用する事業所を全国で七〇〇抽出し、雇用されている未亡人等五三五〇人について面接調査したものである。その内容は、産業別、規模別雇用分布、雇用の形態、労働条件、生活状態、未亡人の職業に対する意見などである。しかしその調査に用いられた質問の内容は、極めて具体性に欠けており、従つてその結果も、婦人の職業についての実際の世論をみるには、極めて無内容なものとなつてゐる。なおこの調

は製造業以外の各産業についても引続いて行われることになつてゐる。

(3) 労働省婦人少年局「全国の女世帯—第三次女世帯生活実態調査結果報告」 全国で五一・一三の女世帯についての抽出調査であり、調査結果が発表されたのは一九五四年二月であるが、調査実施時期は一九五〇年一〇月である。調査内容は女世帯になつた原因、女世帯主の年齢、学歴、その世帯員、従事している職業の種類、労働条件、生活状態などとなつてゐる。

なお最後に売春婦数の全国的状态についての調査表を掲げておく。この調査は、各都道府県の婦人少年室が警察、保健所などの協力によつて行つたもので、これによつて把握された状態は（五四年六月二〇日現在）第138表の通りである。

第二節 年少労働者の状態

労働状態 これについての実態調査としては余り適当な資料がないが、労働省婦人少年局が調査した「夜間中学に学びながら働く年少者」によつて、その労働状態を紹介することにしよう。

(注) この調査は一九五三年一月から一二月末までの間に、全国における夜間中学七一校、生徒数三一九六人（文部省の調べによる）についてわれた。但し実際に調査集計できたのは六五校、生徒数二一四一人（男一〇八〇人、女一〇六一人）で、そのうち雇用されているものは総数一二八七人（六〇％）、男子七六三人、女子五二四人、年齢別では一五歳未満三三・五％、一五歳以上一八歳未満四九・九％、一八歳以上一六・六％となつてゐる。またこの雇用されているもの一二八七人を産業別で

みると工業が最も多くて六・七％、次いで商業一九％、土建三％、接客娯楽二％、保険衛生一・六％、貨物取扱一％などの順となつてゐる。企業の規模別では小企業が多く、一人以上五人未満二八％、五人以上一〇人未満二四％、一〇人以上五〇人未満三二％、五〇人以上一〇〇人未満七％、それ以上四％となつており、五〇人未満の企業で働くものが全体の八四％を占めてゐる。したがつて以下でみる労働条件はこうした小企業における年少者の状態の一例である。

雇用契約 第139表の通りで、雇用契約が一年以上の長期にわたつてゐるものが全体の六・八％、契約がないとか分らないというのが七六％をも占めてゐる。こうした状態は、親戚関係に勤めるものが全体の一三％を占めてゐることも影響してゐるとみられるが、小企業の雇用契約のあいまいさ、その欠陥を示すものである。

賃金 その支払い方法は毎月一回払いが多いが、毎月支給されなかつたり、きまつていないものが約七％ある（第140表）。また支払形態は日給が多く（第141表）、賃金の内容は現物支給が若干ある（第142表）。この調査では肝心の賃金額について調査されていないのが欠点であるが、しかし以上の状態から、賃金も相当低いことが推察されよう。

労働時間・休憩時間 一五才未満のものの労働の規則は、修学時間を含めて一日七時間となつてゐるが、第143表によると一五才未満の四七％のものが九時間以上、さらに一時間以上も働いてゐる。これに反して休憩時間は四五分以下というのが三〇％以上を占めてゐる（第144表）。

休日 休日のきまつていないものが一四％以上、また一ヵ月三日以内で一週間毎に休めないものが六四％を占めてゐる（第145表）。

(注) この資料のほかに、年少労働者の労働状態の調査資料には

第139表 雇 用 契 約 (%)

契約の有無別	契 約 あ り			契約しない	わからぬ	不 明	総 数
	1年以下	それ以上	不 明				
計	2.1	6.8	9.1	58.6	17.8	5.6	100.0
15 歳 未 満	3.1	1.9	7.1	56.1	27.3	4.5	100.0

〔備考〕 労働省婦人少年局「夜間中学に学びながら働く年少者」による。
第145表まで同じ。

第140表 賃 金 の 支 払 い 方 法 (%)

支払い方法別	毎月1回払い	2回払い	3回払い	不 明	毎月もらわない	きまつていない	不 明	総 数
計	55.4	29.5	4.7	1.4	1.1	5.4	2.5	100.0
15 歳 未 満	53.2	25.4	6.3	1.5	1.2	8.0	4.4	100.0

第141表 賃 金 支 払 形 態 (%)

支払形態別	総 数	日 給	月 給	そ の 他	不 明
計	100.0	50.0	36.7	11.7	1.6
15 歳 未 満	100.0	41.3	35.9	15.2	7.6

第142表 賃 金 内 容 (%)

内 容 別	総 数	現 金	現金と品物	品 物	不 明
計	100.0	93.2	3.7	1.2	1.9
15 歳 未 満	100.0	89.6	5.1	2.0	3.3

第143表 労 働 時 間 (%)

時 間 別	総 数	3時間以下	4～8	9～10	11時間以上	不 明
計	100.0	1.6	46.8	40.0	9.2	2.4
15 歳 未 満	100.0	2.0	48.1	37.4	10.0	2.5

第144表 休 憩 時 間 (%)

時 間 別	総 数	45分以下	46分～1時間	1時間以上	不 明
計	100.0	34.2	45.2	10.8	9.8
15 歳 未 満	100.0	32.5	42.2	12.8	12.5

第145表 規定休日 (%)

休日の有無		総数	あ	な	明
	計	100.0	83.9	14.4	1.7
15 歳 未 満		100.0	82.5	15.0	2.5
一カ月日数		総数	3 日 以 内	4 日	5 日 以 上
	計	100.0	63.6	34.4	2.0
15 歳 未 満		100.0	64.7	33.9	1.4

次のようなものがある。また以下に掲げるものはすべて労働省婦人少年局の資料である。

(1) 「夜間高等学校に学びながら働く年少者」全国各地の県教育委員会、高等学校などで行った定時制高校生の実態調査資料をまとめたもので、調査時期は一九五〇年から五三年までである。資料内容は定時生高校生の労働条件、疲労、健康状態などで、二〇〇〇—三〇〇〇程度の低賃金状態その収入は半数のものが家計のために支出していること、労働時間は九時間以上のものが二五%を占めること、夜学に通い始めてから五〇%以上のものが近視になったり眼が疲れるといっていること、また脚気、結核なども無視できない状態にあることなどが示されている。

(2) 「学びながら働く年少者—労働基準法による使用許可証明書を書いて働く年少者の労働条件調査第五回報告」 調査

対象は一九五三年中に使用許可を受けて働いた満一五歳未満の児童で、各都道府県労働基準局の資料を基礎とする。この調査で把握された年少者は全国で九六九名(男子八二〇一名、女子一四九八名)で第四回調査(一九五一年四月—五二年三月)の四九一名に比べて九七・五%の増加を示している。仕事では男子は新聞配達が八〇%以上を占め圧倒的に多く、女子はリンゴ袋掛三五%、新聞配達二〇%などとなっている。

(3) 「年少労働災害調査」 労働基準監督署の調査資料に基いて、一九五三年七月から五四年六月までの一年間に発生した労働災害のうち、休業四週間以上の災害を主体とする調査である。これによると、被害をうけた年少者は七三九人(調査されたもの四五九人、男子三八一人、女子七八人)産業別では製造業が大部分で七七%、次に建設業八%であり、このうち製造業については、男子は機械一八%(男子の総数の)、金属製品一五%、木材・木製品一二%、輸送用機械器具一〇%となつている。女子では五〇%以上が紡織業である。また規模別では労働者数一〇人以上五〇人未満の事業場が最も多くて三六%、次いで一〇〇人以上五〇〇人未満が二四%となっている。災害箇所は手の部分が最も多くて全体の五九%、足が二九%、治癒状況では五〇%以上が怪我は治つたが障害は残つたと答えている。

(4) 「非工業的事業に働く年少者の身体的適性について」 労働科学研究所の協力により、一九五四年三月から四月にかけて行つたもので、東京都の問屋に働く年少者一七八名を対象とし、その労働が身体に及ぼす影響を調査したものである。

第146表 欠席理由別長欠者数(家庭によるもの)

欠席理由別		計	男	女	うち教育扶助をうけた者		
					計	男	女
小学校	勉強らしい一家の無理解害	54,068	27,907	26,161	6,300	3,189	3,111
	家族の疾病異常	363	148	215	14,161	7,476	6,685
	家族費がだせない	4,331	1,440	2,891	127	58	69
	教育費がだせない	5,829	2,691	3,138	1,849	618	1,231
	家計の全部または一部を負担させなければならぬ	4,250	1,874	2,376	2,463	1,155	1,308
	その他	7,093	2,884	4,209	1,645	763	882
校	の計	56,151	24,450	31,701	1,745	697	1,048
	(合 計)	(131,559)	(65,582)	(65,977)	28,290	(13,956)	(14,334)
中学校	勉強らしい一家の無理解害	77,973	42,494	35,479	2,728	1,302	1,426
	家族の疾病異常	920	383	537	9,939	5,477	4,462
	家族費がだせない	7,438	2,420	5,018	219	94	125
	教育費がだせない	9,746	4,152	5,594	2,264	829	1,435
	家計の全部または一部を負担させなければならぬ	21,832	11,383	10,449	2,855	1,266	1,589
	その他	12,023	5,011	7,012	5,577	2,980	2,597
校	の計	98,680	45,375	53,305	1,868	714	1,154
	(合 計)	(157,876)	(79,412)	(78,464)	25,450	(12,662)	(12,788)

〔備考〕 欠席理由のうち「家庭の無理解」—家計は維持できるが、教育に対して理解なく欠席させた場合。結果的には家計を補助させている場合も含む。「家庭の災害」—家庭が災害に会って欠席させた場合。火災、風水害による場合も含む。「家族の異常疾病」—家庭内に病人があつて欠席させた場合。
文部省「長期欠席児童調査—昭和29年度版」。

第147表 保護者の職業別、家庭の事情による欠席理由別、欠席者数

職業別	家庭の無理解		家庭の災害		家族の疾病常		教育費がだせない		家計を負担させられない		その他		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
計	37,439	43,567	531	742	3,860	7,909	6,843	8,732	13,257	12,825	7,895	11,121	69,825	85,006
農業	15,227	16,156	179	203	1,092	1,794	1,461	1,431	4,207	3,775	2,714	3,326	24,880	26,985
林業	1,042	902	11	11	76	121	112	87	299	105	171	190	1,711	1,516
水産	2,827	2,333	23	36	130	271	296	356	1,234	606	379	468	4,889	4,070
鉱業	932	1,255	13	30	144	354	179	245	142	153	133	257	1,543	2,294
運輸	381	374	12	13	55	112	45	70	98	82	54	112	655	763
住宅	941	1,237	22	24	166	317	113	169	402	353	298	399	1,842	2,497
露店	1,087	1,087	15	131	123	138	227	216	536	438	225	267	2,213	2,267
自由業	976	1,316	12	24	123	264	267	358	481	550	192	363	2,061	2,875
公務員	6,657	8,826	192	31	633	1,148	1,809	2,325	2,172	2,429	1,169	1,972	12,532	17,129
労働者	1,848	2,724	33	69	281	711	545	752	998	1,172	443	767	4,148	6,201
学校教員	181	239	4	7	61	134	25	33	38	50	86	95	395	558
会社員	14	11	3	1	2	14	3	1	4	5	10	11	36	43
その他	320	384	12	20	73	236	70	99	94	115	160	255	279	1,029
無業	2,668	3,659	43	66	293	686	690	1,008	1,104	1,346	1,296	2,298	6,093	8,068
その他	2,339	2,966	57	86	608	1,213	1,001	1,262	1,438	1,546	555	898	6,058	7,991

〔備考〕 小学校と中学校を合計した数である。 文部省「長期欠席児童調査―昭和29年度版」。

(5) 「事業場附属教育施設における教育の状況」 全国の附属教育施設をもつ事業場（定時制一八、各種学校二六）に依頼した調査報告をまとめたもので、報告されたものは定時制高校一六（生徒数三一九九人）、各種学校二三四（生徒数六万〇三七〇人）、調査内容は、その産業別、規模別事業場数、教育の種類・内容、校舎など設備状態、科目、授業日数、職員の状態、生徒の入学条件、卒業後の待遇などである。調査時期は一九五四年二月末現在。

第148表 労働の種類別欠席者数

仕事別		小学校			中学校		
		男	女	計	男	女	計
仕事は事業所で勤めた	農 耕 伐 木	27	16	43	418	120	538
	魚 獲 水 産 養 殖	25	10	35	279	38	317
	採 炭 鉱 採 石	29	21	50	197	35	232
	女中、給仕、小使、雑役、	213	417	630	1,893	4,080	5,973
	清掃作業	124	148	272	2,731	2,084	4,815
	大工、工	46	34	80	719	400	1,119
	物品の修理加工	25	6	31	170	25	195
	廃品その他の配付と拾集	46	14	60	846	284	1,130
	物品の販	9	2	11	10	2	12
	靴歌	10	17	27	13	62	75
	留守番、子の遊守、看	78	325	403	128	880	1,008
	その他	192	124	316	1,421	1,219	2,640
	計	824	1,134	1,958	8,825	9,229	18,054
仕事は事業所で勤めない	農 耕 伐 木	3,071	1,571	4,642	19,005	10,818	29,823
	魚 獲 水 産 養 殖	554	165	719	3,917	714	4,631
	採 炭 鉱 採 石	35	12	47	208	41	249
	女中、給仕、小使、雑役、	405	487	892	1,408	1,884	3,292
	清掃作業	49	21	70	598	200	798
	大工、工	109	95	204	821	440	1,261
	物品の修理加工	274	167	441	447	161	608
	廃品その他の配付と拾集	163	127	290	1,145	627	1,772
	物品の販	25	11	36	56	8	64
	靴歌	19	42	61	21	76	97
	留守番、子の遊守、看	10,405	20,616	31,021	8,972	26,024	34,996
	その他	3,882	3,259	7,141	6,653	5,994	12,647
	計	18,991	26,573	45,564	43,251	46,987	90,238
合計	農 耕 伐 木	347	153	500	1,209	367	1,576
	魚 獲 水 産 養 殖	78	26	104	360	41	401
	採 炭 鉱 採 石	15	8	23	44	11	55
	女中、給仕、小使、雑役、	105	115	220	446	568	1,014
	清掃作業	20	18	38	275	125	400
	大工、工	19	25	44	168	116	284
	物品の修理加工	193	57	250	293	90	383
	廃品その他の配付と拾集	43	27	70	321	105	426
	物品の販	29	7	36	72	12	84
	靴歌	17	38	55	15	38	53
	留守番、子の遊守、看	2,368	3,381	5,749	1,139	2,351	3,490
	その他	4,985	2,170	7,155	3,438	1,030	4,468
	計	8,910	5,258	14,168	5,987	3,019	9,006
合計		36,120	37,856	73,976	57,018	54,860	111,878

〔備考〕 これは必ずしも経済的原因による欠席児童の数ではない。文部省「長期欠席児童調査一昭和29年度版」。

長欠児童 文部省の調査によると一九五三年四月―五四年三月の一年間における長期欠席児童（欠席五〇日以上）は、小学生と中学生を合せて総数二八万九四三五人で在学生全体の一・八%を占めている。欠席者は中学のほうがやや多く、小学生では男子に比べて女子が、中学生では男子の方がより多くなっている。また昨年度に比較すると、総数で五万一一二人減少し、欠席理由別とくに経済的困難などの家庭の事情によるものについても、保護者の職業別について、それぞれ減少傾向を示している。しかしこうした傾向から直に児童Ⅱ国民の生活が好転したとみることは誤りであろう。なお、この調査でも数的には全般的に減少しているとはいえ、生活困難、家庭の災害、家族の疾病など家庭の状態を原因とするもの、全長欠児童数に対する比率は、次の通り小学校の場合など返つて増加しているものもみられる（カッコ内二八年度）。

	連続欠席		断続欠席	
	男	女	男	女
小学校	二二・七（二二・五）	三二・〇（三〇・八）	四三・七（四三・一）	五五・三（五四・三）
中学校	五三・五（五四・五）	六四・〇（六五・三）	五九・五（五九・六）	七一・五（七一・四）

家庭の状態を原因とする欠席者の内訳は第146表の通りである。このうち勉強ざらいというのが多くなっているが、これも生活の貧困と結びつき、家計の補助に働いている場合が多い。これを保護者の職業別にみると第147表の通りで、農業、林業、自由労務者、無職、水産業などの順で多い。またそれに次いで工員の多いのも注目される。欠席児童が従事する労働の内容をみると（第148表）、農林・水産業などの家庭の児童はそれぞれ家庭の職業と同じものに従事するものが多いが、一般に、留守番、子守というのが多い。事業所へ勤めたものでは大工、工員、女中、給仕、雑役などが多くな

っている。（この長欠児童の問題と関連して、炭鉱における児童の悲惨な状態を調査したものに、長崎県教員組合の報告がある。第一部第四篇第二章参照）

人身売買 まず警察庁刑事部防犯課「人身売買検挙状況」によつて、

一九五四年中における状態をみよう。但しこの数字は、検挙された被害者についての調査であるから、人身売買の実態をうかがうには極めて限界があるが、全国的な数字としてはこの資料によるほかない。

五四年中における被害者数は八六三五人で五三年に比べて一三八六名の大巾な増加を示している（第149表）。この被害者は女子が大部分であり、年齢別では二〇才―二五才のものが四一%でもっとも多く、二〇才以下のものは二八・九七人（三三・五%）に及んでいる。被害者の親元の職業については第150表の通りである。分類の仕方が極めて大ざっぱであるため、大体の傾向しかみられないが、農業、無職、日雇などの職業が多く、とくに五三年と比べて事務員、商業、無

第149表 人身売買被害者数（1954年中）

年齢別	男	女	計	
14 歳	20	60	80	0.9%
14 ~ 16	13	260	273	3.1
16 ~ 18	25	1,424	1,449	16.8
18 ~ 20	21	1,074	1,095	12.7
20 ~ 25	182	3,366	3,548	41.1
25 ~ 30	178	1,292	1,470	17.0
30 以上	180	540	720	8.4
計 (1953年)	619 (346)	8,016 (6,903)	8,635 (7,249)	100.0

〔備考〕 警察庁刑事部防犯課「人身売買検挙状況」による。

第150表 人身売買被害者親元の職業

職業	世帯数		%	
	28年	29年	28年	29年
農業	2,367	2,407	32.7	27.9
漁業	408	378	5.6	4.4
工業	118	191	2.6	2.2
商事	269	387	3.7	4.5
事務員	73	148	1.0	1.7
日雇	1,218	1,438	16.8	16.7
その他	1,087	1,398	15.0	16.2
無職	1,270	1,768	17.5	20.4
該当なし	369	520	5.1	6.0
計	7,249	8,635	100.0	100.0

職などの著しい増加が注目される。但し相当多いこの無職、その他などの内容は分らない。この分類ではみられない炭鉱失業者などはこうした項目に含まれているのであろう。また被害者の就業先は第151表の通りで、女子の接客業が大半を占めている。

(注) 人身売買の全国的な年度別調査としては従来この警察庁資料のほかに、労働省婦人少年局による地方各関係機関の資料にもとづいた調査があり、本年鑑一九五五年版までは主としてこの婦人少年局の資料を紹介してきた。しかし婦人少年局では、

〔備考〕 警察庁刑事部防犯課「人身売買検挙状況」による。

この調査による人身売買件数が警察関係の数字に比べても相当低く全国的な実態把握のための調査としては極めて不備なものであるとして、本年からその調査を廃止した。そして今後は東北九州などの特定地方を

選んで、その実態調査を行つていくことになつてゐる。本節で警察庁の資料を掲げたのはこうした事情によるものである。

次に労働省婦人少年局「年少者の不当雇用慣行—実態調査報告(九州篇)—」によつて九州におけるその状態をみよう。

(注) この調査は、婦人少年局が、地元関係機関の協力を得て一九五四年九月から五五年一月にかけて九州七県を出身地とする売られた年少者について、その親元、受入先、受入先における年少者の状態などを調査したものである。調査対象数は人身売買の疑いあるもの一五三五名のうち、調査票の回収不

第151表 人身売買被害者の就業先(1954年)

就業先	年少者				成人(20歳以上)			
	男	女	計	%	男	女	計	%
農業	29	29	58	2.0	15	7	22	0.4
漁業	—	2,480	2,480	85.6	—	4,821	4,821	84.0
接客業	1	7	8	0.3	1	6	7	0.1
工場の就業	37	210	247	8.5	511	274	785	13.7
その他	12	92	104	3.6	13	90	103	1.8
計	79	2,818	2,897	100.0	540	5,198	5,738	100.0

〔備考〕 警察庁刑事部防犯課「人身売買検挙状況」より。

第152表 売られた年少者性別・年齢別数

年 齢 別	男	女	計	%
11 歳	—	3	3	0.4
12 歳	4	4	8	0.9
13 歳	12	38	50	5.8
14 歳	31	83	114	13.3
15 歳	54	110	164	19.1
16 歳	49	164	213	24.8
17 歳	69	167	236	27.5
18 歳 以上	14	51	65	7.6
不 明	1	4	5	0.6
計 (%)	234 (27)	624 (73)	858 (100)	100.0

のうち女子が七三%を占め、年齢別では一七才が最も多く、一四才一七才のものが大部分を占めている。
この親元の職業は第153表の通りで、農業、日雇、無職の順となつてゐるが、さらに炭鉱地帯をもつ九州地方の特徴として鉱夫の七七人(一〇・五%)が目立つてゐる。また無職一五〇人のうちにも整理あるいは休山解雇された失業炭鉱夫が含まれてゐることが指摘されている。この親元八五八世帯のうち、生活保護法の適用をうけている世帯は一一〇世帯(一二・八%)である。子供を売らざるを

能などを除いた八五八名である。これを県別にみると佐賀二四四、福岡一五、熊本一四、一、長崎一四、鹿兒島四、大分五九、四一となつてゐる。

まず売られた児童の性別・年齢状態は第152表の通りで、調査対象数八五八名

第153表 売られた児童の親元の職業

職 業	世帯数	比 率
農 業	254	29.8
日 雇	89	10.5
鉱 夫	77	9.1
大 漁	19	2.2
林 業	32	3.7
商 業	13	1.5
行 業	24	2.8
公 務	17	2.0
工 人	20	2.3
無 職	15	1.7
そ の 他	22	2.6
不 明	21	2.4
	150	17.6
	74	8.1
	31	3.6
計	858	100.0

得なかつた生活の苦しさは、年少者を手離した動機からもみられる。この直接的な動機となつてゐるのは第154表の通り種々様々であるがほとんどが生活の苦しさに端を発してゐることを示している。またこうした児童の受入地は大部分その出身県内で、少数のものが他の九州各県および大阪、愛知、東京などに送られてゐる。
次に売られた児童の労働条件は極めて劣悪である。その業務内容をみると第155表の通りで、男子では工員、店員、農夫など、女子では子守、家庭女中、店員、旅館・飲食店女中、農婦などが多くなつてゐる。契約期間は表面に現われたものでも、一年以上が三三%、さらに期間の定めのないものが四七%を占めており、「売られた」状態を反映してゐる。このため賃金の状態は、調査し得た限りでもほとんど小使程度で、盆・暮の衣服支給などはじめ僅かの実物支給で済ませている場合が多い(第156表)。これに反して労働時間は無制限で、早朝でも深夜でも仕事の都合でかまわず働かされてゐる

第154表 年少者を親元より手離した動機

動 機	世 帯 数	比 率
生活食困(口べらし)	299	37.9
本人の希望	132	16.8
家庭不和と食困	26	3.3
父母の愛情の欠除	7	0.9
本人の不良化	7	0.9
友人兄弟に誘われて	24	3.0
家庭食困と父母の愛情の欠除	4	0.5
生活食困のため本人が希望して	17	2.2
生活食困のため働かせて衣類を作らせる	16	1.7
生活食困と本人の学校嫌い	17	2.5
生活食困と本人の不良化	1	0.1
父母の愛情欠除と本人の学校嫌い	1	0.1
親類からの依頼	8	1.0
本人が都会にあこがれて	1	0.1
手に職をうるため	1	0.1
他人に渡つた家を買戻す資金作り	1	0.1
本人の将来の自活と口べらし	2	0.3
家事行像見習い	2	0.3
働きたかつたところ知人より話があつた	2	0.3
芸妓にしたい	1	0.1
生活難と教育に対する無理解	1	0.1
親族会議の結果	1	0.1
雇主からの要望	8	1.0
周旋屋にだまされて	1	0.1
進学しようとして家出	1	0.1
親類の者が両親に無断で連れ去る	1	0.1
その他	3	0.3
不明	79	10.0
記入	102	12.9
小計	768	97.2
手離したことなし	22	2.8
合 計	790	100.0

状態である。これを、従事者の多い子守と店員の例についてみると第157表および第158表の通りである。また面会、外出、通信が自由にできない者が相当数ある。こうして働く児童は、仕事のつらさを次のように訴えている。

農耕―農事労働を一手に引受けている大百姓で一人当りの労働

テリ―に打たれる。

旅館・飲食店女中―朝早く夜遅くまでの仕事で辛い。時間・休日が不定期である。午前三時迄客の相手をする。炊事の下働き一切で辛い。家庭女中―雇主が辛く当る。自由がない。身体が小さく仕事がつい。子供を背負つての炊事が辛い。

が多い。馬耕が辛い。工員―寒い時早番の起床が辛い。朝三時からの仕事始めが辛い。水を扱うのが冷くて辛い。お腹がすく。勤務時間が長い。店員―睡眠不足(長時間勤務だから)夜遅くまで起きていなければならぬ。雑用が多い。立つていることが辛い。雇主の妻(ヒス

第155表 年少者業務内容

業 務 別		男	女	計	
		人	人	人	%
農	耕	27	33	62	10.7
子	守	5	109	114	18.2
工	員	35	16	51	8.9
店	員	35	61	96	14.3
旅館飲食店等女中（出 前）		—	55	55	8.9
芸 妓 及 び 女 給 見 習		—	13	13	1.6
家	庭 女 中	—	98	98	13.7
漁	業	4	—	4	0.6
雑	役	8	8	16	2.2
事	務 員	2	1	3	0.2
坑	夫（選炭夫）	1	2	3	0.2
大	工 見 習	19	—	19	3.2
看	護 夫 見 習	—	5	5	0.4
自 動 車 運 転 手, 車 掌		2	1	3	0.4
女	中 兼 店 員	—	9	9	1.6
美	容 見 習	—	7	7	1.2
土	工 見 習（石 工）	3	—	3	0.4
理	髪 見 習	3	9	12	2.4
左	官 見 習	3	—	3	0.6
ク リ ー ニ ン グ 業		4	—	4	0.8
料	理 人 見 習	3	2	5	1.0
洋	裁 見 習	—	1	1	0.2
農	耕 と 子 守	—	1	1	0.2
農	耕 と 女 中	—	1	1	0.2
日	雇 人 夫	1	—	1	0.2
不	明	20	29	49	7.9
合	計	177	161	638	100.0

第156表 賃金及び支払形態

支 払 方 法				賃金のみ 固 定 給	実物給与 と 賃 金	
日 給	100円以上 150円未満			—	2	
	200円以上			—	1	
	計			—	3	
月 給	500円未満			3	21	
	500円以上～1,000円未満			7	37	
	1,000 " ～ 2,000 "			20	88	
	2,000 " ～ 3,000 "			36	41	
	3,000円以上			44	43	
	毎 月 小 遣 程 度			1	8	
	不 明			—	4	
計			111	242		
年 給	5,000円未満			3	3	
	5,000円以上～10,000円未満			—	9	
	10,000 " ～15,000 "			—	6	
	15,000 " ～20,000 "			—	7	
	20,000 " ～25,000 "			1	8	
	25,000 " ～30,000 "			—	4	
	30,000 " ～35,000 "			—	4	
	35,000 " ～40,000 "			—	1	
計			4	42		
				実物給与のみ	養育を かねて	
そ の 他	衣身廻用品	22	5			
	日用品	5	—			
	その他	3	—			
	小遣金	12	4			
	不明	9	2			
	計	—	1			
計				51	10	
計 (%)	賃金のみ 固定給	実物給与 と賃金	実物給与 のみ	養育費を かねて	不 明	計
	115 (18.1)	287 (55.7)	51 (9.5)	10 (2.0)	74 (14.7)	513 (100.0)

第157表 子守の労働時間(拘束)

労働時間	人数
午前4.5時～午後10時	1
5 ～ 9	1
6 ～ 6	2
6 ～ 7	2
6 ～ 8	4
6 ～ 10	2
6.5 ～ 4.5	1
6.5 ～ 9	1
7 ～ 5	4
7 ～ 6	4
7 ～ 7	2
7 ～ 8	1
8 ～ 5	3
10 ～ 8	1
自家特不	5
族に定めな	14
同様な	21
由様い明	24

[備考] 午前6時～午後6時の1名、
夏季は午前5時半～午後8時。

第158表 店員の労働時間(拘束)

労働時間	人数
午前5時～午後5時	1
5 ～ 8	1
6 ～ 9	1
6 ～ 10	2
6.5 ～ 7	1
6.5 ～ 9.5	1
6.5 ～ 10	1
7 ～ 5	1
7 ～ 7	1
7 ～ 9	1
7 ～ 10	1
8 ～ 3	1
8 ～ 4.5	1
8 ～ 5	5
8 ～ 5.5	1
8 ～ 6	3
8 ～ 8	1
8 ～ 9	1
8 ～ 10	2
8 ～ 10	1
8 ～ 11	3
8.5 ～ 10	1
9 ～ 6	3
9 ～ 6.5	1
9 ～ 8	1
9 ～ 9	1
9 ～ 10	3
9 ～ 11	2
9.5 ～ 10	1
10 ～ 10	3
10 ～ 10.5	3
10.5 ～ 10	1
11 ～ 10	2
12 ～ 11	1
夜12時～朝10.5時	1
午後1時～夕6時	1
二交代8時間	1
不明	18

第四編 労働者の生活

第一章 総論

第一節 物 価

まず経済審議庁の「週間東京卸売物価指数」によつてみると第159表の如くで、これによると一九五三年秋頃から騰貴傾向を示した卸売物価は五四年の初め引続き騰貴を続けたが、次いで下落に転じいずれも相当の値下りを示した。これを各種類別にみると、総合では三月頃から、食糧、繊維、燃料、機械、雑品などは一―二月頃から、遅れて金属は三月、建築資材は五月、化学製品は七月頃からというように、いずれも下落が目立つてゐるが、九月頃からはそれも停滞傾向を示しはじめ、機械、建築資材、化学製品などが小刻みな下落を続けているほか、いずれも停滞状態を示し、金属、雑品などはやや騰貴傾向をみせてゐる。またこれを消費材と生産材との区分についてみると、消費材は五四年に入つて以降下落を続けていたが、七月頃からこの傾向がにぶり、九月頃からは逆にやや騰貴の傾きをみせてゐる。生産材は五四年の初めにおいて値上りを示したが、三月頃から

下落に転じ、九月頃からは再び騰貴の傾向がみられる。さらに各種類の商品ごとに、年間初めの最高指数となかばにおける最低指数について、各々の下落率をみると（指数は、各月中旬の土曜日に終る一週間の平均値）、総合では九・三％、食糧一三・一％、繊維一六・七％、燃料六・七％、金属一三・八％、機械三・五％、建築八・九％、化学七・三％、雑品八・三％、および消費材一一・八％、生産材九・二％となつて、その状態に大きなデコボコがみられる。原爆マゲロ事件で魚類―とくに卸売り商品の対象となつてゐる高級品の暴落などに大きな影響をうけた食糧、滞貨の放出、商社の整理倒産などをともなつた繊維などの下落率が大いこと、また金属製品が大きな下落率をみせてゐるのに反して、機械、化学製品などは極めて変動の少ないことなどが注目される。また消費材に比べて生産材の下落率は小さくなつてゐる。さてこのように今年は卸売物価では一般に値下りが示され、消費材も相当下落したが、直接生活に響く消費物価の状態はどうであつたろうか。

まず日本銀行調査の東京卸売物価指数によつてみると（第160表）、五三年に比べて総平均では約〇・七％下落し、食糧品、建築資材が若干値上りしている外はいずれも下落を示し、生産材では約四％、消費材では約〇・九％の下落を示している。しかしこうした卸売物価の値下りの反面、小売物価は五三年から引続いて大巾な値上りを

第159表 週間東京卸売物価指数(1950年6月18日=100)

年	月	総	合	食	糧	織	維	燃	料	金	属	機	械	建	築	化	学	雑	品	特 殊 類 別	
																				消 費 財	生 産 財
1950年	7月	130.0	103.8	105.8	99.7	110.8	100.3	99.6	97.9	100.1	102.9	103.0									
	9月	116.1	112.8	131.8	101.6	142.3	106.0	104.6	102.2	166.3	114.2	177.1									
	11月	115.0	113.3	142.3	107.0	159.0	117.2	132.2	103.9	130.6	117.2	129.2									
1951年	1月	132.6	113.1	152.8	100.0	169.9	121.2	139.0	106.1	141.5	125.5	136.6									
	3月	155.9	130.7	176.4	115.3	245.8	145.8	158.4	121.8	166.0	136.7	166.3									
	5月	163.6	133.3	166.1	118.7	283.9	169.5	156.1	126.5	178.9	136.6	178.3									
	7月	155.8	116.8	142.4	124.0	274.3	188.1	153.3	122.3	172.9	123.4	173.4									
	9月	155.7	132.9	131.2	130.1	248.6	189.4	156.4	124.7	172.4	132.9	168.1									
1952年	11月	161.3	136.2	129.5	141.6	263.2	192.2	167.1	128.7	174.4	135.4	175.4									
	1月	158.0	136.4	117.7	149.4	245.5	189.8	163.8	131.8	173.3	134.7	170.8									
	3月	158.7	136.5	109.6	150.8	266.9	191.0	165.4	127.3	160.7	133.0	172.7									
	5月	153.4	126.4	107.6	157.9	249.2	191.1	168.5	121.2	150.2	125.8	168.5									
	7月	150.6	125.7	111.9	158.4	238.3	191.5	164.8	113.9	141.2	125.8	164.0									
1953年	9月	152.8	132.3	110.2	159.6	236.4	185.9	181.0	111.9	135.7	130.0	165.2									
	11月	152.7	135.9	97.4	161.1	243.0	185.4	188.1	111.1	134.8	132.2	163.8									
	1月	152.0	138.8	95.1	165.3	230.7	185.0	189.7	111.6	134.4	134.9	161.3									
	3月	153.8	141.3	102.7	164.6	228.7	184.7	198.6	109.8	132.9	137.0	163.0									
	5月	150.9	135.6	102.4	157.2	220.9	188.0	202.8	107.6	134.7	132.7	160.8									
	7月	152.5	143.5	105.4	152.7	217.0	189.3	209.1	105.3	134.8	137.9	160.4									
	9月	157.7	148.2	114.5	156.8	216.7	188.7	237.9	104.3	134.9	144.5	164.9									
	11月	159.5	160.1	105.5	158.2	216.6	186.9	240.3	105.7	135.2	163.9	151.4									

1954年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	161.1	162.1	159.1	155.6	153.5	151.4	150.4	147.1	148.0	150.8	105.0	150.5
	161.9	166.6	157.0	154.0	150.7	152.0	154.6	144.7	154.5	158.9	153.5	153.2
	107.3	106.8	104.6	100.2	98.3	89.4	91.3	94.0	92.3	91.1	91.7	90.6
	159.2	158.3	157.0	151.7	151.3	151.7	151.3	150.9	148.5	157.6	158.2	158.0
	216.7	218.3	217.5	211.7	210.3	208.4	200.9	191.2	188.1	190.7	193.1	201.4
	186.9	186.7	185.2	185.3	184.6	183.9	183.2	181.8	181.1	181.1	180.6	180.4
	246.3	245.5	245.7	241.1	232.9	226.7	224.2	227.2	225.4	228.4	227.7	224.3
	107.6	108.1	108.4	107.2	106.5	106.0	102.3	101.8	100.4	101.7	101.5	100.5
	135.7	134.8	133.5	132.0	131.5	130.3	126.6	125.3	124.4	124.8	126.0	126.6
	153.0	155.7	148.6	145.6	142.9	142.0	143.8	137.4	143.8	148.2	144.8	144.6
	165.5	165.7	164.7	161.0	159.2	156.6	154.0	152.4	150.3	152.2	152.8	153.6

〔備考〕 指数は各月中旬の上曜日に終る一週間の平均値。 経済審議会調査。

続け、食料品は一〇月から、燃料・燈火（これは冬季に入つて再び上昇した）、衣料、その他は六月頃からやや値下りをみせているが、五四年平均では昨年に比べて総平均で六・二％、食料品一七・六％、その他〇・八％の騰貴を示している。なおこれに反して衣料品はやや下落している。

（注）日本銀行の「東京卸売物価指数」は従来数度の改訂を経て最近は一九四八年一月を基準として示されてきたが、五四年末、一九五三年平均を一〇〇とする指数に改訂された。その理由は朝鮮動乱後の生産、流通の増大により、調査商品種類のウェイトを更新する必要が生じたためとされ、機械類のウェイトが大巾に増加され、独立の項目とされた。調査方法には変化がない。次に総理府統計局の「消費者物価指数」―同局、小売物価統計調査（R・P・S）に基づく―によつてみると（第161表）、五四年の

小売物価は五三年に比べて、食糧をはじめとして全体的に騰貴しており、総合で五・四％、食糧七・二％（うち主食六・七％、非主食七・五％）、被服〇・〇一％、光熱一・五％、住居六・二％、雑費四・六％の値上りとなつてゐる。これを年内の動きで見ると、食糧などは五四年初めより騰貴を続け、八月頃から下落傾向をみせているが、とくに住居費は一貫して大巾な上昇を続けている。なおこの住居費に反映されていない権利金、ヤミ家賃などの値上りは一そう深刻な状態にあらう。また年平均値上率の最も少なかった被服費は年初頭より引続いて下落を続けた。こうして、大衆の生活に不可欠な食糧、住居費などは、卸売物価の下落とは逆に大巾な騰貴を示しているが、これを食糧品の種類別にみると第162表の如くで、ヤミ米、バター、卵などは昨年より下つてゐる反面、麦、小麦粉、干うどん、食パン、いわし・いかの魚類、豆腐、さつま揚げ、調味料、茶など、

第160表 東京卸売・小売物価指数

年 月	卸売物価指数 (1952年平均 =100)総平均	小 売 物 価 指 数 (1917年7月=100)				
		総 平 均	食 糧 品	燃料・燈火	衣 料 品	そ の 他
1946年 平 均	—	2,900.3	3,405	2,524	2,097	2,811
1947年 "	—	7,811.5	8,646	8,389	4,746	8,526
1948年 "	—	22,912.6	23,920	21,558	15,698	26,353
1949年 "	—	37,283.7	43,450	31,949	25,758	37,394
1950年 "	—	36,628.3	40,754	37,214	28,139	36,409
1951年 "	—	47,411.9	52,395	46,972	41,547	44,619
1952年 "	100.0	46,138.0	52,685	57,001	36,113	41,905
1953年 "	100.4	47,450.1	55,927	61,742	34,854	41,517
1954年 "	99.7	50,400.9	62,957	61,606	34,352	41,856
1954年 1 月	103.6	49,880.9	60,123	65,036	35,929	42,317
2 月	103.9	50,298.9	61,474	63,847	35,990	42,035
3 月	103.0	50,346.9	61,741	62,816	35,705	42,205
4 月	101.1	50,705.0	62,884	61,259	35,396	42,309
5 月	99.4	50,689.4	62,859	61,259	35,309	42,347
6 月	97.7	50,671.8	63,951	61,031	33,627	41,953
7 月	97.2	50,274.3	63,654	59,986	33,340	41,477
8 月	97.6	50,385.4	64,075	59,986	33,231	41,339
9 月	98.1	50,678.7	64,600	59,986	32,994	41,776
10 月	97.9	50,569.7	63,966	60,511	33,565	41,751
11 月	98.8	50,197.2	63,114	61,628	33,629	41,456
12 月	98.1	50,100.0	63,038	61,921	33,513	41,269

〔備考〕 日本銀行調査。

第161表 消費者物価指数 (1951年平均=100)

年 月	全都市 総 合 指 数	東 京							
		総 合 指 数	食 料 指 数			被 服 指 数	光 熱 指 数	住 居 指 数	雑 費 指 数
			食料	主食	非主食				
1949年 平 均	92.2	92.7	97.3	—	—	109.9	78.1	80.8	78.4
1950年 "	85.9	86.1	86.1	—	—	88.1	88.4	82.7	83.3
1951年 "	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1952年 "	105.0	104.2	102.0	107.0	99.3	85.7	119.8	107.2	116.7
1953年 "	119.9	112.0	109.3	121.0	103.2	84.6	133.8	116.7	129.4
1954年 "	119.1	118.1	117.2	129.1	110.9	84.7	135.8	123.9	135.3
1954年 1 月	117.9	118.4	116.4	133.6	107.4	88.4	147.3	122.5	134.0
2 月	118.7	118.6	117.0	130.3	110.0	87.8	146.6	122.8	133.6
3 月	119.0	118.5	117.0	130.4	109.9	87.6	145.1	122.9	134.1
4 月	119.4	119.0	118.7	130.3	112.6	86.8	131.4	123.2	135.3
5 月	118.6	118.6	118.5	130.4	112.2	86.6	130.6	123.5	134.4
6 月	119.3	118.5	118.8	130.3	112.7	84.6	129.8	124.3	134.4
7 月	119.9	119.2	120.5	130.4	115.3	82.8	129.0	124.3	134.1
8 月	120.0	117.8	118.5	129.9	112.5	82.6	128.5	124.3	133.0
9 月	119.7	117.6	116.5	128.0	110.4	82.0	128.7	124.3	137.6
10 月	120.8	119.1	118.9	126.5	114.9	82.1	132.3	124.8	137.4
11 月	118.3	116.7	113.9	125.0	108.0	81.9	140.2	125.0	137.6
12 月	117.6	115.6	111.6	124.4	104.9	82.8	140.9	125.4	137.9

〔備考〕 総理府統計局調査。

第162表 小売物価の動き（食料品——東京）

品 名（単 位）				1 9 5 3 年		1 9 5 4 年	
				5 月	10 月	5 月	10 月
				円	円	円	円
精米	（ヤミ）	（ 1 升 ）		142.00	296.00	197.00	170.00
精麦		（ 1 k g ）		57.30	58.90	61.20	60.60
小麦	粉	（ 1 貫 ）		201.00	211.00	212.00	212.00
うどん		（ 1 0 0 匁 ）		21.70	22.60	23.00	23.00
食パン		（ " ）		21.40	21.70	22.50	22.60
あい		（ 1 0 0 匁 ）		34.60	30.40	36.00	33.80
わ		（ " ）		25.20	30.90	26.10	37.20
さい		（ " ）		25.10	44.60	30.80	32.70
い		（ " ）		37.00	23.60	43.30	26.90
豚肉		（ " ）		159.00	183.00	185.00	203.00
牛乳		（ 1 合 ）		14.20	14.60	15.40	14.50
バター		（ 1 カ ン （225 g） ）		210.00	218.00	242.00	200.00
卵		（ 1 0 0 匁 ）		74.70	117.00	78.40	99.60
豆腐		（ 1 0 0 匁 ）		16.00	19.70	20.30	20.30
揚げ		（ " ）		91.80	93.60	92.30	91.00
あん	づけ	（ " ）		16.50	21.80	21.70	23.00
まつ	揚げ	（ " ）		42.70	44.30	44.40	44.70
しょう	油	（ 1 本 （2 リットル） ）		161.00	161.00	170.00	170.00
み	そ	（ 1 0 0 匁 ）		24.40	24.00	24.80	24.80
砂糖		（ " ）		42.50	44.10	53.50	59.40
食用	油	（ 1 合 ）		34.10	33.20	39.50	39.50
マー	ガ リ ン	（ 1 カ ン （225 g） ）		79.10	78.70	85.80	80.90
番茶		（ 1 0 0 匁 ）		139.00	143.00	151.00	151.00
せん	茶	（ 1 匁 ）		201.00	215.00	221.00	225.00

〔備考〕 総理府統計局「小売物価調査」による。

大衆の食生活に不可欠な消費物資は値上りを示している。原爆マダロ事件で魚を喰べるのが危険となり、有毒な黄変米の配給が問題になったのも今年の特徴であつた。さらに今年もまた公定価格や料金の値上げが相次で行われ、一月配給米、四月間接税の増徴のための税率引上げによる酒砂糖、煙草、九月電力（決定）と、家計を圧迫する値上げが行われた。その内容は次の通りである（括弧内は旧料金）。

消費者米価（一月）——内地米、準内地米（カリフォルニア米、台湾米など）は一〇キロ七六五円（六八〇円）。外米は一〇キロ六五〇円（五八〇円）。

酒（四月）——清酒一級一升八三五円（七八五円）、二級一升五〇五円（四八五円）、合成酒一級五二〇円（五〇五円）、二級三九五円（三八五円）。焼酎（二〇度）一升二九

〇四(二八〇四)、ビール大壺一二五四(一二二四)、但し空壺
引取り価格が一五四から一二四に下つたので実質的には六四の
値上げ。

砂糖(四月)——一斤当り消費税四・五四引上げ。

煙草(四月)——ピース四五四(四〇四)。

NHK聴取料(四月)——三カ月分二〇〇四、一カ月分納六〇四と
なる。三〇%強の値上げ。

電気料金(一月)——東京電力管内を例にとると定額二〇W一灯
四〇W一灯ラジオ一台で二五三四(冬季二六三四、夏季二三八
四)。メーター制三〇キロ二八五四(冬季三〇七四、夏季二五五
四)、五〇キロ四七〇四(冬季五二七四、夏季三七三四)。改訂
の要点は、従来の冬・夏料金制を一本にしたこと、メーター制
で一キロワットアワーまでの標準料金とそれ以上の追加料金
という二段料金制が一本化されたこと、北海道、東北、東京、
中部北陸電力の五社では新たにアンペア制が設けられ、各家庭
の電気設備状況により料金に差がつくことになったことなどで
ある。なおこの値上げについては、九電力会社が一月全国平均
約一四%の値上げ案(とくに電燈料金の値上げ率が高い)を出
して以来、主婦連合会を中心とする「電気料金値上げ反対期成
同盟」も結成され、一般消費者、中小商工業者などの猛烈な反
対が続けられ、また国会でも難行を極めたが、九月に至り遂に
以上のように明年四月から家計への影響が現われる巧妙な値上
げ決定がなされた。

第二節 家計

勤労者の家計の状態を、まず総理府統計局の「家計調査報告」に

よつてみよう。

(注) この家計調査は大体次のような方法でなされている。

1 都市を対象としている。調査都市は全体で二八で次のよう
に選んでいる。大都市(人口四〇万以上)から六都市—東京、
横浜、名古屋、京都、大阪、神戸。中都市(人口一〇万以上
四〇万未満)から一都市—札幌、仙台、千葉、富山、甲府、
浜松、広島、徳島、福岡、長崎、鹿児島。小都市(人口一〇
万未満)から一都市—帯広、青森、高崎、松本、松坂、大
津、奈良、鳥取、防府、今治、都城。

2 調査対象——この諸都市から抽出した約四二〇〇名で、こ
の構成は勤労者世帯(約二五〇〇)と商人、職人、自由業者
などのその他一般世帯(一七〇〇)とからなっている。

3 調査方法——家計簿を用い、調査対象世帯に記入してもら
い、それを集計する。また、ここで取扱われるのは勤労者世
帯についての調査であるが、これに対する批判として、とく
に、これに示される家計収入が実際よりもはるかに高目にあ
らわれていることについて、次のような点が指摘されている
(「統計の闘い」日本労働組合総評議会発行、参照)。

「第一に、勤労者といつても、重役も労働者も、給料で生活し
ている点では同じだというわけで、全部いっしょに計算されて
いる。そんな乱暴な計算をすれば、労働者の実状がおおい隠さ
れて、所得額も支出額も高目にでるのはあたりまえであらう。

第二に、一人世帯や重病人のある世帯、また完全失業者の世
帯など調査対象になっていない。これも所得や消費が高くなる
原因である。

第三に、この調査のために作られた極めて複雑な家計簿をつ
けるのはかなり面倒な仕事である。そこで仕事が忙しく、内職

や家事に追われて家計簿をつける時間のない世帯や、知識が低くてこの繁雑な家計簿をつける能力のない世帯では、記入を依頼されても拒絶するほかない。そこで、標本を揃えるために、別の世帯に依頼することになるから、本当に苦しい世帯の実状は反映されないことになる。

第四に、結果の使い方点からいえば、この調査は都市の世帯だけを抽出して調査しているのを無視して、全国の勤労者世帯を代表するかの用に用いられることが多い。

都市と郡部とでは、都市の方が所得額も支出額も大きいので、ここでも実情よりもよいかのようなみせかけが生ずる。」

こうした批判のうち第一の点をより詳しくみると、次のような状態である。まず勤労者世帯は職員と労務者とに大別されるが、その内訳をみると（一九五三年平均調査世帯数、実収入総額）

常備労務者	七五八	二万〇八〇六円
臨時雇労務者	八	一万五九三二円
日雇労務者	二五	一万三〇一二円
民間職員	七六〇	二万五四〇五円
官公職員	四三〇	二万七三三八円

以上の状態で、一般に収入の低い労務者の調査世帯は少く、これに比して収入のより多い職員の世帯数は多くなっている。この構成は五四年においては職員一五〇〇世帯、労務者一〇〇〇世帯となっており、調査対象数の増加とともに、労務者世帯の数は相対的にますます減少している。

これをさらに調査勤労者世帯の産業別についてみると次表の通りで、製造業、建設業、鉱業など収入の低い部類の勤労者世帯の比重は小さく、反対に金融保険、運輸通信、サービス業など収入も比較的多く、職員の比重もより大きい部門の割合が大きくなつ

ている。この家計調査によつて、いわゆる勤労者世帯の家計をみる場合以上のような点を考慮する必要がある。つまり以下で紹介する勤労者世帯の家計状態は、平均世帯人員四—五人程度で、三万三、四〇〇〇円の収入を得ている、いわば好条件にある世帯の家計なのである。

産 業 別	家計調査世帯数 (1953年 平均)	国勢調査市勤労者数 —男子— (1950年 10月)	家計調査に所得額 ある所得額 (1953年 平均)
	%	%	円
業 業 業	0.8	2.1	30,586
設 造	4.0	7.6	23,484
製 鉄	33.9	36.3	28,555
卸 売	9.3	12.1	27,164
金 融	4.3	2.8	36,322
不 動 産	0.1		49,008
運 輸 通 信	18.5	14.3	31,235
サ ー ビ ス	11.9	10.1	34,628
公 務	14.3	12.5	33,186
そ の 他	2.5	2.2	26,478
計	100.0	100.0	320,646

収支状況 この調査によると、勤労者の家計収支状況は第163表の如くで、一九五三年に比較して一九五四年の実収入総額は四九〇二円増加し、八月と一二月を除いて各月とも増加をみせている。また実支出も昨年に比べて増加しており、収支差額でも多くなっている。

第163表 勤労者家計の収支 —東京— (単位 円)

年 月	実 収 入	実 支 出	差 引
1951年平均	18,678	18,120	558
1952年平均	23,066	22,001	1,065
1953年平均	28,799	27,540	1,259
1954年平均	33,701	31,450	2,251
1954年1月	28,059	27,135	924
2月	28,987	27,139	1,848
3月	30,806	30,658	148
4月	31,242	29,653	1,589
5月	30,620	29,798	822
6月	38,210	32,390	5,820
7月	37,852	35,258	2,594
8月	27,128	25,896	1,232
9月	29,758	28,436	1,322
10月	32,030	31,516	514
11月	30,006	29,287	719
12月	56,425	47,054	9,371

但しここでは示されないが、全都市平均の実収入増加率は、五四年に入つて鈍つて来ている。これを職員と労務者別にみると第164表の如くで、職員、労務者とも昨年に比べてそれぞれ実収入が増加しているが、職員と労務者とはその動きに大きな差異がみられる。労務者の実収入が七月以降停滞し、一月に対して減少傾向すらみせているのに反し、職員においては増加を続け、双方の収入の開きは毎月極めて大きくなつてゐる。また収支差引額は収入増減とは比例せず、支出状態に応じて変化し、そのため収入の少い労務者に反つて

〔備考〕 総理統計局「家計調査報告」、第168表まで同じ。

多くなつたりして、一月〇・一この収支差額は生活必需品の購入のきりつめなことから増加させうるのであつて昨年に比べてこの差額の一般的な増大には、こうした家計費切りつめが大きく影響していると推定される。差額の増大現象をみてそのまま家計の好転となすことはできないであろう。

収入状況 この状態は第165・166表の如くである。全体として世帯主収入の比率が相当大巾に減少し家族の勤労収入比率が増加していることが目立つてゐる。また世帯主臨時収入、内職収入なども五三年より減少したものの、五二年に比べては高い比率を保つてゐる。

支出状況 これは第167・168表の如くで、五四年における平均実支

第164表 職員・労務者別実収入推移 (東京)

1954年 月 別	職 員		労 務 者	
	実 収 入	実支出差引	実 収 入	実支出差引
	円	円	円	円
1 月	31,214	1,521	22,671	-93
2 月	31,468	1,726	24,741	2,057
3 月	34,928	221	24,421	33
4 月	35,721	1,367	24,934	1,901
5 月	34,896	1,091	24,662	448
6 月	45,778	7,646	27,325	3,196
7 月	44,275	3,011	27,845	1,946
8 月	34,612	1,043	23,241	1,829
9 月	34,407	1,230	22,339	1,471
10 月	37,268	364	22,392	790
11 月	34,090	667	22,064	821
12 月	62,075	1,707	38,659	6,911

第165表 勤労者世帯実収入の推移 一東京一 (単位 円)

年 月	実収入 合 計	世 帯 主 収 入			妻 の 収 入	その他の 世帯員の 収 入	事業及び 内職収入	その他の 実 収 入
		計	定 期	臨 時				
1951年平均	18, 678	15, 824	14, 176	1, 632	1, 789		291	774
1952年平均	23, 066	19, 317	16, 942	2, 333	2, 509		377	864
1953年平均	28, 799	23, 975	19, 895	3, 977	225	2, 745	700	1, 154
1954年平均	33, 701	27, 572	23, 181	4, 175	188	3, 716	733	1, 552
1954年 1 月	28, 059	22, 894	20, 884	1, 825	92	3, 259	411	1, 403
2 月	28, 987	23, 431	22, 143	1, 160	74	3, 736	538	1, 208
3 月	30, 806	24, 883	23, 393	1, 190	59	3, 948	584	1, 332
4 月	31, 424	24, 225	22, 308	1, 709	23	4, 331	705	1, 958
5 月	30, 620	24, 736	23, 003	1, 663	94	3, 727	758	1, 305
6 月	38, 210	36, 090	23, 487	8, 351	145	4, 007	887	1, 233
7 月	37, 852	30, 465	23, 088	7, 218	207	4, 191	925	2, 064
8 月	30, 410	24, 836	23, 352	1, 383	189	3, 212	879	1, 294
9 月	29, 758	24, 329	23, 004	1, 283	334	3, 111	692	1, 292
10月	32, 030	25, 885	24, 194	1, 485	301	3, 197	739	1, 908
11月	30, 006	24, 381	23, 464	832	202	2, 941	832	1, 650
12月	56, 425	48, 145	25, 860	21, 999	533	4, 925	851	1, 971
1951年平均	100. 0	84. 7	75. 9	8. 1	9. 6		1. 6	4. 1
1952年平均	100. 0	83. 7	73. 4	10. 1	10. 9		1. 6	3. 7
1953年平均	100. 0	83. 2	69. 1	13. 8	0. 8	9. 5	2. 4	4. 0
1954年平均	100. 0	81. 6	68. 8	12. 4	0. 6	11. 1	2. 2	4. 5

〔備考〕 世帯主収入の計には定期、臨時収入の外、副業収入を含む。

出金額は、前年に比較して合計で三九一〇円、項目別では食料費一二四三元(うち主食二五五円、魚介六〇円、肉乳卵二四八円、蔬菜一〇二円)、住居費一〇八円、光熱費九六円、雑費一四四〇円、租税七九一円、社会保障費その他二六八円とそれぞれ増加し、被服費のみが三六円減少している。またこれを比率で見ると、実支出合計で一四・二%、食料費一一・八%(うち主食七・五%、魚介六%、肉乳卵二・四%、蔬菜二・一%)、住居費七・六%、光熱費八・三%、被服費△一・一%、雑費一八・六%、租税二八・一%、社会保障費その他三六・九%となっている。但し、このことは、同じ総理府統計局の小売物価統計調査によつても、小売物価の騰貴状況(東京)は総合で五・四%、食糧七・二%(主食六・七%、非主食七・五%)、被服〇・〇一%、光熱一・五%、住居六・二%、雑費四・六%となつてゐること、さらに食料品をはじめ、なかでも大衆的な生活必需品が大巾に値上りしている状態などを考慮しなければならぬ。

(注) 以上紹介した総理府統計局「家計調査」のほか、毎年定期的に継続して行われてゐる家計調査として、次のものを掲げておく。

(1) 東京都「東京都標準世帯家計調査」

収入 一東京一 (単位 円)

収入						
実収入外収入					前同からの繰越	その他
総額	貯蓄引当年金 保険無尽取金	借入金	掛買	その他		
4,232	2,187	804	1,012	230	8,560	19
3,154	1,860	486	725	83	10,906	31
3,431	2,017	606	727	81	8,911	28
4,027	2,211	876	862	78	8,940	25
4,732	2,449	896	1,106	281	7,648	21
4,276	2,123	837	1,100	216	8,511	16
3,485	1,288	829	1,244	124	7,978	18
4,247	1,429	1,263	1,211	344	9,319	21
4,240	2,131	804	1,044	261	7,854	13
3,407	1,784	659	749	215	8,264	13
4,668	2,740	668	902	358	8,967	15
4,588	2,625	711	868	384	7,649	11
6,535	3,597	999	1,609	330	7,842	18

の推移 一東京一 (単位 円)

支出									非消費支出	
住居費	光熱費	被服費	雑費						租税	その他
			計	保健衛生	交通通信	教育文具	修養娯楽	その他		
775	754	2,092	5,901	935	298	369	769	1,540	1,826	163
1,023	974	2,912	7,009	1,095	447	469	1,043	2,178	2,049	228
1,442	1,156	3,204	7,753	1,353	564	704	1,294	3,838	2,808	727
1,550	1,252	3,168	9,193	1,477	635	912	1,493	4,676	3,599	995
1,224	1,517	2,056	9,001	1,209	675	642	1,304	5,171	3,058	900
1,265	1,548	1,895	8,193	1,280	439	921	1,376	4,177	3,112	942
1,197	1,524	2,854	9,223	1,479	587	1,367	1,248	4,542	3,415	1,000
1,138	1,017	3,089	9,700	1,358	646	1,568	1,583	4,545	2,452	975
1,506	1,035	2,663	8,950	1,443	597	875	1,534	4,501	2,790	1,010
1,789	967	3,101	9,012	1,528	525	854	1,653	4,452	4,686	1,014
2,005	987	4,021	10,672	1,739	631	1,042	1,866	5,394	4,466	1,066
1,291	1,081	2,161	8,755	1,485	909	213	1,463	4,685	3,023	985
1,263	1,109	2,182	8,515	1,518	542	1,008	1,407	4,040	2,782	917
1,740	1,251	3,389	8,900	1,436	700	1,034	1,415	4,315	3,159	1,076
1,353	1,289	3,347	7,925	1,488	631	719	1,260	3,827	2,881	976
2,762	1,771	7,252	11,448	1,769	736	690	1,808	6,425	7,366	1,084
4.8	4.6	12.8	25.0	5.7	1.8	2.3	4.7	9.5	10.1	1.0
5.1	4.9	14.6	27.4	5.5	2.2	2.4	5.2	10.9	10.3	1.1
6.0	4.8	13.3	32.3	5.6	2.3	2.9	5.4	16.0	10.2	2.6
5.8	4.7	11.8	34.2	5.5	2.4	3.4	5.6	17.4	10.5	3.2

る。

第166表 勤 労 者 世 帯 現 金

月 別	世 帯 数	一世帯当り	一世帯当り		
		人 員	有 業 人 員	総 数	実 収 入
1954年 平 均	346	4.75	1.48	46,512	33,701
1954年 1 月	287	4.64	1.41	42,150	28,059
2 月	282	4.71	1.44	41,357	28,987
3 月	288	4.69	1.46	43,798	30,806
4 月	289	4.70	1.51	43,643	31,242
5 月	304	4.65	1.49	43,423	30,620
6 月	317	4.74	1.49	49,621	38,210
7 月	330	4.76	1.52	51,439	37,852
8 月	368	4.82	1.51	42,517	30,410
9 月	405	4.87	1.52	41,442	29,758
10 月	426	4.86	1.48	45,680	32,030
11 月	424	4.81	1.45	42,254	30,006
12 月	429	4.72	1.45	70,820	56,425

〔備考〕 総理府統計局「家計調査報告」。

第167表 勤 労 者 世 帯 実 支 出

年 月	平 均 世 帯 人 員	実支出 合 計	消 費						
			食 料 費						
			計	主 食	魚 介	肉,乳,卵	蔬 菜	その他 の副食	その他
1951年平均	4.64	18,120	8,598	2,881	867	874	846	1,548	1,581
1952年平均	4.70	22,001	9,583	3,272	907	964	834		
1953年平均	2.67	27,540	10,450	3,367	1,000	1,160	916	3,607	
1954年平均	4.75	31,450	11,693	3,622	1,060	1,408	1,018	4,007	
1954年 1 月	4.64	27,135	9,379	2,843	953	1,080	554	3,949	
2 月	4.71	27,139	10,184	3,309	980	1,201	700	3,994	
3 月	4.69	30,658	11,455	3,562	1,026	1,427	801	4,629	
4 月	4.70	29,653	11,282	3,658	1,010	1,392	889	4,333	
5 月	4.65	29,798	11,844	3,455	1,007	1,503	1,073	4,806	
6 月	4.74	32,390	11,821	3,761	1,009	1,443	1,149	4,459	
7 月	4.76	35,258	12,041	3,618	1,058	1,485	1,375	4,505	
8 月	4.82	29,077	11,761	3,654	1,006	1,383	1,218	4,500	
9 月	4.87	28,436	11,668	3,481	1,106	1,417	1,169	4,495	
10月	4.86	31,516	12,001	3,569	1,099	1,547	1,127	4,659	
11月	4.81	29,287	11,516	3,635	1,105	1,381	966	4,429	
12月	4.72	47,054	15,371	4,923	1,354	1,639	1,196	6,259	
1951年平均	—	100.0	52.8	17.3	5.7	5.4	5.2	9.5	9.7
1952年平均	—	100.0	48.0	16.4	4.4	4.8	4.2		
1953年平均	—	100.0	43.5	14.0	4.0	4.8	3.8	18.1	
1954年平均	—	100.0	43.5	13.5	3.5	5.2	3.8	16.7	

〔備考〕 現金のみの数字である。比率算出に当つては実支出より非消費支出を除いてあ

第168表 勤 労 者 世 帯 現 金 支 出 — 東 京 — (単位 円)

月 別	世帯数	一世帯 当 リ 人 員	一世帯 当 リ 業 員 人 員	支 出									
				総 額	実支出	実 支 出 以 外 の 支 出					翌月への 繰 越 金	記入不備	
						総 額	貯 金	年金保険 無尽掛金	借入金返済	掛買払			
													その他
1954年平均	346	4.75	1.48	46,512	31,450	6,015	4,422	828	1,056	1,460	249	9,019	28
1954年1月	287	4.64	1.41	42,150	27,135	5,553	3,049	614	641	994	255	9,415	47
2月	282	4.71	1.44	41,357	27,139	5,085	1,893	829	1,064	1,189	110	9,104	29
3月	288	4.69	1.46	43,798	30,658	4,786	1,483	752	784	1,600	167	8,271	83
4月	289	4.70	1.51	43,643	29,653	5,180	1,908	702	903	1,476	191	8,756	54
5月	304	4.65	1.49	43,423	29,798	5,269	1,835	747	1,156	1,425	106	8,336	20
6月	317	4.74	1.49	49,621	32,309	7,100	3,209	886	1,135	1,605	265	10,119	12
7月	330	4.76	1.52	51,439	35,258	7,520	3,550	941	1,291	1,669	69	8,633	28
8月	368	4.82	1.51	42,517	29,077	5,013	1,408	820	1,123	1,496	166	8,412	15
9月	405	4.87	1.52	41,442	28,436	4,630	1,546	791	1,003	1,193	92	8,364	12
10月	426	4.86	1.48	45,680	31,516	5,364	2,153	814	895	1,282	220	8,784	16
11月	424	4.81	1.45	42,254	29,287	5,188	1,751	869	819	1,369	380	7,768	11
12月	429	4.72	1.45	70,820	47,054	11,492	5,278	1,173	1,853	2,221	967	12,261	13

(第169表) 一九四八年四月以降実施。五四年四月改訂(第三回)が行われ、予算の縮減などから調査対象は減少し、次のようになつた。また今回から新たに大島、八丈島の農家世帯が加わつた。

一、調査地域(括弧内は五三年度—五四三年三月まで)——二三区内勤労世帯二五〇(四〇〇)、三多摩農家世帯一〇〇

(一〇〇)、大島三〇、八丈島二〇。二、勤労世帯は事務労務者(銀行、会社員、教職員、官公吏など)と作業労務者(工場労務者、その他)に區別されているが、その産業別構成は次の通りで事務労務者が五八%を占めている。建設業三(事三、作〇)、製造業一一二(事四一、作七一)、卸売及び小売業二〇(事一七、作三)、金融及び保険業一二(事一〇、作二)、運輸

第169表 東京都作業労働者世帯一カ月平均総収入・総支出 (1954年) —東京都調査—

項 目 別	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
世帯人数	156	162	157	97	106	106	102	98	102	105	105	105
世帯主平均年齢	4.39	4.40	4.40	4.40	4.36	4.39	4.37	4.37	4.39	4.36	4.37	4.37
世帯主平均年齢	35.0	35.2	35.1	35.8	35.9	36.7	35.7	35.8	36.0	35.9	36.0	36.2
総収入	37,923	38,050	38,510	36,938	36,096	40,596	43,390	37,403	35,776	36,801	37,066	57,202
実収入	23,677	25,347	25,820	25,438	24,959	30,081	30,808	25,401	24,069	24,935	25,722	45,724
勤務先からの収入	21,312	23,839	23,532	23,019	22,751	27,897	27,811	23,328	22,195	22,608	22,756	41,250
定期的収入	17,249	19,442	19,363	19,094	18,869	18,924	18,499	19,603	18,382	18,602	19,255	21,197
臨時収入	4,063	4,397	4,169	3,925	3,882	8,973	9,312	3,725	3,813	4,006	3,501	20,053
内職収入	612	581	1,062	840	822	858	964	469	710	864	962	1,458
雑収入	1,753	927	1,226	1,579	1,386	1,326	2,033	1,604	1,164	1,463	2,004	3,016
実収入以外の収入	1,400	3,667	2,566	3,503	2,705	2,968	2,365	2,660	2,045	2,945	3,058	3,157
資産増減額	688	1,456	1,536	2,063	1,258	1,194	724	1,325	867	1,467	1,532	1,673
負債増減額	712	2,211	1,030	1,440	1,447	1,774	1,641	1,335	1,178	1,478	1,526	1,484
前月から繰越現金物	10,076	7,377	8,496	6,430	6,729	6,179	8,794	7,854	8,110	7,368	6,798	6,722
繰越現金物	2,770	1,659	1,628	1,567	1,703	1,368	1,423	1,488	1,552	1,553	1,488	1,599
総支出	37,923	38,035	38,510	36,938	36,096	40,593	43,390	37,403	35,776	36,801	37,006	57,202
実支出	23,304	24,306	25,921	23,148	23,196	24,968	26,993	23,284	22,356	23,905	24,185	36,130
生計支出	20,659	20,728	22,252	20,747	20,690	20,870	23,340	20,249	19,441	20,960	21,177	30,284
飲食費	10,556	9,525	10,702	10,168	10,791	10,664	11,190	10,751	10,388	10,729	10,431	12,628
主食	...	...	...	3,793	3,739	3,612	3,772	3,493	3,434	3,444	3,533	4,139
副食・その他	...	...	...	6,375	7,052	7,052	7,418	7,258	6,954	7,285	6,898	8,489
住居光熱費	2,299	3,981	2,498	2,026	1,940	1,887	2,158	1,933	1,896	1,976	2,189	3,780
住居設備	776	2,480	1,139	927	995	1,055	1,334	1,080	1,021	1,057	1,085	2,234

第一部 労働者状態

光熱・水道料	1,523	1,501	1,359	1,099	945	832	824	853	875	919	1,104	1,546
被服費	1,909	2,197	3,129	2,433	2,120	2,570	3,120	2,014	1,608	2,538	2,900	6,021
その他の諸費	5,895	5,025	5,923	6,120	5,839	5,749	6,872	5,551	5,549	5,717	5,657	7,855
その他の実支出	2,645	3,578	3,669	2,401	2,506	4,098	3,653	3,035	2,915	2,945	3,008	5,846
税金公課	1,374	2,138	2,126	1,280	1,287	2,727	2,311	1,708	1,552	1,534	1,477	4,078
その他	1,271	1,440	1,543	1,121	1,219	1,371	1,342	1,327	1,363	1,411	1,531	1,768
実支出以外の支出	4,336	4,124	4,188	5,141	5,115	5,898	6,700	4,361	4,427	4,448	4,934	8,040
資産増額	2,816	2,506	2,715	2,275	2,490	3,069	4,078	2,348	2,338	2,503	2,507	4,452
負債減額	1,520	1,618	1,473	2,866	2,625	2,829	2,622	2,013	2,089	1,945	2,427	3,588
翌月への繰越現金	8,796	8,121	7,086	7,201	6,458	8,379	8,254	8,192	7,456	6,938	6,395	9,224
繰越実物	1,487	1,484	1,259	1,458	1,339	1,348	1,421	1,572	1,507	1,488	1,543	3,762
記入不備	0	+15	+56	-10	-12	+3	+22	-6	+30	+22	+9	+46

〔備考〕 「東京都標準世帯家計調査結果表」による。調査要領については179(注)頁参照。

通信その他の公益事業三三(事二二、作一一)、サービス業一九(事一二、作七)、公務三〇(事三〇、作三)、計二二九(事一二、作九七)。三、調査対象者は次のような条件にあてはまるいわゆる標準勤労世帯から抽出される世帯主は年齢二八歳から四〇歳までの男子。世帯員は四人または五人。世帯主の勤労収入を主として生計をたてている世帯。世帯員の長期療養などのためとくに大きな費用を要しない世帯。なおここに掲げる表は勤労世帯のうち作業労務者の家計である。

(2) 炭坑労働者生計費調査(第170表) 日本石炭鉱業連盟による調査で、一九四七年七月以来、九州、北海道、常磐、山口各地方における約七〇〇世帯を対象とする。

(3) 郵政省職員生計費調査(第171表) 一九三七年八月以来郵政

省により実施されたが、戦争中一時中断し、戦後復活した。
(4) 「日本国有鉄道職員生計費調査」(第172表) 一九四〇年以来実施。戦時中一時中断されたが戦後再び実施さる。
次に若干の個別調査によつて、家計の状態をみよう。
全国金属労働組合東京地方本部では一九五四年四月傘下組合員の生活実態調査を行つたが、これによつて示された労働者の状態は次の如くであつた。

(注) この調査は東京地本傘下の全組合に対し、二〇名について一名の割合で一二〇〇枚の調査票を配布して行われたが、その結果は、回収不能、記入不備、集計に間に合なかつたものなどを除き、五一一名のものについて発表された。調査工場は横河電気、富士精密など従業員五〇〇人以上の企業七二七九人、五〇

第170表 炭鉱労働者（坑内）生計費調査（1954年，全国一ヵ月平均，単位 円）—日本石炭鉱業連盟調査—

項目別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
調査炭鉱数	50	50	49	48	47	48	48	48	48	49	50	50
調査世帯数	159	158	152	145	144	148	147	153	154	151	156	155
平均世帯人員	3,925	3,948	3,959	3,945	3,944	3,922	3,924	3,943	3,948	3,957	3,967	4,034
平均消費単位	2,892	2,914	2,879	2,909	2,936	2,929	2,929	2,927	2,918	2,947	2,970	3,024
一世帯当たり収入支出金額	前月よりの繰入											
	〔実収入〕世帯主・世帯労働者先収入											
	収入その他											
	収入合計											
	〔実収入〕貯金引出金											
	収入以外収入											
	収入合計											
	〔実支出〕家計費											
	支出合計											
	〔実支出〕実支出以外支出											
翌月への繰越												
実収入÷実支出												

〔備考〕 (1) 調査世帯は本人を含む3人4人5人家族世帯である。(2) 本表の金額は金銭収支のみを示し実物収支見積額は含まない。
(3) 各月の地方別実働労働者数の比率による加重算術平均である。

第171表 郵政省職員生計費調査(1953年, 全国一世帯一ヵ月平均, 単位 円) — 郵政省調査 —

項 目 別	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
調 査 世 帯 数	965	970	953	996	960	994	993	991	986	988	968	947
一 世 帯 当 り 有 業 人 員	5.4	5.4	5.4	5.1	5.1	5.1	5.2	5.1	5.2	5.2	5.2	5.2
一 世 帯 当 り 有 業 人 員	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
総 額	47,415	45,067	47,626	42,038	40,999	52,839	41,635	44,194	40,247	43,405	42,122	74,980
実 収 入	29,007	30,740	31,967	27,423	27,557	40,906	27,368	31,654	25,692	28,400	28,601	60,868
総 勤 務 事 業 経 営 か ら の 収 入	23,793	26,463	27,387	23,712	24,014	37,088	23,438	27,210	22,223	23,840	23,590	54,070
そ の 他 の 収 入	2,848	2,351	2,084	1,840	1,729	1,830	2,098	2,179	1,825	2,255	2,880	3,566
総 収 入	2,366	1,926	2,496	1,671	1,814	1,988	1,832	2,265	1,644	2,305	2,131	3,232
実 収 入 以 外 の 収 入	18,246	14,197	15,517	14,468	13,327	11,820	14,142	12,421	14,419	14,879	13,412	13,590
総 額	2,107	2,395	2,597	3,224	3,201	1,825	2,493	2,901	2,872	3,047	2,569	2,414
総 貯 蓄 の 引 却	2,056	2,298	2,522	2,675	2,104	1,537	2,153	2,357	2,343	2,457	1,892	1,940
総 預 貯 金 の 同 収 入	32	62	61	549	1,097	288	340	544	529	590	677	474
総 資 産 減 損 金 保 険 金 其 の 収 入	19	35	14									
負 債 増 加 の 収 入	2,393	2,160	2,715	2,696	3,103	3,304	2,406	2,426	2,838	3,708	2,918	3,228
前 月 か ら の 繰 越 入	13,746	9,642	10,205	8,548	7,023	6,691	9,243	7,094	8,709	8,124	7,925	8,308
記 入	162	130	142	147	115	113	125	119	136	126	109	162
総 額	47,415	45,067	47,626	42,038	40,999	52,839	41,635	44,194	40,247	43,405	42,122	74,980
実 収 入	28,733	26,208	29,269	26,699	25,713	30,100	26,483	27,031	24,476	26,826	25,783	42,811
総 額	28,710	25,898	29,237	26,656	25,665	30,062	26,433	26,988	24,428	26,794	25,767	42,769
実 収 入	10,733	9,440	10,303	10,445	10,469	10,674	10,639	11,008	10,244	10,873	10,158	13,215
支 計	389	379	383									
支 計	1,950	1,586	2,046	1,863	1,904	2,509	1,955	2,143	2,270	2,234	1,908	3,914

実 収 (△印は不足を示す)	実 支 出	出											
		実支出以外の支出											
		光熱費	被服費	その他の諸費	家計費以外の支出	総額	事業経営への支出	資産増と負債	預貯金、掛金、貸金	保険料、その他	繰越	入	
274	4,712	2,698	724	1,844	10,806	885	4,623	1,216	1,574	2,818	18,057		
1,913	1,870	1,860	1,384	1,145	1,053	1,035	1,044	1,001	1,138	1,333	1,852		
3,217	3,030	4,055	3,000	3,059	4,029	3,345	2,326	2,463	3,544	3,780	8,923		
10,508	9,593	10,590	9,999	9,116	11,831	9,491	10,504	8,479	9,048	8,618	14,908		
23	130	32	43	48	38	50	43	48	32	16	42		
18,570	18,923	18,232	15,220	15,168	22,619	15,031	17,042	15,686	16,488	16,265	32,032		
766	455	759	881	889	1,817	1,015	658	465	600	799	1,338		
5,350	4,999	5,290	3,783	4,251	7,417	4,244	4,416	4,264	4,826	3,946	10,401		
4,552	4,288	4,379	3,488	3,412	6,680	3,779	4,108	3,859	3,638	3,562	9,956		
798	711	911	295	839	737	465	308	405	1,188	384	445		
2,808	3,166	2,967	3,181	3,426	4,176	2,732	3,527	2,862	3,211	3,148	5,648		
9,646	10,303	9,216	7,375	6,602	9,209	7,040	8,441	8,095	7,851	8,372	14,645		
112	116	125	119	118	120	121	121	85	91	74	137		

〔備考〕 (1) 資産減による収入のうち、預貯金の引出、財産売却の項は、4月以降預貯金のみとなり、他は、その他でまとめてある。
(2) 実支出の家計費のうち、4月以降は外食は飲食物費に含まれている。

第172表 日本国有鉄道職員生計費調査(一世帯一ヵ月平均)

項 目 別	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
調査世帯数	1,749		1,706	1,769	1,769	1,772	1,774	1,771	1,759	1,748	1,727	1,733
調査人員	3.9	3.9	3.9	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2
消費費単位	2.9	2.9	2.9	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
収入	現金	勤労収入	本収入	本諸旅	手	給当	費	計				
	17,309	19,006	18,224	18,823	18,858	18,878	19,246	19,292	19,284	19,304	19,304	19,264
	1,599	1,534	7,543	2,129	1,387	15,561	2,516	5,519	1,443	1,723	1,556	25,669
	398	437	516	645	422	414	479	469	533	639	618	542
	19,306	20,977	26,283	21,597	20,667	34,853	22,241	25,230	21,260	21,666	21,478	45,475

[illegible]

〔備考〕「国鉄職員生計調査月報」による。

○人未滿の企業一四一七八人、一〇〇人未滿の企業五五四人となつてゐる。また職種別では工員七八%、事務員一三%、技術員七%、その他不明となつてゐる。

まず、生活が苦しいかという問には（但しこの問自体、主観によつ

て左右されるあいまいな内容であるが、これに対して「苦しい」四八%、「とても苦しい」一二%、「どうにもならない」五%、「ふつう」四〇%、という状態で六〇%以上のさまざまな深刻な生活の苦しみを訴えている。これは中小企業の労働者程深刻で八〇%のもの

第173表 金属労働者の借金状況(1954年4月1日現在)

企業規模別	1000円未満	1000 ～ 5000	5000 ～ 10000	10000 ～ 20000	20000 ～ 50000	50000 ～ 100000	100000 以上	ナシ	計
100人未満 %	1 (1.9)	5 (9.3)	3 (5.6)	9 (16.7)	6 (11.1)	1 (1.9)	2 (3.7)	27 (50.0)	54 (100)
500人未満 %	0 (0)	6 (3.4)	14 (7.9)	26 (14.6)	33 (18.5)	15 (8.4)	10 (5.6)	74 (41.6)	178 (100)
500人以上 %	1 (0.4)	16 (6.4)	26 (10.4)	32 (12.8)	32 (12.8)	14 (5.6)	9 (3.6)	148 (59.2)	279 (100)
全世帯 %	2	27	43	67	71	30	21	249	511
			(41.1)			(10.1)		(48.9)	(100)

〔備考〕 全国金属労働組合東京地本調査。

が苦しいと答えている。また反対に生活が楽だというのは大企業に三人あつたのみである。(この訴えの具体的な内容は、全国金属労組「調査月報」第二四号五四・八・一〇に掲さいされている)

心として五万円以下のものが四一%、五万円以上が一〇%ある。家計を圧迫しているこの借金については、貸金の絶対的な低さからくる家計の赤字の補填のため半ば恒常的になつてしまつた借金と、病人や不時の出費、又は家屋の新增築のためにした借金との二つに大別できるが、いずれにしてもこの返済、借替には夏と年末の一時金が必要で、安全弁的な役割りを果しているにすぎないと述べられている。なお借金をしていない五〇%のものについては、その生活が楽だというのではもちろんない。あらゆる面から生活費をきりつめてようやくやりくりをしているに過ぎない。全国金属労働組合の生活実態調査とはほとんど同じ内容で行われた、全国印刷出版産業労働組合総連合会(全印総連)の傘下組合員に対する調査によつても、同じような状態が報告されている。

炭鉱労働者の状態 炭鉱の状態は五四年に入つてとくに深刻化し、人員整理、中小炭鉱の休廃止は続出し、あるいは賃金の遅・欠配が引続くなど炭鉱労働者の生活は悲惨極まる状態に陥つており、そしてこれらは長欠児童、人身売買、炭鉱労働者主婦の売春事件などを生みだしている。こうした窮状は新聞、雑誌などのルポルタージュによつて種々報ぜられているが、ここでは長崎県教員組合が五四年四月から六月にかけて行つた、炭鉱の窮状が児童に及ぼす影響についての調査を掲げておく。これは直接炭鉱労働者の生活実態調査ではないが、児童の状態を通してこれを見たものである。

この調査によると、五四年四月から六月までに炭鉱の不況を直接間接の原因とする児童の状態は第174表にみる如くで、この具体的な状況は次のようになつてゐる。なおこの調査は長崎県北松浦郡一帯の炭鉱について行われた。

長期欠席(一週間以上のもの)の調査
1 母親が日傭稼ぎに出ており、留守番や、子守、家事などをし

第174表 炭鉱不況による児童の生活状況

事 項	該 当 児 童 生 徒 数		
	小 学 校	中 学 校	計
長期欠席 (一週間以上)	493	352	845
短期欠席 (一週間以下)	3,250	1,223	4,473
欠食	朝	209	710
	昼	402	1,261
	夕	163	419
栄養不良	397	284	681
入学金	P	740	1,956
	T	661	1,919
学用品	学用品	483	1,887
服装	服装	177	579
非	52	49	101
転入	315	95	410
	246	81	327

〔備考〕 炭鉱不況を直接および間接原因とするものについての総括。1954年4月より6月まで。
調査地は長崎県北松浦郡。

- なければならぬため。
- 2 休鉱により、生活が困窮しているため。
- 3 父親が失職し、職を求めて他地方に行っているため。なかにはそのまま父親が行方不明になっているため。
- 4 賃金不払いにより、食糧が不足しているため。
- 5 休鉱により両親が出稼ぎに行っており、その留守番をしなければならぬため。
- 6 母親といつしよに出稼ぎに行かなければならぬため。

- 7 欠食により登校不能になっているため。
- 8 炭鉱相手の商売をしていたが、休鉱で失職し、母親は農家の手伝いに行くので子守などをしなければならぬため。
- 9 昼食をつくることが出来ず、また学用品代が払えなくて登校するのが好まないため。
- 10 教科書を買いたくはないため。
- 11 貧困で困り親類の家に寄食中であるため。
- 12 生活苦から母親や姉妹が発狂しているため。
- 13 失業して他の炭鉱に移住しながら就学の手続をしていないため。
- 短期欠席(一週間未満)の調査
- 1 食事がなくないため。
- 2 断続的な欠食のため。
- 3 代用食を喰べているので、栄養が悪く登校することが出来ないため。
- 4 雨具がないため(このため、晴天時九八%の出席率が九二%に下る)。
- 5 学用品が不揃いのため。
- 6 家庭の不利のため。
- 7 衣服が不十分なため。
- 8 夫婦が別れて暮しており、母親も労働しなければならず、そのため家庭で子守をしなければならぬため。
- 9 両親が仕事に出るため。
- 10 諸経費を納入することが出来ず、そのため登校をいやがるため。
- 11 炭鉱相手の商売が不景気になり、他の仕事に行かなければならぬため。

- 12 炭鉱不況になり、父親は行商に出向き、その経費が多くなつて生活困難となり、登校不能のため。
欠食児童の調査
- 1 賃金不払のため、米代はおろか、パンすら買えない。
- 2 家族多く、配給では不足し、金券では米が買えない。
- 3 休鉱のため米を買うことができず、ほとんどイモ、ソウメン、ウドンの代用食ですましているため、なかには、両親や兄弟が労働して帰宅しても、食事することすらできないほどのものもいる。
- 4 炭鉱労務者が四月に大量整理されたため。
- 5 父兄の超勤手当が削減されたため。
- 6 現金収入がなく、野菜すら買うことができず、調味料のみで副食としたり、また野草をとつて食いつないでいるほどの状態である。
- 7 失業保険では家族が多く生計費が不足し、そのためどうしても一食は欠かしている。
- 8 家族が多くて配給では不足し、現金もないため代用食も買えない。
- 9 炭鉱不景気のため売掛金の回収が出来ず、生活困難をきたしているため。
- 10 失業対策事業に出ても一日二〇〇円しか貰えず、子供に洋服でも買うと一日一食の時もあるくらいである。
- 11 収入が少なくて、父親は馬鈴薯を常食としている。
- 12 夫婦仲が悪く、そのため別居しており、それが貧困の原因となつている。
- 13 一日二食も欠食するものもいる。
- 14 一日に二食を喰べているが、量が少なく、ぞうすい、じゃがいもなどの代用食を喰べており、朝夕は雑すいを喰べている。
- 15 昼食はぬいて、朝夕はぞうすいを喰べている。
- 16 米麦食は一日に一食で、それも草などを混ぜた草がゆを喰べている。
- 17 農家に手伝いに行き、そこで貰ってきたじゃがいもを時々喰べている。
- 18 朝食をとる場合も代用食が多い。
- 19 朝食をぬく生徒は相当いる。
- 20 家族の申し合わせで一日二食とし、学校へ行くものは給食ミルクで我まんをしている。父母は朝夕のいずれかをぬく。
- 21 父母が病弱のため、一日一食ぐらいですましている。
- 22 平日の朝昼食をぬいてその分を平日のべんとうに持つてくるものもある。
- 23 昼食を喰べに家に帰ったが、飯が残つていなかったというものもある。
- 24 三食ともおかゆを喰べているものもある。
- 25 夕食には、だんご汁、かゆ、じゃがいもなどの代用食を喰べている。
- 26 家族の者が欠食して、その分を子供にだけ喰べさせているものも多い。
- 27 そうめん一束を家族みんなで少しずつ分けて喰べるときもある。
- 28 働きに出る父親だけが朝食を喰べてあとのものは朝食をとらない。
- 29 小さい子供にだけ喰べさせ、あとに残らないので喰べることが出来ない。
- 30 代用食は昼食のべんとうに持つていかれないため。

- 31 おかづがないので恥ずかしいからべんとうを持って来れない。
- 32 ひやめしだからべんとうに持つてこれない。
- 33 麦が多く、その為恥ずかしいので昼食を持つてこない。
- 34 貧困児に同情して昼食を持つてこないものもある。
- 栄養不良児の調査
- 1 顔色が悪い。
- 2 体重が増さない。
- 3 比体重が減っている。
- 4 炭水化物のみで満腹感を持つている。
- 5 副食も漬物ばかりを喰べている。
- 6 家庭貧困で肋膜炎にかかり、休んでいる。
- 7 一食はもとより二食も欠食し、それが二、三日とつづくと顔色が悪くなり、いねむりばかりするようになる。持久力がなく、活力がない。
- 8 欠食児童は顔色悪く、注意が散漫である。
- 諸経費納入不能の調査
- 1 父が失業しているため。
- 2 給料が未払いのため。
- 3 食生活に追われているため。
- 4 金券のため現金がないため。
- 5 現金皆無の家庭が、ある学校では全体の三〇%を占めているため。
- 6 炭鉱不況で閉店したため、または商売不振のため。
- 7 子供が多いため。
- 8 不要品を金券で買い、それを転売して現金を得ているものもある。

- 9 教科書代も払うことのできないものもある。
- 10 高校授業料の納入不能が多い。
- 学用品服装不揃いの調査
- 1 教科書がないもの。
- 2 一冊のノートを数箇の教科用に使用するもの。
- 3 社会科地図、図工用具を買えないものが多い。
- 4 クレオン、ソロバンを買えないものが多い。
- 5 床屋に行けないものがある。
- 6 四季を通じて一着の着物しかなく、着替ができないもの。
- 7 着替がなく洗濯のできないもの。
- 8 シャツを持つていないため、いつも上衣一枚だけを着ているもの。
- 9 売喰い、入質のため、ほかに着るものがないもの。
- 非行の調査
- 1 ひもじいのでべんとうを盗んだ。
- 2 ひもじいので空巢をねらった。
- 3 万引やせつとうが多くなった。
- 4 貧困で針箱を持つていないため、児童不在の教室に入りこんで盗んだ。
- 5 学校の往復に田畑を荒して果物を盗んだ。
- 6 学友の金品を盗み、学友の金品をゆすった。
- 7 古鉄盗みが多くなった。
- 8 諸経費の納入不能に便乗して、金をごまかして買いぐいするものが多い。
- 転出転入の調査
- 1 人員整理による。
- 2 賃金不払いのため転業。

3 金券では生活不自由のため。

また当大原社会問題研究所においても、五四年一〇月常磐炭鉱地帯における日雇労働者の調査を行った際、その一つである大昭炭鉱（福島県石城郡山田村）を調査したが、その労働者の状態は次のようであつた。

この大昭炭鉱は、最盛期は従業員六〇〇名をこえ、五二、三年ごろでも五〇〇名前後の従業員をもつ炭鉱であつたが、最近はおとんど休業状態に近く、就業労働者は激減し、名目的に雇用関係の下にある労働者でも一日の手取賃金一〇〇円（坑内直接夫）から四〇円、外に米・ミソの現物供与という状態で、就業は不規則、不安定であり、事実上の失業者である。

労働者は春さきから夏にかけて芹の葉からよもぎ、うるいの葉と喰えそうなものならなんでも山から取つてきて食いつないだ。えび、どじょう、タニシなども取つたり食つたりして生活を続けた。わらびやゼンマイ、フキは五里も山に入つた、他村にまででかけて取り、附近の山野には喰えるものがなくなつてしまつたときまでいわれるほどだ。又朝六時から夕方おそくまで腰まで水に入つて砂利とり仕事をしたり、農家の手間取りに出かけたりしていくらかの現金をかせぎ、この金でナツパを買つたり、子供の教育費に当てた。

食事―朝、昼は、内地米、外米、麦の混食が普通で、その混食率はさまざまであるが、内地米二、外米五、麦三の割合とか、内地米、麦各二〇％、外米四〇％というものもある。概して内地米は二〇％から三〇％、麦は三〇から五〇％、その他は外米というのが朝食の内容である。夕食はパンというのが一家族あるだけで、他はすべて「うどん」である。

副食物は、牛豚肉は全然とらず、わずかに魚肉（サンマ等）を

月四〇〇―五〇〇円とるのが普通である。嗜好品の消費状況、大部分の男子は喫煙しているが、バツト月一〇―一五箱、新生一三箱、みのり二〇袋というのが普通、酒は主として焼酎、月五合から一升が普通。

作業衣は労働者一人当り上衣一―四枚、ズボン二―三枚、靴は一―二足（これは全くもたぬものもある）、地下足袋一足が普通。ふとんの所有数は、大体において一人一枚をもち、不足の場合は毛布を用いる。しかし中には八人家族でふとん六枚、毛布もないという労働者世帯もある。

（注）その他の参考資料としては次の如きものがある。

「恐慌下の筑豊炭田」―九州産業労働科学研究所（『日本経済四季報』第五集）中小炭鉱の経営状態、福岡県嘉穂郡、田川市、飯塚市などにおける中小炭鉱労働者の窮状の報告

「北九州における中小企業労働者の闘い」―九州産業労働科学研究所（『日本経済四季報』第六集）福岡県高倉炭業、筑紫炭鉱、新目尾炭鉱、佐賀県向山炭鉱、炭屋炭鉱などの労働者の実態

「失業の実情と失業者の闘い」―中央公論五四年一二月号 北海道高根、朝日炭鉱、九州福岡県松岡、新目尾炭鉱、佐賀県岩屋炭鉱、福島県常磐入丸炭鉱などにおける炭鉱労働者の生活、闘争の実態

「ボタ山の主婦と労働者達」―世界五四年一二月号 九州佐賀県岩屋炭鉱、長崎県平田山、深江炭鉱、福岡県松岡炭鉱、細川炭業所などの炭鉱労働者、主婦、児童の実態ルポルタージュ

生活世論調査 国立世論調査所が五四年八月、全国で満二〇才以上の男女約三〇〇〇名を抽出しておこなつた生活についての世論調査（詳しくは国立世論調査所「国民生活に関する調査報告書」参照）によると、今後の各人の暮しむきについては第175表の如き答え

第175表 これからの自宅の暮らし向きは、よくなる、悪くなる、変わらないの
どれに入りますか（％）

					よくなる	変わらない	悪くなる	不明	合計
地域別	6 中郡	大 小	都 都	市市	7	34	45	14	100
				市市	9	32	43	16	100
				部	9	33	42	16	100
職業別	自 営 被 傭 家族 無失	{	商農そ 重事 日商農	業業他員務務雇業業職業	7	26	56	11	100
				工林の役役	6	35	46	13	100
				工林の役役	11	32	52	5	100
				工林の役役	10	37	30	23	100
				工林の役役	13	41	35	11	100
				工林の役役	7	32	48	13	100
				工林の役役	2	18	60	20	100
				工林の役役	5	34	45	16	100
				工林の役役	8	32	38	22	100
				工林の役役	8	35	38	19	100
				工林の役役	7	31	60	2	100
				工林の役役					

〔備考〕 国立世論調査所「国民生活に関する調査報告書」。

がだされている。但しこの質問は極めて漠然としていて、その結果も具体性にとぼしいのであるが、これによると都市、郡部をとわず自分の暮らしむきが今後悪くなると答えたものが四〇％以上を占めていることは注目される。これに反してよくなるだろうという答えは一〇％に満たなかった。またこれを職業別でみると、悪くなるという答えでは失業者、日雇労働者が六〇％で最も多く、次いで商工業者（自営）、労働者、農林漁業者（自営）、商工業の家業従事者となっている。これは一般に現在の生活の苦しさを反映したものともみることができよう。これに反して重役、役員、事務員などは将来も変わらないという答が多く、またよくなるといったのが一〇％以上を占めている。次に生活のいろいろな面を衣・食・住の三つに分けて、このうち各自が現在一番困っているか又は足りないと思われるものを順番にあげよという質問に対しては、第176表の如く、六大都市では食が一番困るというのが最も多くて三〇％以上を占め、衣がこれに次ぎ、中小都市および郡部では衣が一番困るというのが最も多く、中小都市では三七％、郡部では四六％を占めている。また六大都市では住の問題を上げているものが一三％ある。これを職業別にみると、食の問題を一番としているものは日雇労働者の五一％、失業者の四〇％、労働者の三七％をはじめ、その他の自営業者、商工業者（自営）、無職などであり、衣の問題を一番としているものは農林水産業従事者（自営業主四九％、家族従事者五四％）が最も多く、次いで事務員、労働者、商工業家族従事者となっている。

内職 労働省婦人少年局が一九五四年三月に行つた実態調査「家庭内職の実情」によつてその状態をみよう。

（注）この調査は東京都二三区内から抽出した七五三世帯に行つたもので、調査対象とする内職の種類は、物品の製造、加工、修理などいわゆる手内職に限定している。この定義についての

第四編 労働者の生活

第176表 衣食住の三つのうち現在一番困っているか又は足りないと思われるもの（順番に）（％）

					衣食住と も同じ位	衣が一番	食が一番	住が一番	どれも 困らない	合 計
地域別	6 中郡	大 小	都 都	市 市部	5	28	34	13	20	100
					2	37	25	11	25	100
					3	46	19	8	24	100
職業別	自 営	商 農	工 林	業 産	3	28	35	10	24	100
					1	49	15	8	27	100
					0	23	37	11	29	100
					0	3	34	13	50	100
					4	32	29	15	20	100
					4	32	37	13	14	100
	被 傭	重 事	役 日	業 務	18	15	51	9	7	100
					3	30	28	11	28	100
					2	54	13	8	23	100
					6	29	31	12	22	100
					11	27	40	18	4	100
	家 族	従 事	商 農	工 林	3	30	28	11	28	100
					2	54	13	8	23	100
					6	29	31	12	22	100
	無 失				11	27	40	18	4	100

〔備考〕 国立世論調査所「国民生活に関する調査報告書」。

第177表 世帯主の職業別内職世帯数（％）

世帯主の職業別	内職世帯数
総 数	100.0%
会 社 員	21.5
公 務 員	6.7
工 員	12.3
その他の俸給生活者	5.9
日 傭 及 び 人 夫	2.8
職 自 営 人 業	6.2
農 業	8.5
卸 売 小 売 業	0.3
製造加工修理業	2.7
そ の 他	1.8
無 職	3.7
不明又は無記入	26.6
	9.5

〔備考〕 1954年3月，労働省婦人少年局調。

詳細その他は労働省婦人少年局「家庭内職の実情—東京都二三区—」参照のこと。
まず内職世帯の世帯主の職業では（第177表）無職が二七％で最も多く、次いで会社員、工員などとなつてゐる。またこれらのうち女世帯が一四％あり、生命保険外交員、工員、会社雑役婦などや小売店を經營するものが少数あるほか、これら女世帯はほとんど職業らし

第178表 世帯における地位（世帯主との続柄）別内職従事者数（％）

	総 数	男	女
総 数	100.0%	100.0%	100.0%
世 帯 主	20.7	65.4	12.7
妻	60.5	—	71.3
両 親	3.8	0.7	4.4
嫁	0.7	—	0.8
子 供	12.4	31.7	8.9
そ の 他	1.9	2.2	1.9

〔備考〕 1954年3月，労働省婦人少年局調。

第179表 内職をはじめた動機及び男女別内職従事者数(%)

動 機 別	総 数	男	女	女子の内 女世帯主
総 数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1 収入を得たいから	78.1	62.9	79.6	90.3
(イ) 夫と死別(又は離別)したから	8.2	0	9.2	63.4
(ロ) 独立して生活したいから	3.3	11.3	2.2	7.7
(ハ) 世帯主の収入がないから	8.3	14.5	7.6	7.7
(ニ) 世帯主の収入が少いから	30.8	3.1	33.9	2.9
(ホ) 特別に支出を要する事由があるから	8.1	4.1	8.6	3.8
(ヘ) 小遣がほしいから	12.9	3.1	14.0	1.9
(ト) その他	6.5	26.8	4.1	2.9
2 技術を身につけたいから	4.5	9.3	4.0	1.0
3 ひまだから時間をつぶすため	12.3	7.2	13.0	5.8
4 その他	4.7	19.6	3.0	1.0
不明又は無記入	0.4	1.0	0.4	1.9

〔備考〕 (1) 世帯内の主たる内職従事者についてのみ集計。

(2) 1人で2つ以上の動機をもつものも含む。

(3) 1954年3月、労働省婦人少年局調。

第180表 内職従事時間別人数と工賃(1日平均)

1日の作業時間別	1日の従業者数(%)				1日の平均工賃(円)		
	総 数	男 子	女 子	女子の内 女世帯主	総 数	男 子	女 子
総 数	100	100	100	100	121	342	97
3 時 間 未 満	4	4	5	1	81	175	74
3時間以上-5時間未満	20	11	20	17	75	124	73
5 " - 8 "	40	14	43	43	97	184	94
8 " - 10 "	18	36	16	16	121	260	100
10 時 間 以 上	3	32	10	15	233	443	152
不明又は無記入	5	3	6	9	—	—	—

〔備考〕 従事者分布は世帯内の主たる内職従事者についてのみ集計。

い職業をもつていない状態であつた。次に内職従事者についてみると(第178表)、女子、それも主婦が大部分を占めており、女子世帯主が少数みられる。内職をはじめた動機では(第179表)、世帯主の収入が少いからというのが三一%、その他家計の維持のために働くものが全体の半数を占めている。なお女子全体では世帯主の収入が少いからという家庭の主婦が三四%、女子世帯主では大部分が内職で暮しをたてている。次に作業時間と工賃についてみると、一日の内職従事時間(第180表)は五時間から八時間が全体で最も多く、男子は比較的長く一〇時間以上、女子は五時間一八時間が最も多く、こ

第181表 1 カ月内職従事日数と工賃

1 カ月 の 従事日数別	1 カ月の従事日数別内職従事者 数(%)及び1世帯当り1 カ月平 均従事日数(2月の分)				従事日数別1 カ月の平均工 賃(2月の分)		
	総 数	男 子	女 子	女子の内 女世帯主	総 数	男	女
平 均 日 数	17.3日	19.6日	17.1日	16.6日			
総 数	100%	100%	100%	100%	2,706円	9,487円	1,911円
10 日 以 内	22	12	23	22	983	2,915	865
11 日 ～ 15 日	24	19	25	30	1,818	4,815	1,540
16 日 ～ 20 日	29	28	30	30	2,688	7,406	2,235
21 日 ～ 28 日	25	41	22	18	5,166	14,543	2,990

のうち女子世帯主はやや長くて一〇時間以上も働くものが少数みられる。また一日の平均工賃は(第180表)一二二円(男子三四二円、女子九七円)女子では五時間八時間働いて一〇〇円足らず、一〇時間以上も働いて一五〇円程度にしかない。この一カ月の状態は第181表の如くで、一カ月の従事日数では一六日―二〇日二二日―二八日などが全体で最も多く、男子は女子に比べて働く日が比較的多くなっている。一カ月の平均工賃(一九五四年二月分)では男子約九五〇円女子約二〇〇円、女子では一カ月二二日から二八日働いて

も三〇〇円足らずである。また最近では、中小企業の不振、倒産が影響して、工賃の遅払や不払い現象が起つてきている。次に、内職種類別にみると第182表の如くで、女子では洋裁、和裁、紙製品、玩具、編物、製本、造花などの製造、加工に従事するものが多く、これに比べて少数ではあるが、男子は造花、機械器具製品、洋裁、玩具の製造加工その他の雑業などに従事するものが多い。またこれらの内職には仕事に繁閑のあるものが多く、従事するものが多く(洋裁、和裁、紙製品、玩具、編物、製本など)、一時間当り平均単価の比較的高いもの(袋物製品、洋裁、洋服下着類の修理、金属製品、編物、和裁、メリヤス製品など)はいずれも仕事に繁閑が多くなっている。それぞれの種類別の一日あるいは一カ月工賃は第182表の如くである。なおこの内職が疲れがひどくて重荷であるというのが第183表の如く全体で二五%を占めており、内職従事者の仕事についての意見として、内職の工賃が安すぎる(ほとんどすべてのもの)、多くの内職が季節によつて繁閑があり不安定であること、子供があつて内職のできない主婦のため保育所を設けてほしいこと、などが出されていた。

日雇労働者の状態 東京都労働局では五四年一月、都区内の公共職業安定所に登録している日雇労働者のうち三七四名に対して抽出調査を行つた。その家計、労働、家族、住居などにかんする調査結果は「東京都日雇労働者生活実態調査序説」として発表されているが、ここではそのうち借金の状態―その方法についての表を掲げておこう。これは第184表の如くで、とくに質屋(私営)へはほとんどものが通つている状態にある。また質屋、その他の金融機関など以外での借金方法としては(第185表)、親戚、友人などから借金するものが多く、借金しないものは少数に過ぎない。

税金 税金が家計の重圧となつていくことはいうまでもない

従 事 者 数 ・ 工 賃

(%)	1世帯当り1日の平均工賃及び1時間当り平均単価(普通の日)の工賃						1カ月の平均工賃		
	1日の平均工賃			1時間当りの平均単価			総 数	男	女
	総 数	男子	女子	総 数	男子	女子			
不明又は無記入									
%	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4.8	121	342	97	17	27	16	2,706	9,487	1,911
0	84	70	85	12	8	12	2,711	8,500	2,030
0	215	500	120	30	50	19	2,255	4,120	1,633
0	102	—	102	20	—	20	1,804	—	1,804
0	67	—	67	8	—	15	1,644	5,000	1,225
3.3	158	362	144	24	29	23	3,379	9,278	2,848
0	96	—	96	18	—	18	1,750	—	1,750
0	144	250	129	26	—	23	4,075	7,000	3,657
0	78	—	78	10	—	12	1,253	—	1,253
1.0	105	225	102	19	13	19	1,965	10,000	1,872
0	59	—	59	11	—	11	1,225	—	1,225
6.7	51	—	51	8	—	8	823	—	823
0	107	207	91	14	16	14	1,921	5,500	1,410
7.7	298	559	74	27	35	10	7,791	15,180	1,633
15.3	93	330	71	13	20	11	2,017	5,646	1,648
6.5	56	200	51	8	22	7	1,188	4,500	1,065
4.1	91	227	82	14	38	13	2,349	7,333	2,001
0	83	—	83	16	—	16	1,408	—	1,408
0	286	383	92	31	38	13	6,278	8,833	1,167
0	218	—	218	33	—	33	5,200	—	5,200
0	322	413	140	34	40	23	12,100	12,100	—
5.3	116	200	106	18	25	17	2,002	6,000	1,716
3.1	194	448	86	21	31	12	5,424	13,971	1,904
8.3	91	234	71	11	18	10	1,952	8,200	1,272
11.8	76	175	60	9	10	9	1,459	3,750	1,043
0	58	—	58	8	—	12	1,550	—	1,550
0	75	—	75	12	—	12	1,675	—	1,675
10.0	188	327	111	26	33	20	4,650	10,175	1,400
14.3	125	—	125	19	—	19	2,260	—	2,260

第182表 内 職 種 類 別

内 職 種 類 別	内 職 従 事 世 帯 数					繁 閑 別 内 職 世 帯 数		
	種類数	従事世帯数（世帯内の主たる従業者の性別）				総 数	平均に あ る	繁閑が あ る
		総 数		男子	女子			
		実数	%	実数	実数			
総 数	287	771	100.0	84	687	100.0	28.1	67.1
食 料 品	13	21	2.7	2	19	100.0	28.6	71.4
メ リ ヤ ス 製 品	3	4	0.5	1	3	100.0	0	100.0
編 物	6	63	8.1	—	63	100.0	7.9	92.1
染 色 及 び 整 理	3	10	1.3	2	8	100.0	20.0	80.0
洋 裁	20	122	16.5	8	114	100.0	26.2	70.5
その他のミシン縫製	11	11	1.4	—	11	100.0	9.1	90.9
洋服下着類の修理	4	8	1.0	1	7	100.0	12.5	87.5
帽 子	6	7	0.9	1	6	100.0	28.6	71.4
和 裁	9	102	13.2	2	100	100.0	19.6	79.4
し し ゆ う	3	4	0.5	—	4	100.0	75.0	25.0
手 袋	7	15	1.9	—	15	100.0	40.0	53.3
履 物	15	21	2.7	3	18	100.0	4.8	95.2
木 製 品	9	13	1.7	6	7	100.0	30.8	61.5
紙 製 品	24	85	11.0	7	78	100.0	36.5	48.2
造 花	13	31	4.0	11	30	100.0	51.6	41.9
製 本	5	49	6.3	3	46	100.0	14.3	81.6
ゴ ム 製 品	3	8	1.0	—	8	100.0	100.0	0
皮 革 製 品	7	9	1.1	6	3	100.0	22.2	77.8
袋 物 製 品	8	8	1.0	—	8	100.0	25.0	75.0
金 属 製 品	8	8	1.0	6	2	100.0	50.0	50.0
電気機械器具製品	18	19	2.4	2	17	100.0	42.1	52.6
その他の機械器具製品	16	32	4.1	10	22	100.0	56.3	40.6
玩 具	35	60	7.8	8	52	100.0	33.4	58.3
文 房 具	10	17	2.2	3	14	100.0	35.3	52.9
ブ ラ シ 及 び 刷 毛	3	3	0.4	1	2	100.0	33.4	66.6
傘	3	4	0.5	—	4	100.0	25.0	75.0
そ の 他 の 雑 業	25	30	3.9	11	19	100.0	26.7	63.3
不 明	—	7	0.9	—	7	100.0	28.6	57.1

〔備考〕 1954年3月，労働省婦人少年局調。

第184表 日雇労働者の借金方法

利用程度 世帯員別		括			
		計	しばしば し	時々	利用しない
公 営 総 数		173	4	13	156
男	計	130	2	10	118
	1 人	21	0	1	20
	2 ～ 3人	45	2	3	40
	4 ～ 5人	32	0	2	30
	6 人 以上	32	0	4	28
女	計	43	2	3	38
	1 人	4	0	0	4
	2 ～ 3人	16	0	3	13
	4 ～ 5人	16	1	0	15
	6 人 以上	7	1	0	16
私 営 総 数		173	36	122	15
男	計	130	28	92	10
	1 人	21	6	14	1
	2 ～ 3人	45	12	30	3
	4 ～ 5人	32	6	24	2
	6 人 以上	32	4	24	4
女	計	43	8	30	5
	1 人	4	2	2	0
	2 ～ 3人	16	2	11	3
	4 ～ 5人	16	3	12	1
	6 人 以上	7	1	5	0
その他の金融機関 数		374	8	21	345
男	計	275	5	17	253
	1 人	62	1	—	61
	2 ～ 3人	80	2	7	71
	4 ～ 5人	77	2	4	71
	6 人 以上	56	—	6	50
女	計	99	3	4	92
	1 人	16	1	1	14
	2 ～ 3人	41	—	1	40
	4 ～ 5人	27	1	1	25
	6 人 以上	15	1	1	13

【備考】 東京都労働局「東京都日雇労働者生活実態調査序説」より。

第183表 内職の健康への影響別内職従事者数（％）

総 数	総 数	男	子	女	子	女子の内 女世帯主
疲れがひどく重荷である	25	30	48	59	24	32
支障な	57	6	8	8	1	54
もつと働ける	8	15	8	8	1	8
その他	9	1	1	1	1	5
不明又は無記入	1	1	1	1	1	1

【備考】 1954年3月，労働省婦人少年局調。

が前に紹介した全国金属労働組合の生活実態調査においても、全国印刷出版産業労働組合総連合会の調査においても、このことについて多くの労働者から深刻な訴えがなされた。生活が苦しいため身体に無理をして残業や休日出勤をすれば、その僅かな収入増はたちまち累増する税率によりほとんど税金でとられてしまうこと、そしてまた賃上げを僅かでも獲得できたと思えばそれも多くの税金になつてしまう、こういう状態は全労働者に共通した悩みとなつている。

しかし、税制上では年々改訂がおこなわれ、基礎控除額は僅かずつ引上げられ、勤労者の税負担は毎年少しずつ軽減されて

第185表 日雇労働者の借金方法——質屋などによる以外の方法

世帯員別 性別		括				
		計	1人	2～3人	4～5人	6人以上
総数		374	78	121	104	71
男	計	275	62	80	77	56
	親	81	6	23	31	21
	隣	41	11	10	16	4
	友	67	27	15	13	12
	顔	6	1	1	2	2
	その借金しない者	30	5	13	9	3
女	計	99	16	41	27	15
	親	28	3	15	7	3
	隣	19	4	9	5	1
	友	28	4	6	11	7
	顔	1	—	—	—	1
	その借金しない者	7	—	4	1	2
		16	5	7	3	1

〔備考〕 東京都労働局「東京都日雇労働者生活実態調査序説」より。

いることが喧伝されている。たとえば夫婦と子供二人で年収三〇万円の世帯の、国税と地方税を通じての負担率をとってみると、五〇年二九・七％、五一年二一・六％、五二年一六・九％、五三年一四・五％、五四年一二・三％と僅かではあるが確かに負担は減少している。しかしこうした所得額を一定としてその負担率の年度別推移をみ、負担の軽減を云々するほかに、実際の負担状態をみるためには次のような具体的な事情を考慮する必要がある。すなわち、同一人で何年間も毎年同額の賃金のままでいるものは少いであろう。平常の状態ならば僅かずつでも年々賃金は上昇し、とくに物価騰貴からの賃上げが行われることなどによつてそうなる。しかも青壮年労働者ならば世帯員は増加し、賃金の上昇に比べて生活必要費は増加し、その負担は大きくなつて行くであろう。そしてこうした事情から各人の賃金額は、それによつて決して生活が積極的に楽になるのではないが、僅かながら増加して行くのであるが、しかもその収入の増加は、低所得をも激しく収奪する累進的な税率によつて、その大部分が取去られてしまう。それは超過勤務の結果であろうと、休日出勤による収入増であろうと例外ではない。こうしたことから税制上の僅かばかりの税率引下げは労働者にとつて少しも負担の軽減にはなっていないのである。

収入階級別（いわゆる課税総所得金額）の税率をみると、二万円以下一五％、二万円超二〇％、七万円超二五％、一二万円超三〇％、三〇万円超四〇％、五〇万円超四五％、一〇〇万円超五〇％、二〇〇万円超五五％と低所得層においてとくに累進的に税率が増加しているが、これを金額でみると、給与所得の源泉徴収税額は次のようになっている（ここに掲げ

第186表 勤労世帯の間接税負担状況（1953年、一世帯当り）

年 所 得	15万円以上、 20万円未満	20万円以上、 25万円未満	25万円以上、 30万円未満	30万円以上、 35万円未満	35万円以上、 40万円未満	40万円以上、 45万円未満	45万円以上、 50万円未満	50万円以上、 60万円未満	60万円以上、 70万円未満	70万円以上、 75万円未満
消費支出総額(円)	177,538	209,250	243,638	273,100	309,088	334,175	361,475	428,813	447,650	
直接税総額(円)	4,260	8,100	13,320	19,968	28,128	37,308	46,800	72,636	113,844	
間接税総額(円)	5,781	6,378	7,041	7,612	7,791	8,624	9,366	9,222	9,536	
租税負担額合計(円)	10,041	14,478	20,361	27,580	35,919	45,932	56,166	81,858	123,380	
間接税消費支出(%)	3.3	3.0	2.9	2.8	2.5	2.6	2.6	2.2	2.1	
直接税実収入(%)	2.4	3.7	4.8	6.1	7.5	8.8	9.9	11.7	15.8	
間接税実収入(%)	3.3	2.8	2.6	2.4	2.1	2.0	2.0	1.5	1.3	
租税合計実収入(%)	5.7	6.5	7.4	8.5	9.6	10.8	11.9	13.2	17.1	

〔備考〕 (1) 総理府統計局「家計調査」の全都市勤労者世帯の数字にもとづいて大蔵省主税局で計算したもの。
(2) 「財政金融統計月報」49号による。

られた給与額は、その月の社会保険料控除後の金額、五四年四月改訂のもの。）

その月の社会保険料控除後の給与	扶養家族 一人	三人	五人	一人
一万五〇〇〇円～一万五五〇〇円	六三三円	—	—	—
二万円～二万〇五〇〇円	一五八三円	六九九円	一七四四円	—
二万五〇〇〇円～二万五五〇〇円	二七四九円	一六〇三円	九九九円	—
三万円～三万〇五〇〇円	四三三〇円	二九九九円	三三四九円	—
三万五〇〇〇円～三万五五〇〇円	六〇三〇円	四五六二円	三七四九円	—
四万円～四万一〇〇〇円	七六四四円	六三二二円	五四三六円	—

但しこの所得税額は年末調整により多少修正されるが、この給与三〇〇〇円以下の層は五〇〇〇円区切りに網の目のように税額が定められ、五〇〇〇円上昇すると累進的に税額が多くなつて行く。たとえば扶養家族三人の労働者についてみると、この給与二万六〇〇〇円程度までは五〇〇〇円増額毎に税額は六四円づつ多くなり、以上、二万二〇〇〇円位までは八五円、二万五〇〇〇円位までは一〇六円、二万七〇〇〇円位までは一二五円、三万四〇〇〇円位までは一五〇円、三万五〇〇〇円からぐんと税額は上つてそれ以上四万三〇〇〇円位までは三五〇円と、各刻み毎の上昇額は多くなつている。さらに賞与、これは純然たる生活費の性格をもつものであるが、この税率は次のように極めて多くなつている。

前月の社会保険料控除後の給与	扶養家族 一人	三人	五人
一万五〇〇〇円	二〇%	一五%	五%

第187表 主要課税物品・料金の間接税負担割合

品 目		単 位	税込小売 価格また は税金(A)	税 額 (B)	負担率 $\left(\frac{(B)}{(A)}\right)$
酒	税		円	円	%
清	酒 特 級	1 升	1,035	685	66.2
"	" 1 級	"	795	490	61.6
"	" 2 級	"	465	225	48.4
合 成	酒 2 級	"	355	176	49.6
焼 ち	酒 25 度	"	320	143	44.7
ビ	—	3.51合	113	70.20	62.1
砂糖消費税	盆	1 斤	90	28	31.1
物品税					
ゴルフクラブ	(国産シャフト使用のもの30吋以上)	1 本	3,500	900	25.7
毛皮製品	(狐 襟 巻)	1 個	30,000	5,000	16.7
写真機	(マミヤシツクス)	"	27,700	4,580	16.5
ピアノ	(日本楽器 300号)	"	260,000	43,350	16.7
扇風機	(マツダ水蓮 A型)	1 台	11,400	2,077	18.2
電気冷蔵庫	(三菱 M R 150型)	"	162,000	36,000	22.2
電気洗濯機	(マツダ F W)	"	53,000	7,060	13.3
時計	(シチズン 8型15石)	1 個	4,050	195	4.8
普通乗用自動車	(フォード 53年)	1 台	2,000,000	(関税及物品税)195	
テレビジョン受像機	(7吋 東芝普及型)	"	84,000	590,400	29.5
骨牌税	雀(象牙普通品)	1 組	19,500	6,480	7.7
入場税	画(新宿日活館)	1人1回	140	40	28.6
"	(封切館)	"	121	34.7	28.6
"	(地方二流館)	"	87	20	23.0
演劇	(歌舞伎座 A席)	"	800	267	33.3
音楽	(NHK交響楽団A席)	"	330	55	16.7
スポーツ	(職業野球 後楽園球場 指定席)	"	150	25	16.7
煙草専売益金	—	10 本	45	31.8	70.7
光		"	30	20.0	66.7
ゴルフデシバット		"	15	9.5	63.3

〔備考〕 (1) 税込小売価格または入場料金は百貨店、製造業者、プレイガイドなどで調査したもので、54年4月現在の価格。

(2) 酒類小売価格はびん付価格のびん代別価格。

(3) 煙草の税額らん金額は、専売益金および煙草消費税額の合計額。

「財政金融統計月報」49号より。

二 万 円	二八%	二二%	一八%
二万五〇〇〇円	三二%	三〇%	二八%
三 万 円	三五%	三五%	三二%
三万五〇〇〇円	三八%	三八%	三五%
四 万 円	四〇%	三八%	三八%

次に間接税についてみよう。国民生活の窮乏化により所得税のみせかけの軽減策をとらざるを得なくなっている政府は、間接税率の引上げによつて増徴を計ろうとし、五四年においても酒、煙草、砂糖をはじめ間接税率の引上げが広汎におこなわれた。また五〇年において大幅に減少した国税総額に対する間接税の占める割合も年々増加しており、国税・地方税総額に対する比率は（括弧内直接税比率）、五一年一・四％（六五・八％）、五二年一・五％（六三・七％）、五三年一・九％（六〇・九％）、五四年二・六％（五九・六％）、また国税に対する比率は五一年一・八％（五八・七％）、五二年一・八％（五六・四％）、五三年二・四％（五三・八％）、五四年二・九％（五二・六％）となつてゐる。家計の負担として直接にあらわれる所得税や地方税など以上に、これら間接税は大衆課税としての性格をもつてゐる。これを大蔵省の調査によつてみると第186表の如くである。これは総理府統計局「家計調査」の全都市勤労者世帯の数字によつて計算した、一九五三年における一世帯当りの状態であるが、消費支出、又は実収入に対する間接税の負担率は明らかに逆進的な状態にあることを示している。また、主要な課税物品・料金について間接税の状態をみると第187表の如くであり、酒、焼酎、煙草、砂糖など大衆と不可分な物品における間接税の比率は極めて大きくなつてゐるが、これに反して物品税の高級品をはじめ奢侈品に対する税率は比較的低くなつてゐる。

第二章 栄 養

一般的な労働者の栄養状態についての実態調査としては適當なものがみられないので、ここでは主として紡績、製糸工場の宿舎における女子労働者の食事についてみることにする。（なお毎年掲さいしている厚生省国民栄養調査は、発表が遅れたため掲さいできなかった。）

寄宿舎の食事 全国蚕糸労働組合連合会が傘下製糸工場の寄宿舎における給食について調査した（一九五五年二月）ところによると第188表のような状態になつてゐる。この表は、傘下組合支部のうち報告のあつた四八工場についての集計結果であるが、欠食した場合の食費負担状況では、多くの工場で支払わなくともよくなつてゐるが、そのうち一三工場では一日一、二回の欠食にたいしてはその分を徴収されている。栄養やカロリーにたいする料理知識をもつた栄養士もおらずに給食のなされてゐる工場は非常に多く、三〇カ所にも上つてゐる。衛生状況については、炊事場が清潔とか普通であるとかいわれる工場が多くなつてゐるが、とくに不良状態にあるものが三カ所みられる。また炊事場の状態に反して食器の消毒状況は芳しくなく、消毒していない、夏季のみあるいは時々消毒するというのが一一工場ある。食卓に常備されてゐる食品類は非常にまちまちで、一般に醬油、漬物、ゴマ塩程度となつてゐるが、何も出されてゐない所が一工場に上つてゐる。

またこうした給食施設において作られる食事の献立について、同じく全国蚕糸労働組合連合会の調査によつてみると、その朝、昼、晩の内容は第189表および第190表の状態である。この調査は傘下各組合における一九五五年二月から三月にかけての二九日間の食事につ

第188表 製糸工場寄宿舎の給食状況

単組支部名	昼食 喫食者数	食事を欠食した場合 も会社を支払うか	栄養士		衛生状況		食卓に常備されているもの	
			有・無	炊事場衛生状況	食器の消毒			
片倉製糸福岡工場	257名	事前に届出て欠食分は徴収 されない	無	良	好	夏 季 の み	な し	
〃 仙 台 〃	310	徴 収 さ れ な い 欠食と公休日の欠食は届出 て徴収されない	有	普	通	毎 日	必 要 時 に 醬 油 ・ 味 噌	
〃 平 〃	251		〃	概	好	毎 日	醬 油	
〃 小千谷 〃	210		無	ね	位	食 漬	物	
郡 是 長井 〃	300	徴 収 さ れ な い	〃	80	点	〃	漬 物	
〃 桑折 〃	270	〃	有	清	潔	〃		
〃 本宮 〃	236	〃	無	〃	〃	毎 日		な し
会 陽 喜多方 〃		〃	〃	〃	〃	〃	醬 油 ・ 塩	
郡 是 前橋 〃	320	〃	有	良	良	毎 食	ゴマ塩と塩は季節的にその 他は希望によつて	
昭 栄 小山 〃	315	〃	無	普	通	毎 時	漬 物 ・ 醬 油 ・ 唐がらし 醬油 ・ ソース ・ 夏季ゴマ塩	
赤 城 社	25	〃	〃	清	潔	1 カ月に1回		な し
片 倉 熊谷 〃	400	帰宅の時には徴収されない 2日以上欠食者のみ徴収さ れない	有	〃	〃	毎 食		
〃 石原 〃	405	徴 収 さ れ な い	無	大	体	〃	〃	
〃大宮製作(加)	160	〃	有	清	い	毎 日	〃	
秩 父 蚕 糸	230	3食連続欠食者の場合差引 く 前 日 届 出 徴収されない 長期欠食者のみ徴収されな い	無	60	～ 70	〃	醬 油	
片 倉 洲 南(加)	270		〃	無	従前に比較してよく なる	点	〃	醬油 ・ 漬物 ・ ゴマ塩 ・ 七味
〃 沼 津 蚕 種	55		〃	〃	不	良 (夏に蝨)	してない, 日光 に当てる	醬 油 ・ ソース ・ たくあん
昭 栄 大 磯(研)	42		〃					

片倉	磯崎	86	徴収される	有無	中程	度	毎週一回	日一回	な
片倉	磯崎	260	徴収される	有	清潔	清潔	毎週一回	日一回	し
郡是二府	落合	178	徴収される	無	清潔	清潔	毎週一回	日一回	し
甲府	糸本	46	公共休日は徴収されない	有	清潔	清潔	毎週一回	日一回	し
片倉	松本	300	公共休日は徴収されない	有	清潔	清潔	毎週一回	日一回	し
安曇	豊田	55	1日3食欠食に限り徴収されない	有	良	好い	毎週一回	日一回	し
片倉	関濃	85	徴収される	有	大	清潔	毎週一回	日一回	し
郡是	美濃	280	徴収される	有	大	清潔	毎週一回	日一回	し
三近	竜社	270	1日以上のみ徴収されない	有	大	清潔	毎週一回	日一回	し
郡是	藤	310	1日以上のみ徴収されない	有	大	清潔	毎週一回	日一回	し
近郡	本工(加)	130	徴収されない	有	大	清潔	毎週一回	日一回	し
郡是	福地山	788	徴収されない	有	大	清潔	毎週一回	日一回	し
片倉	見江	260	徴収される	有	大	清潔	毎週一回	日一回	し
片倉	江松	50	徴収される	有	大	清潔	毎週一回	日一回	し
郡是	江原	310	徴収される	有	大	清潔	毎週一回	日一回	し
郡是	養父	220	徴収される	有	大	清潔	毎週一回	日一回	し
片倉	今市	98	徴収される	有	大	清潔	毎週一回	日一回	し
片倉	津山(加)	220	徴収される	有	大	清潔	毎週一回	日一回	し
片倉	双三	275	徴収される	有	大	清潔	毎週一回	日一回	し
片倉	柏原	110	徴収される	有	大	清潔	毎週一回	日一回	し
片倉	島	140	徴収される	有	大	清潔	毎週一回	日一回	し
片倉	島	350	徴収される	有	大	清潔	毎週一回	日一回	し

〃	高知	150	徴収	され	ない	無	良	好	毎	日	夏季	干
上	高瀬		主食	の	現品	〃	普	通	時	々	ゴヤ	油
片倉	熊本	303	屑出れば徴収されない			〃	良	好	毎	食	塩・梅	干
若林	大石	198	欠食とみとめられず会社に交渉中			有	改善	された	夏のみ1日おき	ゴヤ		塩
熊本	糸本	168	徴収	され	ない	〃	良	好	毎	日	な	し
鹿瀬	本水	102					清	潔	毎週	回	た	ん
泗		133	徴収	され	ない	無			毎	回	要求	油
郡	是宮崎蚕種	21				〃	良		月	同	油	ス

〔備考〕 全国蚕糸労働組合連合会調査。労働者の食費支払額はほとんどの工場が1ヵ月1,350円，1日45円となつてゐる。傘下組合支部のうち報告のあつた48工場の集計結果である。空らんは「不明」。

第189表 製糸工場寄宿舎の食事献立表（朝食）

組合名	主食		味噌汁の材料																漬物				
	米	米・外米	米・麦・外米	油	煮豆	豆腐	わかめ	いも	人参	ほうれんそう	きやぶ	ねぎ	大根	白菜	その他野菜	牛蒡	その他	味噌汁回数	白菜	たくあん	大根	漬菜	漬物回数
組合名	米	米・外米	米・麦・外米	油	煮豆	豆腐	わかめ	いも	人参	ほうれんそう	きやぶ	ねぎ	大根	白菜	その他野菜	牛蒡	その他	味噌汁回数	白菜	たくあん	大根	漬菜	漬物回数
	・			あげ	干	腐																	
	麦																						
熊本県片倉工場			28	13	3	1					4		9	19	3		2	28		28			28
兵庫県郡是工場			29	29		1	5	27				23	3	5			春かぶ第7	29		27			27
熊本県若林工場	29										4		3		12			29	2				0
岩手県照栄工場	26		2		23	10		3	7			6	8	14	5	3		28	2	26			28
群馬県小企業	29				29					2		11	16					29	29				29
埼玉県小企業	29				※8		11			8				2	18			29		29			29

山梨県小企業		29		20						3		10	13		2		29					29	29
長野県小企業	29								7			1	19				29					29	29

〔備考〕 全国蚕糸労働組合連合会調査。※印は不明確。

第190表 製糸工場寄宿舎の食事献立表（昼食・夕食）

組合名	材 料 名										料 理 法										漬 物											
	米	粉	肉	魚	油	豆	芋	菜	人	ご	大	海	玉	ほ	魚	こ	納	煮	油	焼	汁	ま	て	し	ラ	あ	そ	白	た	大	漬	
	類	類	類	類	類	類	類	葉	参	ろ	根	類	葱	う	成	んに	豆	物	め	物	物	飯	ら	類	カ	の	の	菜	あ	根	菜	
昼 食	熊本県片倉工場	28		5	11	3	4	11	8	3	9		3	3	1	5	13	4	7	1	1	1	1	1				4	24			
	兵庫県郡是工場	28	3	3	18	2	7	12	9	2	8		6		7		15	4	4	1		2	4	3	6			29	27			
	熊本県若林工場	29	9	1		9	4	0	4		4	1	9	5	1		5	1	14				2	2	3	3			6	22		29
	岩手県照栄工場	25	3	5	4	9	9	3	7	5	1	2	11	3	1	2	8	3	1	4	6	2	3	3								
	群馬県小企業	29		3	9	2	12		11		12	3	8	3	3	1	13		1	4	4	4	3	3								
	埼玉県小企業	29		4	4	1	9	6	14	4	7	1	8	5	9	4	2	11	4	1	2	1	2	5	1							29
	山梨県小企業	29		2	5	5	12	3	7	3	3	2	4	3	3	2	12	5	1	1	1	3	3	1								
長野県小企業	29						7	3			19									29												
夕	熊本県片倉工場	25	6 ^鶏 _骨	2	18	10	8	8	4	2	6	3	4		3		3	7		16					2				28			
	兵庫県郡是工場	29	1	3	20	14	11	1	15	4	17	1	8	1	6	3	27	2	3		1	1						29	29			
	熊本県若林工場	29		3	13	1	11	4	6	2	12	1	2	1	3	3	18	5	2	1	1	1	1	1	1				29	29		
	岩手県照栄工場	28			1		4	10	7	7	14		7	2			1			27									21			
	群馬県小企業	29			1	1					16	10	3							29		1										29

第191表 日雇労働者の食事

食 事	第 1 例	第 2 例	第 3 例
	この程度の人たち 約 110 名	この程度の人たち 約 30 名	この程度のた人ち 約 10 名
朝	飯 2 杯 野菜 づ け	飯 2 杯 ミソ汁 1 杯 納豆	飯 3 杯 キャベツ・イモ
昼	弁 当 つけもの	弁 当 つけもの	弁 当 ふき・油揚げ
夕	うどん 2 杯 オカズなし	うどん 2 杯 つけもの	うどん 1 杯 飯 1 杯 かぶ・ねぎ

〔備考〕 福島県郡山市自由労働組合調査。

れた材料の量について調査されてい
ないのが欠点であるが、まづ朝食（第189表）についてみると、主食は米、麦あるいは米・麦・外米の混ぜ合したものであるが、この表に掲げなかつた片倉製糸の宮城県の工場では米・麦・稗という日が二九日間に一八日もあり、同

じく片倉製糸の宮崎県の工場、郡是製糸の福島および広島で
はパンのみの日が二日から四日あつた。また飯の外に出されるのは
味噌汁と漬物だけであるが、この味噌汁の中味は郡是、片倉製糸な
どで油揚げそれに一日一回豆腐が入る外は、大根、白菜、ねぎ、その
他の野菜類が大部分である。次に一日のうちで最もよいとされてい
る昼食の状態をみると（第190表）、煮物、汁物など出される日が多
いが、その内容は玉葱、人蔘、大根、芋などの野菜類が多く、その
油いためがせいぜいのところである。魚や肉は郡是製糸や片倉製糸
などの大企業（もちろん各工場によつて非常に差があるが）が二〇
日程度それを加える外、とくに中小工場の場合は一〇日以内となつ
ている。但し肉や魚の分量の調査されていないのが欠点である。卵
などはほとんど出されない。夕食（第190表）はほとんどが汁物と煮
物である。その内容も郡是製糸の兵庫県の工場を除いて、大根、菜
つ葉などの野菜が主体である。以上製糸工場の女子労働者は毎日ほ
とんど値段のやすい野菜を主とした単調な料理と麦や外米の入った
飯で働いており、ますます労働を強化されているのである。なお労
働組合では給食委員会を組織して、食堂施設の改善や食事内容の向
上のために努力しているが、郡是製糸高知工場ではこれについて次
のような要求を行つてゐる。

- 一、馬鈴薯の皮をむいてほしい。
- 二、ごたごた煮込んだものはやめること。
- 三、朝の味噌汁を少し変つたものにしてほしい。

[illegible]

〔備考〕 全国蚕糸労働組合連合会調査。

いて行われたものであるが、ここでは、大企業、中小企業製系のそれぞれの代表的な工場を選んで紹介した。この調査では料理に用いら

四、月に一度位ちらし寿司を出してほしい。

五、食事中掃除は止めてほしい。

六、食べれないほど嫌いなものは他のものと交換してほしい。

七、残飯を次の食事に混ぜないこと。

日雇労働者の食事 福島県郡山自由労働組合が一九五四年におこなつた組合員一六五名の実態調査によると、これら失対事業日雇労働者Ⅱ失業者の食事内容は、第191表の如く極めて悲惨な状態である。ほとんどのものが毎日朝は飯二杯に野菜のおかず、昼は漬物の弁当、晩はうどん二杯でおかずなしといった状態で、夕飯に御飯をたべるものは一六五名中不明一名を除いて四名しかない。また昼に弁当をもつて来れないものが一六五名中不明一名を除いて一四名、約一〇%近くもいる。少数の条件のよいものでも油揚げ、納豆などを一日一回程度用いるに過ぎない。しかもこうした食事で、土木作業に従事しているのである。なお大原社会問題研究所が一九五四年一〇月福島県石城郡常磐市および山田村で行つた失対事業日雇労働者の調査においても、同じように悲惨な状態がみられた。(この福島県郡山自由労働組合の調査は、家計、住居、衣服、布団、健康などについて日雇労働者の苦しい状態を極めて具体的に生々しく描きだしている。食事以外の状態についてはこの第四篇の各章でそれぞれ触れることにする。)

第三章 住 宅

住宅建設状況 まず建設省が住宅難解消のため一九五二年四月より始めた住宅建築二〇カ年計画のうち、その第一期三カ年計画が一九五四年度(一九五五年三月末)で終了するのでその実績をみよう。

二〇カ年計画の目標としてとり上げられた不足数は三一六万戸であつたが、実際にはこのうちから老朽建替を要する住宅、四〇畳以上の家における同居世帯、それ以下の家に同居していても生活設備を共用していない世帯を除いた「特に緊急度の高い不足数」として一九〇万戸の建設を目標とするものであつた。そして第一期として住宅不足の解消分二九万戸、それに需要増を加えた合計一〇九万戸の建築が計画された。政府の計算によつてこの実績をみると第192表の如くで、供給実績は全体で八五万戸、最初の計画一〇九万戸にたいては達成率は七八%にすぎないが、世帯増、災害などによる実際の需要増は計画予定よりも相当少なかったため、この実際の需要九六万戸に対しては達成率八八%となり、さらに「狭小過密などは増築でもかなり解消している」とみて増築による解消分一〇万戸を考慮に入れると供給実績は九五万戸、实际需要数のほとんど一〇〇%を達成し、こうして第一期計画は見事に完遂されたことになつてゐる。つまり最初計算した不足数三一六万戸のうちこれによつて二八万戸が解消され残りの不足は二八八万戸となる。またこの達成は一九五四年九月一日現在で総理府統計局が全国都市について行つた住宅調査の結果からも裏付けられるとされている。この調査については既に本年鑑第二七集で紹介したが、これによつて住宅不足数を推計したのをみれば第193表の通りとなつてゐる。但しこの住宅調査は全国市部の約六分の一の抽出調査で、それによる推計も極めて不充分さをまぬかれないのであるが、ともかくこれに基づき住宅不足数は二九九万戸と推定されている。そして政府ではこの数字を基礎とし、これにその後の需要増、住宅数の増加などの状態を考慮に入れて、第一期三カ年計画終了時(一九五五年三月末)の不足数を二八四万戸と算出している(第194表)。こうして政府の計算によると住宅難の解決は極めて好調のようであるが、しかし住宅不足の算定や

第192表 第1期住宅建設計画実績

	計	画	実 際 需 要	供 給 実 績
住宅需要増 の充足分	世帯増によるもの 災害によるもの 老朽化によるもの	719,000 90,000(1) 0	641,000 36,800(2) —	641,000 36,800 —
住 宅 不 足 の 解 消 分		285,500(3)	285,500	174,300(4) (+100,000)
計		1,094,500	963,300	852,100 (+100,000)

〔備考〕 (1) 災害喪失150,000戸のうち6割が災害対策の外に残るものとする。

(2) 災害喪失戸数79,000—災害公営住宅22,400—届出免除による建設19,800=36,800。

(3) 特に緊急度の高い不足数(1952.4.1現在推定)の20分の3。

(4) 増築による狭小過密居住の解消。

日本住宅協会「住宅」1955年1月号の解説による。

第193表 1953年9月都市住宅調査による不足数推計

	市 部	全 国
普 通 世 帯 数	7,302,000戸*	—戸
普通世帯の居住する住宅数	—6,569,000(1)	—
(1) 非住宅居住及び同居世帯数	733,000	1,095,000(2)
(2) 狭小過密居住世帯数	521,000	734,000(4)
危険、修理不能住宅 要大修理住宅	186,000 +190,800(5)	— —
(3) 老 朽 住 宅	376,800	1,163,000(6)
住 宅 不 足 数 = (1) + (2) + (3)	1,630,800	2,992,000

〔備考〕 * 都市住宅調査による。

(1) =(人の居住する住宅)−(設備の不十分な住宅)−(準世帯の居住せる住宅)

(2) 1952.4.1現在数からの市部の減少割合が全国の減少割合に等しいとして算出する。

(3) 都市住宅調査による9畳未満及び1人当り2.5畳未満の住宅数のうち1/3は住み替によつて解消されるとみて、その1/3をとつた数字。

(4) (2)と同じ。

(5) 同上調査による「要大修理住宅」数の1割。

(6) 市部においては55.4.1の値が52.4.1現在の値とほとんど一致するので全国の考朽住宅数は52.4.1の数と同数とした。

第194表 住宅不足推計数 (55年3月末現在)

種 類 別	非住宅居住 及び同居 世帯	狭小過密 居住世帯	老朽住宅	計
1953年9月1日現在の不足数	1,095,000 ^戸	734,000 ^戸	1,163,000 ^戸	2,992,000 ^戸
普通世帯数の増加	+310,000(1)			+310,000
住宅数の増加	-435,000	-25,000(3)		+460,000
第1次3カ年計画終了時(55年3月)の不足数	970,000	709,000	1,163,000	2,842,000

- 〔備考〕 (1) 53年9月—55年3月末までの間の増加推定数、人口問題研究所「人口増加推計」による。
- (2) この期間中の推定建設戸数から、災害喪失戸数を減じ、届出免除による災害復旧戸数を加えたもの。
- (3) この期間中の増築による狭小過密解消の推定値。

第195表 第1期住宅3カ年計画期間の供給方法別実績

供給方法	建 設 戸 数				計 画	計 達 成 率 (%)
	1952年度	1953年度	1954年度	計		
一般公営住宅	25,307 ^戸	50,026 ^戸	49,000 ^戸	124,333 ^戸	180,000 ^戸	70
公庫住宅	50,507	53,650	40,000	144,157	180,000	80
その他の	厚生年金住宅	2,498	4,362	5,000	11,860	
	入植者住宅	13,420	13,032	13,000	39,452	
	引揚者住宅	3,687	2,975	—	6,662	
	公務員住宅	2,800	2,128	1,570	6,498	
小計	22,405	22,497	19,570	64,472	44,500	144
民間自力建設	166,583	167,613	184,930	519,126	690,000	74
計	264,802	293,786	293,500	852,088	1,094,500	78
災害公営住宅	7,988	7,914	6,500	22,412		
合 計	272,800	301,700	300,000	874,500		

〔備考〕 52, 53年度は実績, 54年度は推定。日本住宅協会「住宅」1955年1月号より。

需要増の的確な把握は極めて困難であつて、こうした数字が住宅難の実態をそのまま反映している。とみることはできない。政府の計画によつても一六万に上る老朽住宅や同居世帯の一部がその解決から除かれていることは重要である。これについては老朽家屋の自然崩壊がこの数年来各地で発生し、死傷者を出している状態が指摘されねばならない(日本住宅協会「住宅」一九五四年一〇月号参照)。また住宅計画の基礎となる需要の把握についても極めて漠然としており、住居を改善し得るだけの資力のあるものとならないものについての、需要の具体的な把握は極めて困難である。さらに用地、地代、家賃、権利金の問題など住宅難解決についての問

第196表 建て方の種類別、用途別1ヵ月1畳当り家賃

都 市	民 営 の 借 家					借 間		
	一 戸 建		長 屋 建		ア パ ー ト	一戸建	長屋建	ア パ ー ト
	専 用	併 用	専 用	併 用				
全 都 市	88	155	71	151	241	165	143	189
六 大 都 市	92	214	82	158	235	273	162	373
六大都市以外	87	143	67	148	249	152	134	105

〔備考〕 「併用」とは店舗、作業場などが居住部分と同一棟にある住宅をいう。

総理府統計局「家賃調査結果報告—昭和29年10月分」。

第197表 入居年次別1ヵ月一畳当り家賃（六大都市）

入 居 年 次 別	大正 以前	昭				和			
		戦 前 (1 16年)	戦時中 (17 20年 8月)	戦		後			
				20年9 ~23年	24年~ 25年	26年	27年	28年	29年
民営 借家	1畳当り家賃(円)	91	83	89	103	125	166	194	346
	世 帯 数(人)	172	792	576	500	170	100	91	81
借間	1畳当り家賃(円)	60	122	114	117	181	237	308	380
	世 帯 数(人)	1	29	67	131	80	70	133	159

〔備考〕 総理府統計局「家賃調査結果報告—昭和29年10月分」。

題は限らない程である。なお第一期実績を住宅供給別にみると第195表の通りで、一般公営住宅、公庫住宅、民間自力建設住宅などの達成率は計画の七〇—八〇％にすぎず、特殊なものである厚生年金、入植者、引揚住宅などの増加によつてカバーされている状態である。さらに公営住宅建設実績の地域別状態では一般に大都市が悪く、たとえば東京都は四六％に止まつた。では次に具体的な調査を紹介しよう。

家賃調査 総理府統計局が小売物価統計調査の一項目として定期的に行つている家賃、間代の調査結果によるとその状態は次の通りである（総理府統計局「小売物価統計調査家賃調査結果報告」より）。

この調査は全国における借家世帯一万〇九六二、借間同三九六一を対象とする抽出調査で（抽出方法は同報告書参照）、一九五四年一〇月における家賃の状態についてである。これによるとまず室数、畳数では、大都市における借家については一戸当り平均室数二・九室、一戸当り平均畳数一四・一畳、一人当り畳数三・〇畳となつており、借間については一戸当り平均室数一・三、一戸当り畳数七・七、一人当り畳数二・六となつている。これを六大都市についてみると、借家は一戸当り平均室数三・二、畳数一三・八、一人当り畳数二・九であり、借間は一戸当り室数一・三、畳数六・二、一人当り畳数二・三であつて、借間のほうが当然狭く、室数も畳数も少なくなつてゐる。また六大都市と他の都市とを比べると、借家は六大都市におけるほうがやや広いが、借

第198表 金属労働者の住居—1世帯当り平均室数

企業規模別	1	2	3	4	5	6	6以上	不明	計
100人未満	23	10	13	3	1	0	1	3	54
%	(42.5)	(18.5)	(24.0)	(5.5)	(1.8)	(0)	(1.8)	(5.5)	(100)
500人未満	57	37	50	20	4	1	0	9	178
%	(32.0)	(20.7)	(28.0)	(11.2)	(2.2)	(0.5)	(0)	(5.0)	(100)
500人以上	70	85	59	32	10	3	6	14	279
%	(25.0)	(30.4)	(21.1)	(11.4)	(3.5)	(1.1)	(2.1)	(5.0)	(100)
全世帯	150	132	122	55	15	4	7	26	511
%	(29.3)	(25.8)	(23.9)	(10.8)	(2.9)	(0.8)	(1.4)	(5.1)	(100)

〔備考〕 全国金属労働組合東京地本調査。第202表まで同じ。

第199表 金属労働者の住居—1人当り平均畳数

企業規模別	1	1.5	2	3	4	5	5以上	不明	計
100人未満	5	12	10	10	3	3	7	4	54
%	(9.3)	(22.2)	(18.6)	(18.6)	(5.6)	(5.6)	(13.0)	(7.4)	(100)
500人未満	14	23	47	51	17	6	17	3	178
%	(8.5)	(12.9)	(26.4)	(28.7)	(9.6)	(3.4)	(9.6)	(1.7)	(100)
500人以上	12	40	50	74	39	26	24	14	279
%	(4.3)	(14.3)	(17.9)	(26.5)	(14.0)	(9.3)	(8.6)	(5.0)	(100)
全世帯	31	75	107	135	59	35	48	21	511
%	(6.1)	(14.7)	(20.9)	(26.4)	(11.5)	(6.8)	(9.4)	(4.1)	(100)

第200表 金属労働者の住居—畳の程度

企業規模別	良	すこ し表 ずれ	ひど い表 ずれ	芯が 出ている	不明	計
100人未満	15	26	8	4	1	54
%	(27.7)	(48.1)	(14.8)	(7.4)	(1.8)	(100)
500人未満	44	81	38	15	0	178
%	(24.7)	(45.5)	(21.3)	(8.4)	(0)	(100)
500人以上	87	117	50	16	9	279
%	(31.1)	(41.9)	(17.9)	(5.7)	(3.2)	(100)
全世帯	146	224	96	35	10	511
%	(28.6)	(43.8)	(18.8)	(6.8)	(1.9)	(100)

間はこれと
反対に、六
大都市では
室数も、畳
数も少く、
狭くなつて
いる。建築
の時期別に
借家(民営)
の一戸当り
延坪数をみ
ると、大正
以前に建て
られた借家
の広さは平
均一三・九
坪、昭和の
戦前一四・
七坪、戦時
中一三・九
坪、戦後九
・三坪であ
り、戦前の
坪数は時期
的な差はみ
られない
が、戦後建

第201表 金属労働者の住居状況—風呂場について

企業規模別	あ	る	な	い	不	明	計
100人未満 %	9	45	0	54			
	(16.7)	(83.3)	(0)	(100)			
500人未満 %	43	129	6	178			
	(24.1)	(72.5)	(3.4)	(100)			
500人以上 %	98	176	5	279			
	(35.5)	(63.1)	(1.5)	(100)			
全世帯 %	150	350	11	511			
	(29.3)	(68.5)	(2.2)	(100)			

築した借家はそれ以前のものに対して三割程度小さくなっていることがみられる。

次に家賃についてみると、一世帯当り平均額は借家(民営)では一三六五円、借間では一二九一円である。これを一畳当りについてみると第196表の如くで、アパート建が一畳当り二三五円(借家)、三七三円(借間)と最も高く、次に一戸建、長屋の順となっている。また借家では併用住宅のほうが高い。またこれを入居した年次別に

よつてみると第197表の通りで、家賃は入居時期が新しくなるほど高くなつて、しかもその上昇率は年々増加しており、住宅難が深刻化していることを示している。借家については五四年に入居したものは一畳当り二九〇円、戦前のもので三・五倍に及び、また借間でも五四年に入居したものは四〇一円、戦時中のもので三・三倍となっている。

金属労働者の住居 全国金属労働組合東京地方本部の調査によると、自分の持家に住むものは約四〇%、借家が三二%、社宅が二五%となつているが、とくに従業員一〇〇人以下の中

小企業では社宅のものが一%で、それ以上の企業における二九%に対して相当下廻り、また四八%のものが借家に入つているなど、家賃の圧迫は中小企業の労働者ほど強くなつている。またバラックに入つているものが調査対象五一一名のうち七五名もいる。

次に一世帯当りの室数は第198表の通りで、全体のうち五五%の世帯が二室以下であり、五室以上の世帯は五%にすぎない。この状態は中小企業ほど悪くなつて

いる。一人当り平均畳数は、全体の四二%が二畳以下であり、こうした狭い場所で家族が折重なつて生活する労働者の悩みが訴えられていた(第199表)。また畳の状態は第200表の通り、七〇%以上が表ずれていて芯が出ている、と答えている。風呂場のある家は全体の三割以下で、約七割の世帯がもつていない状態である(第201表)。

次に宅地については、自分で宅地を所有しているものが全体の一八%に過ぎず、約五〇%が借地である。また調査は不充分であつたが、借家の場合地金と家賃の高さは深刻で、これについての

第202表 金属労働者住居状況—追いたてをくつているか

企業規模別	い	る	い	ない	不	明	計
100人未満 %	10	43	1	54			
	(18.5)	(79.6)	(1.9)	(100)			
500人未満 %	101	74	3	178			
	(56.7)	(41.6)	(1.7)	(100)			
500人以上 %	17	249	13	279			
	(6.1)	(89.2)	(4.7)	(100)			
全世帯 %	128	366	17	511			
	(25.0)	(71.6)	(3.4)	(100)			

第203表 寄宿舍ではどのような雑用がありますか

部 門	舎 外 の 掃	布 団 の 濯	綿 入 れ か え	そ の 他	無 回 答	計
紡 績	41.5%	13.4%	3.5%	1.9%	39.6%	100%
織 布	35.0	16.3	6.6	2.0	40.1	100

〔備考〕 全織同盟調査。

第204表 寄宿舍—寄宿舍生活に対し会社(舎監、舎母、世話係など)から口ばしを入れられることが多くなつたと思いますか

部 門	多 くな っ た	以 前 と 同 じ	少 くな っ た	わ か ら な い	無 回 答	計
紡 績	20.7%	31.8%	10.6%	13.2%	23.7%	100%
織 布	21.3	34.4	9.5	11.9	22.9	100

〔備考〕 全織同盟調査。

苦しみだ
多く訴え
られてい
る。そし
て現在追
いたてを
迫られて
いる世帯
が全体の
二五%に
及んでお
り(第202
表)、高額
の権利金
や家賃を
払つて家
を借りる
ことはで
きずに非
常に困つ
ている状
態である
(全国印
刷出版産
業労働組
合総連合
会の調査

—前掲—でもこれと同じような状態が報告されている。

寄宿舍の状態 全国繊維産業労働組合同盟が行つた調査(第三篇第四章第一節参照)によると、紡績工場寄宿舍においては、舎外の掃除、布団の洗濯、布団の綿の入れかえなどの雑用をさせられており(第203表)、また二〇%の女子労働者が最近では寄宿舍生活に対して会社側の干渉をうけることが多くなつたと答えている(第204表)。次に全国蚕糸労働組合連合会傘下各支部について行つた調査によつて製糸工場寄宿舍における種々な問題点についてみると次の通りで、施設ではとくに面会室、娯楽室、自由炊事場、物干場のないこと、看護婦や医療設備の不足がどこにおいてもとり上げられている。また一部屋が二〇畳、三〇畳というただつ広い状態、会社側で火事の注意を理由に火鉢やこたつを支給せず冬も暖まらないこと、部屋の風通し、採光が悪いこと、便所が不良、押入れの不備などの不満が多く訴えられている。次にその内容を掲げる(報告のなかつた支部は除いてある。一九五四年六月調査)。

岩手・宮城地区

片倉福岡——面会室がないので外で面会している。遠方の人は自分の部屋へ呼ぶ。看護婦が過去に何人か来たが雑役が多いため一週間位で退職してしまつた。

片倉千厩——最近どの病院からも医師が往診に来なくなつたので困っている。

片倉仙台——娯楽室はあつたが管理係室、自治会日直室を組合売店にしてしまい一部屋のみ使用しているが不便、日赤病院に貸してある部屋があげば解決する。

昭栄一ノ関——カーテンでくぎるか更衣室がほしい。雨天物干場がないので新設してほしい。洗髪場もない。自由炊事場もない。面会室に宿泊設備がない。冬に食堂の暖房・スチームが

数少ない。炊事係の衛生教育が必要。

山形・福島・新潟地区

片倉雨羽——寄宿舎対策委員会において話し合うことが良いと思う。

片倉小千谷——物干場が足りない（交渉中）。娯楽・面会室がない。卓球場がないのでほしい。

郡是桑折——足洗場がないので不便。廊下もよごれやすい。

郡是長井——輪番公休のため各部屋に毎日一—二名いる。火災防止のため火を禁じられている。部屋がコタツ部屋であるが大勢なので仕事が出来ない。

郡是本宮——セメントがはがれ排水口のつまっているのを早急直してもらいたい（交渉中）。

郡是村上——一室（十六畳）に七人、押入三間半で一人半間ずつ上段に寝具、下段に衣類その他を入れる。今春室の改造（採光）をやったが、洋服ダンスを備えるに至らず。健全な娯楽室がほしい。現在洋服類は部屋員で工夫して室の隅につるしている。物干場がないので部屋裏縁に干している。室内運動場がないので冬困る。

笠原須賀川——寄宿舎の施設が悪いため自治会の会合を開くごとに要求が出るが、労務主任を通じて会社に申入れてもさつぱり要求が容れられず寮生はやや諦めめである。

群馬・栃木地区

片倉富岡——娯楽室に三十人位あたるようなコタツを作った。しかし各部屋に暖房がほしいが火災の責任問題を云われて要求通らず。用器は購入したが部屋がなくて困っている（自由炊事）。

昭栄小山——私生活面においての問題は自治会、婦対部と話し合

い解決する。大きな問題もこのときとりあげておいて幹部に反映させる。どんな身近な問題もとりあげて強く要求しなければならぬ。

埼玉地区

片倉大宮——個性をいかすために部屋のくぎりしてほしい。完全な自由炊事場がないので早急に設置してほしい。寮の近くにこぢんまりした暖かみのある部屋をのぞむ。

片倉大宮製作——洗髪、自由炊事場がない。あがり湯もない。

片倉東武——暖房、各室に火鉢をほしい。共同ススギ場のため衛生上よくない。カランをつけて個々に洗い場をつけてほしい。物干場に屋根がないため雨天の場合に干す場所がない。非常階段にテスリがない。とくに暑いときセンプウキをつけてほしい。

片倉石原——明治末期の建物で改築すべきところが多い。片倉の大会にも「嘆願書」をもつて中央にうったえた。寮の下が工場でコンベアの音がやかましい。通風採光もわるい。

東京・神奈川・静岡地区

片倉八王子——二十畳の部屋に入ると家庭的な感じがでない。雨天物干場がない。一年程前から要求しているが駄目。世話係りと自治役員の仕事はつきりしない。

片倉青梅——押入れ、下駄箱が不足している。面会室は設備がない。

片倉沼津——押入れが足りない。棚をつくるか部屋数を増加すべきである。季節により多数入舎するので下駄箱が足りない。移動のできる下駄箱がほしい。みんなの使える娯楽室がほしい。看護婦の雇用が必要。

川口——看護婦がいなかったため病人が出たとき寮長と周囲の人が

多忙となる。診療所もなく町の病院まで行くのは不自由。
山梨地区

片倉圭崎——暖房の施設はあるが冬に一、二度しか使わないので冬中使いたい。家庭寮は一部の人のみ使用するので自由炊事場がほしい。世話係りがほしい。足洗場がない。

笠原大井——暖房設備がないために湯タンポを使っている。看護婦がいない。衛生管理者がやっているが静かな病室がない。不二落合——娯楽室がないので読書する場所がなく不自由。非常口がない（交渉中）。

甲府蚕糸——看護婦が退職してから困っている。医者に行くほどの傷でもないときには不便である。

長野地区

片倉普及団——企業合理化の強行策によつて四支部に対して診療所一箇所合併され看護婦常任もなくなつた。この経過にはいろいろ問題があつた。結局改悪されたのであり他の各支部も困っているので要求したい。

片倉下諏訪——自由炊事場がないので交渉してつくりたい。

昭栄上田——物干場が足りない。雨天物干場も足りない。空地に物干場をつくつてもらうよう要求中。

昭栄織物——ふとん綿が悪い。ふとんの洗濯三年になるがしない。足洗い場がない。洗髪場は燃料費がかかるから使用させない。食堂暖房に炭を入れてほしい。看護婦常任を再三要求してもだめ。世話係りを入れてくれない。給食委員会をもうけ自由食事にする。畳がえは今年にする予定。

笠原上田——洗髪場がないので要求中。

岐阜・愛知地区

片倉関——押入れに棚がないので小物整理がわるい。洗濯場にお

湯をわかす設備がないので食堂までくみにゆく。食堂はすわつて食べるようになっていいる。

郡是美濃——障子、又はカーテンで部屋をくぎる。押入れの壁土がおちる。押入れの区切りをして洋服ダンス式にしたい。木炭・湯タンポでは保温が充分でないからコタツがほしい。物干場が室の前にあつて見苦しい。採光に困るので空地に物干場を作る必要がある。便所が暗くて困るから明るく改造すべきである。

京都地区

郡是萩原——面会室がなく面会者は土間の仮椅子に腰かけて話している。たのしい雰囲気をもし出すような面会室がほしい。

郡是福地山——暖房火鉢は部屋に一個、湯タンポは二人に一個なので一人に一個ずつ要求すること。自由炊事場がない。畳がえは少しずつされているが悪いところは全部かえられるよう修理予算に入れること。

郡是誠修——部屋に多勢入つているので押入がせまい。人の荷物をのせている。水害のため便所の排水が悪い。排水穴を大きくすればよい。

郡是研究——看護婦がいないのでおいてほしい。

郡是本工——下駄箱は交渉中。浴場の水の出が悪いので申出である。娯楽室、自習室を希望するが出来ない。渡り廊下に戸、窓ガラスがなく雨とか雪の日に困る。看護婦一名では不足なのでもう一名必要。

郡是宮津——十五畳に八、九人住んでいるため押入れがせまい。兵庫・中国地区

郡是塚口——洗髪場を洗濯場で兼ねている。人員からみて浴場が足りない。面会室の位置がおもわしくない。食卓、イスカバ

1のとりつけと夏季冷房の実現に努力したい。便所不足……
くみとりの徹底をはかりたい。自習室がない。

郡是江原——十六畳の間を二つにくぎりたい。押入れの一部を洋式に改造したい。物干場が便所の上にあるので移動したい。ゴミ捨場が定ついていないので作ってほしい。暖房も冷房もない。便所が広すぎて考朽しているので更新してほしい。

郡是梁瀬——部屋に暖房がない。再度火鉢を要求したが実現しない。今年も強力に押し進めたい。ふとん係りがいない。今後は自分で洗濯するように進めたいが外によい方法でしている所があれば知らせてほしい。

郡是久世——部屋を二間にしきつてほしい。押入れの一部を洋服ダンス式にしてほしい。塵の焼すて場がない。

郡是津山——物干場がない。食堂の暖房も冷房も設備なし。
四、国、地、区、

片倉嶋島——雨天物干場がないのでほしい。炊事場はあるが調度品の不足で利用できない。浴場が板づくりなので不衛生である。あがり湯の設備はあるが蒸気パイプをとりはずしてあるので使えない。便所が板づくりなので掃除をしてもすすきりしないので不衛生である。

筒井嶋島——冬も部屋に火鉢をもらえないので希望する。綿のうちかえをしばらくしていいので冬には冷たさを感じる。洗面と洗濯所が一緒なので別に設けてほしい。湯槽の外に水道を設けてほしい。みんなが自由に使える娯楽室がほしい。食堂に洗い場とに残飯受けをもう一個所もうけてほしい。おひつを一日中洗わないのは衛生的にわるい。

上高瀬——部屋が広く(二十八畳)、建物にすき間が多い。どんなに寒くても火鉢もない。

山口・北九州地区

若林小郡——押入れは二段になっており上は衣類又は日用品を入れてある。下段は寝具入れであるがカーテンのみなので不潔であるから戸に替えたい。

片倉小城——娯楽室がない。

若林小川——西向き食堂、日光がさしこまない。板上に上敷でその上に坐るので冬は寒い。夏は換気が悪く夕日がさしこんで暑くるしい(会社には要求してあるがしばらく延期されている)。

鹿本——再三問題になるが面会室はない。便所の溜池が小さく汲取りがなかなか来ないので困る。

泗水社——自由炊事場がない。食事が悪いので不足をおぎなうために自炊をしていたが禁止され、七輪とコタツをとりあげられた。現在はコソコソとかくれてやっている。

不知火——押入れに戸がないので不便をかんじる。洗髪場がないので浴湯のあがり湯を使っているが混雑し衛生的にも悪い。
南九州地区

片倉宮之城——押入れが足りない。会社にも相談したし組合本部役員巡回の折にも実情をみてもらつたが実現しない。二十畳に六〇W一燈のために部屋がうすぐらい。乾燥時には四〇Wにとりかえたりローソクにしている。

片倉末吉——養成工入所のため部屋不足と押入れ不足(解決できそう)。畳がえを要求しても本社の許可がでないので中央の活動をのぞむ。

片倉都城——矩形で奥ふかく床前もない。床前をつくりカーテン等でくぎりたい。押入れの戸がないのでカーテンでもかけたい。自由炊事場がないので家庭寮のすんだあとをかりてすまして

第205表 日雇労働者の住居の状況

家屋の有無 広さと状況		世帯数	家屋のあるもの										家屋の状況		
			家屋のある者の総数	一人当り畳数						将来とも住んでいられる	現在通いで住んでいる	その他の理由で立退かなければならない	家屋のないもの		
				1畳以下	1～2畳未満	2～3畳未満	3～4畳未満	4～6畳未満	6畳以上						
本建築	自宅	—	45	3	9	15	10	4	4	45	0	0	—		
	借家	—	169	14	77	42	21	6	9	140	9	20	—		
	バラック	—	53	12	17	15	7	0	2	38	5	10	—		
	借家	—	84	22	33	12	11	3	3	67	8	9	—		
計		374	351	51	136	84	49	13	18	290	22	39	23		

〔備考〕 東京都労働局「東京都日雇労働者住宅実態調査」。

いる。押入れを四年がかりで要求しているが実現しない。部屋
の床が古くなっている。

日雇労働者の住居 東京都労働局の東京都日雇労働者実態調査
(前出)によるとその住居の状態は第205表の如くで、調査対象労働者
三七四名のうち家屋を持たないものが二三人、家屋のあるものでも
在立退きを迫られているものが六一名もいる。また間借りが多く、
家賃が少い収入を圧迫している状態が推察される。このうちバラッ
クを借りているものが八四名いる。次に福島県郡山市自由労働組合の
満の世帯が五〇%を占めている。次に福島県郡山市自由労働組合の
調査(前出)によると、日雇労働者の住居の極めて悲惨な状態が報
告されている。家が狭いなどはもとより、多くのものが畳をもつて
おらずにむしろの上で生活しており、また全調査対象者一六五名中

七五名のものが家が雨もりし、雨が降つてくると仕事中でも心配で
ならないと答えている。

第四章 衣服・持ち物

金属工場労働者の状態 全国金属労働組合東京地方本部の調査
(前掲)によると、労働者のオーバー類(オーバー、半オーバー、レ
インコート、スプリングコートなど)の所持状況は第206表の如くで、
全体を通じて一枚ももっていないと答えたものが一名(二・二%)
大部分は一枚か二枚であり、冬オーバー、スプリングコート、レイ
ンコートと三枚以上もっているものは極めて少い。とくに従業員一

第206表 金属労働者のオーバ所持状況

企業規模別 (従業員数)	ナシ	1	2	3	4	5	6	不明	計
100人未満 %	3 (5.5)	27 (50.0)	15 (27.7)	4 (7.4)	3 (5.5)	0 (0)	0 (0)	2 (3.9)	54 (100)
500人未満 %	5 (2.8)	85 (47.7)	55 (30.8)	18 (10.3)	5 (2.8)	3 (1.6)	3 (1.7)	4 (2.2)	178 (100)
500人以上 %	3 (1.1)	105 (37.6)	95 (34.0)	50 (17.9)	10 (3.6)	4 (1.4)	1 (0.35)	11 (3.9)	279 (100)
全世帯 %	11 (2.2)	217 (42.5)	165 (32.3)	72 (14.1)	18 (3.5)	7 (0.8)	4 (1.4)	17 (3.3)	511 (100)

〔備考〕 全国金属労働組合東京地本調査。

第207表 金属労働者のねまき所持状況

企業規模別 (従業員数)	ナシ	1	2	3	4	5	不明	計
100人未満 %	2 (3.7)	22 (40.7)	21 (38.8)	5 (9.2)	1 (1.8)	1 (1.8)	2 (3.7)	54 (100)
500人未満 %	3 (1.7)	92 (51.7)	56 (28.7)	11 (6.2)	7 (3.9)	7 (3.9)	7 (3.9)	178 (100)
500人以上 %	5 (1.8)	134 (48.0)	108 (38.7)	12 (4.3)	6 (2.2)	1 (0.4)	13 (4.7)	279 (100)
全世帯 %	10 (2.0)	248 (48.5)	185 (36.2)	28 (5.5)	14 (2.7)	9 (1.8)	22 (9.3)	511 (100)

〔備考〕 全国金属労働組合東京地本調査。

〇〇人未満の企業における労働者の不足がはなはだしくなっている。ねまきの状態をみると(第207表)、全くもたないものが全体を通じて一〇名(二%)みられ、八〇%以上のものが二枚以下である。そして、これに対しては衣料品は子供のものを間に合わせるのが精一杯で親達まで回りかねない、現在の賃金で衣服を新調するには食費を切りつめて月賦で買うか、借金しなければならぬ、しかし中小企業の労働者になるとそれすらもできず、学校で子供にみじめな思いをさせている、という訴えがなされていた。また家具について、箆筒類(和箆筒、洋箆筒、小箆筒)の一世帯当たり平均所持数は一・九本で、箆筒を全くもたない世帯が全体で四八世帯もある。またテーブル・机は全世帯中一四・五%がもつておらず、一世帯当たり平均所持数は一・五箇である。ミシンは全世帯の四〇%がもつていないし、ラデオをもつていないものは三〇世帯となつてゐる。

日雇労働者の状態 福島県郡山市自由労働組合の調査(前掲)によると、布団の状態については、一戸当たり平均二・四枚で、調査対象者一六五名中家族数だけの布団をもつていないものは一五八名(九五%)に及んでいる。しかもその布団たるや極めてひどいものである。同居人員別にみると二人程度の世帯まで

第208表 生活保護世帯生活物品所持状況

物 品 名	1世帯当り平均数		物 品 名	1世帯当り平均数	
	男 世 帯	女 世 帯		男 世 帯	女 世 帯
メ シ ガ マ	1.1	1.2	カ ン キ リ	0.8	0.7
ナ	3.1	3.0	菓 子 器	0.8	0.6
フ ラ イ パ ン	0.9	0.8	重 バ コ	0.4	0.5
ス リ バ チ	0.7	0.7	食 器 戸 棚	0.8	0.7
ス リ ゴ ギ	0.7	0.7	ハ カ リ	0.2	0.1
カツオブシケツリ	0.3	0.3	ト イ シ	0.8	0.4
オ ロ シ ガ ネ	1.1	1.0	机	0.7	0.6
ヤ キ ア ミ	1.2	1.2	食 類 ダ ン 卓	1.7	1.0
マ ナ イ タ	1.0	1.0	衣 類 ダ ン ス	0.8	0.8
ホ ー チ ョ ー	1.2	1.1	茶 ダ ン ス	0.5	0.4
ボ ー ル	0.9	0.9	コ タ ツ	0.7	0.8
ゴ ハ ン シ ャ モ ジ	1.8	1.9	ヒ バ チ	0.9	1.0
オ タ マ	1.7	1.4	時 計	0.9	0.9
キ ュ ー ス	0.9	1.0	タ ラ イ	0.8	0.9
ド ビ ン	0.6	0.4	洗 タ ク 板	0.7	0.8
ヤ カ ン	1.2	1.1	鏡	0.4	0.5
大 皿	2.8	3.6	シ キ ブ ト ン	2.7	2.7
小 皿	6.4	6.9	カ ケ ブ リ ン	3.4	3.5
ド ン ブ リ	3.2	3.9	カ イ マ キ	0.7	0.7
フ タ モ ノ	0.9	0.9	毛 布	1.4	1.4
シ ル ワ ン	4.0	4.5	シ ー ツ	1.8	2.0
メ シ 茶 ワ ン	5.2	5.8	マ ク ラ	3.6	3.8
番 茶 茶 ワ ン	4.3	4.8	カ ヤ	0.8	0.8
コ ー ヒ ー 茶 ワ ン	0.8	0.9	ザ ブ ト ン	2.5	2.7
フ オ ー ク	1.1	1.1	針 バ コ	0.7	0.8
ナ イ フ	0.8	0.7	タ チ 板	0.7	0.3
ス プ ー ン	3.6	3.5	物 サ シ	1.5	1.8
オ ボ ン	1.7	1.8	ハ サ ミ	1.9	2.0
シ ョ ー ユ サ シ	1.2	1.0	ア イ ロ ン	0.5	0.6
ソ ー ス サ シ	0.5	0.4	コ ー モ リ ガ サ	1.2	2.9

〔備考〕 男世帯とは世帯主が男子である場合、女世帯とは世帯主が女子の場合をいう。
東京都民生局「被保護世帯生活実態調査報告」。

は不足するものは割合少いが、三―四人世帯になると約七五％が不足し、六―七人の家庭では約九二％が不足している。なかには四人家族で一枚の掛布団しかもたないもの、一〇人家族で布団を全くもっていないものがあることなどが報告されている。ねまきの持所数は一戸当り平均〇・九枚であり、次のように半数以上の世帯がねまきをもっていない。

な	し	八	九	戸	一	枚	二	八	戸
二	枚	一	九	戸	三	枚	一	三	戸
四	枚	四	戸	五	枚	二	戸		
六	枚	二	戸	計	一	四	三	枚	

また敷布の状況は四八戸がもっており、一戸当り平均一・四枚であり、布団の数(二・四枚)だけでもつていない。

な	し	四	八	戸	一	枚	一	七	戸
二	枚	三	六	戸	三	枚	三	三	戸
四	枚	五	戸	五	枚	六	戸		
六	枚	一	戸	計	二	一	四	枚	

また蚊帳については、調査した一五三戸中、もっているもの九五戸、もっていないもの五八戸、もつていても足りないもの四四戸という状態で、足りないものとなないものが全体の三分の二を占めている。作業衣については、それを買う金がないので平常着を着て働いている。こうしたきのみきのままのものが約半数を占めている。履物も、土木作業をしながらそれをもたないものが約一割もあり、これらの人々はイザという時は素足で働かされると、この報告書は述べている。

生活保護世帯の状態 東京都民生局が五四年八月、都内二三区の三〇〇世帯について行つた調査結果、「被保護世帯生活実態調査報告」によると、東京都における生活保護被保護世帯の生活物品所持

状況は第208表の如くで、貧しい家の様相が推察される。飯釜、鍋、皿、茶碗、食卓など食生活に不可欠なもの、および寝具などは一世帯に平均一つ以上あるが、しかし料理道具、食器戸棚、机、箆筒、火鉢、時計、鏡台、蚊帳、アイロンなど差当りなくとも生活だけにしていける道具になると満足にもたない世帯が多くなってくる。また世帯員数の状態が調査されていないので実情は分らないが、寝具類をはじめ一世帯平均一つ以上あるものもその実情は極めて不足した状態にあるものとみられる。以上の状態は世帯主が男子である家庭も女子世帯もほとんど変りはない。

第五篇 農家の状態と農民の生活

第一章 農家の経済と家計

第一節 農家の財産

農林省の実施している農家経済調査の結果が、最近「一九五三年農林省農家経済調査報告」(統計調査部一九五五年五月刊)において詳細に公表されたので、以下右の報告書によつて北海道をのぞく全府県農家の財産、収支状況、租税公課負担収支、バランス等につき記述することにする。

本年度の調査対象農家は全府県五、四一五戸で、これを階層別にみると、五反未満一、三六九戸、五反——一町、一八四五戸、一町——一・五町、一、一二八戸、一・五町——二町六七戸、二町以上四〇二戸である。調査期間は一九五三年四月一日から五四年三月三十一日までの一カ年である。また全府県の調査農家一戸当り平均の世帯員構成は第209表の通りである。ここに世帯員とは、年内に同一家庭経済にあつた家族と同居人である。なおこの家族世帯数の総員

第209表 世帯員の構成 —全府県—

科 目		調査戸数		
		5, 4 1 5 戸		
		男	女	計
世帯員の構成(一戸当平均)	常住家族	人	人	人
	0 ~ 1	0.13	0.13	0.26
	2 ~ 5	0.38	0.35	0.73
	6 ~ 14	0.59	0.56	1.15
	15 ~ 19	0.30	0.32	0.62
	20 ~ 34	0.69	0.74	1.43
	35 ~ 59	0.72	0.76	1.48
	60 ~ 計	0.29	0.37	0.66
同居	人	0.03	0.02	0.05
同合	人 計	3.13	3.25	6.38

人、遊学その他一六一人となつている。

農家の財産たる土地は、年度初めにおいて経営地、貸付地を合わせて二町五反、このうち田五反八畝、畑三反四畝、林野その他九反

は三四、二三五人(北海道をのぞく、以下全て同じ)で、その業態をみると、自家農業を主とするもの一四、五二一人、自営兼業を主とするもの二七五人、賃労働者一、三二九人、職員勤務者一、三七五人、非従業者一六、七三五人、他県出稼五三六

第 210 表 土 地（一戸当平均）—全府県—

科 目		調 査 戸 数		5, 4 1 5 戸	
		面 積		価 額	
年 度	経営地	耕地	田	反 畝 歩	円
			畑	5. 8. 15	138, 378
		小	計	3. 4. 09	41, 667
			地	9. 2. 24	180, 045
			他	6. 10	27, 511
	貸付地	宅	野	9. 4. 23	13, 002
			地	4	242
		そ	の	19. 4. 01	220, 800
			計	6. 25	16, 161
			畑	3. 12	4, 053
年 度 内	増価(加)額②	開墾土	購入	25	4, 721
			家族	1. 1. 02	24, 935
		地改良	労働	20. 5. 03	245, 735
			入	—	237
			贈	—	207
	減価(少)額③	資	受	1. 19	6, 607
			贈	1	52
		産	流	—	195
			失	20	5, 185
			額	—	4, 144
年 度 末	借入地(年度始)	売	却	—	21
			分	2	243
		却	差	20. 5. 29	251, 338
			利	5. 14	12, 731
			損	2. 11	3, 049
	資	産	贈	1. 02	920
			与	8. 27	16, 700
		分	割	—	—
			に	—	—
			田	—	—

二畝である(第210表)。したがってこの調査農家平均一戸当りの農家の土地財産は、事実上は全府県平均の農家よりはいくぶん多いことは注意されねばならぬ。林野その他が九反三畝ある点にとくに留意されねばならぬ。なお右の土地財産の評価は経営地貸付地をふくめて二四五、七三五円である。土地面積および土地財産価額は年度末において若干変化しているが、詳細は前表を参照されたい。

次に農家の財産としての現金・準現金であるが(第213表)、手持現金(現金、小切手、為替)は年度始において一一、四三二円、年度末において一四、六一九円、差引き三、一八八円の増となつてゐる。準現金としての預貯金は、年度始において六二、四六二円、年度末七五、六九二円であるから、この一年間で一三、二三〇円の増となつてゐる。預貯金のうち、農協への貯金がもつとも多く年度始三八、

土地について重要な財産たる建物は、年度始において四五四、〇三二円である。

次の第211表は農機具の所有を示すが、原動機、動力作業機、畜力人力作業機の全てをふくめてその価額合計は三四、七〇〇円にすぎない。

農家財産中の動物については、第212表の表示するところであるが、牛馬等の大家畜はじめ豚、羊、鶏等一切をふくめて年度始の動物価格は五〇、八一九円である。年度末においては減少して四八、三〇九円となつてゐる。

また植物(果樹、桑樹、茶樹等)の財産評価額は、年度始において三二、〇〇七円であり、年度末では三一、四八七円である。

第 211 表 農機具（一戸当平均）——全府県——

科 目	調 査 戸 数		5, 4 1 5 戸	
	形 態		台 数	価 額
			台	円
年 度 始	原動機	機	0.25	2,501
		機	0.26	4,556
	動力	他機	0.01	131
		機	0.04	131
		機	0.01	822
		機	0.01	294
		機	0.41	3,785
		機	0.18	2,992
		機	0.14	1,326
		他	0.19	2,676
		ウー	0.70	1,018
		ー	0.57	767
	畜力	ー	0.07	279
		機	0.01	27
		機	0.57	1,235
		車	0.20	2,197
		ー	0.89	4,045
		他	1.92	5,918
		計	—	34,700
	合	増価(加)	—	9,366
		額	—	3
		②	—	2
		減価	—	8,734
		減災	—	23
		減価(少)	—	630
		額	—	144
		③	—	72
		資 産 分 割 に よ る 増 加	—	11
		資 産 分 割 ① + ② - ③	—	34,745

二二二円で、銀行預金がこれについて一三、六三四円、郵便貯金は八、三三三円である。「その他貯金」(二、二八三円)とは、納税、組合貯金、旅行積立等である。

貸付金(農産物以外の不動産・動産の売却未回収金をふくむ)は年度始で九、五六四円、年度末で一一、四二四円となつてゐる。貸付金に計上した不回収金以外のもの、すなわち農産物売却の未収金や労賃等の未収入分は全額で二、三八〇円、これが年度末にはさらに

て、農家一戸当りの現金、準現金合計は、年度始めにおいて一一四、四六〇円、年度末において一四二、五〇五円、結局この一カ年で二八、〇四五円の増加を来してゐる。

これに対し農家の負債はどうか。第214表は農家の借入金と未払金を項目別に表示してゐる。市町村経由の政府の低利資金、地方公共団体の低利資金、または育英資金等をふくむ低利資金は、年度始一、一四一円、これが年度末には二、二五三円となり、一一二

増加して三、五二九円と、かなりの額にのぼつてゐる。

相互銀行や頼母子講への掛金および保険掛金すなはち実質的に預金となるものは、年度始めに一六、八三八円、年度末には二二、八三〇円で、これは五、九二二円の増となつてゐる。最後に農協出資や各種債権、株式等の有価証券の形態にある財産は、年度始で一一、二九七円、年度末一三、八〇四円、差引き二、五〇七円の増となつてゐる。

以上すべてを計上し

第212表 農家の財産としての動物（一戸当平均）

——全府県——

科 目	調査戸数 形 態	5, 4 1 5 戸	
		頭羽数	価 額
年 度 始	牛	頭(羽)	円
	和乳	0.58	28,661
	馬豚	0.11	9,278
	鶏	0.14	5,345
	羊	0.22	2,097
	山 綱	0.12	440
	そ 合	0.13	868
	増 価 加 額 ②	10.79	3,996
	減 価 (少) 額 ③	0.21	134
	年 度 末 価 額 ①+②-③	—	50,819
年 度 内 増 減	成 生 購 資 産 分 割 に よ る 受 贈 額	—	2,808
	減 価 災 害 及 び 死 亡 額	—	1,655
	売 却 處 分 差 益 額	—	14,527
	売 却 處 分 差 損 失	—	5
	資 産 分 割 に よ る 贈 与	—	6,976
	資 産 分 割 に よ る 贈 与	—	278
	資 産 分 割 に よ る 贈 与	—	15,421
	資 産 分 割 に よ る 贈 与	—	2,061
	資 産 分 割 に よ る 贈 与	—	855
	資 産 分 割 に よ る 贈 与	—	36
年 度 末 価 額 ①+②-③		—	48,309

第二節 農家の経済

円の負債増となつてゐる。農協からの負債は、年度始に一般資金三、四九一円、農業手形一、四六〇円であり、年度末にはそれぞれ七、二二八円、一、五六一円となり、両者で三、八三八円増加してゐる。

普通銀行、相互銀行からの借入金は極めて少額であるが、これは現在のわが国小農経営は近代的銀行の融資対象たるには、あまりにも経済的に微力であり不安定であることの反映にすぎない。

個人からの借入金は、年度始において五、九〇八円、年度末において八、八六六円で、これも二、九五八円の増となつてゐるが、借入先の個人の職業をみると、やはり農業者からの借金が最も多額で

まず一カ年間の農業経営の結果得られた総収入額たる農業粗収益をみよう。第215表は全府県五、四一五農家の一戸当平均農業粗収益を表示したものであるが、この粗収益は現金収入、年度末農産物代金未収入金、外部支払現物価額、農産物家計支向け額、農産物在庫価額等の合計から、前年度繰越農産物代金未収入金の回収と繰越農産物の販売価額を差引いたものである。

農業粗収益の合計は二九三、四九五円であるが、この中では作物

ある。「その他」とあるのは、土地、建物、動物等の購入代金が未返済となつたすべてを合計して計上したのである。

さて農家の固定資産（土地建物および動植物）、流動資産（未処分農産物在庫価額、生産資材在庫価額）、流通資産（現金・準現金）および負債を総合的に観察して、農家財産の増減形態を記すと次の通りである。年度始において資産総額は九九五、〇〇一円、負債は一六、六八三円、差引（純財産）は九七八、三一八円となる。年度末においては、資産総額一、〇三〇、三一七円、負債二七、二〇七円、差引（純財産）は一、〇〇三、一一〇円である。年度始と年度末の増減額をみると、資産は三五、三一六円増加し、負債も一〇、五二四円増加したから差引純財産は二四、七九二円だけ、この一年間に増加したわけである。

第 213 表 現金 準備金 (一戸当平均)

——全府県——

科 目	調査戸数 形 態	5, 4 1 5 戸		
		年度始	年度末	増減額
現金 準備金	現金	11,431 ^円	14,619 ^円	3,188 ^円
	貯蓄金	38,212	47,311	9,099
	預貯金	8,333	9,557	1,224
	手銀	13,634	15,300	1,666
	農業協同組合	2,283	3,524	1,241
	持便行	62,462	75,692	13,230
	同他計	9,564	11,424	1,860
	貸利	488	607	119
	殖農	1,119	1,460	341
	外賃	458	509	51
	業事	558	1,204	646
	給扶	245	356	111
	未業代	2,380	3,529	1,149
	地助等	1,236	1,817	581
	計	1,371	2,063	692
	銀行	5,215	6,655	1,440
	掛掛年	9,016	12,295	3,279
	出資	16,838	22,830	5,992
	株式	3,068	3,551	483
	債券	5,186	6,418	1,232
現金	有価証券	1,928	2,378	450
	株国公	148	152	4
	の債社他	967	1,305	338
	有計	11,297	13,804	2,507
	債債価	114,460	142,505	28,045
	証			
	証			
	証			
	証			
	証			
	計			

第 214 表 負債 (一戸当平均)

——全府県——

科 目	調査戸数 形 態	5, 4 1 5 戸		
		年度始	年度末	増減額
借入金	金 (市町村を含む)	1,141 ^円	2,253 ^円	1,112 ^円
	銀行	3,491	7,228	3,737
	行金	1,460	1,561	101
	行金	313	551	238
	行金	268	398	130
	行金	561	896	335
	行金	36	96	60
	行金	4	12	8
	行金	3,979	5,808	1,829
	行金	776	1,146	370
	行金	144	204	60
	行金	1,009	1,708	699
	行金	5,908	8,866	2,958
	行金	125	371	246
	行金	2	1	△ 1
	行金	377	787	410
	行金	13,686	23,020	9,334
	行金	1,205	2,059	854
	行金	68	103	35
	行金	1,282	1,374	92
未払金	未払	442	651	209
	未払	2,997	4,187	1,190
	未払	16,683	27,207	10,524
	未払			
	未払			

第215表 農業粗收入（一戸当平均）——全府県——

科 目		農 業		5, 4 1 5 戸										
				勘 定 の 形 式										
				現 金		年度末 未収入金	現 物		年度末未 処分農産 物在庫価 額	植物動物 増価額	控 除 額			
							外部支払 現物価額	生産現物 家計仕向 額			年度始末 収入金	年度始末 処分農産 物在庫価 額		
粗収入		総 額	内供出	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
作 物	水 稲	米	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		穀 類	122,603	67,590	49,965	158	1,379	49,319	42,937	—	116	38,664		
	陸 稲	9,456	3,277	1,364	11	118	5,220	4,241	—	3	3,408			
		及 び 加 工 品	3,288	1,329	830	1	31	1,645	1,175	—	1	892		
	大 稈 小 麦	3,822	3,271	—	28	49	448	156	—	6	124			
		麦	6,509	3,075	—	5	91	2,811	2,489	—	5	1,957		
	麦 作	9,242	4,650	—	13	85	4,000	2,540	—	15	2,031			
		及 び 加 工 品	9,880	5,096	—	24	227	4,058	2,858	—	7	2,376		
	雑 穀	247	55	—	—	7	184	5	—	—	4			
		類 (燕麦を含む)	918	247	—	3	13	607	531	—	7	476		
	豆	6,173	3,314	—	42	103	2,445	3,169	—	12	2,888			
	甘 藷	7,018	4,710	—	39	38	2,137	1,554	—	66	1,394			
	馬 鈴 薯	2,578	1,191	—	5	7	1,284	497	—	2	404			
	蔬 菜	25,237	16,866	—	39	29	8,259	1,068	—	46	978			
果 樹	13,434	12,313	—	501	22	754	850	—	411	595				
工 芸 作 物	14,217	12,828	—	121	182	1,183	1,161	—	158	1,100				
そ の 他 作 物	2,869	2,664	—	110	7	143	20	—	70	5				
植物の成長及び新植による増価額	1,617	—	—	—	—	—	—	1,617	—	—				
計	239,108	142,476	52,159	1,100	2,388	84,497	65,251	1,617	925	57,296				

養 畜 収 入 (上蘭, 玉厨等)	13,884	13,825	—	9	3	55	22	—	20	10
牛 乳 (山羊乳)	5,275	4,688	—	142	3	532	2	—	92	0
鶏 卵	14,698	11,455	—	58	22	3,179	36	—	25	27
牛, 仔 豚, 羊	5,874	4,075	—	112	65	7	—	1,655	40	—
育成畜及び肉畜類 (固定資産でないもの)	4,055	3,485	—	23	553	7	—	—	13	—
その他畜産物	504	298	—	2	13	187	19	—	3	12
その動物の成長による増価額	2,808	—	—	—	—	—	—	2,808	—	—
農 業 雑 収 入	33,214	24,001	—	337	656	3,912	57	4,463	173	39
合 計	7,289	862	—	14	20	6,394	—	—	1	—
合 計	293,495	181,164	52,159	1,460	3,067	94,858	65,330	6,080	1,119	57,345

収入が最大で二三九、一〇八円、養畜収入三三、二一四円がこれにつぎ、他は養畜収入一三、八八四円、雑収入七、二八九円となつてゐる。作物収入の中では当然に米作によるものが最大で、粳米糯米合せて一三二、〇五九円にのぼり、陸稻および副産物収入がこれに加つてゐる。米作につぐものは蔬菜二五、二三七円、工芸作物一四、六九八円、果樹一三、四三四円等である。養畜収入では酪農によるものの比重はすくなく、鶏とその卵による収入が最大で、仔牛、仔馬等の粗収入も五、八七四円という様に、相対的に少額である。

右の農業粗収益中、現金収入は一八一、一六一円で、このうち作物収入が一四二、四七六円をしめてゐる。米作現金収入は全体で七二、一九六円で、このうち供出による現金収入が五二、一五九円をしめてゐるから、農家経済にとつて供出がなお重要な位置をしめてゐることがわかる。

粗収益のうち、現物部分は外部に支払つた現物と家計支向け現物をふくむが、家計支向け分の評価額は九四、八五八円である。なお家計支向け米の評価は、白米一升当り一九五三年四——一〇月は七六

円二〇銭、同年十一月——五四年三月は八二円である。(公定価格のないものは、すべて時価で評価されている。)

つぎに右の農業粗収益をあげるに要した一切の経費たる農業経営費をみよう。第216表によれば、農業経営費総額は九五、一二四円である。この中には自作地の地代部分、自己資本利子、家族労賃はもちろん含まれてゐない。租税公課諸負担と負債利子も経営費中には計上されてゐない。

右の経営費のうち、最大の費目は肥料費の二五、三四二円で、しかもこの大部分は現金支出である。つぎに飼料の一、一五〇円で、これもほとんど現金として支出してゐる。農具修繕と減価償却費は一〇、三三二円で大きな費目をなしているが、これは現金支出は少く、八、六〇二円は償却費に相当するものである。この外に多くの経費を要したものは育肉用畜類と小動物の購入、償却費で、この両者を合せた動物費が一、一三五円となつてゐる。農業雇傭労賃は年雇・臨時雇をふくめて五、一〇九円、この内現金支出は四、三六八円である。わが農業経営が家族労働を主として、雇傭労働はその補

第 216 表 農 業 經 営 費 (一戸当平均)

科	形 目	態	農 業 經 営 費	勘 定 の 形 式									
				現 金	勘 定		の		形		式		
					年度末 未払金	外部支払 現物価額	年度始 業生産資 材在庫価 額	農 業 生 産 資 材 在 庫 価 額	贈与支給額	減 価 償却額	控 除 額		
											年度始 未払金	年度末 業生産資 材在庫価	
農 業 雇 傭 労 賃 { 年 時 雇		雇 賃	1,303	728	8	18	—	—	552	—	3	—	
種 苗, 苗 木 及 び 植 物 減 価 償 却 費		費	4,806	3,640	19	256	—	—	897	—	6	—	
蚕 種		種	4,142	2,266	25	24	34	—	—	1,865	15	57	
動 物 { 育 肉 川 畜 類 (固 定 資 産 で な い も の)		種	671	670	—	1	—	—	—	—	—	—	
動 物 { 小 動 物, 種 付 料 及 び 動 物 減 価 償 却 費		費	2,369	1,772	1	603	—	—	—	—	7	—	
肥 料		料	8,766	1,821	45	33	—	—	—	6,886	19	—	
肥 料		料	25,341	23,623	1,460	376	4,781	—	—	—	890	4,009	
飼 料		料	11,150	10,928	253	144	489	—	—	—	115	549	
農 業 雇 傭 賃		賃	2,383	2,303	53	5	272	—	—	—	15	235	
農 業 雇 傭 賃		賃	2,511	2,521	61	15	210	—	—	—	69	227	
諸 加		料	1,074	1,037	6	31	15	—	—	—	5	10	
光 熱		力	1,715	1,679	14	37	102	—	—	—	2	115	
小 農 具		具	2,674	2,640	23	30	—	—	—	—	19	—	
農 具 修 繕 及 び 減 価 償 却 費		費	10,322	1,699	21	4	—	—	—	8,602	4	—	
農 用 建 物 維 持 修 繕 及 び 減 価 償 却 費		費	8,749	1,550	4	12	—	—	—	7,184	1	—	
役 畜, 建 物, 農 機 具 賃 借 料 及 び 料 金		金	3,174	3,135	13	35	—	—	—	—	9	—	
支 払 小 作 料		料	634	523	44	84	—	—	—	—	17	—	
農 業 雇 傭 賃		賃	2,020	1,976	5	41	—	—	—	—	2	—	
農 業 雇 傭 賃		賃	1,320	1,307	4	16	—	—	—	—	7	—	
農 業 雇 傭 賃		賃	95,124	65,818	2,059	1,765	5,903	—	1,449	24,537	1,205	5,202	

第 217 表 農外事業及び労賃俸給等の収入, 被贈扶助等の収入, 農業以外の支出及び財産的収入・支出 (一戸当平均) ——金府県——

科 目		形 態	5, 4 1 5 戸						
農 業 以 外 の 収 入			勘 定		の		形 式		控 除 額
			現 金	年 度 末 未 収 入 金	現 物	家 物			
農 外 事 業 等 の 収 入			門	門	門	門	門	門	
			材 及 び 薪 炭 原 炭	薪 材 及 び 薪 炭 原 炭	薪 材 及 び 薪 炭 原 炭	薪 材 及 び 薪 炭 原 炭	薪 材 及 び 薪 炭 原 炭		
林業収入			9,751	8,100	199	1,595	65	208	
薪 材 及 び 薪 炭 原 炭			10,777	4,883	43	68	5,845	62	
薪 材 及 び 薪 炭 原 炭			1,194	840	4	73	278	1	
薪 材 及 び 薪 炭 原 炭			21,722	13,823	246	1,736	6,188	271	
薪 材 及 び 薪 炭 原 炭			732	695	1	2	46	12	
薪 材 及 び 薪 炭 原 炭			6,798	6,637	249	58	15	161	
薪 材 及 び 薪 炭 原 炭			4,067	2,577	13	129	1,362	14	
薪 材 及 び 薪 炭 原 炭			33,319	23,732	509	1,925	7,611	458	
薪 材 及 び 薪 炭 原 炭			1,893	1,864	9	42	—	22	
薪 材 及 び 薪 炭 原 炭			2,967	2,916	56	18	—	23	
薪 材 及 び 薪 炭 原 炭			9,431	9,370	170	19	—	128	
薪 材 及 び 薪 炭 原 炭			15,467	15,451	39	15	—	38	
薪 材 及 び 薪 炭 原 炭			35,523	35,494	36	7	—	14	
薪 材 及 び 薪 炭 原 炭			7,901	7,349	739	78	—	265	
薪 材 及 び 薪 炭 原 炭			73,182	72,444	1,049	179	—	490	
薪 材 及 び 薪 炭 原 炭			990	886	128	36	—	60	
薪 材 及 び 薪 炭 原 炭			3,397	3,341	27	37	—	8	
薪 材 及 び 薪 炭 原 炭			4,387	4,227	155	73	—	68	
薪 材 及 び 薪 炭 原 炭			77,569	76,671	1,204	252	—	558	

科 目	形 態	農業以外 の支出	勘 定 式						
			現 金	年 度 末 未 払 金	外 部 支 払 現 物 価 額	贈 与 給 付 額	減 価 償 却 額	控 除 額	
								年 度 始 末 未 払 金	
合 計			110,888	100,403	1,713	2,177	7,611	1,016	
被贈収入 { 他 出 家 族 か ら の 送 金 贈 与 }			2,009	1,964	—	45	—	—	
扶助金及び補助金 { 救護扶助等の年金及び給付金 農業施設奨励補助金 農業共済金受取金 }			12,536	7,082	—	5,454	—	—	
金収入			2,350	1,619	1	734	—	4	
事 業 収 入			893	873	4	24	—	8	
家 計			6,191	6,072	346	2	—	229	
合 計			998	889	5	108	—	4	
合 計			24,977	18,499	356	6,367	—	245	
林業雇労賃			220	2	2	8	—	—	
植林及び管理費			280	4	0	—	6	1	
薪炭原木代及び製炭費			1,086	28	3	—	127	20	
その他林業支出			137	3	2	—	13	0	
小 計			1,723	37	7	8	146	21	
水産業支出			249	1	0	2	12	1	
商工鉦業等の事業支出			4,019	40	57	51	201	34	
雑支出			726	0	8	—	—	2	
計			6,717	78	72	61	359	58	
負債			1,115	25	3	—	—	10	
合 計			7,832	103	75	61	359	68	

財産的収入					財産的支出				
科目	形態	現金	外部支払 現物価額	計	科目	形態	現金	外部支払 現物価額	計
財産的収入・支出	固定資産売却	円 17,729	円 4,344	円 22,073	財産的支出	固定資産購入	円 39,572	円 6,340	円 46,202
	有価証券売却	1,051	6	1,057		外部投資	2,751	739	3,490
	引出及び回収	127,615	5	127,620		貯蓄	148,842	10	148,852
	借入金	28,678	34	28,712		借入金返済	19,349	29	19,378
	計	175,073	4,389	179,462		計	210,514	7,118	217,922

充として、きわめてわずかの比重しか占めていない事実の反映である。小作料は六三四円（内現金五二三円）と、これまた低額なのは、借入地が田畑等合せて八畝三步弱だからであろう。

右の九五、一二四円の農業経営費、現金として農家の支払ったものは六五、八一八円である。年度末未払金や、外部支払現物価額（現物で支払った小作料や労賃等）、生産資材在庫価額等は同表各欄を参照されたい。

第217表は農外事業や労賃俸給等の収入、被贈扶助等の収入、農外の支出および財産的収入・支出を表示したものである。

農外事業収入は三三、三一九円でこのうち農家が兼業として営する林業からの収入が二一、七二二円で、もつとも大きな収入をなし、商工鉱業等の収入がこれについている。わが国の農業経営が小規模な自営林業と結びつき、薪、木炭、用材の販売収入が農家経済にとって重要な意味を有していることがわかる。（このことは、特に山村の農業経営にとつてそうなのであるが。）

農業収入中特に重要なものは、労賃俸給等による収入である。これは総額七三、一八二円にのぼり、自営兼業の農外収入の二倍以上に相当する。このうち賃労働収入と職員勤務による俸給収入が相半

ばしており、当然のことながら、農業賃労働による労賃収入は少い（一、八九三円）。これに反し、農林業以外に恒常的に賃労働に従事するものの労賃収入は一五、四六七円と、極めて多額である。貸付小作料の収入は九九〇円、配当利子等が三、三九七円で、以上農外事業収入、労賃俸給手当、地代利子等収入の総合計が、一一〇、八八八円である。これらの収入はその性質上ほとんど全部が現金収入であることは当然である。ただ自営林業および水産業収入が比較的多く現物のまま家計に支向けられて消費されるのである。

被贈扶助等の収入とは、他出家族からの送金、祝金、香典等の被贈収入、政府・地方公共団体の交付する扶助金や補助金、生活保護法による保護金収入、農業共済組合の共済金収入、古雑誌新聞等の売却代金等の家事収入等をふくんでいる。これらの被贈扶助収入の合計は二四、九七七円で、このうち被贈収入が最も多く一二、五三六円、他出家族からの収入は二、〇〇九円である。扶助金等収入のうち、農業共済受取金は六、一九一円、救護扶助等の年金、給付金が二、三五〇円である。これらの収入は、被贈をのぞき、大部分が現金収入となつている。年度末未収金、現物部分については同表右欄を見られたい。

第 218 表 租税公課諸負担の賦課額（一戸当平均）

—全府果—

[illegible]

次に農業以外の、すなわち自営林水産や商工業等による支出は、おなじく第217表下欄に表示された通りである。林業支出一、九〇〇円、商工鉱業支出四、三三四円、農業外雑支出七、三三四円で、合計七、二二九円、これに農業手形その他の負債利子一、一三三円を加えると総計八、三六二円が農業外支出となる。この内現金支出は七、八三二円である。

さらに財産的收入と支出の状況を同表によつてみよう。この表で財産的支出とは、貯蓄または投資に計算する預貯金、貸付金、固定資産の購入および借入金の返済などをふくむ。また財産的收入と

は、固定資産の売却処分と預貯金の引出、貸付金の回収および借入金などの収入をいう。これらの投資または貯蓄、引出または減資や借入金は、経営的収支とは性質をことにするので、財産的収支として別に計算されているのである。

まず本年度内の土地、建物、動物類固定資産の売却による収入は現金で一七、七二九円、農地証券、国債債券、株式等有価証券の売却による収入は一、〇五一円、貸付金回収や預金引出は一二七、六一五円となり、農手その他各種金融機関や個人よりの借入金は一八、六七八円で、以上合計一七五、〇七三円が財産的現金収入であ

る。現物部分を加えるとこれが一七九、四六二円である。

これに対し、固定資産購入が三九、五七二円で、国債債券、株式公社債の購入または払込みによる外部投資の支出が二、七五一円である。各種金融機関への貯蓄は一四八、八四二円で、借入金返済が一、三九四円であるから、結局、財産的支出の総計は二一〇、五二四円となる。これに現物部分、固定資産の造成修理に支出した賄費を加えると、本年度の財産的支出は二一七、九二二円である。

第三節 農家の租税公課諸負担

ここでは農家に賦課された国税、道府県税、市町村税等の課税額および市町村寄附金、部落協議費、土地改良区費および水利費、農業共済組合負担、社会保険負担、産業団体負担、社寺費その他の公課諸負担をみよう。なおこの調査の対象となつた租税は直接税だけで、酒税・物品税・電気ガス税等の、消費者に自動的に転嫁される間接税はふくまれていない。

第218表の租税公課諸負担の賦課額（一戸当り全府県平均）によれば、国税は三、七八四円、道府県税は九四円、また市町村税は一〇、九〇八円である。市町村税は金額にして国税の三倍近く、その中でも特に固定資産税（五、九七三円）が最大の税額をなしている。この市町村民税は本表によつても知られる通り、住民税はじめ自転車税、荷車税、犬税など農業生産と農民生活に必要な動産を見逃さず課税対策としており、農家にとつての重税の主要な原因をなしている。国税、道府県税、市町村税三者合計は一四、七八六円である。

つぎに公課諸負担についてみよう。まず市町村の割当寄附、学校関係寄附、消防団割、道路修繕費用をふくむ寄附金は小計九九二円

第 219 表 主な租税の賦課戸数及び滞納戸数

——全府県——

科 目	賦課戸数	滞 納 戸 数	
		年度始	年度末
所得税（申告納税分）	戸 1,131	戸 192	戸 97
所得税（源泉徴収分）	戸 1,177	—	—
市 町 村 民 税	戸 5,357	戸 556	戸 687
固 定 資 産 税	戸 5,375	戸 851	戸 867

である。これらの公課負担の合計は一〇、〇八八円に達しており、部落居住の農民に特有の重荷となつている。

租税と諸負担の合計は二四、八七四円であり、農家所得（農業所得プラス農外所得）三〇〇、八九七円の約八％に相当している。なお本年鑑第二七集で詳述したように、この負担率は農家の階層によつて相違しており、一般的にいって上層農家に軽く、下層農家に重くかかっていることは注意を要する点である。

第219表は主要な租税の賦課戸数と、年度始、年度末における滞納戸数を表示したものである。

調査対象農家五、四一五戸中、申告納税の所得税を支払つたもの

でなかでも小中学校建設などの学校関係は寄附がもつとも大きい。つぎに農業共済組合負担の二、一七八円、社会保険負担の一、八二七円、土地改良区費と水利費一、四〇三円、社寺費八一九円等が主な負担項目で、産業団体費八六三円、共同募金その他の負担も無視できぬ金額となつている。これらは寄附金という自発的な出資のようにみえながら、実際には市町村、部落生活にとりて強制的な寄附金であり、そこに生活するかぎりいやおうなしに負担せしめられる課税と目標の負担なのである。

第 220 表 租税公課諸負担の納付額及び滞納額（一戸当平均） ——全府県——

科 目		調 査 戸 数	5, 4 1 5 戸			
			年度始滞納額 ①	年度内賦課額 ②	年度内納付額 ③	年度末滞納額 ①+②-③
租 税	国 税	所 得 税（申告納税分）	277	1,888	2,003	112
		所 得 税（源泉徴収分）	—	1,708	1,708	—
		相 続 税 及 び 再 評 価 税	57	188	207	38
		小 計	284	3,784	3,918	150
	道 府 県 税	事 業 税 及 び 特 別 所 得 税	3	21	22	2
		そ の 他 の 道 府 県 税	6	73	78	1
		小 計	9	94	100	3
	市 町 村 税	市 町 村 民 税	191	3,603	3,528	266
		固 定 資 産 税	423	5,973	5,891	505
		そ の 他 の 市 町 村 税	84	1,332	1,294	122
		小 計	698	10,908	10,713	893
公 課 諸 負 担	計		991	14,786	14,731	1,046
	公 合		291	10,088	10,051	328
	計		1,282	24,874	24,782	1,374

が一、一三一戸で、このうち年度始においては一九二戸（一七％）、年度末においては九七戸（九％）の滞納がでている。源泉徴収される所得税については、一、一七七戸が納税している。

市町村民税は調査農家のほとんど全部に相当する五、三五七戸が納税し、これは年度末滞納者が六八七戸（一三％）に達している。固定資産税の滞納はこれ以上で、五、三七五戸のうち年度末において八六七戸（一六％）の滞納者をだしている。市町村税がいかに農家に対する重荷となつてゐるかが、この滞納率からも容易に推定されよう。

つぎに農家一戸当り租税公課諸負担の納付額と滞納額をみよう（第220表参照）。まず国税は、年度内賦課額三、七八四円、年度始滞納額二八四円に対し、年度内納付額は三、九一八円で差引き年度末滞納額は一五〇円となつてゐる。滞納額の大半は申告所得税である。また道府県税は年度始滞納額九円、賦課額九四円に対し、年度内納付額は七八円で、これはほとんど滞納はない。ところが市町村税は、年度始滞納額六九八円、賦課額一〇、九〇八円に対し、納付額は一〇、七一三円であるから、滞納額は八九三円となり、これは前年度の滞納額を一九五円も上廻つたことになる。とくに固定資産税の滞納が著しくなつてゐることは注目を要する。

以上のように、国税、道府県税、市町村税を合計して觀察すると、年度始滞納額九九一円、これに年度内賦課額は一四、七八六円となり、納付額は一四、七三二円であるから滞納は一、〇四六円で、前年度末にくらべ税金の滞納額は増大したことがわかる。

公課諸負担の滞納額も前年度末にくらべ同様に増大し、三三八円となり、結局農家一戸当りの租税公課諸負担全体の納付状況は、本年度末において一、三七四円の滞納となり、前年度よりも九二円の増加となつた。

第四節 家 計 費

第221表は、農家が生計を維持するために要した年間の費用を、項目別に表示したものであるが、この費用は、現金支出はもとより、年度末未払金、外部支払現物価額、生産現物家計仕向額、建物などの減価償却額などの合計額から、年度末未払金を差引いたものである。なお、この額には家族以外の雇人に支給した賄費がふくまれているので、純粹の家族の生計費はこの賄費を差引いて計算されている。

まず飲食費をみると、米麦等の主食が飲食費一三八、八三一円の半ば以上をしめているが、これら主食は当然のことであるが大半が現物のまま家計に仕向けられたものである。主食をのぞく食物費では、蔬菜及び漬物、魚介が比較的大きな費用となつてゐるが、いずれも一万円に満たず、とくに肉、卵、乳等に対する支出はわずかに五、五五五円という少額で、六人家族一カ年の費用としては、いかに少いかはいうまでもない。(この点は、農民の栄養状態を記述したところで詳述したから参照されたい。) 酒、たばこ、茶菓等の嗜好品についても同様である。油脂類がわずかに一、三三五円にすぎない点も農民の消費生活状態を示すものとして注目される。

このように家計費総額二八〇、九二八円中飲食費は一三八、八三一円で、エンゲル系数は四九・四である。とくに前述のように、飲食費中、主食費のしめる大きな割合に注意しておきたい。また飲食費中、現物で家計に仕向けられるものが貸率計算して九一、一八〇円と多額にのぼつてゐることも注意しなければならない。半ば自給自足的なわが農家経済の反映である。

つぎに被服費は三四、八八二円で、当然のことであるが、その大

部分は現金支出である。また被服費の内訳をみると、衣料品に対する支出が二九、六七三円で大半を占め、装身具や履物は少額にとどまつてゐる。家計上の光熱費一四、一二八円で、その内薪炭代は一〇、七九五円であるが、この多くは農家の自家生産物をそのまま家計に仕向けて消費するもので、現金支出分は約三〇％に相当する。光熱費中農家にとつて特に重い負担と感ぜられるものは電気代(二九六五円)で、全部が現金支出だからである。

住居費は、借地、借家料および住宅の維持、修理をふくめた支出が一八、二二二円となつてゐるが、これは現金支出七、六四九円をのぞく外は大部分が減価償却費である(これは償却資産の当年度償却額に家計使用割合を乗じて計算された)。また家具、什器、諸設備費は一三、一五〇円でこれは大部分が現金として支出される。そして以上の住居費小計は三一、三七二円である。

つぎに保健衛生費は(大部分が現金支出で)一〇、五〇九円、このうち保健衛生関係の物的費用として支出されたものが六、五五五円となつてゐる。他は各種のサービス料金である。

農家の生活程度、文化水準を推測せしめる資料となる教養文化費をみると、総額は一九、二〇七円(現金支出一九、〇五五円)である。しかしこの中には交通通信費四、四八三円をふくめて計上されているので、本来の意味の文化教養費は一四、七二四円にすぎない。このうち、その大部分が義務教育にともなう負担たる学校教育費(七、〇四二円)で、残りの七、六八二円が修養娯楽費にあてられてゐるわけである。家族一人当一カ年約一、二〇〇円が農民の修養と娯楽のために支出された費用である。その中には、新聞雑誌の購入、映画・観劇等の費用が入るわけであるが、都市勤労者に比べてその家計における支出割合が少いことはいうまでもない。

贈答や来客への饗応、会合等の費用は一五、〇一五円で、文化修

第221表 家 計 費（一戸平均） —全府県—

科 目		形 態		5, 4 1 5 戸									
				家 計 費		勘 定 の 形 式							
						現 金	年 度 末 未 払 金	現 物		減 価 却 額	控 除 額 年 度 始 未 払 金		
								外部支払 現物価額	生産現物家 計仕向額				
飲 食	食 物	米	円 57,866	円 3,388	円 5	円 508	円 53,968	円 —	円 3				
		麦	12,495	1,615	7	196	10,678	—	1				
		雑 穀	601	32	—	6	563	—	—				
		豆	3,402	83	0	29	3,290	—	—				
		蔬 菜	2,188	164	—	29	1,995	—	0				
		海 草	9,725	624	0	112	8,989	—	0				
		魚	1,094	866	1	69	159	—	1				
		肉	9,066	8,259	27	671	127	—	18				
		卵	5,555	1,883	1	111	3,560	—	0				
		加工食品	2,841	2,598	3	95	146	—	1				
		調味料	12,181	6,400	13	539	5,240	—	11				
		油脂	1,335	415	1	36	883	—	0				
		酒	5,153	4,786	14	249	108	—	4				
		嗜好品	5,871	5,715	0	154	3	—	1				
		茶, 菓子, 果物, 清涼飲料	8,339	5,892	3	983	1,464	—	3				
共同炊事, 外食及学校給食	1,119	1,101	0	12	7	—	1						
小	138,831	43,821	75	3,799	91,180	—	44						
衣服	29,673	28,134	129	1,281	211	—	82						
被服費	5,209	4,965	8	242	—	—	6						

計代	34,882	33,099	137	1,523	211	—	88
家計光熱費	2,965	2,965	2	—	—	—	2
電	10,795	2,988	13	214	7,585	—	5
薪	368	359	2	7	—	—	0
その他	14,128	6,312	17	221	7,585	—	7
小	18,222	7,649	39	57	67	10,451	41
借地, 借家料, 住宅維持修繕	13,150	12,637	262	424	3	—	176
家具, 什器, 諸設備	31,372	20,286	301	481	70	10,451	217
住居費	3,954	3,936	16	4	—	—	2
小	6,555	6,465	53	76	1	—	40
サ	10,509	10,401	69	80	1	—	42
保健衛生	3,960	3,960	—	—	—	—	—
物的	523	522	—	1	—	—	0
小	7,042	7,014	0	25	3	—	0
交通通信費	7,682	7,559	5	110	13	—	5
學	19,207	19,055	5	136	16	—	5
校	12,414	9,697	1	133	2,583	—	0
養	2,601	2,506	3	22	71	—	1
娛	15,015	12,203	4	155	2,654	—	1
樂	6,895	6,833	1	22	39	—	0
費	11,587	10,339	42	531	713	—	38
計	282,426	162,349	651	6,948	102,469	10,451	442
家臨時費(婚姻, 諸祝, 葬儀)	302	302	—	—	—	—	—
雜	282,728	162,651	651	6,948	102,469	10,451	442
計	1,800	—	—	—	—	—	—
入	280,928	—	—	—	—	—	—
記合							
附							
差							

第22表 総 括 計 算（一戸当平均）

—全府県—

科 目	(1) 農業所得 (農業租収益 農業経営費)	(2) 農外所得 (事業収入及 び労賃俸給等 の収入—農業 以外の支出)	(3) 農家所得 (1 + 2)	(4) 租税公課 諸 負 担	(5) 税引所得 (3 - 4)	(6) 被贈扶助 等の収入	(7) 可 処 分 所 得 額 (5 + 6)	(8) 家 族 計 費	(9) 農 家 経 済 余 剰 (7 - 8)
金 額	円 198,371	円 102,526	円 300,897	円 24,874	円 276,023	円 24,977	円 301,000	円 280,928	円 20,072

科 目	(10) 農家経済余剰に 加算すべき額			(11) 農家経済余剰から 控除すべき額			差 引 純 余 剰 (9 + 10 - 11)
	固定資産造成 (家族労働見 積額)	資産処分 差 利 益	資産分割に よる受贈	資産処分 差 損 失	偶発損失	資産分割に よる贈与	
	円 1,666	円 6,781	円 238	円 1,450	円 1,145	円 1,370	
金 額							円 24,792

養費に匹敵する額となっていることは、部落生活におけるおくれた慣習、封建的な「つき合い」に伴う出費が多いためであろう。また臨時雑費として婚姻、諸祝、葬儀費として当年では一万一五八七円の支出となっているが、これも農村の封建的因習による出費が多いためである。同時にまた、このような臨時的な冠婚葬祭が農民にとって一種の休養、娯楽、交際の機会となつていゝことも事実である。

(注) 一九五一年度農家経済調査より抽出分析された結果によれば、全国の調査農家一二二戸の平均一戸当り嫁入り費用は一六万一三一八円で、地方別にみると近畿地方二二万六二一四円、東海地方二〇万四六九三円、四国地方二〇万〇二六〇円、北陸信越地方一八万五四八二円、北海道地方一七万三八一七円、中国地方一五万二三五三円、関東地方一五万〇三二三円、東北地

方一万五三四五円、九州地方八万三二二六円となつてゐる。全国的にみて、一〇万円から二〇万円を使うものが最も多く（全体の中で五〇戸）、五万——一〇万円が二七戸、二〇——三〇万円一八戸、三〇——五〇万円一〇戸となつてゐる。また嫁入費用の農家所得に対する割合を農家の所得階層別にみると、三〇万円以下の所得の農家は、その所得の六六・九％、三〇万円——五〇万円階層では四五・四％、五〇万円以上階層では三二・六％を支出している。所得の低い農家ほど婚礼のためにより多くの費用を投じており、所得の六七％も使うのであるから、いかに農家経済にとつて不合理な、大きな出費となつてゐるかがわかる。なおこれらの点についての詳細は、農林省統計調査部「農村の婚礼と葬儀——その費用の形態と社会経済

的考察」(一九五四年九月農民教育協会刊)を参照されたい。

以上で家計費合計二八万二七二八円となるが、この中から臨時雇、季節雇、年産業に支出した食事代(賄支給額)一八〇〇円を差引くと、家族家計費は二八万〇九二八円となる。これは一カ月平均二万三五七五円強であり、家族人員六・三八人の平均的家計支出額に相当するのである。

第五節 農家経済バランス

本年度の農家経済収支のバランスを次にみよう。農業粗収益から農業経営費を差引いた農業所得は一九万八三七一円で、農業外収入(事業収入、労賃俸給収入等)から農業以外の支出を差引いた農外所得は一〇万二五二六円である。農業所得と農外所得の両者は農家所得を構成するが、この金額は三〇万〇八九七円となる。この農家所得より租税公課諸負担二万四八七四円を差引いた税引所得は二七万六〇二三円で、これに被贈扶助等の収入二万四九七七円をプラスしたいわゆる可処分所得は三〇万一〇〇〇円である。

これに対し家族家計費は二八万〇九二八円であるから、農家経済余剰は二万〇〇七二円である。さらに固定資産造成分の評価額(固定資産を造成または大修理したばあいの家族労働見積額)一六六六円、資産処分差利益(資産の価格変動に基く差利益)六七八一円、資産分割による受贈二三八円を加算し、他方資産処分差損失(資産価格変動に基く差損失)一四五〇円、固定資産の焼失、流出、死亡等による偶発損失一一四五円および資産分割による贈与一三七〇円等を控除して差引純余剰を計算すると、二万四七九二円となる(第222表参照)。右の農家経済純余剰は、第一節で観察した農家財産の純増加分に一致するものである。

なお最後に注意しておかねばならぬことは、この調査の対象となっている農家が全体としてわが国の中位的な農家より、経営条件、生活条件のいくらか優れた農家である、ということである。すなわち経営耕地面積は九反二畝、これに山林九反二畝を持つ農家であり、その農家経済バランスが、右の調査結果となつて表示されているのである。全府県平均七反前後の耕地を経営する農家、しかも平坦地帯の山林原野を持たぬ農家の経済収支バランスはこれより劣悪なことを忘れてはならぬ。官庁統計と、農民の生活感覚が合致しないという批評は、このように調査対象が、中位以上の調査対象を選んでいふという事実にもとづく所が多分にあることは、改めていうまでもない。

第二章 農民の栄養状態

第一節 栄養摂取状況

農民の栄養状況に関する調査は、農林省の「農家経済調査」の一環として実施され、その結果は「農林水産統計月報」(統計調査部刊)に毎月発表され、また別に年次別集計結果が公表されている。つぎに一九五三年四月から五四年三月までの一カ年の栄養状態調査結果の概要を、「農林省農民栄養調査報告」(農林水産統計資料第六五七号一九五五年五月刊)にもとずき記述しよう。

なお本調査の対象農家は、農家経済調査のばあいと全く同一で、全国各区より階層別に任意抽出された五七九三戸である。調査方法は次の通りである。

第223表 食品群別にみた摂取栄養量（全国平均1人1日当り）

食品群	栄養種類	熱量	蛋白質	脂質	カルシウム	磷	鉄	食塩	ビタミンA	ビタミンB1	ビタミンB2	ナイアシン	ビタミンC
穀類	類	cal 1,880.3	g 40.87	g 6.06	mg 61	mg 990	mg 5.6	g 0.11	IU 0	mg 0.78	mg 0.28	mg 13.34	mg 0.00
豆類	類	99.1	1.43	0.16	17	35	0.6	0.14	6	0.12	0.04	0.84	24.10
野菜および漬物類	緑黄色野菜 その他の野菜 葉及び漬物類	42.6	3.29	0.98	19	56	0.7	0.01	3	0.06	0.02	0.35	0.00
果実	類	12.6	0.79	0.10	31	19	0.6	0.07	1,824	0.03	0.04	0.24	19.55
海藻および乾物類	類	59.5	3.18	0.29	53	77	1.0	2.44	134	0.12	0.12	0.72	35.90
魚介類	類	8.9	0.08	0.04	2	3	0.1	0.01	100	0.01	0.01	0.05	3.07
肉類	類	5.3	0.39	0.09	14	4	0.6	0.10	32	0.00	0.00	0.04	0.15
卵類	類	53.1	8.07	1.88	28	125	0.7	0.43	18	0.03	0.05	1.47	0.38
加工食品類	類	18.2	1.52	1.09	16	26	0.3	0.02	77	0.02	0.05	0.15	0.19
調味料	類	10.2	0.87	0.64	16	11	6.2	0.03	0	0.00	0.00	0.03	0.00
嗜好品類	類	114.3	5.80	3.44	54	45	0.3	15.19	0	0.02	0.06	0.91	0.00
植物性食品	類	40.9	0.39	0.09	7	7	0.3	0.07	0	0.01	0.00	0.00	0.00
動物性食品	類	2,273.7	57.09	11.89	274	1,256	13.3	18.18	2,099	1.15	0.57	16.52	82.77
合計	計	71.3	9.59	2.97	44	151	1.0	0.45	95	0.05	0.10	1.62	0.57
		2,345.0	66.68	14.86	318	1,407	14.3	18.63	2,194	1.20	0.67	18.14	83.34

（備考）農林省「農民栄養調査報告」（農林省統計調査部1955年5月刊）による。以下同じ。

（一）調査農家の現金取引と自家生産物の家計仕向け的一切を日計簿に計上し、地方別に中間集計したのち中央で全国集計し、その結果を全国および農区別経営耕地広狭別にそれぞれ調査戸数で除して一戸当り数量、価額が算出された。右の集計結果のうち、飲食物の数量と価額に関する部分の基礎資料を更に分析計算し、これを基礎として食品別の栄養成分表を用い摂取栄養量が計算された。

（二）調査品目は八五種の飲食物で、摂取栄養素別成分量の計算に用いた「食品群別栄養素別成分表」は総理府資源調査会食糧部会が一九五四年三月決定した「改訂食品標準成分表」を基礎として農林省経済調査課において作成したものである。また調査結果たる農区別階層別の飲食物の消費数量は、それぞれ農家一戸当り平均消費数量として表示され、その数量を基礎として栄養摂取量が計算された。

第224表 農 区 別 に 基 づ いた 摂取 栄養 量(平均1人1日当り)

農 区		栄養種類											
		熱 量	蛋白質	脂 質	カルシウム	燐	鉄	食 塩	ビタミンA	ビタミンB1	ビタミンB2	ナイアシン	ビタミンC
		kcal	g	g	mg	mg	mg	g	IU	mg	mg	mg	mg
北 海 道	北 道	2,370.6	73.89	17.92	362	1,449	15.3	18.34	3,478	1.28	0.74	19.17	98.03
	東 北	2,514.0	74.29	17.00	338	1,530	15.6	20.49	2,636	1.27	0.73	20.28	88.33
山 陰 道	北 道	2,316.8	64.47	13.88	306	1,374	14.9	17.51	2,143	1.19	0.64	17.64	80.33
	山 陰	2,317.3	67.38	14.54	330	1,422	13.9	17.34	2,127	1.18	0.65	18.11	81.91
北 海 道	北 道	2,317.5	65.00	14.84	335	1,373	14.7	21.55	2,723	1.22	0.73	17.69	97.82
	北 海	2,239.9	61.18	13.86	305	1,293	13.8	20.67	2,032	1.17	0.63	17.13	94.92
東 海 道	東 海	2,224.5	61.37	13.60	304	1,310	13.4	17.17	1,972	1.13	0.61	16.92	80.25
	東 海	2,298.6	65.22	14.06	316	1,395	13.1	14.23	1,838	1.12	0.61	15.55	64.90
近 畿 道	近 畿	2,326.3	67.06	14.45	333	1,430	13.6	15.66	1,774	1.23	0.68	17.78	73.72
	近 畿	2,325.5	68.04	15.20	331	1,427	14.6	19.98	1,957	1.18	0.64	18.32	79.24
北 海 道	北 海	2,192.2	61.03	13.79	300	1,273	13.5	19.03	1,935	1.13	0.58	16.90	83.98
	北 海												

〔備考〕 農林省「農民栄養調査報告」による。

右の数字からさらに一人当り平均および一日当り平均摂取栄養量が計算されたのである。

食品群別農区別にみた摂取栄養量 調査農家の全国平均一戸当り常住世帯員数は六・四一人(男三・一四人、女三・二七人)で、年齢別にみると、二〇才未満が二・八一人、六〇才以上〇・六七人である。

第223表は食品群別にみた全国平均一人当り摂取栄養量を示すものである。本表によつて農民の栄養摂取状況をみると、熱量、蛋白質、脂質、燐、鉄、ビタミンB1、B2およびナイアミンは主として穀

類により、ビタミンAおよびCは野菜類よりとつており、またカルシウムは主として野菜類、穀類および調味料等より、食塩はもっぱら調味料に依存している。すなわち穀類からの栄養摂取量は、熱量一八八〇・三カロリーで総熱量の八〇%をしめ、また蛋白質も総摂取量の六一%、脂質は四一%をしめ、その他燐、鉄、ビタミンB1、B2等も総摂取量の四〇——七〇%を穀類からとつており、いわゆる主穀偏重の栄養摂取状態を明白に物語つてゐる。

諸類の栄養摂取量のうちで比較的多いものは、熱量の九九・一カロリー、ビタミンB1の〇・一二ミリグラム、Cの二四・一〇ミリ

第225表 月別にみた摂取栄養量(全国平均1人1日当り)

月別	栄養種類		熱量	蛋白質	脂質	カルシウム	磷	鉄	食塩	ビタミンA	ビタミンB1	ビタミンB2	ナイアシン	ビタミンC
	月	種類												
28年	4月	"	2,255.3	64.81	14.44	320	1,358	14.2	17.21	2,786	1.14	0.62	17.60	78.42
	5月	"	2,209.2	62.99	14.18	301	1,325	13.4	16.80	2,311	1.11	0.60	17.09	72.32
	6月	"	2,472.9	69.79	15.16	318	1,473	14.6	18.30	1,507	1.23	0.67	18.98	68.50
	7月	"	2,246.0	62.88	14.17	290	1,324	13.1	17.87	1,373	1.13	0.60	17.15	66.02
	8月	"	2,316.4	64.74	14.78	332	1,370	14.7	20.29	2,631	1.17	0.69	17.59	85.92
	9月	"	2,257.6	63.40	14.08	314	1,347	13.7	18.15	2,650	1.14	0.64	17.44	84.20
	10月	"	2,348.7	66.97	14.85	333	1,410	14.2	18.71	2,204	1.22	0.69	18.35	94.32
	11月	"	2,422.1	68.78	15.09	344	1,450	14.7	19.74	2,201	1.32	0.73	19.14	113.32
	12月	"	2,691.0	77.65	17.35	384	1,626	16.7	23.37	2,028	1.39	0.78	20.96	103.52
	1月	"	2,348.5	66.39	14.52	320	1,408	14.0	17.91	1,808	1.19	0.65	18.00	79.61
	2月	"	2,351.0	67.53	14.99	338	1,422	14.4	18.65	2,163	1.21	0.67	18.12	84.08
	3月	"	2,252.8	63.50	13.99	318	1,345	13.8	17.07	2,615	1.16	0.63	17.29	82.69

〔備考〕農林省「農民栄養調査報告」による。

グラム等で、その他は極く少量をしめているにすぎない。豆類による栄養摂取は非常に少い。また嗜好品類の摂取栄養量が総摂取量のなかでしめている割合が極めて少いのは、農民の低い生活水準を反映するものである。

農民の栄養摂取量を農区別にみると、熱量では東北がもつとも多く、北海道、瀬戸内、北九州、北関東、山陰、北陸、近畿、南関東、東海の順序となっており、最少は南海である。蛋白質もこれとほぼ同様の順序であるが、動物性蛋白質は北海道が最も多く、南関東が最も少くなっている。また北海道は脂質においても最高で、東

海は最低である。このように北海道の農民の栄養摂取状態は全国で首位をしめているが、動物性蛋白質は一六・〇グラムで全国平均の約二倍、主として肉卵類からの摂取である。東北は熱量が二五・四カロリー、蛋白質七四・二グラムで他県にくらべて非常に多く、その他の穀類においても北海道について第二位である。北陸は穀類消費が多いにかかわらず、他の食品消費が少いたため栄養摂取量も比較的少い。北関東はビタミン摂取量において他の農区にすぐれ、南関東は熱量、蛋白質、脂質いずれも全国平均以下である。東海は南関東よりさらに少く、近畿は動物性蛋白質からの摂取が比較的に多い

第 226 表 耕地広狭別にみた摂取栄養量（1人1日当り）

農区	栄養種類 耕地広狭別	熱量	蛋白質	脂肪	カルシウム	鉄	ビタミンA	ビタミンB1	ビタミンB2
		cal	g	g	mg	mg	IU	mg	mg
北 陸	0.5町未満	2,118.1	59.98	13.00	295	13.7	1,913	1.07	0.58
	0.5町—1町	2,257.4	61.84	13.60	303	14.3	2,188	1.17	0.62
	1町—1.5町	2,450.9	67.62	14.50	316	15.0	2,255	1.23	0.67
	1.5町—2町	2,465.5	68.11	14.57	318	14.8	2,223	1.26	0.66
	2町以上	2,503.2	68.45	14.53	305	15.5	1,985	1.24	0.68
	平均	2,316.8	64.47	13.88	306	14.6	2,143	1.19	0.64
近 畿	0.5町未満	2,079.1	60.59	13.27	308	12.3	1,529	1.01	0.58
	0.5町—1町	2,347.1	66.07	14.04	317	13.3	1,922	1.14	0.61
	1町—1.5町	2,384.2	66.77	14.39	316	13.6	1,936	1.15	0.65
	1.5町—2町	2,451.2	69.03	14.92	326	13.9	2,172	1.19	0.65
	2町以上	2,434.0	71.97	16.48	362	14.5	2,230	1.22	0.73
	平均	2,298.6	65.22	14.06	316	13.1	1,838	1.12	0.61

が、ビタミンは極めて少く、全国中最低位をしめている。瀬戸内では全国平均にやや近く、北九州は全国平均よりやや劣るが、南海はビタミンCをのぞき全ての種類において全国平均をいちじるしく下廻り、熱量は二一九二・二カロリーで

全国中最低位である。（第224表参照）

月別にみた栄養摂取量 農民の栄養摂取状態を月別にみると、熱量、蛋白質、脂質はいずれも一二月が最も多く、ついで六月、一月の順となつてゐる（第225表参照）。また熱量では五月、蛋白質では七月、脂質では三月が最も摂取量の少い月となつてゐる。無機質では、一二月、十一月、六月が多いが、五月、七月、三月は比較的少い。ビタミン類、Aは四、八、九、三の各月が多く、BおよびCは一、二、一、六、一〇月が多くなつてゐる。

五月は春耕期で多量の労働支出がある月であるにかかわらず、熱量はじめ各種類ともきわめて少量で、これと対極に一二月は農閑期であるのに、ビタミンA、Cをのぞき何れの種類の栄養摂取量も年間を通じてもつとも多く、動物性食品からの摂取も多い。六月もこれにつき熱量の摂取が多いが、本格的な農繁期に入りエネルギーの消耗が激しくなるのでこれに対応するためであろう。しかし本表を通じてみられる様に、農民はエネルギーを消耗するからそれに対応して栄養を摂取している、とは言えない。むしろ農閑期の一二月や八月、一月に比較的多くの栄養をとり、四月、九月等の農繁期にはむしろ平均以下の栄養しかとつていないことが示されている。

経営耕地の広狭別にみた摂取栄養量 右にみたように、農民の栄養状態は、農区別にも、また月別にも、かなりの差異を示しているが、これを農家の経営階層別にみたかどうか。第226表は、農業構造上よりみて、対照的な近畿と北陸の両農区における耕地広狭別にみた摂取栄養量を示したものである。

北陸では、耕地面積が広くなるにしたがい栄養摂取量は多くなつており、二町以上の最上の階層では熱量は二五〇三・二カロリーで、五反未満の最低階層二一八・一カロリーに比べ、三八五・一カロリーも多量に摂取しており、上下階層間の栄養摂取量にはきわ

第227表 耕地広狭別にみた穀類の消費量（1人1日当り）

農 区 別	食 品 別		白 米	精 麦	小麦粉 と麵類	その他 穀類	
	耕地広	狭別					
北 陸	0.5 町 未 満	合	3.32	合	0.16	2.9	0.02
	0.5 町 ～ 1 町		3.41		0.17	2.4	0.04
	1 町 ～ 1.5 町		3.99		0.11	2.9	0.04
	1.5 町 ～ 2 町		4.03		0.14	2.9	0.02
	2 町 以 上		4.13		0.69	2.4	0.02
	平 均		3.66		0.15	2.0	0.03
近 畿	0.5 町 未 満		2.86		0.60	4.6	0.02
	0.5 町 ～ 1 町		3.40		0.65	3.9	0.04
	1 町 ～ 1.5 町		3.55		0.55	3.4	0.05
	1.5 町 ～ 2 町		3.73		0.43	4.7	0.03
	2 町 以 上		3.40		0.60	3.0	0.07
	平 均		3.33		0.60	4.0	0.04

グラムとなつてゐる。カルシウム、ビタミンB₁は脂質と同一の傾向を示し、二町以上層ではかえつて幾分少い。

農家の経営が大きくなるにしたがい栄養摂取量が多くなるという傾向は、近畿においても看取される。熱量では一・五町——二町層がもつとも多いが、これは二町以上層になると穀類の消費量がすくないからである。蛋白質、脂質などは、二町以上層の摂取量が多つとも多い。最下層の五反未満層との差は、蛋白質一一・三八グラム（内動物蛋白五・一五グラム）に及んでいる。

めて大きな開きがあることを明示している。蛋白質についても同様である。ただ脂質については、一・五町——二町以上の階層が最も多く、五反未満層との差は一五・七

第二節 穀類と砂糖の消費状況

穀類の消費量 耕地の広狭別に、北陸と近畿における農民の穀類消費量をみよう（第227表）。北陸地方では、米の消費量は下層より上層に移るにしたがい多くなり、五反未満一人一日当り三・三二合と最上層の二町以上四・一三合との開きは、じつに〇・八一合におよびる。麦類は全般的に少く二町以上農家をのぞけば、下層の方がむしろ多く消費する傾向がある。下層ほど白米消費を減らして麦で補つてゐるものであろう。小麦粉と麵類には階層別にさしたる開きはない。

近畿においては、米の消費量は五反未満がもつとも少く二・八六合で、一町五反——二町層が三・七三合でもつとも多い。この両階層の消費量の差は〇・八七合である。麦類では各層とも一合にみえず五反——一町層がもつとも多量である。

北陸と近畿を比較すると、北陸の農民は近畿にくらべ米の消費量が多いが逆に麦・小麦粉および麵類は近畿の方が多し。両農区とも穀類消費量は上層に行くほど多く、とくに供出力と保有余力のある一町五反から二町以上の農家の消費量にもつとも多い。貧農と富裕上層農との消費水準の対照が明瞭に看取される。

農区別に穀物消費をみると、米は東北がもつとも多く平均一人当り三・七六合、北陸三・六六合、近畿三・三三合、山陰三・三〇合、瀬戸内二・九七合、北九州二・八六合、東海二・八五合、南海二・八一合、北関東二・七八合の順で、北海道二・七二合、南関東二・六五合がもつとも少量である。麦類は北九州が〇・九四合でもつとも多く、瀬戸内、南関東、東海、北海道の順となつてゐる。

砂糖消費量 最後に、生活水準を端的に示す指標として農民の砂

糖消費量をみよう。農区別にみると南関東がもつとも多く一人一カ年当り一五一二匁を消費し、北九州一〇七七匁、南海一〇七一匁の順となり、北陸はわずか六〇一匁で最少、東北も六九八匁で消費量は少い。階層別にみると、一般に二町以上層がもつとも多く消費しており、つぎに五反未満層は比較的多量にとつてゐるが、これは五反未満は兼業農家が多く、賃労働兼業者がいるため都市生活の影響をうけているせいではないかと推定される。

第三章 林業労働者の状態

農林省林野庁「山村経済実態調査書——林業労働篇第一号」(一九五四年三月刊)は、愛知県、三重県における私的林業経営に雇傭される林業労働者について、その労働条件、生活状態を詳細に報告している。次に右の資料によりつつ、林業労働者の状態を記すことにする。

愛知県南設楽郡鳳来寺村の林業は、古くから、いわゆる鳳来寺杉の産地として知られているが、調査対象はこの一部落の農家と林業労働者で、特に詳細な面接調査が行われたのは部落内の専業的な林業労働者二人である。この村の林業労働者の多くは、地主的育林業者、地主的伐出製材業者または商人的伐出製材業者のもとにやとわれるもので、普通には林業労働者は一定の雇主と年間雇傭契約をむすぶ。しかし就業日数は後述のように極めてすくなく、賃銀も低劣なので、収入の不足分を零細な自家農業経営の収入によつて補い、とくに農繁期には林業労働に従とし、農業労働に主として従事するので、半農半労的性格が強い。

近年は森林法の規制や税金の関係で伐採は手びかえ気味のため労

働者の雇傭も減少しており、就業は一般に不規則である。一二人の労働者中四人は定雇で、その中でも常時仕事を持つてゐるのは地主の代人(山の管理や事務の代理人)一人で、他は定雇とはいつても農繁期には林業労働から離れるものが多い。

戦前は、本村の林業労働者はすべて庄屋のもとに統轄されてゐた。庄屋は七―八人の組の頭(監督)で、普通は統卒力のある年配者がなり、労働賃銀の上前をハネてゐた。太平洋戦争中、総動員法の施行で庄屋制度は崩れ、戦後その復活はない。ただ組頭を中心とする労働者の組がつくられてゐる。組は同一部落の、気の合つた労働者五―八人から構成され、彼らは年配、技術、熟練、統卒力等の具つた有力者を組頭として選出する。組頭は組を代表して地主または元締(伐出業者)と請負契約の交渉にあたり、労働の指揮、監督をするが、自らも組の者と同様に労働する。現在は賃金高は一般労働者に知られており、直接雇傭主から支払われ、また組頭の統制力は戦前の庄屋より薄弱で、中間搾取は行われない。

労働継続年数と労働日数 第228表は、これら林業労働者の労働継続期間をしめすものであるが、三〇年以上のものが四人、二〇―三〇年のものが二人、一〇―二〇年のものが二人等で、一〇年未満のものは比較的少い。これは、林業労働が、苦しく危険な重筋労働でありながら賃は相対的に低いため、年齢の若い労働者が村内

第228表
労働継続年数

継続年数別	人数
1 ～ 5	2
5 ～ 10	1
10 ～ 20	2
20 ～ 30	3
30 以上	4

外の他の賃労働場面をもとめて流出するため、ことに最近、若い林業労働者は極めて少数となつてゐる。(後掲の第228表参照)。つぎに彼らの労働種類をみると、一二人のうち、伐採五、伐採運搬一、林業労働一般一、製炭

一、地主の代人一人で、伐採関係が過半数をしめている。しかし以上の区別は一応のもので、実際は伐採夫でも運搬、集材、造林労働をも兼ね行い、労働の専門的分化は厳格なものではない。

製炭夫は冬の農閑期において六〇日位労働するだけで、他の季節は農業に従事している。代人は地主の林業経営の事務や林野の見廻り、監理等となすが、労働者の監督をしながら伐採業の労働にも従事する。

労働者の労働日数をみると、一九五三年においては年間最高一八〇日から最低三〇日で、平均して一一〇日である。五三年はとくに降雨が多く天候不順のため山仕事ができなかつたのであるが、平年でも年間平均一五〇日しか労働しない。これは前述のごとき理由で、近年伐採量が減少し、労働需要がなくなつたためである。右の就労日を季節的に観察すると、冬期（農閑期）にもつとも多く、全日数の約四〇％をしめ、ついで春期三〇％、秋期二〇％で、雨の多い夏期は一〇％にすぎない。

労働時間と労賃 一日の労働時間は季節により長短があり、冬は朝五時より夕五時頃まで平均九時間、夏は平均一一——一二時間となる。自宅から現場までの距離の長短により、交通時間は異なるが、現場まで普通最短距離で一五町、遠ければ一里前後で、これに片道二〇分から一時間前後を要する。

労賃はすべて現金払いで、現物払いは無い。請負いと定額払い（日雇）の二形態があり、本村では請負いが全体の六〇％位をしめている。

請負い給は、予め定められた単価と作業量により算出され、雇主から労働者個人に直接支払われる。運搬夫の日賃銀の計算は次の通りである。

$$\textcircled{a} 30\text{円} \times 2.5(\text{町}) \times 6 = 450\text{円}$$

伐採現物からバス道路までの運搬は木馬で行われるが、右の計算で単価三〇円となつてゐるのは、木馬道一町一石運搬の単位手取り労賃である。この運搬では木馬道が二・五町で、一日六回往復として計四五〇円となる。しかしこれが一日当り実質賃銀となるわけではない。それは二・五町の木馬道造りに延六日を要しており、この作業に対して別に賃銀は支払われない。従つて、六〇石の木材搬出に一〇日間労働し、四五〇〇円の手取り賃銀となつても、実際には木馬道造りの六日間が計算されねばならぬから、労働日数一六日となり平均一日当り二九〇円弱となる。熟練した運材夫は一日の作業量が右の例より多いので、平均五〇〇円——七〇〇円を得てゐる。

伐採夫の労賃は、石当り単価に伐採石数を乗じて算出されるが、作業量は労働者の能力、樹木の種類や大小、現場の状況等により非常な開きがある。一日の伐採石数は普通二石から八石の間で、平均して五石である。単価は六〇円——八〇円が普通である。

単価は雇主により一方的に決定され、労働者個人または団体との協約は全く行われていない。労働者の苦情や陳情によつて賃上げが行われることは稀である。

日雇の定額賃銀は一日平均二五〇円——三五〇円である。

第229表は、林業労働者の個人別労賃を示すものであるが、四二年間伐採運搬に従事した熟練労働者の一日平均労賃が三五〇円で、一カ月平均七日間働くので手取り月二四〇〇円の賃労働収入を得てゐる。また三五年の労働経験を有する伐採夫で一日二五〇円、月八日働き月収二〇〇〇円である。また労働経験四カ年の伐採夫は、日賃銀二〇〇円で月収二〇〇〇円である。右のように、一日当り実収二〇〇円から最高三五〇円で、月収は普通三〇〇〇円から四〇〇〇円にすぎない。いかに生活水準の低い山村であつても、このような低

第 229 表 林業労働者の労賃、労働継続年数

世帯 番号	個人 労働者 番号	林業労働継続年数	専属 別	労働日数		労働種類	一日平均 労働時間	一日平均賃金	一月 平均労働日数	一月平均賃金
				林業	農業					
1	1	15年(一時兵隊)	非	150	60	林業一般炭炭製	10時間	250~350	13	4,000
2	2	30年	"	60	60	伐採	10"	250~350	12	3,000
3	3	26年	"	140	30	伐採	10"	250~350	12	4,000
	4	1年	"	140	30	伐採	10"	250~350	12	4,000
4	5	35年	専	100	30	採人	10"	250	8	2,000
5	6	33年	"	180	20	伐採	8"	300	15	4,500
6	7	30年以上	"	30	200	伐採	8"	250	3	510
7	8	42年	非	80	40	伐採運材	9"	350	7	2,400
8	9	17年	"	150	150	伐採	9"	250	13	3,100
	10	28年	"	120	100	伐採	9"	350	10	3,500
	11	4年	"	120	100	伐採	9"	200	10	2,000
9	12	6年	専	100	150	伐採	9"	300~350	8	2,500~3,000

賃銀では到底生活できないのはいうまでもない。これを補うのが、林業労働者とその家族の営む零細農林等であり、食糧燃料の一部を自給しつつ、なお労働しうる家族は賃労働者、俸給生活者として働き、家族を扶け、このようにして辛うじて一家の生活を支えているのである。

右にのべた労賃は一般的なばあいであるが、労働の種類によつては、これよりはるかに高額なものがある。たとえば、立木に登つて皮をはぎとつて行く作業(皮とり)は、請負いで一日一〇〇〇円の実収をうることもある。しかしこの皮とりは、作業に危険を伴い、

熟練を要し、青壮年でなければ出来ない。また同じく危険を伴い、熟練を必要とする「木馬ひき」(運材)も、熟練者は三五〇円から最高七〇〇円におよぶことがある。

製炭は原木(一俵分一五〇——二〇〇円)を買つて焼き、製品を一俵四〇〇円で売るのが普通で、一俵につき二〇〇円——二五〇円の加工賃をうるのであるが、調査対象の製炭夫は、年間約六〇日労働して一五〇俵ほど生産している。年間の製炭日数が少いので、これだけで一家の生活を支えることはできず、やはり小規模な農林業経営により家計を補っているのである。

第 230 表 林 業 労 働 者 の 住 居 と 食 事

世帯 番号	住居坪数	住居間取	米の一日 消費量	一年間ヤ ミ米購入 量	魚肉一カ 月消費量	酒一カ月 消費量	煙草一カ月消費量		
							キザミ	バット	新 生
1	16坪	4 部屋	3 合	1 石 2 斗	300 円	3 升			
2	30	6	5	8 斗	1000	5 合	400		
3	21	5	5	1 石 2 斗	100	0	400		
4	20	4	4	2 石 4 斗	☆	0	500		
5	15.5	4	4	※	☆	0	0		
6	40	5	4	※	☆	0	300		
7	20	4	8	※	250	3 升	400	30	
8	35	6	5	※	500	1 升	300		
9	60	7	5	2 石 4 斗	500	0			800

〔備考〕 ※印は一年間ヤミ米を全然買わない。

☆印は一カ月間魚肉をほとんど買わない。

第 231 表 林 業 労 働 者 の 衣 類

世帯 番号	作業衣 現在所有 数量	購入価格	年間作 業衣消 耗程度	よそ き購 入枚 数(三 年間)	地下足 袋一年 消耗 程度	その他	右に関する希望
1	1 枚	1,300 円	2.5 組	×組	×足		希望あれど具体的答なし
2	3	1,000	2	×	×		同 上
3	2	800	4	×	×		不 明
4	1	×	×	×	×		不自由している。しかし
5	4	×	1.5 組	×	4(2,000円)		高く買えない
6	1	×	2	×	×		地下足袋を労働者に安く
7	2	2,500 円	2	1	5		希望があるが不可能
8	3	2,000	2	1	5		不足なし
9	7	1,300	3	1	4		もつとほしいヨソイキを 一年に一組 不足なし

日雇にしる、定雇にしる、労賃は右にのべたものの外、家族手当、冬期手当、臨時賞与等は一切支給されない。ただ地主の代人だけが年末の手当二〇〇〇円を支給されているだけである。これは経済代行者または監督としての賞与である。多くのものは労災保険にも入っていない。

林業労働に必要なヨキ、ノコギリ、トビ、カマ、ハビロ、カマ、ナタ等の道具はすべて労働者の自己所有物を使う。したがって、これらの道具の費用は全て彼らの収入から支出されねばならぬ。一九五三年一カ年におけるこれら道具の一人当り原価償却費は約五〇〇〇円で、これは林業労働者の実質賃銀から控除されるのである。

最後に林業労働者の年間労賃収入をみると、最高は五万四千円であるが、これは純粹の林業労働者ではなく、地主の代人としての報酬も加わっていることに注意せねばならぬ。つぎの収

入階層は四万五千円——四万八千円（三人）、その下は三万五千円——四万円（四人）、最低は七千五百円である。それゆえこの部落の林業労働者の年労賃収入は四万円前後である。これは五三年がとくに多雨その他天候不順で労働日数が減少したためであることは前述の通りであるが、平年においても、これより一、二割程度多い収入で、林業労働者の低賃金がいかなるものであるかは以上の記述で明瞭である。

生活状態 第230表は林業労働者の住居と食事内容を一括して表示したものである。

この林業労働者は全て自己の住居から現場に通勤して働いているが、住居の坪数は二〇坪——三〇坪四戸、三〇坪——四〇坪二戸、四〇坪以上一戸である。現在までのところ、食生活に追われて住居の修理新築はほとんどなされていない。

食事は、主食が米麦半々というのが大部分で、米の完全自給はできず、米の不足分を麦で補っている状態である。労働者一人当り米の消費量は三合が一人、四合が三人、五合が四人、八合が一人で、これに麦を補うから、一日五合から一升位の穀類を消費する。この点は都市労働者に比較すれば多量であるが、反対に魚肉はほとんど摂取していない。牛肉は年一回程度、魚肉は一カ月平均三〇〇円——五〇〇円程度を消費するにすぎぬ。彼等の食事に関する希望、要求は、主食とくに米の配給量の増加、甘味類を摂りたい等であるが、現金収入が極度に少ないので、現状ではこの希望をみたすことが不可能である。

酒、煙草等の嗜好品については同表の示すごとく、極めて少量である。煙草の種類と数量から、彼等の生活水準を推定することもできよう。

最後に、衣類をみよう。彼等の中には上下一組の衣類を年間着用

して、他に何も持たぬものがおり、持つているものでも二、三組が普通である（第231表）。その他衣類に関する労働者の希望は表の右欄に示されている。本表をみても作業衣等の消耗がはげしいのに対して、これを補充することが困難な状態にあることを物語っている。

第六編 労働者・農民の組織状況

第一章 労働者の組織状況

わが国の労働組合数並に労働組合員数の現状を「昭和二九年六月末現在基本調査、労働組合調査報告」(労働省統計調査部編)によつてみよう。

労働組合に関する調査は戦前から実施され、内務省警保局および社会局を経て厚生省労働局、勤労局および労政局が順次これを主管し終戦まで継続した。その調査結果は昭和一六年分まで公表されている。

戦後、直ちに厚生省労政局により労働組合設立解散統計(毎月設立状況、解散状況及月末現在数の調査)が着手され、一九四八年九月分からは労働統計調査局に移管となつて継続していたが、四九年六月改正労働組合法が労働組合の設立解散時の届出制を廃止すると共にこの統計も廃止された。一方これより先、四七年六月末現在をもつて全国一斉に労働組合基本調査が企画され四七年一二月末および四八年以降は労働組合基本調査として毎年六月末現在をもつて実施されている。

一九五四年六月末現在基本調査はわが国にある総ての労働組合および労働組合連合団体の基本的事項に関する調査であつて、一、単位労働組合とは独自の規約を有し独自の活動を行う最下級単位の労働組合をいう。

二、いわゆる単一組織の労働組合とは規約上個人加入の形式をとり下部組織が独自の規約を有し独自の活動を行いうる労働組合をいう。

三、労働組合とは単位労働組合およびいわゆる単一組織の労働組合をいう。

四、労働組合連合団体とは二つ以上の労働組合が結成する団体をいい、また二つ以上の労働組合が結成する常設的協議機関(協議会)は、これを労働組合連合団体に準じて調査している。

従つて五四年度の調査(以下新調査)では単一組織の本部および単位労働組合がそれぞれ一組合として集計されるが、前年度までの調査(以下旧調査という)では単一組織の組合の下部である支部、分会で単位労働組合の実態を備えているものおよび単位労働組合がそれぞれ一組合として集計された。新調査では例えば国鉄労組、電産および海員等単一組織にあつてはそれらの本部を一組合として単位労働組合とともに集計単位と定めているが、旧調査

第232表 年別単位労働組合数及び組合員数（1947年～1954年6月末）

年 別	単位組合数	組 合 員 数	組合員数の 対前年比較	推定組織率
1947 年 6 月 末	23,323	5,692,179	2,011,162	46.8%
1948 年 6 月 末	33,926	6,677,427	985,248	54.3
1949 年 6 月 末	34,688	6,655,483	△ 21,944	55.7
1950 年 6 月 末	29,144	5,773,908	△ 881,575	45.9
1951 年 6 月 末	27,644	5,686,774	△ 87,134	42.6
1952 年 6 月 末	27,851	5,719,560	32,786	40.2
1953 年 6 月 末	30,129	5,842,678	123,118	40.9
1954 年 6 月 末	31,456	5,986,168	143,490	39.6

- 〔備考〕 1. 旧調査方式による。
 2. 推定組織率は総理府統計局「労働力調査」の雇用者総数に対する比率。
 3. △印は減少
 労働省「労働組合調査報告」による。

ではこ
 れら単
 一組織
 の下部
 である
 国鉄労
 組の支
 部（下
 部分会
 がすべ
 て独自
 性を有
 しない
 支部）
 例えば
 一工場
 の職員
 のみで
 組織す
 る支部
 そして
 また駅
 連区、
 保線区
 等の分
 会を単
 位労働

組合に準じてそれぞれ一組合として集計していた。そのため新調査では旧調査より組合数が少なく、また単一組織の下部で非独立の支部、分会（支部または分会として独自の規約をもたずまた独自の活動を行わないもの）の組合員数は旧調査では集計されず、新調査では集計されることになる。

なお、新調査方式による集計は五三年度においても試験的に実施されていた。

同報告は新調査にもとづく集計と同時に、年次別比較を可能ならしめるため、最も基本的な事項である産業別、府県別等についての結果表は旧調査における集計単位によるものも併せて収録してある。以下の諸表においては新、旧両調査方式による集計の区別に注意せられたい。

第一節 概 況

一九五四年六月末現在で単位労働組合は三一、四五六組合、その組合員数は約五九九万人で前年に引続き増加を示した。これを前年同期と比較すると単位労働組合数で一、三二七組合（四％）の増加、組合員数では一四万人（二％）の増加である。しかしわが国の労働組合組織が最高を示したと推定される一九四九年三月末（三六、五〇七組合、六九〇万人）と比較すれば、未だ組合員数で約九一万低い。

ところで、前年度に比べた五四年における労働組合組織の伸長は、石炭鉱業および紡織業などで企業合理化のため約九万人にのぼる大幅な組合員数の減少があつたのかかわらず、公務、教育、通信業および建設業などにおける主として新設組合による増加や、化学工業、金融及保険業など主として雇用増大にもとづく組合員数の

第 233 表 産 業 別 単 位 労 働 組 合 数 及 び 組 合 員 数

産 業 別	組 合 数	組 合 員 数					推 定 組 織 率
		合 計	男	合計に對する割合	女	合計に對する割合	
全 産 業	31,456	5,986,168	4,604,545	76.9	1,381,623	23.1	39.6
農 業	169	6,757	5,501	81.4	1,256	18.6	11.2
林 業	445	57,148	51,625	90.3	5,523	9.7	
漁 業	133	42,363	41,306	97.5	1,057	2.5	21.2
鉱 業	1,085	404,917	373,579	92.3	31,338	7.7	75.0
金 属 鉱 業	196	58,987	53,406	90.5	5,581	9.5	—
石 炭 鉱 業	647	320,884	297,527	92.7	23,357	7.3	—
石 油 及 天 然 ガ ス 業	31	4,978	4,773	95.9	205	4.1	—
非 金 属 鉱 業	211	20,068	17,873	89.1	2,195	10.9	—
建 設 業	1,744	285,435	220,793	77.4	64,642	22.6	26.2
製 造 業	9,203	1,918,616	1,345,511	70.1	573,105	29.9	38.6
食 料	717	69,358	46,388	66.9	22,970	33.1	—
煙 草 業	47	28,147	14,959	53.1	13,188	46.9	—
紡 織 業	1,172	382,138	102,049	26.7	280,089	73.3	—
衣 服 及 身 廻 製 品 業	94	13,670	4,172	30.5	9,498	69.5	—
木 材 及 木 製 品 業	800	31,455	25,938	82.5	5,517	17.5	—
家 具 及 建 具 品 業	127	5,910	5,000	84.6	910	15.4	—
紙 及 類 似 品 業	307	59,959	49,421	82.4	10,538	17.6	—
印 刷 出 版 業	538	82,366	66,612	80.9	15,754	19.1	—
化 学 工 業	958	261,356	202,656	77.5	58,700	22.5	—
石 油 及 石 炭 製 品	73	12,715	11,207	88.1	1,508	11.9	—
コ ー ー 製 品	163	40,672	21,914	53.9	18,758	46.1	—

況 状 組 織 の 民 衆 ・ 勞 働 者 第 六 編

皮革及皮革製品	55	5,590	4,150	74.2	1,440	25.8	—
ガラス及土属	584	87,853	67,924	77.3	19,929	22.7	—
第一次金屬	576	216,155	199,918	92.5	16,237	7.5	—
機械製造品	433	44,996	38,099	84.7	6,897	15.3	—
電気機械製造	1,188	163,875	146,018	89.1	17,857	10.9	—
輸送用設備	528	149,886	111,796	74.6	38,090	25.4	—
専門機械	534	208,340	192,419	92.4	15,921	7.6	—
上記以外の製造業	140	35,146	24,573	69.9	10,573	30.1	—
卸売及小売	169	19,029	10,298	54.1	8,731	45.9	—
金融及保険	1,445	150,678	99,132	65.8	51,546	34.2	—
不動産	1,349	285,741	185,482	64.9	100,259	35.1	18.0
運輸通信その他公益事業	10	1,643	1,079	65.7	564	34.3	—
鉄道	7,044	1,409,747	1,242,658	88.1	167,089	11.9	77.0
地方鉄道	1,956	404,575	394,625	97.5	9,950	2.5	—
道路旅客	213	151,365	131,772	87.1	19,593	12.9	—
道路貨物	314	56,846	42,628	75.0	14,218	25.0	—
水路運送	448	44,722	41,512	92.8	3,210	7.2	—
航空運送	127	91,902	89,440	97.3	2,462	2.7	—
倉庫及保管	2	120	115	95.8	5	4.2	—
運輸に附帯するサービス	84	7,905	6,589	83.4	1,316	16.6	—
通信	778	128,619	120,134	93.4	8,485	6.6	—
熱光及動力供給業	2,198	345,987	251,849	72.8	94,138	27.2	—
水道業及衛生業	809	151,644	140,139	92.4	11,505	7.6	—
下水道業	115	26,062	23,855	91.5	2,207	8.5	—
自動車修理	5,652	913,657	630,236	69.0	283,421	31.0	42.3
その他の修理	98	13,222	12,345	93.4	877	6.6	—
その他	89	16,959	15,694	92.5	1,265	7.5	—

映画業	73	12,091	8,036	66.5	4,055	33.5	—
興業	43	2,937	1,616	55.0	1,321	45.0	—
教留軍関係	3,777	634,803	423,938	66.8	210,865	33.2	—
上記以外のサービス業	142	121,378	111,545	91.9	9,833	8.1	—
公	1,430	112,267	57,062	50.8	55,205	49.2	—
分	3,147	499,012	400,748	80.3	98,264	19.7	38.4
類	30	10,454	6,895	66.0	3,559	34.0	—
不							
能							

- 〔備考〕 1. 旧調査方式による。
2. 上記以外の製造業には武器製造業を含む。
 労働省「労働組合調査報告」による。

第 234 表 産 業 別 単 位 労 働 組 合 組 織 の 前 年 比 較

産 業 別	組 合 数			組 員 数		
	1953年6月末	1954年6月末	対前年増減	1953年6月末	1954年6月末	対前年増減
全 産 業	30,129	31,456	1,327	5,842,678	5,986,168	143,490
農 業	221	169	△ 52	9,023	6,757	△ 2,266
林 業	437	445	8	57,337	57,148	△ 189
漁 業	117	133	16	33,895	42,363	8,468
鉱 業	1,190	1,085	△ 105	465,392	404,916	△ 60,475
金 属	208	196	△ 12	60,880	58,987	△ 1,893
石 炭	744	647	△ 97	378,242	320,884	△ 57,358
石 油	36	31	△ 5	5,094	4,978	△ 116
非 金 属	202	211	9	21,176	20,068	△ 1,108
建 設	1,709	1,744	35	267,890	285,435	17,545

製業者労働者 第一條

製造業		9,139	9,203		64	1,872,460	1,918,616	46,156
食料	煙草製品	743	717	△	26	65,642	69,358	3,716
食料	煙草製品	56	47	△	9	25,393	28,147	2,754
織物	繊維製品	1,143	1,172		29	396,334	382,138	△ 14,196
衣服	縫製製品	97	94	△	3	14,590	13,670	△ 920
木材	木製製品	814	800	△	14	30,340	31,455	1,115
家具	建築製品	124	127		3	5,182	5,910	728
紙類	印刷製品	302	307		5	60,906	59,959	△ 947
印刷	出版製品	514	538		24	75,768	82,366	6,598
化学	工業製品	971	958	△	13	239,389	261,356	21,967
石油	炭製品	70	73		3	11,904	12,715	811
石油	炭製品	184	163	△	21	44,288	40,672	△ 3,616
皮革	皮革製品	49	55		6	5,192	5,590	398
皮革	皮革製品	575	584		9	79,259	87,853	8,594
ガラス	土製品	536	576		40	212,750	216,155	3,405
第一次	金属製品	477	433	△	44	47,236	44,996	△ 2,240
金属	金属製品	1,135	1,188		53	156,117	163,875	7,758
金属	金属製品	525	528		3	141,032	149,886	8,584
電気	機器	517	534		17	209,515	208,340	△ 1,175
送用	設備	158	140	△	18	34,340	35,146	806
専門	機械	149	169		20	17,283	19,029	1,746
上記以外	製造業	1,358	1,445		87	142,151	150,678	8,527
卸売	小売	1,203	1,349		146	265,166	285,741	20,575
金融	保険	9	10		1	1,664	1,643	△ 21
不運	輸通信その他公益事業	6,663	7,044		381	1,394,082	1,409,747	15,665
鉄道	鉄道	1,937	1,956		19	404,698	404,575	△ 123
地方	地方	208	213		5	158,423	151,365	△ 7,058

道	路	旅	客	252	314	62	46,945	56,846	9,901
道	路	貨	物	451	448	3	51,759	44,722	△ 7,037
水	運	業	業	139	127	12	98,328	91,902	△ 6,426
航	空	業		1	2	1	1,490	120	△ 1,370
倉	庫	及	管	96	84	12	8,299	7,905	△ 394
運輸に附帶するサービス				758	778	20	124,603	128,619	4,016
通	信	業		1,986	2,198	212	324,647	345,987	21,340
熱光及動力供給業				719	809	90	151,616	151,644	28
水道業及衛生業				116	115	1	23,274	26,062	2,788
サ	ー	ビ	ス	5,062	5,652	590	876,010	913,657	37,647
自	動	車	修	106	98	8	17,473	13,222	△ 4,251
の	他	修	理	74	89	15	9,737	16,959	7,222
映	画	業		96	73	23	12,570	12,091	△ 479
興	業	娯		33	43	10	3,056	2,937	△ 119
教		育		3,309	3,777	468	609,006	634,803	25,797
駐	留	軍	保	123	142	19	116,922	121,378	4,456
上記以外のサービス		業		1,321	1,430	109	107,246	112,267	5,021
公		務		3,016	3,147	131	456,869	499,012	42,143
分	類	不	能	5	30	25	739	10,454	9,715

1. 旧調査方式による。
2. 上記以外の製造業には武器製造業を含む。
3. △印は減少。

労働省「労働組合調査報告」による。

増加が多かつたためである。すなわち

組合員数の増減を産業別にみて、増加の著しい産業は公務（四万
二千人増）、教育（二万六千人増）、化学工業（二万二千人増）、金

融及保險業（二万一千人増）、通信業（二万一千人増）および建設業（二万八千人増）で、一方、減少の激しい産業としては石炭鉱業（五万七千人減）、紡織業（二万四千人減）、地方鉄道業及軌道業（七

第 235 表 組織別労働組合数及組合員数

組 織	組 合 数	総組合数に 対する割合	組 合 員 数	総組合員数に 対する割合
合 計	18,127	100.0	6,075,746	100.0
企 業 別	14,833	81.8	4,655,828	76.6
産 業 別	610	3.4	745,260	12.3
職 業 別	2,109	11.6	432,870	7.1
そ の 他	575	3.2	241,788	4.0

〔備考〕 新調査方式による。

労働省「労働組合調査報告」による。

第 236 表 規模別労働組合数及組合員数

規 模 別	労 働 組 合 数			組 合 員 数		
	1953年	1954年	対前年比較	1953年	1954年	対前年比較
合 計	18,228	18,127	△ 101	5,927,079	6,075,746	148,667
5,000 人 以 上	142	146	4	2,610,936	2,814,811	203,875
1,000～4,999人	663	639	△ 24	1,356,815	1,316,477	△ 40,338
500～ 999人	753	771	18	528,170	532,565	4,395
100 人 以 下	16,670	16,571	△ 99	1,431,158	1,411,893	△ 19,265

〔備考〕 1. 新調査方式による。

2. △印は減少。

労働省「労働組合調査報告」による。

千人減）、道路貨物運送業（七千人減）および水
運業（六千人減）である。

また、組合員数を総理府統計局の労働力調査「雇
用者」総数と比較して推定組織率を求めると三九・
六％で前年同期の四〇・九％を僅かながら下回つ
た。これは労働力調査による雇用の増大が主とし
て従来から労働組合の組織化がはかっている部門
で実現されたためといわれている。（第232・233・
234表）。

以上は旧調査方式にもとづく集計結果によつて
いるが、単一組織の労働組合の本部および単位労
働組合を一組合として集計した新調査結果によれ
ば、労働組合数一八、一二七組合、組合員数六〇
八万人で前年同期に比較すると組合数では一〇一
組合の減少となつているが、組合員数は一五万人
の増加であつた。

また、新旧両調査方式の集計結果を組合数で比
べた場合、新調査で九万人多いが、それは主とし
て単一組織の下部組織である支部または分会のう
ち、単位労働組合に準ずることのできないもの、
いいかえると独自の規約をもち独自の活動をなし
うる単位労働組合の実態を備えないものが旧調査
の集計では除外されたが、新調査ではそれらの組
合員数が単一組織の本部の組合員数に計上されて
いるためである。

組織別分布 わが国労働組合の圧倒的多数が企
業組合すなわち同一企業または事業所の従業員で

組織する企業別組織であつて、本年度の新調査方式の結果もこの点を裏づけており、この企業別組織が全組合員の七七%を占めている。残り二三%のうち産業別組織および職業別組織はそれぞれ一二%、七%で、四%に相当するものが地域その他の組織である（第235表）。

規模別分布 組合員の分布を組合員の規模別区分からみると（第236・237表）、新調査方式によれば五〇〇人以上の組合員をもつ組合で既に七七%を占め、五〇〇人未満の組合は組合数からみれば九一%を占めているにもかかわらず、組合員数においてはわずかに二三%である。

適用法規別分布 新調査方式による適用法規別分布は第238表通りである。また第239表によつて組合員数の対前年比較を試みると、地方公務員法五万六千人増加および労組法五万二千人増加が大きい。

府県別分布 旧調査方式による労働組合組織の府県別分布は第240表の通りである。組織労働者が三〇万人以上の府県は、東京八三万二千人を筆頭に、大阪四四万人、兵庫三九万九千人、福岡三九万七千人、北海道三五万一千人および神奈川三〇万二千人である。

前年同期に比べて増加が著しいのは東京四万六千人、大阪二万九千人、京都一万三千人、兵庫一万一千人、神奈川七千人等で、京浜および阪神に多い。一方、減少は福岡一万八千人を初めとして長崎一万一千人、北海道九千人、山口四千人、佐賀四千人、愛知三千人がある。

第二節 主要連合団体の現状

主要な連合団体組織の動きとしては全国労働組合会議（全労会議）

が一九五四年四月に新たに結成をみたが、その他については大きな変更はみられなかつた。以下、主要な団体別組合員の分布をみよう（第241表）。

一、日本労働組合総評議会（総評）

総評は三六団体で構成され、傘下組合員数は三〇〇万三千人（総組合員数の四九・四%）で、前年同期に比べて二八万九千人の減少となつている。減少の主な原因は全織同盟、海員および全映演の脱退である。

しかし新たに国際電信電話労働組合（五三年九月）および日本新聞労働組合連合会（五四年六月）が加入したことや、全国自治団体労働組合協議会（自治労協）に日本自治団体労働組合総連合（自治労連）が合同して全日本自治団体労働組合（五四年一月）が結成され、総評に加入していることおよび全駐留軍労働組合に全日駐が合同（五三年一二月）総評加入している等組合員数の減少を補つている。

なお、五四年六月末以後に全国紙パルプ産業労働組合連合会（五四年七月）および文部職員組合（五四年八月）が加入し、全日本自動車産業労働組合（五四年十二月）が解散した。

二、全日本労働組合会議（全労会議）

五四年四月に総同盟、海員および全映演などにより設立された。この傘下組合員数は五九万五千人（総組合数の一〇%）と推定される。この全労会議の設立経過はまず五二年一二月に総評内に全織同盟、海員、全映演および日放が「総評指導方針の批判」を發表し五三年二月これに総同盟、常炭連が加わつて全国民主主義労働組合連絡協議会（民労連）を結成した。そして、五三年七月まず海員が総評を脱退、続いて同年九月全映演、十一月全織同盟が脱退して五四年四月に結成された。

労働組合数及び組合員数

500 人～999 人		100 人～499 人		30 人～99 人		29 人 以下	
組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
771	532,565	4,504	969,868	6,196	342,061	5,871	99,964
1	549	3	616	35	1,789	33	590
3	1,946	35	7,310	35	2,008	15	291
12	7,759	44	10,144	44	2,760	18	200
71	50,196	286	64,241	307	17,923	161	3,054
44	29,025	318	67,011	396	21,776	180	3,068
280	194,870	2,050	422,544	2,676	150,728	2,173	36,725
19	13,445	100	18,963	183	9,746	199	2,940
—	—	—	—	—	—	—	—
54	37,876	385	84,759	250	14,975	95	1,802
—	—	24	4,849	44	2,361	21	411
2	1,496	61	10,496	220	10,893	497	7,799
—	—	10	1,949	48	2,549	68	1,141
7	4,580	79	15,269	120	6,854	47	857
4	2,852	115	23,118	194	10,704	171	3,085
40	28,387	277	59,996	239	14,170	179	3,219
4	2,697	8	1,733	13	722	23	403
7	4,560	67	15,525	46	2,841	12	219
—	—	19	4,056	23	1,303	11	161
22	15,536	149	30,927	217	12,158	133	2,426
39	26,365	144	32,089	163	9,344	97	1,684
6	4,198	77	14,880	152	8,465	103	1,797
28	19,642	214	41,302	384	21,417	275	4,756
25	17,676	133	26,408	143	8,180	81	1,352
14	10,232	111	20,923	135	7,914	90	1,530
6	4,394	34	6,938	37	2,242	26	378
3	1,934	43	8,364	65	3,890	45	765
22	14,368	165	33,919	214	11,990	269	4,391
46	34,703	87	21,778	185	9,763	414	6,819
1	650	3	771	4	184	2	38
80	55,164	463	96,947	526	30,253	305	5,548
150	100,378	654	153,396	1,351	70,566	1,592	27,376
60	42,132	383	88,306	415	21,940	706	11,779
1	825	13	2,885	8	381	3	85

第 237 表 産 業 及 び 組 合 員 の 規 模 別

産 業	合 計		5,000 人以上		1,000～4,999人	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
全 産 業	18,127	6,075,746	146	2,814,811	639	1,316,477
農 業	73	6,063	—	—	1	2,519
林 業 及 び 狩 猟 業	89	58,547	1	46,992	—	—
漁 業 及 び 水 産 養 殖 業	130	42,226	—	—	12	21,363
鉱 業	901	402,123	9	120,095	67	146,614
建 設 業	965	284,291	3	116,715	24	46,696
製 造 業	7,479	1,964,464	48	648,511	252	511,086
食 料 品 製 造 業	513	74,190	1	6,881	11	22,215
煙 草 製 造 業	1	37,870	1	37,870	—	—
紡 織 業	844	400,265	15	170,393	45	90,460
衣 服 及 び 身 廻 品 製 造 業	91	12,527	—	—	2	4,906
木 材 及 び 木 製 品 製 造 業	780	30,684	—	—	—	—
家 具 及 び 装 備 品 製 造 業	126	5,639	—	—	—	—
紙 及 び 類 似 品 製 造 業	265	58,958	1	5,415	11	25,983
刷 出 版 及 び 類 似 産 業	499	82,402	3	19,710	12	22,933
化 学 工 業	791	249,906	6	37,858	50	107,276
石 油 及 び 石 炭 製 品 製 造 業	50	10,906	—	—	2	5,351
ゴ ム 製 品 製 造 業	140	39,874	—	—	8	16,729
皮 革 及 び 皮 革 製 品 製 造 業	53	5,520	—	—	—	—
ガ ラ ス 及 び 土 石 製 品 製 造 業	533	85,829	—	—	12	24,782
第 一 次 金 属 製 造 業	478	206,166	7	80,350	28	56,334
金 属 製 品 製 造 業	344	123,170	2	88,548	4	5,282
機 械 製 造 業	915	131,611	1	20,800	13	23,694
電 気 機 械 器 具 製 造 業	413	139,974	4	35,822	27	50,536
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	377	224,323	7	144,864	20	38,860
医 療 機 械 ・ 理 化 学 機 械 ・ 写 真 機	108	25,635	—	—	5	11,683
光 学 機 械 器 具 及 び 時 計 製 造 業	158	19,015	—	—	2	4,062
上 記 以 外 の 製 造 業	158	19,015	—	—	2	4,062
卸 売 及 び 小 売	693	143,886	2	40,001	21	39,217
金 融 及 び 保 険 業	795	274,836	14	113,657	49	88,116
不 動 産 業	10	1,643	—	—	—	—
運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	1,448	1,462,958	25	1,167,710	49	107,336
サ ー ビ ス 業	3,860	881,168	23	375,713	90	153,739
公 務	1,656	542,765	21	185,417	71	193,191
分 類 不 能 の 産 業	28	10,776	—	—	3	6,600

〔備考〕 新調査方式による。

労働省「労働組合調査報告」による。

第 238 表 適用法規及び民間公営別労働組合数及び組合員数

民間公営別	合 計		労 組 法		公 労 法		地 公 営 法		国家公務員法		地方公務員法	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
合 計	18,127	6,075,746	13,418	3,873,639	20	875,077	234	83,828	332	236,216	4,123	1,006,986
民 間 企 業	13,156	3,732,496	13,156	3,732,496	—	—	—	—	—	—	—	—
(駐留軍労務)	10	129,437	10	129,437	—	—	—	—	—	—	—	—
公 共 企 業 体	7	604,094	—	—	7	604,094	—	—	—	—	—	—
国 家 企 業	346	507,605	2	446	12	270,943	—	—	332	236,216	—	—
(失対事業)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 企 業	4,618	1,231,551	260	140,697	1	40	234	83,828	—	—	4,123	1,006,986
(失対事業)	236	137,443	236	137,443	—	—	—	—	—	—	—	—

〔備考〕 新調査方式による。労働省「労働組合調査報告」による。

第 239 表 適用法規別労働組合数及び組合員数

適 用 法 規	1 9 5 3 年 6 月 末				1 9 5 4 年 6 月 末			
	組 合 数	組 合 員 数	組 合 数	組 合 員 数	組 合 数	組 合 員 数	組 合 数	組 合 員 数
合 計	18,229 (100.0)%	5,927,079 (100.0)%	18,127 (100.0)%	6,075,746 (100.0)%	13,418 (74.0)%	3,873,639 (63.8)%	20 (0.1)%	875,077 (14.4)%
労 働 組 合 法	13,943 (76.5)%	3,821,583 (64.5)%	13,418 (74.0)%	3,873,639 (63.8)%	20 (0.1)%	875,077 (14.4)%	83,828 (1.3)%	236,216 (3.9)%
公共企業体等労働関係法	30 (0.2)%	860,811 (14.5)%	20 (0.1)%	875,077 (14.4)%	234 (1.3)%	83,828 (1.3)%	236,216 (3.9)%	1,006,986 (16.6)%
地方公営企業労働関係法	215 (1.2)%	73,269 (1.2)%	234 (1.3)%	83,828 (1.3)%	236,216 (3.9)%	1,006,986 (16.6)%	—	—
国家公務員法	368 (2.0)%	220,837 (3.7)%	332 (1.8)%	236,216 (3.9)%	—	—	—	—
地方公務員法	3,672 (20.1)%	950,579 (16.1)%	4,123 (22.8)%	1,006,986 (16.6)%	—	—	—	—

〔備考〕 新調査方式による。単一組織の下部組織の支部又は分会で単位組合に準ずることの出来ないものがあるため第1表の数字を9万人上廻っている。労働省「労働組合調査報告」による。

第240表 府県別単位労働組合の前年比較

府 県	組 合 数			組 合 員 数		
	昭和28年 6 月 末	昭和29年 6 月 末	対前年増減	昭和28年 6 月 末	昭和29年 6 月 末	対 前 年 増 減
合 計	30,129	31,456	1,327	5,842,678	5,986,168	143,490
北海道	2,504	2,477	△ 27	360,079	351,525	△ 8,554
青森	567	591	24	50,895	51,392	497
岩手	599	412	△ 187	65,053	67,570	2,517
宮城	548	545	△ 3	73,724	78,722	4,998
秋田	496	480	△ 16	64,744	66,594	1,850
山形	609	772	163	54,377	55,363	986
福島	593	608	15	107,866	112,440	4,574
茨城	328	359	31	72,815	75,982	3,167
栃木	421	486	65	59,010	62,309	3,299
群馬	868	867	△ 1	77,638	81,052	3,414
埼玉	532	559	27	97,595	98,927	1,332
千葉	405	434	29	72,211	77,840	5,629
東京	2,924	3,042	118	787,145	832,728	45,583
神奈川	1,053	1,100	47	295,561	302,256	6,695
新潟	712	739	27	127,521	129,325	1,804
富山	318	438	120	72,376	75,046	2,670
石川	340	353	13	58,759	60,646	1,887
福井	276	266	△ 10	40,894	40,065	△ 829
山梨	286	286	—	32,307	33,532	1,225
長野	1,330	1,358	28	115,311	118,938	3,627
岐阜	437	435	△ 2	90,555	93,134	2,579
静岡	700	720	20	126,457	134,487	8,030
愛知	958	1,062	104	272,877	269,720	△ 3,157
三重	370	803	433	97,576	100,773	3,197
滋賀	223	224	1	53,824	54,041	217
京都	622	637	15	127,339	140,784	13,445
大阪	1,670	1,758	88	411,567	440,837	29,270
兵庫	1,195	1,221	26	387,889	399,219	11,330
奈良	315	221	△ 94	33,121	34,825	1,704
和歌山	325	339	14	52,076	55,137	3,061
鳥取	291	290	△ 1	29,347	30,751	1,404
島根	368	413	45	37,610	39,740	2,130
岡山	447	442	△ 5	91,252	93,320	2,068
広島	602	648	46	140,814	145,541	4,727
山口	574	594	20	127,498	123,437	△ 4,061
徳島	313	332	19	40,802	43,259	2,457
香川	350	347	△ 3	49,564	50,324	760
愛媛	425	472	47	82,454	85,675	3,221
高知	581	555	△ 26	44,595	46,759	2,164
福岡	1,148	1,135	△ 13	415,002	397,060	△ 17,942
佐賀	313	313	—	62,730	59,223	△ 3,507
長崎	459	448	△ 11	125,124	113,910	△ 11,214
熊本	361	393	32	76,722	77,404	682
大分	378	394	16	52,139	54,211	2,072
宮崎	307	324	17	56,235	55,283	△ 952
鹿児島	688	764	76	71,628	75,062	3,434

- 〔備考〕 1. 旧調査方式による。
 2. △印は減少。
 3. 労働省「労働組合調査報告」による。

第 241 表 加 入 主 要 団 体 別 組 合 員 数

主 要 団 体	1 9 5 1 年 6 月 末	1 9 5 2 年 6 月 末	1 9 5 3 年 6 月 末	1 9 5 4 年 6 月 末
計 議 会 議 盟	5,686,774 (100.0) 2,921,228 (51.4)	5,719,560 (100.0) 3,101,829 (54.2)	5,927,079 (100.0) 3,292,161 (55.5)	6,075,746 (100.0) 3,003,127 (49.4)
本 日 本 労 働 組 合 総 評 議 会	—	—	—	595,091 (9.8)
本 日 本 労 働 組 合 総 合 同 会	331,348 (5.5) 46,708 (0.8) (69,467)	218,829 (3.8) 27,401 (0.5) (39,746)	243,776 (4.1) 13,645 (0.2) 40,422 (0.7)	221,531 (3.6) 13,142 (0.2) 40,951 (0.7)
全 日 本 産 業 別 労 働 組 合 連 合 会	912,764 (16.1) 1,675,257 (29.5)	1,038,010 (18.1) 1,520,979 (26.6)	821,265 (13.9) 1,577,452 (26.6)	943,733 (15.5) 1,501,980 (24.7)

〔備考〕 1. 1952年までは旧調査方式により1953年以降は新調査方式による。従つて合計の数字は1952年と1955年は正確につながらない(約9万人の差がある)。

- 2. 二以上の全国組合に所属している場合は組合員数を夫々集計してあるので各団体毎の合計欄の数字と一致しない。
- 3. 労働省「労働組合調査報告」による。

第 242 表 解 散 理 由 別 単 位 労 働 組 合 数 及 び 組 合 員 数

解 散 理 由	1949年7月～ 1950年6月	1950年7月～ 1951年6月	1951年7月～ 1952年6月	1952年7月～ 1953年6月	1953 年 7 月～1954 年 6 月	
	組 合 数	組 合 数	組 合 数	組 合 数	組 合 数	組 合 員 数
計 少 数 論 意 更 滅 他 明	8,832(100.0) 3,263(36.9) 2,107(23.9) 176(2.0) 1,695(19.2) — 1,591(18.0) —	5,328(100.0) 1,671(31.4) 925(17.4) 561(10.5) 960(18.0) — 586(11.0) 625(11.7) —	2,842(100.0) 599(21.0) 423(15.0) 228(8.0) 497(17.0) — 611(21.0) 484(17.0) —	2,538(100.0) 600(23.9) 205(8.1) 193(7.6) 868(34.2) 79(3.1) 526(20.7) 22(0.9) 118(4.6)	2,551(100.0) 600(23.5) 121(4.8) 158(6.2) 845(33.1) 18(0.7) 409(16.0) 400(15.7) —	198,590(100.0) 34,892(17.6) 5,221(2.6) 7,964(4.0) 92,561(46.4) 2,433(1.2) 21,286(10.7) 34,233(17.3) —
合 事 業 所 の 休 廃 縮 計	—	—	—	—	—	—
組 指 導 者 の 欠 除 , 組 合 内 部 の 紛 争 , 財 政 不 知 意	—	—	—	—	—	—
組 内 (分 然 の 消 裂)	—	—	—	—	—	—

〔備考〕 旧調査方式による。労働省「労働組合調査報告」による。

また五四年六月以後に日本駐留軍労働組合（五四年八月）が加入した。

三、全国産業別労働組合連合会（新産別）の傘下組合員数は四万一千人（〇・七％）全日本産業別労働組合会議（産別会議）は一万三千人（〇・二％）で組合員数は前年と殆んど増減なく、構成組合においても変化がみられない。

四、その他の全国組合

総評、全労（および総同盟）、産別、新産別のいずれにも加入していない全国組合は三四組合、組合員数は九四万三千人（一五・五％）である。

五三年六月末から五四年六月末までの間に新に設立されたものとして全国電力労働組合連合会（五四年五月）、全国相互銀行従業員組合連合会（五三年八月）、日本民間放送労働組合連合会（五三年七月）および日本駐留軍労働組合（五三年一月）がみられた。

終りに、解散理由別の単位組合数および組合員数をかかげておく（第242表）。

第二章 農民の組織状況

第一節 農民組合数

第243表以下の諸表は一九五二年一二月末現在における農民組合の組織ある市町村数、農民組合数と組合員数をしめすものである。なお一九四七年から四九年までの統計数字は各農民組合および農業復興会議調査によるものであり、それ以後のものは総て農林省農地局農地課の調査によるものである。この調査結果がどこまで客観的な農民組織状況を反映するものか、いくぶん疑問であるが、それを検証するに足る材料もなく、またこの官庁統計以外にはまとまった全国的調査がないので、ここにそのまま掲げることにする。

まず日農以下各系統の組合のある市町村数（第243表）を見ると、一九五二年末現在で四五七六を数え、前年に比べわずかに増加している（この合計数は、系統別組合組織のある市町村数を合計した延市町村数である）。これを系統別にみると日農両派は二三四〇の市町村にその下部組織をもち、このうち主体性派は一〇三一、統一派は七一六である（ここで断つておかねばならぬことは、統一派、主体性派の区別は調査が非常に困難で、官庁統計ではとくにこの点の把握がむずかしいことは推定に難くない。以下の諸表は参照するばあいも同様にこの点に留意していただきたい）。府県別にみると、主体性派の組合の比較的多数ある府県は山形、新潟、福井、山梨、岐阜、和歌山、鳥取、徳島で、統一派の組合の多いところは宮城、茨城、新潟、愛知、愛媛、福岡、熊本などである。もつとも

この分布は、かならずしも日農の組織的勢力の強弱をただちに示すものではない。一組合当りの組合員数やその組織状態はこの表から知り得ないからである。また日農系のうち「その他」とあるのは、統一派、主体性派いずれにも属しないか、あるいはその帰属の明確でない組織であるが、この調査結果ではかなり多数で五九三の市町村に存在する。秋田、茨城、千葉、神奈川などはその組織市町村数が多い。以上を総合すると、日農系の農民組合の多く組織されている地方は、宮城二五一、秋田一六〇、茨城九一、千葉一二〇、新潟二三〇、岐阜一五〇、鳥取一四七、徳島一一九、愛媛一七〇、福岡八六等である。

全国農民組合（全農）系の組合組織ある市町村の多い地方は、千葉、山梨、岐阜、福岡などで、全国で五七〇の市町村組合を擁している。しかし全農は日農とちがつて、全国的に普遍的に組織の根を張るというよりは、前記の数県に重点的に組織されていることが特徴的で、全然その組織のない府県が不明の分をのぞき一一に達している。全日本農民組合（全日農）は東京、新潟にわずかの組織をもつほか、ほとんど全国に組織はない。つぎに全農連（農青連）系の組合は八三四の市町村に組織をもち、広島二二八、北海道一四一、宮城一一一、福岡九三の諸地方に組織が集中している。とくに北海道は同系統の農民同盟が多く、組織を下部に持ち、日農、全農等とはほとんど組織されていない。その他の系統組合、単独組合は前年にくらべ組織数を減じているが、全国各地に分布している。

つぎに第244表の農民組合数によると、日農主体性派は全国に一一三三、統一派は七三六、いずれも前年にくらべ増加している。地方別にみると主体性派は新潟、岐阜、和歌山、鳥取、徳島に多く、統一派は宮城、愛知、愛媛などに組織が集中している。「その他」の日農は秋田、茨城、千葉、神奈川、福岡、佐賀等に多い。昨年度の

調査では「その他」の日農系組合は岡山二〇〇、富山一七一等にもつとも多数存在していたが、本年度の調査では岡山〇、富山不明となっており、いずれかの年度の調査に誤りがあるものと推定されるが、統一派、主体性派を区別することが下部組合や組合員については事実上困難であり、調査上の誤りが生ずるものと思われる。ともかく両派をふくむ日農系組合は全国で二四九四で、全組合数四九二二のうち半ば以上をしめており、わが国農民組織の中軸をなしていることは従来と変わらない。

全農は合計六〇〇の支部をもち、千葉、山梨、岐阜、福岡を主たる地盤としているが、従来全農の最大の拠点であつた大阪の組合数は不明である。全日農は全国で六七支部、東京、新潟が比較的組合数の多い地方であるが、全国的農民組織の実質は持つていない。全農連は八五八組合で、前年より減少しているが、主たる地盤は前述の通り北海道と広島、福岡であり、富山にも多くの組織をもつと推定されるが、本年度の調査では不明である。

第二節 農民組合員数

日農はわが国農民団体の主軸をなし、結成以来急速に組織を拡大して一九四八年には一二〇万の組合員を有したが、その後、全農の分裂（第二回大会）、統一、主体性両派の分裂（第三回大会）、また統一派よりの常東の分離（第六回大会）など組織分裂をつづけ、農民運動の一般的停滞の中で、全体として組合員数を減少しつつ今日に至つた。一九五二年末において、両派、その他を加えて日農の組織員数は三二万五〇〇〇人で、前年の四〇万七〇〇〇人にくらべ約八万を減じた。（もつとも本年度の調査には青森、富山、静岡、大阪などが不明であるから、統計上の減少が相当数あることを考慮せ

第243表 農民組合の組織ある市町村数

組 合 別	日 農 系				全 農 系	全日農系	全農連系	その他の 系統組合	単 独 農民組合	合 計 (延)
	主体性派	統一派	その他	小 計						
1947年	…	…	…	4,368	1,043	31	2,651	1,625	9,718	
1948年	…	…	…	4,215	860	39	1,836	1,648	8,598	
1949年	…	…	…	4,247	933	24	1,826	1,495	8,525	
1950年	1,075	735	1,809	3,619	663	23	1,626	991	6,922	
1951年	631	448	887	1,966	496	20	975	566	4,534	
1952年	1,031	716	593	2,340	570	68	834	477	4,576	
海	—	4	2	6	1	—	141	44	196	
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
	18	—	4	22	1	1	1	7	32	
	道森手	—	—	—	—	—	—	—	—	
	城田形	190	37	251	—	—	111	—	362	
	島城木	—	160	160	—	—	—	—	160	
	福茨枋	24	3	—	2	2	3	—	46	
	24	34	49	27	1	1	—	12	140	
	8	4	9	21	4	—	3	9	38	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
奈	4	—	9	13	—	1	75	2	96	
	11	7	—	18	18	—	—	—	36	
	—	—	120	120	114	—	—	1	245	
	—	—	—	—	—	20	—	—	47	
	—	—	79	79	—	19	—	—	79	
東神新	195	35	—	230	15	—	—	18	304	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
富石福	18	—	—	18	—	—	—	16	34	
	16	—	—	61	1	1	—	9	215	

山長岐	静愛三	滋京大	兵奈和	島島岡	島島岡	広山徳	香愛高	福佐長	熊大宮	鹿
梨野阜	岡知重	賀都阪	庫良山	取根山	島口島	川媛知	岡賀崎	本分崎	島	児
50 13 150	...	...	25 30 71	137 1 1	...	...	...	...	...	1
20 24 —	...	...	5 — 3	10 3 10	...	...	...	...	...	—
— 9 —	...	...	...	...	...	...	...	...	...	2
70 46 150	...	...	30 30 74	147 7 11	...	...	...	...	...	3
70 7 100	...	...	33 12 8	— 7 1	...	...	...	...	...	2
4 1 1	...	...	...	5 — 1	...	...	...	...	...	—
1 17 —	...	...	— 20 78	3 — 2	228 8 1	...	...	...	...	—
— 3 —	...	...	...	1 7 —	...	...	...	...	...	—
14 35 15	...	...	13 — 7	8 27 4	...	...	...	...	...	—
159 109 266	...	...	76 62 167	164 48 19	...	...	...	...	...	5

〔備考〕 農林省農地局農地課調。 ...は不明のもの。

第244表 農民組合数

	日 農 系				全 農 系	全日農系	全農連系	その他の		単 独	合 計
	主体性派	統 一 派	そ の 他	小 計				系統組合	農民組合		
1947年	…	…	…	4,983	1,373	16	2,154	1,745	10,274		
1948年	…	…	…	5,099	1,323	44	2,257	1,722	10,445		
1949年	…	…	…	4,773	1,221	24	1,999	1,603	9,620		
1950年	1,134	847	1,883	3,864	964	23	1,717	1,027	7,595		
1951年	715	543	916	2,174	758	20	966	595	5,044		
1952年	1,132	736	626	2,494	600	67	858	621	4,922		
海	—	4	2	6	1	—	148	44	4	203	
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
	18	—	4	22	1	1	1	—	9	34	
	24	190	37	251	—	—	113	—	—	364	
	—	—	160	160	—	—	—	—	—	160	
	46	1	6	53	—	—	—	—	13	66	
	22	3	—	25	2	1	6	—	12	46	
	8	34	49	91	1	—	—	1	47	140	
	8	4	10	22	4	1	3	—	9	39	
	4	—	9	13	—	1	75	2	5	96	
奈	11	7	—	18	18	—	—	—	—	36	
	—	—	145	145	114	—	—	1	26	286	
	—	—	—	—	—	20	—	30	—	50	
	—	—	79	79	—	19	—	15	—	79	
	243	37	—	280	17	—	—	—	18	349	
富石福	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
	22	—	—	22	—	—	—	—	16	38	
	68	—	—	68	1	1	—	143	9	222	

第245表 農民組合組合員数

	日 農 系				全農系	全日農系	全農連系		その他の 系統組合	単 独 農民組合	合 計
	主体性派	統一派	そ の 他	小 計							
1947年	…	…	…	1,195,662	250,758	10,113	363,886	501,591	2,322,010		
1948年	…	…	…	1,203,595	281,978	16,831	541,769	501,653	2,545,826		
1949年	…	…	…	1,007,556	219,355	16,115	432,499	431,405	2,106,930		
1950年	209,614	121,387	422,913	753,914	144,203	3,291	409,423	288,489	1,599,320		
1951年	133,372	68,792	268,435	407,599	75,062	4,250	221,724	155,815	1,000,278		
1952年	159,593	85,398	80,495	325,486	101,608	18,513	148,527	128,596	784,940		
海	—	1,800	350	2,150	1,643	—	82,300	7,500	1,146	94,739	
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
	3,500	—	846	4,346	330	281	50	—	2,028	7,035	
	2,500	1,300	5,000	8,800	—	—	1,800	—	—	10,600	
	—	—	25,000	25,000	—	—	—	—	—	25,000	
	3,812	156	1,581	5,549	—	—	—	—	1,062	6,611	
	5,405	378	—	5,783	845	200	375	—	273	7,476	
	177	5,331	3,900	9,408	150	—	—	41	12,780	22,379	
	2,064	330	2,119	4,513	1,506	27	256	—	3,940	10,242	
	1,264	—	3,110	4,374	—	80	20,000	827	2,756	28,037	
1,674	811	—	2,485	2,350	—	—	—	—	4,835		
—	—	6,000	6,000	6,000	—	—	—	2,900	16,700		
奈	—	—	—	—	—	8,000	—	10,590	—		
東神新	—	—	6,000	6,000	—	—	—	—	—	6,000	
京川湯	45,348	6,913	—	52,261	4,358	3,732	—	1,915	5,420	67,686	
山川井	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
富石福	2,685	—	—	2,685	—	—	—	—	2,115	4,800	
	4,641	—	—	4,641	250	370	—	30,200	2,227	37,688	

以下各欄の数字は、概算値である

山長岐	梨野阜	1,500	1,000	—	2,500	4,000	429	61	—	3,600	10,590
靜愛三	岡知重	6,554	8,366	2,251	17,171	2,615	238	898	803	13,636	35,361
滋京大	賀都阪	30,000	—	—	30,000	20,000	200	—	—	4,633	54,833
歌	庫良山	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	兵奈和	3,047	565	—	3,612	6,060	—	—	—	9,844	19,516
	鳥島岡	4,730	—	—	4,730	3,718	—	500	—	—	8,948
	取根山	8,000	450	—	8,450	1,300	—	5,000	—	1,670	16,420
廣山德	島口島	14,224	2,309	—	16,533	—	926	114	600	1,208	19,381
香愛高	川媛知	...	720	290	1,010	1,400	—	—	3,127	8,137	13,674
福佐長	岡賀崎	150	5,000	—	5,150	65	100	204	—	850	6,367
熊大宮	本分崎	—	—	—	—	—	15,000	2,092	—	—	15,000
鹿	兒	1,000	907	—	1,907	331	250	2,239	—	1,718	8,537
		16,000	160	—	16,160	140	480	150	—	1,620	18,550
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	34,500	4,478	4,478	5,359	150	—	—	400	10,387
		—	—	—	34,500	697	1,500	1,724	444	6,171	45,036
		—	—	—	—	—	—	—	400	—	400
		583	3,000	5,000	8,583	27,000	1,230	11,841	—	4,230	52,884
		—	—	14,000	14,000	—	—	2,815	693	1,928	19,436
		—	—	—	—	1,503	—	—	—	6,049	7,552
		15	4,200	—	4,215	3,800	320	—	—	4,650	12,985
		430	90	—	520	180	—	—	—	120	820
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
		290	—	570	860	550	—	—	—	—	1,410

〔備考〕 農林省農地局農地課調。

第246表 国有林労働者の組織状況

支 部	定員内常 勤	常 用 出来高	小 計	期			間			日			雇			計	組 織 人 員	組 織率	未組織人 員	期 間 未組織人 員	日 雇 未組織人 員
				出来高	日 給	小 計	出来高	日 給	小 計	出来高	日 給	小 計									
北 見 帯 広 旭 川 札 幌 函 館 青 森 秋 田 前 橋 長 野 古 屋 名 阪 大 阪 高 知 熊 本 東 本 京 庁	1,447	401	1,848	498	971	1,469	280	993	1,273	4,590	1,998	43.5	2,592	1,319	1,273						
	887	329	1,216	76	390	466	402	644	1,046	2,728	1,273	46.6	1,455	409	1,046						
	1,248	361	1,609	93	417	510	549	621	1,170	3,289	1,692	51.4	1,597	429	1,170						
	987	373	1,360	39	526	565	690	1,257	1,947	3,872	1,330	34.3	2,542	595	1,947						
	578	225	803	19	151	170	185	284	469	1,442	750	52.0	692	223	467						
	2,440	723	3,163	1,124	677	1,801	1,051	1,064	2,118	7,079	3,705	52.1	3,374	1,259	2,115						
	2,446	1,550	4,087	898	1,659	2,557	2,301	4,896	7,197	13,841	6,531	47.1	7,310	113	7,197						
	1,706	467	2,631	458	452	879	1,001	7,311	8,312	11,822	2,105	19.8	9,717	1,405	8,312						
	1,743	802	2,545	427	452	879	1,001	7,311	8,312	11,822	2,105	19.8	9,717	1,405	8,312						
	836	312	1,148	632	1,810	2,442	421	2,030	2,451	7,438	4,521	60.5	2,917	466	2,451						
1,467	350	1,892	457	627	1,084	721	1,130	1,851	4,083	1,200	29.3	2,883	1,032	1,851							
1,309	850	2,893	408	492	904	941	4,662	6,603	8,399	2,554	30.6	5,845	242	5,603							
2,092	707	3,992	763	1,059	1,822	1,000	2,936	3,976	8,691	4,602	52.9	4,089	113	3,976							
872	638	1,772	1,193	1,344	3,049	1,683	5,775	7,458	14,499	6,354	43.8	8,145	687	7,458							
360	11	371	262	607	1,107	565	1,169	1,734	4,613	2,178	47.2	2,435	701	1,734							
合 計	20,418	8,099	31,330	7,639	11,186	18,825	11,830	34,772	46,602	96,757	41,153	42.5	55,604	9,002	46,602						

〔備考〕 1. 組合本部調べによる1953年6～7月現在の組合員数である。 2. 職員区分による総数は1953年4月現在のもの。

ねばらぬ。

ちて日農主体性派の組合員数は全国で一五万九千、比較的組合員数の多い地方は新潟（四万五三四七）、岐阜（三万）、鳥取（一万四二二四）、徳島（一万六〇〇〇）等である。統一派は全国で八万五〇〇〇人余、その組織地盤は主として新潟、長野、愛知、愛媛等の諸地方である。秋田、佐賀等には、両派いずれに所属するか不明の組合員数がかなり多数存在している。以上の三者を合せ日農系組合員全体を地方別にみると、その組織の比較的小さい、多数の

組合員を擁する地方は、秋田、宮城、茨城、新潟、長野、岐阜、和歌山、鳥取、徳島、愛媛、佐賀などである。

全農は総組合員一〇万一〇〇〇、前年より二万五〇〇〇ほど増加している。その組織の重点は岐阜（二万）福岡（二万七〇〇〇）であるが、大阪（不明）も従来から全農の主要な地盤の一つである。全日農は一万八千余人、全農連は北海道の八万二三〇人を筆頭に群馬（二万）、広島（二万五〇〇〇人）、福岡（一万一八四一人）の数県に集中し、その他の府県は組合員数が少い、未組織である。不明の富山には、前年調査では二万五〇〇〇人の組合員があつたことは考慮されねばならぬ。「その他の系統組合」の構成員は全国で六万二二一〇人で、東京、福井、北海道等に多い。この後者の組織は北海道開拓者連盟が主なもので、東京は三多摩農民組合等である。福井のものは農民連盟を主とする。以上の系統組合に属さない地方的な単独組合は全国に一二万八五九六人を数え、茨城（一万二七八〇）、長野（一万三三三六）、愛知（二万〇七〇七）等が多い。

以上のすべての農民団体員の総計は七八万四九四〇人で、前年の一〇〇万〇二七八人にくらべ二二万五〇〇〇人余を減じた。一九五三年二月現在の農家数六一万四二九三戸に対する農民組合員数の比率は約一三％弱である。階級的な性格を明瞭にしている日農系組合員数の農家数に対する比率は、右の比率より遙かに低い。地方別に農民組織状況がいちじるしい不均等を示していることと同時に、その組織率が年を追うて低下しつつある事実は否定すべくもない。このことは、青森、富山、静岡、宮崎等、組織状況不明の諸県を考慮に入れても同様である（第245表）。

なお最近における農民組合員数、とくに組合費完納者の数は前掲の諸統計表より遙かに少数になつてゐる模様であるが、正確には判明しない。ただ日農統一派総本部が発表した一九五四年組合員数

によると、総本部費納入組合員数は全国で、四五三七名である（「農民新聞」一九五五年二月一五五号）。県別にみると、栃木県連の七〇〇名が最多数で、新潟六〇〇、茨城二九〇、福岡二五〇、長野二二六、岡山二〇〇、大分一九〇名などが多い方であり、少数の地方は熊本（一〇）、東京（二〇）、山形（三）、山口（二〇）等である。日農主体性派については発表された数字がないので不明であるが、同様に組合員数、とくに組合費納入者数が激減していることは否定できないと思われる。

第三章 林業労働者の組織状況

国有林労働者の組織たる全国官有林労働組合の組合員数と、その組織率は第246表の示す通りである。全国各営林局管内の全労働者は本庁勤務職員をふくめて九万六七五七人であるが、そのうち四万一一五三人が組織されている。前年度の組織人員三万六五一三人に比べると、かなり組織は拡大されたが、まだ組織率は四二・五％である。ことに日雇労働者は全く組織されていない。

つぎにこの組織状況を支部別にみると、組織率のもつとも高いところは本庁（九七・〇％）で、最低は前橋（一九・八％）である。長野、青森、高知、旭川などの各支部は比較的に高率で、いずれも労働者総数の半ば以上を組織している。期間労働者と日雇労働者の別にみると、日雇の組織がほとんどなされていないことがわかる。すなわち、日雇の組織があるのは、全支部中わずかに大阪支部だけで、これも組織人員はきわめてすくない。なお右の組織員数は一九五三年四月より調査当時までの期間、組合費を納入した組合員数であり、労働者雇用形態別人員数は、一九五三年四月現在のものである。